

目次

北上川（第一輯）

一、序	東北地方建設局長	井上孝
一、序	東北地方建設局河川部長	鈴木幹雄
一、序	東北地方建設局道路部長	鈴木正
一、序	東北地方建設局企画部長	木谷昭典
一、序	東北地方建設局事務部長	富士野昭典
一、序	東北地方建設局事務部長	椎野佐昌
一、発刊のことば		

一、口 絵

一、北上川水源御堂観音	岩手郡岩手町
一、北上川旧河道	花巻市
一、猿ヶ石旧河道	同
一、北上川旧河道	同
一、旧北上川、中津川合流点	盛岡市

目 次

一、北上川の概要.....	一
第一部 北上川流域の自然	
第一編 名 称	
第一章 北上川名称の沿革.....	九
一、日 河.....	九
二、日 高 見 川.....	一一
三、神水又は神川.....	一三
四、加 美 川.....	一三
五、来 神 川.....	一五
六、北 神 川.....	一六
七、北 上 川.....	一六
第二部 治 水	
第一編 改 修	
第一章 総 説.....	二一
一、概 論.....	二一
二、改修の起元.....	二一
三、安倍氏と北上川改修.....	二二

目 次

四、平泉藤原氏の河川改修.....	二三
五、中世における北上川.....	二五
六、近世における北上川.....	二五
七、近代の概況.....	二六
第二章 低 水 工 事.....	二九
一、概 況.....	二九
二、岩 出.....	三一
三、三 治 土 手.....	三五
四、荒谷前護岸工事.....	三六
五、相 去 沈 床.....	三七
第三章 高 水 工 事.....	四二
第一節 概 況.....	四二
第二節 本 川.....	四四
一、日 形 堤 防.....	四四
二、平 泉 堤 防.....	八二
三、母体地区堤防.....	八五
四、下伊沢地区防水工事.....	一〇八

目次

五、常盤地区堤防	一一四
六、江刺地区堤防	一一五
七、鬼柳地区堤防	一二八
八、花巻新川掘削	一二九
九、紫波地区堤防	一四五
一〇、盛岡地区堤防	一四六
一一、盛岡城下における河道切替	一四八
第三節 支 川	一七二
一、夏川の改修	一七二
二、黄海川河道付替	一七七
三、黄海川堤防	一八〇
四、砂鉄川改修	一八二
五、一関地区堤防	一八五
六、新田堤防	一八七
七、人首川の改修	一八九
八、広瀬川の改修	一九三

附 録

一、河川工事の一般	一九九
二、北上川沿岸村名移動一覧(上流部)	二五二
三、北上川改修年表	二六七
四、北上川(第一輯)図面目録	二七四
五、写真目録	二七五
編集後記	二七七
正誤表	

序

東北地方建設局長 井 上 孝

北上川は岩手、宮城両県の母なる川として、又、東北地方を代表する河川として、沿岸の社会、文化、風土に大きな影響を与えてきた。その流域面積は一万平方料を越え、幹川流路の延長も二五〇料と東北地方最大の規模であり、本川河床勾配が比較的緩いことから悠久の流れとしての風格を備えている。このように沿川の人々の生活と歴史を共にしてきた北上川は、過去に大きな文化的遺産を残している。奥州藤原氏三代により遺された平泉文化、前九年役における衣川の戦いにまつわる歴史等は、当時の高い文化水準をしのばせるものであり、これ等が北上川と共に造りだされたことに、我々は高い誇りを感じるものである。

又、土木工学的にみた北上川は、その歴史が、幾多の河道変遷の歴史であり、古くは宮城県内における藩政時代の川村孫兵衛による河道開削事業、更に、明治以降の新川開削等、近代に至るまでその変遷は続けられてきた。

このような旧河道に関する資料は、我々が現在河川改修を行うことにも、氾濫水理の解析を行うことにも極めて貴重なものであり、我々技術者にとって興味のつきない歴史を教えてくれるのが北上川である。

又、北上川は、特に、上流部において白髭水と呼ばれる洪水の記録が残されており、その最も古いものは宝治元年（一、二四五年）といわれ、しかも、その規模が凡の文筆表現ながら残されていることは、我国の河川でも珍しいのではあるまいか。

更に、北上川上流部の直接改修は、昭和一六年、五大ダム建設を前提として計画されたが、これは当時アメリカの TVA 構想を参考にしたものとして、我国河川改修計画に特筆すべきものであった。

その後、昭和二年、二三年キャサリン、アイオン両台風による未曾有の洪水により、計画は大幅に変更されたが、その基本構想は今も生かされ、すでに四ダムは完成、残る御所ダムも現在工事中である。

又、本年三月社会、経済の発展に応じて北上川の治水の安全度を向上するため、再度流量改訂が行われ永年懸案であった一関地区調節池化工事も本格的に行われることとなった。

このような北上川の歴史を主として上流部河道改修の面から調べあげ、多くの文献と聞きこみによりまとめあげた本書は、極めて貴重なものであり、又、今後の河川改修は勿論、沿川の文化、風俗を理解することにも、大いに役立つものと信ずる。

数十年の永きに亘って本書をまとめられた、建設事務官佐嶋与四右衛門氏を始め関係の皆様には深い敬意を表すると共に、本書が多くの人々に読まれ、北上川がより深く理解されることを祈るものである。

昭和四八年三月

序

東北地方建設局 河川部長 鈴木 幹 雄

東北地方の直轄河川は、その改修工事着工年度の比較的古いものが多いが、北上川は、上流部についてみると昭和六年に計画策定され、比較的新しい河川である。これは、宮城県境に二〇数軒に及ぶ狭窄部があり、改修計画樹立の大きな障害となっていたことが主な原因とされている。従って、昭和一六年に策定された当初計画において、すでに五大ダムによる洪水調節構想が見られ、五大ダムの第一号として田瀬ダムが昭和一六年着工されている。この構想は、その後北上特定地域開発計画にも採用され、現在御所ダムが五番目のダムとして工事中である。

現在の北上川は、当初計画から二度の計画改訂を経て基本高水が一関、狐禅寺において毎秒一三、〇〇〇立方メートル東北地方第一の規模となり、前回計画に採用された一関地区の遊水池も、その規模を大幅に変更して、いよいよ本格的に事業化のはこびとなっている。又、近年特に注目を集めているダム群統合管理も東北地方の河川では第一号として、近く発足の予定であり、更に、上流赤川の酸性対策も利根川水系吾妻川の規模を上まわる計画で行われようとしている。

このように北上川は、東北地方はもとより全国的に見ても極めて特級的な内容を含んで、種々と計画が実行されているが、今後更に、北上川改修計画をより地域にマッチした計画として樹てるために、過去の河道の変遷と先輩諸氏の行ってきた河川工事を知ることが、より一層大切なことと考えられる。この時機に河川改修の変遷を、主として上流部についてまとめられた、建設事務官佐嶋与四右衛門氏をはじめ関係諸兄の御苦勞に深く感謝の意を表するものである。

昭和四八年三月

「北上川」発刊によせる

東北地方建設局道路部長

元岩手工事事務所長

木 谷

正

北上川改修事業の根幹をなす五大ダム最後の御所ダムの用地も解決し、四十七年三月には本体工事に着手の運びとなりました。更に北上川改修で最もむずかしい一関及び舞川地区の改修方針が確定し、四十七年度よりいよいよ実段階に入り、北上川改修の完成に目途の立ったこの時期に「北上川」を発刊するに至ったことは、まことに意義深いものがあります。

昭和四十年から昭和四十五年の五カ年間北上川改修事業にたずさわりましたが、東北第一の河川北上川は、日本の近代治水史上ユニークな優れた治水計画のもとに事業が進められており、又この事業の根幹をなす五大ダムを総合コントロールするためにいち早く電算システムを開発するなど、先輩の偉大な努力と功績にふれ、北上川改修事業にたずさわり得たことを心から誇りに思い、北上川の歴史と改修の記録をまとめ先輩の偉業を後世に伝えたいと考えました。

まず資料の収集より手がけることとし、調査課の佐嶋事務官に担当してもらい、北上川の歴史の調査から始めたわけです。

北上川の歴史は尽きることのない興味と奥深さを持っており、且つ河川の変遷と古い記録、言い伝えは現在の治水計画上からも実に重要なポイントを示してくれます。例えば、盛岡駅前の開運橋から雫石川の合流点に至る間の北上川

は、今回の調査で南部藩時代の人工河川であり、以前は開運橋付近より左に屈曲して流れ、盛岡城の城壁を洗いながら右に屈曲して中津川と合流しておったことがわかり、このことより開運橋付近の左岸堤はいったん破堤すると旧河川の状態に戻って盛岡市の中心部は大被害を受けることとなるので、この開運橋付近の堤防は最重要箇所であることがわかりました。又宝治元年の白髭水といわれる洪水の言い伝えと洪水痕跡は過去の大洪水の大きさを推定する手掛りを与え、一関地区の改修方法の策定に大きな示唆を与えてくれました。

このように「北上川」の歴史は治水上からも非常に大きな意義があり、これに近代の改修の記録を加え「北上川」が貴重な文献価値を持って一日も早く完成することを大いに期待するものであります。

昭和四十八年一月

序

東北地方建設局企画部長

前岩手工事事務所長 富士野 昭 典

川は、地球上に人間が住みつく以前から流れていた。

人間が住むようになって川は漁場になり、用水の補給源となり、交通路としても利用されるようになった。

更に、最近では生活用水の排水路としても重要になってきている。このように川と人間との関係が密接になるにつれて、治水の問題が生じ、利水の問題も生れてきた。

日本の川は、社会的な面では気象と地形の特性上治水問題が重要であり、利水に先行する場合が多いが、いずれにしても、どの川でも沿川住民との間に長い歴史を持っていることには変りはない。

又、一方、川は生きていると言われているように川自身の自然的要因からして、その流路について幾多の変遷を経てきていることも事実である。

われわれが河川の改修という立場から川との関係を持つ場合にも、以上のような川の歴史を十分に熟知して事業を進めることは、有効適切な改修のために極めて重要なことであることは間違いないと思われる。

このような意味から岩手工事事務所では、数年来調査課の職員が中心になって北上川に関する事務所所蔵の資料のみならず、沿川各所に散在している文献資料等の収集整理にあたってきた結果、相当量の資料の集積、整理を行なうこと

ができた。

これらの資料は膨大なものであり、その収集、整理等は未だ完了したとは言いが、多くの方々に貴重な資料を利用していただくため、整理のできた北上川の名称の起源及び明治維新以前の改修史等を一卷として、此の度刊行のはこびに至ったことは前任するものとして喜びにたえない。

最後に本書のため貴重な資料の公表を快諾された多くの方々に感謝申し上げますとともに、この小冊子が各方面で有効に利用されることを担当者ともども期待して止まない。

昭和四十八年一月

発刊のことば

東北地方建設局

岩手工事事務所長 椎 野 佐 昌

北上川は、その源を岩手県岩手郡岩手町御堂に発し北上・奥羽両山脈から発する雫石・猿ヶ石川・和賀川・胆沢川等幾多の大小支川を合わせて、岩手県中央部を南に縦貫し、一関下流の狭窄部を経て追波湾に注ぎ、旧北上川は追川・江合川を合わせて石巻湾に注いでいる。その流域面積は一〇、二五〇平方粁、流路延長は二五〇粁におよび、東北地方最大の河川であるばかりでなく我国でも有数の河川であり、岩手にとっては母なる川である、岩手県の社会、経済、文化等の基盤となっている。

北上川の近代治水事業は、明治十三年から同三十五年までの二十三年間継続事業として石巻河口から盛岡までの航路改良を主眼とした低水工事を実施したのが最初であり、本格的な治水事業としては、宮城県内において明治四十四年から昭和九年までの二十四年間継続事業として洪水防禦を目的とした第一期改修事業が実施されたが、上流部（岩手県内）については、ようやく昭和十六年から五大ダムによる洪水調節計画と合わせて河道改修を行なう北上川上流改修工事が始められた。

この北上川上流改修工事を遂行するために当岩手工事事務所の前身である内務省北上川上流改修統合事務所が設置され、爾來三十年余、私達の先輩諸氏は戦争による工事中止、戦後相次いで襲ったカスリン・アイオン台風による大水

害、それに伴う流量改訂など幾多の試練を乗り越えられて、着々と上流改修工事の事業を進められ、今や五大ダム最後の御所ダムの工事が着手され、北上川改修の最大の工事である一関遊水池の工事も着手されようとしており、また、北上川のダム群を統合管理する事務所も近く発足することになり、更には巷間いうところの「北方時代」の到来を思わせる東北縦貫道や東北新幹線の建設に象徴されるように、岩手の開発が急速に進められようとしているいま、北上川の治水、利水もいよいよ新しい展開をしなければならない時期となった。

この時にあたり、北上川の歴史を勉強することは非常に大切なことであると思う。我々河川を預る者はその河川の性格をよく知らなければならぬ。河川の性格を知るためには丁度一国を知るためにその国の歴史に学ぶ必要があるように河川の歴史を学ぶ必要があるのではないだろうか。

また「川は生きている」と言われるが、生きている川は人間社会を方向づけ、また、人間社会は川に反映して行く。その動行を知るためには世界の動きを世界史に学ぶことが多いように私達は河の歴史に学ぶことが多いのではなかろうか。

このような観点から岩手工事事務所では、数年来調査課を中心として当所の担当区域である北上川上流部（岩手県内の北上川）に関しかなりの勉強の蓄積ができて来た。もちろん決して完全なものではなく、まだまだ勉強はして行かなければならないことはいまでもなく、今後更に、この努力は続けていく積りである。

しかし、資料というものは散逸するものであり、我々の勉強の蓄積も人が変ると共に忘れられて行く恐れがある。

そこで不完全なことは承知のうえで、この仕事の中心として働かれた佐嶋与四右衛門氏の定年退職を記念する意味もこめて、資料として残り易い形として刊行することにした次第であり、今後、順次末尾のように刊行して行き諸先輩の

御指導を仰ぎながら更に検討を加えて後日完全に近いものを集大成して一本とする考えである。

このような次第で刊行される本書が、北上川の改修には勿論のこと北上川に関係する各方面に役立ち、ひいては岩手の発展、東北地方の発展に多少でも寄与することができれば幸いである。

末尾ながらこの第一輯を編集するにあたり御懇切な御指導を賜りました岩手大学名誉教授森嘉兵衛先生に厚く御礼申し上げます。

昭和四十八年三月

沿革誌「北上川」発刊計画

刊行年度	輯別	内 題	内 容
四七	一	改修 上	明治以前の改修・北上川の名称
四八	二	改修 中	明治、大正、昭和初期の改修・河川行政の変遷（前） 治水運動史
四九	三	水文	水源及集水域・水文観測・北上川上流部支川名称
	四	地質、水質	地質、水質・水利事業（前）・淡水漁業
	五	河道	河道変遷・北上川舟運及交通
	六	改修 下	昭和一六年以降の改修・河川行政の変遷（後）・工事機構の変遷
	七	災害、開発	洪水史・洪水予報、ダム統合管理・水利事業（後） 北上総合開発・年表



北上川の水源 御堂観音
(岩手郡岩手町御堂)



北上川旧河道

(花巻市字下巾)

花巻市愛宕神社の境内より同市字下巾方面を望めば、遠方右に、似内の稲荷神社の森が、そして、その左に旧本館の丘が見られる。

北上別荘稲荷社、旧本館の右方を流れ愛宕社下で反転して東流した北上川の旧河道には今も河跡湖が点在していて湿地が多い。



猿ヶ石川旧河床

(花巻市高木)

花巻市高木字小舟渡集落の背後に残るくぼ地(水田)は旧河床であり、その両岸に河岸段丘がみられる。

急速な市街の発展によって旧河道の面影は失なわれんとしている。

前方をさえぎる堤防は瀬川の新河道で、その向うに北上川、猿ヶ石川が流れている。



北上川右岸より見る（手前は北上川の流）



北上川旧河道（花巻市愛宕山より鳥谷ヶ崎方面を望む）

旧北上川、中津川の合流点

（盛岡市大沢河原）

盛岡市字平戸（北上川右岸）より盛岡城跡を望めば、北上川の対岸に中津川がゆるやかな曲線をえがきながら合流している。

珍らしく木橋（御瓶橋）が中津川に残っている。

この橋の向うが北上川、中津川の旧合流点である。

延宝年以前の面影は消えて、その昔を追想することもできない。

北上川の概要

概 要

北上川は宮城、岩手両県に跨る東北地方第一の大河川にして、源を岩手県岩手郡岩手町御堂に発し、北上、奥羽両山脈から発する大小幾多の支川を合せ、岩手県を北から南に縦貫し、一関下流の狭窄部を経て宮城県に入り、柳津地先で新旧両川に分流され新北上川は追波に、旧北上川は石巻港に注ぐ、幹川流路延長二五〇、五八七km、流域面積一〇、二四四、六八km²の大河である。

北上川の改修工事は、曩に、明治一三年より同三五年に至る二三年の日時を費やし、河口、石巻より岩手県盛岡市に至る幹川の低水工事を施工し、次いで、明治四四年より昭和九年までの二四箇年に亘る下流部(宮城県内)の高水工事が施工されている。しかし、上流部は依然として自然河川の儘放置せられ、洪水の被害は年々少くなかったのである。

北上川上流の改修工事は昭和一六年度において初めて起工を見たのであるが、北上川上流改修工事の主眼とする処は河水を統制し洪水を防止するにあり、その対策として、幹支川の好地点五箇所に洪水調節池を設け高水量を調節すると共に灌漑用水、発電用水等を供給する多目的ダムを建設し、更に、それに順応して盛岡より一関市に至る枢要区域の河道部の改修を行う計画であり、これが実施である。

しかるに、たまたま昭和二二、二三年度の「カスリン」「アイオン」両台風による異状出水は北上川全般の計画高水量を突破して大災害を起した。

ここにおいて、計画の再検討が余儀なくされ昭和二四年に北上川改訂改修計画が樹立され、この計画によって着々工事が進められている。

流域状況

岩手県内における北上川流域の形状は、不規則な長方形をなし南北に長く東西に狭く。東に北上山脈、西には奥羽山脈の高峰が連つていて、地勢は、東西周辺に高く中央に向つて低下している。

従つて、東西の分水嶺から流出する諸支川は、勾配が急で落差が大きい、中央を南下する本川は勾配が緩である。

流域の東方は北上山脈によつて太平洋に注ぐ諸川と流域を境し、北方は田代山、七時雨山、西岳等の連峰によつて馬淵川流域と隣接し、更に西方は奥羽山脈によつて米代川及び雄物川と流域を異にしている。南は宮城県北部を経て太平洋に入る。

北上山地は、隆起準平原でその大部分は高原状の地貌を呈しており、概してその中央部は高く周囲は次第に低下している。

準平原地形の比較的よく保存されているのは、山地の中央部及び南部の西側で、この地域の地形は一般に単調で高度の急激な変化は少ない。この地域では隆起後の侵蝕は未だ下流乃至中流部に及んだ程度である。

従つて、中流部以上の地帯においては谷幅が比較的広く、水流は緩であり、下流部では侵蝕が進み、谷は深く水流が急である。

北上山地より発する河川で北上川水系に属する河川は、砂鉄川、人首川、稗貫川、猿ヶ石川、鑓川、中津川、丹藤川等の諸川である。

奥羽山地の地貌は一般に高峻で、その高峰の多くは火山であり、最高峰の岩手山は二、〇四〇、五mに達する高岳で

あり、奥羽山地の中には沢内、雫石、平館、田山の諸盆地があつて、かなり複雑な地形を形成している。

この地域における山地を、地形的に大別すれば和賀川以南、胆沢川、磐井川等の南部地区と、和賀、雫石両川によつて区画される和賀、稗貫、紫波、南岩手等の中部地区、更に、雫石川以北の北部地区の三区に分けられる。

栗駒山、焼石岳等の火山を主峰とする南部地区は西部に高く東方へ次第に低下している。この地域には、典型的な胆沢扇状地があり、その東辺、北上川西岸一帯には広大な沖積平野が展開している。

中部地区は三界、真昼、和賀、秋田駒等の西部山地と小倉、須賀倉等の東部山地の間に沢内、雫石の盆地がある。

西部山地は顕著な火山は見られないが甚だ峻嶒で侵蝕が進み谷、谿が深い、東部山地は侵蝕が甚しく複雑な地形を形成している。同山地より流出する中小河川の流域、即ち、北上川右岸には不規則な沖積平野がある。

北部地区は、岩手山を始め新期火山が多く山頂部では侵蝕が進まず火山の形態はよく残っている。しかし、岳麓附近では、既に、深く侵蝕され峻嶒な谿谷を形成している。

これ等奥羽山地より発する河川は磐井川、衣川、胆沢川、和賀川、雫石川、松川等の諸川である。

沿岸低地は、盛岡以北にあつては甚だせまく水流もやや急であるが盛岡以南においては著しく発達し、和賀川合流点より下流等においては幅一六km余に及ぶ所がある。

北上川はこの低地、即ち、北上平野をやや東に偏して北より南へゆるやかに流れている。一関以南には北上、奥羽両山系を繋ぐ丘陵性山地があり、その断層による狭窄部を流下し宮城県に入る。

宮城県内においては、栗原郡西北部の火山岩、玉造郡北端の花崗岩が相接して栗駒嶽に連り、その間より迫、江合の両川は流れ、登米、遠田両郡の如きは卑湿にして沼沢甚だ多く下流部は丘陵近く僅に細流の注ぐのみである。

This map illustrates the Kii Peninsula and the surrounding Kii Mountains (Kii Sanmyaku) in Japan. The map shows the extensive Kii Peninsula, which is a major landmass in the region. Key locations marked on the map include cities such as Matsuyama, Takayama, and Toyama, and mountains like Mount Kiyohara and Mount Kiyomizu. The map also shows the Kii Peninsula's coastline and the surrounding sea.

北上川の水源は岩手県岩手郡岩手町御堂の山中に發し、同町丹藤において東方一帯の山地より流れ出る水を集めて西流する左支丹藤川を合し、大湾流し、北方西岳に發し南流する右支一方井川を合せ、狭長な沿岸平野を南流する。

岩手郡玉山村字川崎で、西方大深嶽（一、五四一m）の東谿に發し岩手山の北方を東流する右支松川を合せ、北上山脈の古生層地に沿ひ屈曲の末盛岡市に達し北上平野に出る。ここにおいて右支雫石川及び東方北上山脈に發する左支中津川、鑛川の支流を容れ水量が急激に増大する。以後北上山脈の西辺に沿ひ南下し、石鳥谷町において左支稗貫川を合し、後、東方より流下する長流、左支猿ヶ石川を花巻市において合流し、更に、右支瀬川、同豊沢川等を合せいよいよ水量は増大する。

本川は、更に南流し、北上市黒沢尻町に至り右支和賀川を合せ、金ヶ崎町下流において右支胆沢川を合し、江刺市で左支広瀬川を、水沢市羽田地内で同じく人首川を合せて南流する。前沢町地内白鳥において一大湾曲をなし流向を南東に転じ、平泉町附近より下流では派川を生じ、左岸山脚に沿い反向曲線を画き一闊平野に至り、栗駒山（一、六二七m）に発する磐井川を合せ、後、狭窄部に入る。

この狭窄部によって、一関平野は出水毎に湛水し附近の耕地を侵す。狭窄部の中程川崎村附近では幾分両岸が開け左支砂鉄川、千厩川が合流する。その後、再び山間狭窄部に入るが所々に狭小な平野が両岸に見られ、藤沢町黄海に至つて左支黄海川が流入する。

更に、狭窄地帯を縫い花泉町東永井に至り右支金流川を加え、宮城県登米郡に入り浅水、水越地先において東に折れ

北上川流域状況

種別 河川名	流域面積				耕地面積	
	山地	平地	水路及び 水路面積	計 (km ²)	田 (町)	畑 (町)
北上川水系	7,919.98	2,128.17	196.53	10,244.68	130,968.3	65,694.0
北上川	1,039.30	706.90	52.30	1,798.50	39,825.1	22,924.7
その他	6,880.68	1,421.27	144.23	8,446.16	91,143.2	42,669.3

更に北流し、左支二股川を合流し反転して米谷町の北端より南に方向を替え登米町に至り左支羽沢川を合せ、三度、山狭を経て柳津町に至り南沢川を合流し、ここにおいて新旧北上川に分流する。

旧北上川は柳津町より豊里町に入り、二屋にて右支迫川及び旧迫川を加え遠田、桃生両郡界にて東東北に追波川を分派す。本流は、南に折れ石巻市蛇田字高屋敷にて流向を東に転じ稲井町に入り真野川を合せ南西に流れ、更に、南流して石巻湾に入る。

又、柳津より分流した新北上川は山狭を南に流下し、飯野川町にて東に折れ、皿貝川富士川を合せ追波湾へ注いでいる。

第一部 北上川の自然

第一編 名 称

第一章 北上川名称の沿革

はじめに

北上川は、その源を岩手県の北部山塊の中に在る北上山御堂観音の境内より湧出し、丹藤川等北上、奥羽両山脈より発する大小幾多の支川を合せ、岩手県を北より南へ貫流し、一関市地内狐禅寺において狭窄部へ入り、山の内二六kmを流下し宮城県に入る。同県津山町地先において新旧二川に分流する。新北上川は飯野川を経て追波湾へ流出し、旧北上川は桃生町を経て石巻湾において太平洋に注ぐ、岩手、宮城両県に跨る東北地方第一の大河川である。

北上川の名は、古来その呼ぶ所種々あり、北上川の文字を当てるに至ったのは鎌倉初期を以って上限とされ、それ以前における称呼は時代と共に推移するところである。

一、日ひ河かわ

北上川が大河川として史上あらわれるは、天平宝字四年（七六〇）の条に宮城県牡鹿郡より大河をわたり、峻嶺しんねいをこえて桃生柵を建置した。これによって賊は肝胆かんたんを奪われ伏したと記している⁽¹⁾。この大河は北上川であることに誤りはないがその名称は明らかでない。

第一章 北上川名称の沿革

天平宝字四年正月四日

於三陸奥国牡鹿郡一跨三大河一凌三峻嶺。作三桃生柵一奪三賊肝胆。

とある。

岩手県内における河の初見は桃生城建置後二十年を経た宝龜十一年（七八〇）二月二日の条に⁽¹⁾

陸奥国言。欲下取三船路一伐中撥遺賊。比年甚寒。其河已凍。不得通船。

とある。

これは衣川以北に蛭居する胆沢の賊を討伐せんとせしが同年は例年より寒さきびしく河はすでに凍て船を通ずる事が出来なかったことを述べているが、軍船を通ずる程の河川は北上川以外にないのであるから北上川が凍結し通船出来ない事を伝えたものである。

更に、河川の名称が知られるのは、延暦八年（七八九）六月三日の条に征東將軍紀古佐美、副將軍入間宿弥廣成、右中将池田真枚、前軍別將安倍援嶋等と計り、三軍協力し河（北上川）を渡り東岸に賊師阿豆流為等を討つ時、巢伏村（水沢市四丑）において官軍は前後に敵を受け戦死者廿五人、矢にあたり傷つくもの二四五人、河に入り溺死するもの一、〇三六人裸で遊び帰るもの一、二五七人に及ぶ大敗を喫したとある。

此の時、右中将池田真枚が日上乃湊において溺るる者を扶け、その功により敗戦の罪は免ぜられた⁽²⁾延暦八年九月十九日の条に

真枚（鎮守副將軍從五位下池田朝臣）者日上乃湊^{ひのかみ}乃溺軍^{ひのかみ}平扶擡^{ひのかみ}留^{ひのかみ}勞^{ひのかみ}爾^{ひのかみ}緣^{ひのかみ}每^{ひのかみ}取冠罪^{ひのかみ}波免賜^{ひのかみ}官^{ひのかみ}平乃解賜^{ひのかみ}比

（註）（一）書及び傍註は編者之付

とある。

ここに言うところの「日上乃湊」は日上川の湊であり、日高見川の船付場を指すものであって、石巻等の海港を言うのではない。

更に、日河と省略される場合もある。いずれも日高見川を指すものである。延暦十六年（七九七）六月桓武天皇に上表するところに⁽³⁾

伏惟天皇陛下。徳光三乳。道契三八眉。握三明鏡。以惣三萬機。懷三神珠。以臨三九域。遂使仁被三渤海之北。一豹種帰心威振三^{〇〇}日河之東。一毛狄屏^{〇〇}レ息。

とある。

「威振三日河之東」は日高見川の東に桃生城を建置してより、毛狄（蝦夷）のそむことがないというのであるが、日高見川を日河、日上河と略称し理解される程熟語化していたことは、古代国家においてひろく用いられていた日高見川の名称であらう。

二、日高見川

日高見川は、日高見の国の河の意であり、日上河（ひのかみ河）即ち日高見川である。

日高見川を夷語の「ヒタラカムイ」であり「河床の神の義」と称するものもあるが、日高見は大和言葉であり、日高見国は日立国（常陸国）と同じく、都より路はるかにしてようやく到達し得る国の意とされる。

日高見の名が国名として史上にあられるのは、景行天皇二十七年（九七）のことである。武内宿弥が東国を巡り日

高見の国状を奏上するところを次の如く記している⁽²⁾。

二月十二日

武内宿弥自三東国一還之奏言。東夷之中。有^二日高見国^一。其国人。男女並椎結文^レ身。為^レ人勇悍。是據曰^二蝦夷^一。亦土地沃壤而曠之。擊可^レ取也。

とある。これを以つて初見とするのである。更に、日本武尊が東夷を平定し、日高見国より帰るを次の如く記している⁽³⁾。

四十年(一一〇)

爰日本武尊則從^二上総^一。輸入^二陸奥国^一。時大鏡懸^二於王船^一。從^二海路^一。廻^二於葦浦^一。横渡^二玉浦^一。至^二蝦夷境^一。蝦夷賊首嶋津神。国津神等。屯^二於竹水門^一。而欲^レ距。然遙視^二王船^一。豫怖^二其威勢^一。(中略)於^レ是。蝦夷等悉慄。則褰^レ裳披^レ浪。自扶^二王船^一。而着^レ岸。仍面縛服^レ罪。故免^二其罪^一。因以俘^二其首師^一。而令^レ從^レ身也。蝦夷既平。自^二日高見国^一還之。

とある。

日高見の国は陸奥国より進んでさらに奥地であつて、蝦夷の住む宮城県仙北及び岩手県内陸部の総称と考えられている。

日本武尊の到達した日高見の地は宮城県桃生附近と称されているが、北上川の左岸桃生郡桃生村太田(桃生町)に日高見神社がある。同社は延喜式神名帳所載の古社であり、祭神は天照大神、日本武尊並に武内宿弥の三柱である。

此の外、日高見を称する神社は、本吉郡に日高見神社がある。その由緒によれば古代本吉地方は、桃生の内であり日本武尊を祀り日高見神社と称している。

又、水沢市にある日高神社は弘仁元年火満^{はけみ}瓊命^{のみに}を祀る処の妙現社であるが、その社地周辺の古名が日高であるところ

より日高妙現社と称せる所である。

地名、日高は日高見であつて蝦夷の住む東奥の地を総称した日高見国の一部である。

此処に流るる河が日高見川である。喜田貞吉博士はその論説において日高見川が北上川と訛^なつた、後まで、日高又ハ日高見の古名が一部に保存された証拠とすべきものであらうと述べているのである。

三、神水 又は 神川

北上川を神水^{かみかわ}あるいは神川^{かみかわ}と書き、そして呼んだのは、水源が北上山観音にあるところからその水、その流を神聖視した信仰的觀念から出たのであらう。

北上川沿岸平野に生きるすべてのものは、生産、生活等において北上川の恩恵^{おんけい}を享受^{きやうじゆ}しないものは皆無というても過言でない。従つて、北上川沿岸住民が北上川に畏敬的觀念をもっていることは当然である。従つて、北上川を神聖視するあまり神川と称したのであらう。

その呼称は主として岩手県南部において多く用いられた名称である。

四、加美川

菅江真澄は、その著遊覧記(天明六年、一七八六)において北上川を、その昔加美川と云えりとし、平泉猫間ヶ渚^{ねだま}を加美川のほとりとしている。

猫間ヶ渚というは加美川のへた、今は、田畑となりぬ。

と、更に、

たはしね山の麓に桜あまたうへたれば秀衡、桜川と呼びぬるは加美川、又、北上川とも云う流れをさす。

と加美川は、北上川の別名である事を明らかにしている。

南部旧記は丹藤川を次の如く説明している。

昔は、丹藤川を加美川と云へるなりと前太平記に見えたる所にして、下流も加美川と呼び、加美川の北より来る川を北加美川と云へり。

と、その末尾で北上川の事に及んでいるが、更に

然らば古に在つ北加美川と名つけたるは、即ち、本川に入るまでの間を指したるものにして。云々。

とあり、「北上川は御堂観音より発し、岩手郡岩手町川口地内で丹藤川に合流するまでの河川名である」とするものである。

それがいつしか加美川の名は忘れられ丹藤川となり、加美川の名は北上川に総称されるに至った。

として、

然し、加美川が北上川と呼ばれるに至ったことについては、

と云っている。

従つて、近世において加美川の名の用いられたことは考えられないところであるから、菅江真澄は前太平記等に精通していてその遊覧記において、殊更に、古称を引用し文章の粉飾としたのであろう。

北上川を加美川とする前太平記は陸奥話記の解説書ともいえるものであるが、安倍頼時が金為時を川崎に攻むる条等に、加美川の称を繰返し記述しこれを強調している。

又、北加美川の名は前太平記「天喜五年六月七日合戦事付飛泉涌出事」と題する一項に、義家のなせる所を

暫礼拝恭敬アリ、自弓消ヲ以テ岸ヲ穿チ給ヒシカバ真ニ大悲ノ感応ニヤ、燃ルガ如キ岩廉ヨリ澧水俄ニ涌出テ涓々トシテ始流レ古今希有ノ瑞験也此水ノ流加美川ニ落入タリケル程ニ此所ヲ北加美川ト名付タリ。

とあるが陸奥話記には見られない。

此の書の成立は近世前期であろう、菅江真澄の書に「前太平記などに聞えたり」とある。北加美川の文字を当てる所は南部領における古記、刊本等であつて、その内容は、前九年役における衣川以南の戦に関するものであるが、仙台領における旧記等には見られない。

五、来^{きた}神^{かみ}川^{がわ}

北上川の名に同音の異字を当てるものがあり、その一つとして来神川がある。

「随鑾記程」に次の如くある。

郡山駅與三日詰駅ニ接駅東崇社ニ来神川ニ有ニ古城趾ニ
と。

天明四年葛西融貫の記す「流神社寺院見聞記」には

日形月館大権現前九年の役天喜年間極月大晦日真夜中、此の山に満月出つ、頼義の兵奇なりと之を見るに、貞任の業なり、頼

義兵を八幡山に進む、貞任来神川を渡り献上森楓樹の城に通る。頼義康平年間月讀命を祭り月館神社と称す。云々。
等とある。

しかし前九年役において来神川と称せりとするには疑問がある。それは、北上川を来神川と記述するものは中世以降におけるものであるから、文章の粉飾上同音異字を用いたものであろう。

六、北きた神かみ川かわ

北神河、北神川等は近世南部氏及其その領内で多く用いられているが、これは北上川の同音異字を以て文章の粉飾に用いたと言うより、北上川の水源、御堂観音は源家ゆかりの観音として⁽³⁾南部氏（源頼義の後裔⁽⁴⁾）が特に信仰し寺領三十石を寄進し奉祀したところであるから、御堂観音より流れ出る北上川を神の水とあがめ呼んだことに基づくものであろう。

七、北きた上かみ川かわ

北上川の名は、古い時代における日高見川の転化するものであることは、さきにも述べる如く、喜田貞吉博士が

北上川は疑もなく日高見河であつて、而して、その日高見河の名が蝦夷の住む日高見の国の河の義であることは疑を容れないのである。

と、論説されるとおりであり既に定説とされるところである。

北上川の名が北上河又ハ北上川として史上にあらわれたのは⁽⁵⁾

文治五年九月二十七日（抜）西界ニ於白河関。為十餘日行程。東據ニ於外濱一平。又十日餘日。當ニ其中央ニ遙開ニ関門。名曰ニ衣関一宛。如ニ函谷。左隣ニ高山。右隣ニ長途。南北向連ニ峯嶺。産業亦兼ニ海陸。卅餘里之際並ニ植櫻樹。至三于四五月。残雪無。消仍號ニ駒形嶺。麓有ニ三流河。而落ニ于南。是北上河也。衣河自ニ北流降而通ニ于此河。凡官照小松栢。成通貞任琵琶棚等。旧跡在ニ被青巖之間。云々

とあるのが初見である。

更に、同二十八日の条に延暦の昔、坂上田村麻呂田谷窟（達谷窟）の前面に九間四面の精舎を建立し、多聞天を安置しその寄進状の中において「北上川を限り」と記すところというが、此の事は信じがたいものがある。

おわりに

北上川の名は馬溯川等と異なり夷語、又は土俗語によるものではない。従って、蝦夷、土豪等の称呼せし処は不明である。ただ、陸奥話記によれば前九年役において盛岡周辺の北上川が、大沢と呼ばれたことは推定されるが、その他の地域においては古名と考えられるものもない。

日高見川の名は中央において古代国家の命名する呼称であり、夷地の皇化に伴い下流地方より次第に上流地方に及び、更に、日高見川が北上川と転訛され今日に至ったのである。

（註）

- (1) 続日本紀
- (2) 日本書紀
- (3) 前太平記
- (4) 南部家系譜
- (5) 吾妻鏡

第二部 治水

第一編 改修

第一章 總 說

一 概 論

河川改修とは、或る目的の爲河川、又は河流に人力を以って工事を施し、その目的を達成せしむることであるなら、古代社会の支配者が自らの企画によって北上川に舟筏を通ずる爲、舟付場を設け砂嘴を削る事も、又、河川改修と言ふべきであらう。

二 改修の起元

北上川並びにその支川沿岸一帯に無数の遺跡を残している原住民の間において、筏等によって往来した事は十分考えられるところであるが、舟付場、渡船場等を造った事は考えられないのである。

北上川に舟付場、河港、渡船場等の設備が設けられた事を確認し得るものは、奈良朝末期延暦頃の事である。それは、続日本紀延暦八年六月三日条に

與_レ前軍別將外從五位下安倍猿嶋臣墨繩等_二議。三軍同_レ謀并_レ力。渡_レ河討_レ賊。約期已畢。由_レ是抽_三出中後軍各_二三千人_一。同共凌渡比至_二賊師夷阿豆流_一爲之居。

とあり、征東軍の内前軍別將安倍猿嶋等が軍議により、北上川を凌り賊を討つべく前軍二千人、後軍二千人合せて四千人がともに同一の渡場によって北上川を凌り、当時最も強豪な勢力を有すると称された賊夷阿豆流為等の蛮居する河東に至ったと言うのである。

此処に於て初めて北上川上流部に於ける渡場が史上にあらわれるのである。此の戦で征夷軍が水沢市の東境四丑（巢伏）に至り賊の反撃により戦死するもの二十五人を始めとし、全軍潰滅に等しい大敗を蒙った時、副將軍池田朝臣真枚が日上の湊で溺軍を救助しているのであるが、此の湊は、河港を指すのであるから巢伏よりさして遠くない下流に河港が設けられていた事が考えられる。（溺死体の収容は四丑附近の場合数十kmを距る平泉附近より下流に至っては古来至難とされるのが常識である）

此の河港は、自然の地形を利用した事はいうまでもないが、更に多少の人手を加えて舟付場とし、河東への渡場等であった事が考えられるのである。これが前述する如く北上川上流部における河川改修の発端といえるのではあるまいか。

三 安倍氏と北上川改修

平安末期北上川沿岸一帯に絶対の勢力を有していた安倍氏の出自に付いては不明とされているが、陸奥国に於ける在地豪族の雄であったことは明らかである。

上代史に顕れる安倍姓の陸奥国に關係をもつものは、日本書記神護景雲三年三月十三日の条に

柴田郡人、外正六位上丈部嶋足安倍柴田臣

があり、又同書延暦七年三月三日条に

前軍別將外從五位下安倍猿嶋臣墨繩

とがある。

これらの安倍は東国に勢力を有する豪族の官に任じたものであろう。北上川沿岸に勢力を有していた安倍氏は、これ等の安倍氏に直接關係があるか否かは不明であるが、出羽郡司安倍忠良は同頼時の父であり、陸奥国分寺に於ける境講師官照はその叔父である。以上のような系類下にある安倍頼時は北上平野南端の衣川にその居を定め、その子貞任以下一族郎党の殆んどを北上川沿岸の要衝の地に配し、柵を築き、これに拠らしめているのである。これ等の柵は、総て北上川を以て關連づけられ一族の連絡、交通のすべては北上川水運に依つて結ばれていたものである。したがって、これ等安倍一族の拠る所には河岸が設けられ、舟航に利便な河道整理等の施工は十分考えられるのである。

註 (1) 亘理權太夫徑清の居城、江刺市餅田の豊田城下には北上川航行の舟を繫留したと伝えられる昌莢の伐株とこれより再生する老樹がある。

(2) 盛岡市木伏等の地名は厨川柵の舟付場に關係するものではあるまいか。

したがって、その遺跡の現存するものは皆無であっても、安倍氏に依る河川改修の施工された事は間違いないところである。

四、平泉藤原氏の河川改修

平安の末、平泉に偉大なる藤原文化を築いた藤原清衡は、江刺市餅田豊田城に拠った亘理權太夫藤原経清が一子であり、母は安倍頼時が女である。後三年役の後、清衡は妻子と共に豊田城にあり弟家衡の為その妻子を失い、後平泉に移

ったのであるが、その原因について豊田城の地は狹隘である事を第一の要因であるとする事は定説の如くであるが、その事もあるうが、更に北上川の河道変遷もその一つではなからうか。それは、古代における河道は江刺平野の東辺を北上山地の裾に従って南流しているから、初めは豊田城の城下を北上川が流れていたのである。北上川本流の河道が西遷してからは、旧河道に人首川等の小支川が流入する程度となり、舟の運航が自由にできなくなった事も考えられるのである。此処において水上交通の起点として最も適合する所として平泉があげられたのではなかったか、それは前述する如く父は豊田城にあり、母方の安倍氏は数代に亘り北上川流域にあり、平泉周辺の自然については熟知している所であるからであらう。

平泉の地は、江刺平野の場合と異なり東岸は東稲山の西峰、音羽山の西麓が長く伸び北上川に落込み、西岸は鶴ノ木の岩塊がその岸を画するのである。その間を通過する北上川は東稲山の西麓に沿って流れている為、河道の変転を起す危険の少ない所である。更に、前沢白鳥附近までの急流は鶴ノ木の関門を流下した後は一変して緩流となり、舟航にも適する所であった事が考えられる。従って、平泉の地は北上川の清流にのぞみ風光明媚の地であり、中尊寺願文に言う所の官軍夷虜之死事。右来幾多毛羽鱗介之受屠。過現無量精魂皆去。他方の界。朽骨猶為三此土之塵。というが如き事由と共に、北上川舟運の起点として最も適する所であり、更に奥地へ通ずる陸路の起点ともなり、水陸交通の要衝であると共に、古来清衡衣園の地でもあるから平泉進出は当然の事であらう。

清衡は、衣川、太田川を運河でむすび、その河畔に居館柳の御所を設け、更に、北上川沿岸の平地に侍屋敷を始めとする一大都市を営み、北上川には大形船による舟運を開いているのである。従って、これに伴う河道整備、河港の開設等の外、平泉市街を護る北上川堤防の構築等を施工する河川改修を行なっているのである。

以上の如く、藤原氏の施行せる河川行政等は奥羽二国を領し、それを統一する強大勢力のもとにおいて初めて可能ならしめたところと言えるのである。

五、中世における北上川

大河川の改修等は大和政権の如き国家組織において初めて可能とする所で、地方豪族のもとでは中小河川の改修すら容易に行なわれる所ではない。

北上川上流の改修は陸奥、奥羽二国等を掌握する安倍、藤原氏等の統一支配権によって施工された事は前述する所であるが、平泉藤原氏滅亡後の北上川沿岸は鎌倉御家人によって細分領有されるに至り、更に、打ち続く戦乱により沿岸領主の興亡盛衰常ならざるところであったから、これ等支配者による治水、利水を始め河川改修等は行われず、北上川は徒らに奔流するばかりであり、又、住民は戦国領主による搾取と洪水の被害等に因る疲弊甚しく、自衛的防水工事さえ施工し得なかったのであらう。

従って、中世四百年間における河川改修の遺構等は、その大小を問わず何等見るべきものはない。

六、近世における改修

中世末期に至り商品流通機構の発達により自領産米、雑穀、紅花等の輸出による経済の安定は、勢力の増強に大きく影響する所であったから沿岸領主等は競って西廻、東廻などの航路を開き、更に、その発展を計ったのである。これと平行して北上川による舟運は愈々活発となり、北上川における航路確保が重要化して来たのである。

近世初期において、航路確保の為に施工せる北上川改修は伊達政宗の北上川新川開削を以って最大とするものであるが、上流部における改修工事は、江刺市愛宕における小勝及広瀬川の開削、一関市舞川の岩出、北上市相去の沈床及梓工事等がある。

河道改修としては黄海川、人首川等の支川付替があり、南部氏はその城地保全の為、盛岡城並びに花巻城下において北上川本流の付替工事を施工している。

防水工事は北上川沿岸最大、且、最古のものとして日形堤防が施工されている。

その他、諸所にある数千の堤塘等は、殆んど、その地域住民、又は、地区地主等が自衛的手段として築造せるものが多い。

七、近代の概況

明治元年十二月秋田戦争終結と共に北上川沿岸地帯は松本、前橋、一ノ関、八戸等の諸藩によって分割管理される所となり、更に、同二年廢藩置縣の結果北上川沿岸地域は江刺、胆沢、の二県並に一ノ関、盛岡、八戸の三藩に再分割所管される所となったのである。同四年十二月には水沢、盛岡の二県に集合所管される等の分合が行なわれ、所管庁の變転は年々の如く行なわれたため、河川行政等には何等見るべきものはない。

明治九年府県制の變更によって北上川上流部は一括岩手県の管轄に属する所となったのである。

しかし、明治維新後ほとんど改修を加えず放置に等しい状況下におかれた北上川の改修は、貧弱な地方財政では如何ともなし難かつたのであらう。同十年九月北上川を区費修築河川として各区（郡単位）に細分し分担せしめる所となつ

たのである。従つて、地方費（県費）の負担は減ずるところであるが、直接担当する区の負担が過大となり、かえつて河川改修が放置される傾向にあつたのである。

更に、同十四年北上川堤防並に二十六支川の修築費が町村負担となるに及び益々自治体最末端機構の財政を圧迫する所となり、その結果河川改修は放棄される所となったのである。

これにさきだち、明治十三年内務省土木局北上川出張所が一ノ関町に設けられ、北上川の調査並に測量等が開始されている。同十八年には内務省直轄施工の低水工事が岩手県内において狐禅寺、黒沢尻間に開始されている、盛岡市明治橋に至る延々一〇kmの全川にわたる水制護岸等の完成を見たのは十九ヶ年の歳月を経た同三十五年である。

同二十九年制定の河川法による河川台帳は、右の低水工が完成後において編成され、同三十七年二月一般の縦覧に供し河川敷地並びに民地の境界を明確にし、同年岩手県知事より内務大臣あて稟請せる処であるが、同四十一年に至り内務大臣原敬によって認下されたのである。

そのうち、北上川上流部における河川台帳の管理ならびに同台帳による改修等は岩手県において所管する所である。しかし、明治末期、大正年代等における岩手県の財政を以つて、大河川北上川の維持管理を十分に施工する事は容易でなかつたのであらう。それは、県南部における北上川本流がしばしば民地をおかしているのである。これが対策は国庫補助事業といひながら県費支弁工事であるから、殆んど完全な対策は行なわれていない一事でも明らかである。

昭和十六年、北上川上流改修綜合計画により、西磐井郡真滝村狐禅寺（一関市狐禅寺）より盛岡市に至る北上川上流部の河川改修と北上川本支川上流部における五大ダム等を国が直轄施工するため、盛岡市に北上川上流改修統合事務所を設置し、更に、猿ヶ石川堰堤建設事務所を設け猿ヶ石川堰堤建設工事に着手したのである。

これ等の工事は同十九年今次大戦により一時中止のやむなきに至つたのであるが、北上川上流における治水政策は緊急を要する所であり、戦後は、逸ち早く石渕堰堤の建設と磐井川下流部の築堤工事を開始したのである。

同二十二、二十三年の洪水は従来の計画洪水量をはるかに上まわるものであり、流量改訂を要する所となつたのである。

基礎工事を半ばにして中止せられた田瀬ダムは、米国の見返資金によつて同二十五年十月建設を再開するに至つたが、建設費の支出区分上、同事務所を分離し、北上川上流工事事務所は同二十二、二十三年洪水による災害復旧工事を主として施工する所となり。（詳細別項）同二十八年岩手工事事務所と改称され、前年（二十七年）改訂の北上川改修第二次計画によつて低水、高水の両工事を主とする改修工事を施工するところとなつた。

昭和四十年四月一日河川法の改正によつて指定外河川全般の改良、維持等の総ては建設大臣の直接施行に属する定めである。従つて、岩手県内における北上川水系の同法に定む所は岩手工事事務所が所管し、施工、管理に當つてゐる。

第二章 低水工事

一、概 況

低水工事は、当該河川における年平均水位以下の水位において、その河流に対処するため施工する工事である。

しかし、近世代において河道維持、航路確保等のため施工された低水位（平水へいずと呼ばれた）以下の工事を、低水工事と呼称したか、否かは明らかでないが、北上川において施工された低水工事は決して少いものではない。

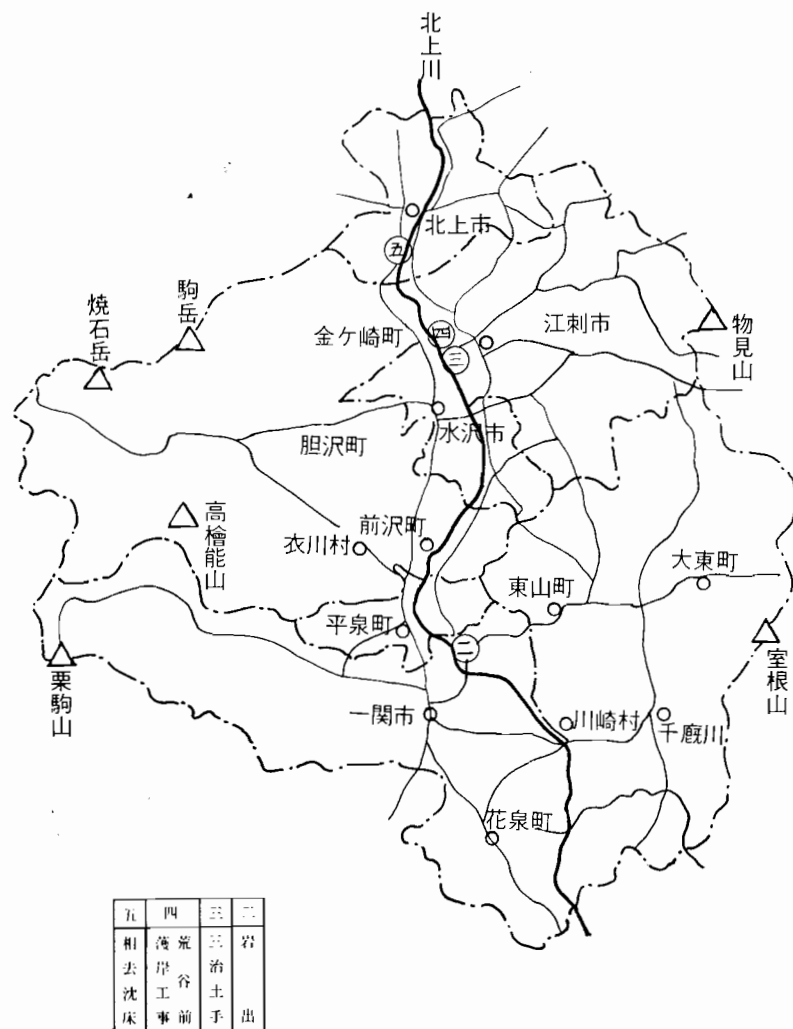
例えば、近世初頭において伊達氏が施工する処の北上川下流部の大改修等もこれに属するものである。

北上川上流部における主なる工事は、寛政年間（一七五〇～一七九四）の施工にかかる一関市舞川字和田（北上川左岸）地内において、仙台藩が施工せる川除きの「岩出」及び、北上市相去字川前に構築せる川除きの石堤、並びに、所々に設けられた「杭出」「杵」等がある。

これ等の工事は航路確保のため施工された工事で低水位以下の河道において施工されている。更に、化政期においても東磐井郡川崎村字諏訪前下流の中洲を藩費を投じ開墾せしめている。これは、河道敷をせばめ舟航に必要な水深を保つするために施工されたところであるから低水工事の一方法と言えるであろう。

南部藩においても仙台藩と同様、多額の藩費を投じ、盛岡城下新山川岸に至る航路確保のため河道整理を施工してい

第2図 低水工事位置図



る。

二、岩 出

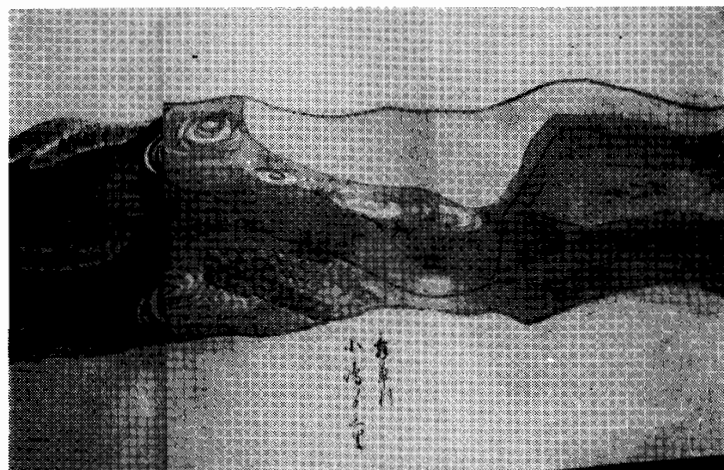
岩出は、藩政時代仙台藩によって築造せらるる処の亀張沈床であり、北上川左岸一関市舞川字和田地内にある。

此の附近を岩出と呼んでいるが、これは此の岩出沈床がある所より名づけられた地名である。

北上川は、大小数百の支川を集め渺々として大曲橋に至る、此の附近よりやや流速を減じ、更に、平泉下流に至れば河川勾配がいよいよゆるやかとなり洋々として南流する。これより下流川辺、舞草等の地区は平坦地で、洪水の都度湛水し湖水状となる。此の地域を流下する北上川は左右に蛇行を繰返す不安定な河道である。

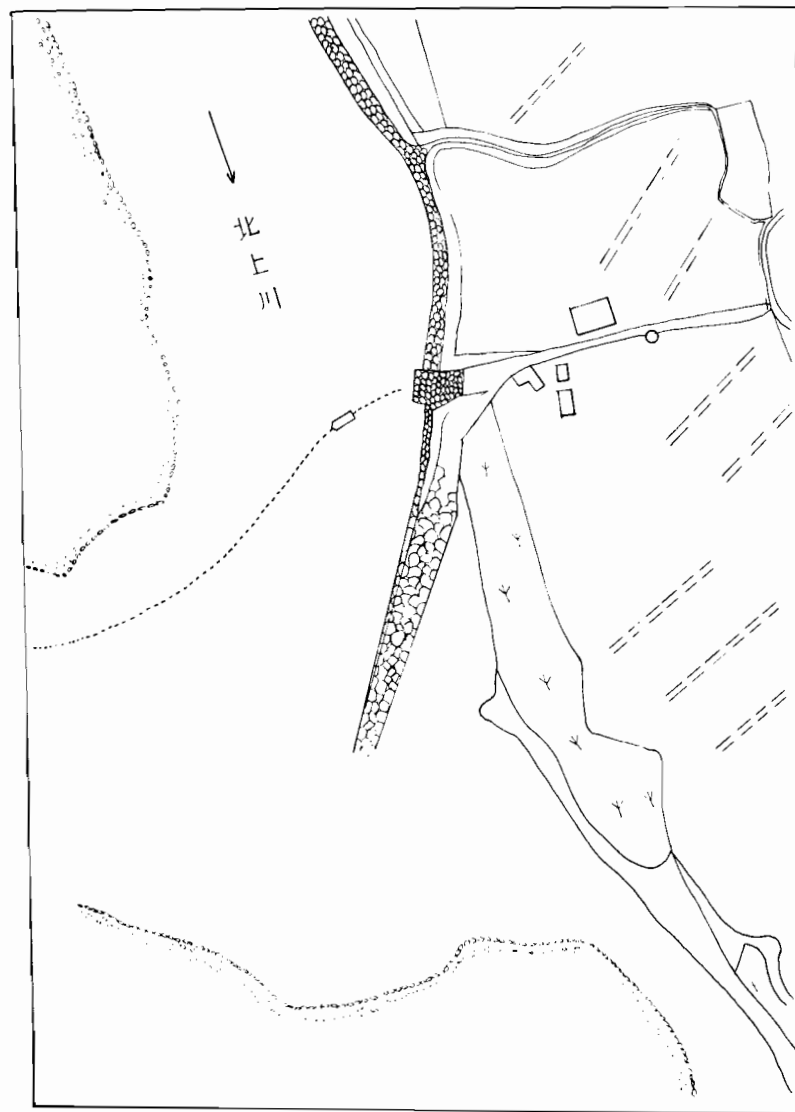
藩政初期における河道は、東西両磐の郡境の線に沿うて流れていたものである。それは寛永十八年における郡村界の設定は、河海、山谷、山稜等を以て界としたのであるから両郡界の線が当時の北上川の流心と考えられるからである(1)。

しかし、長い年月を経るに従い再々の洪水等によって河道は変

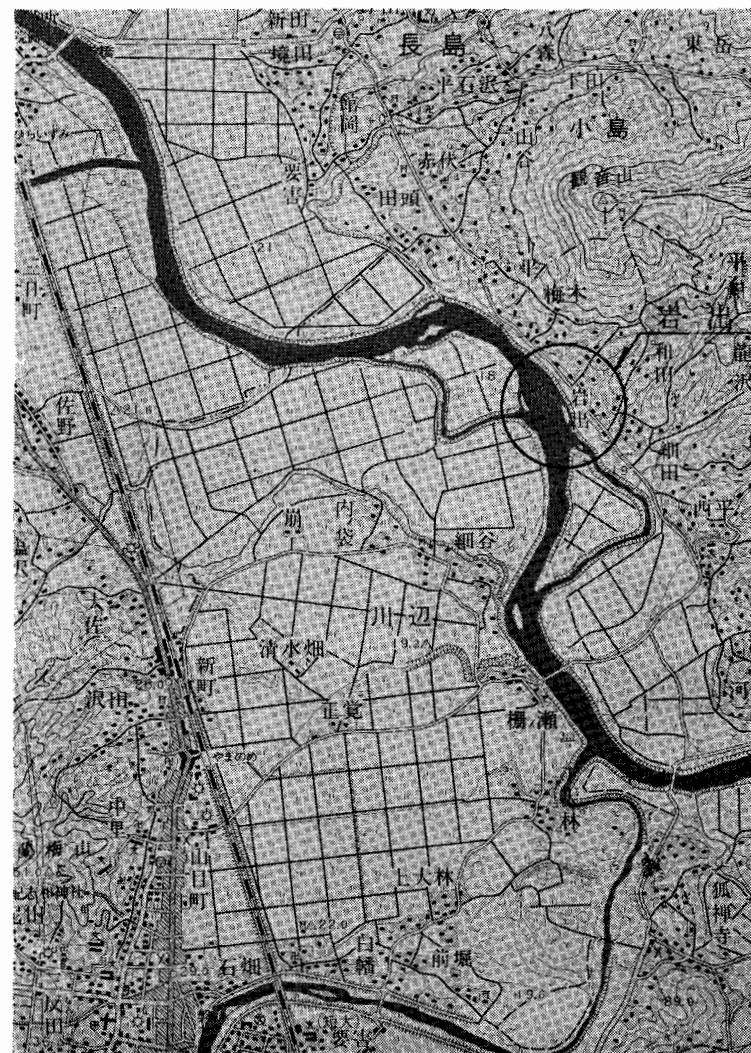


舞川岩出(北上川航路図) (岩手県図書館蔵)

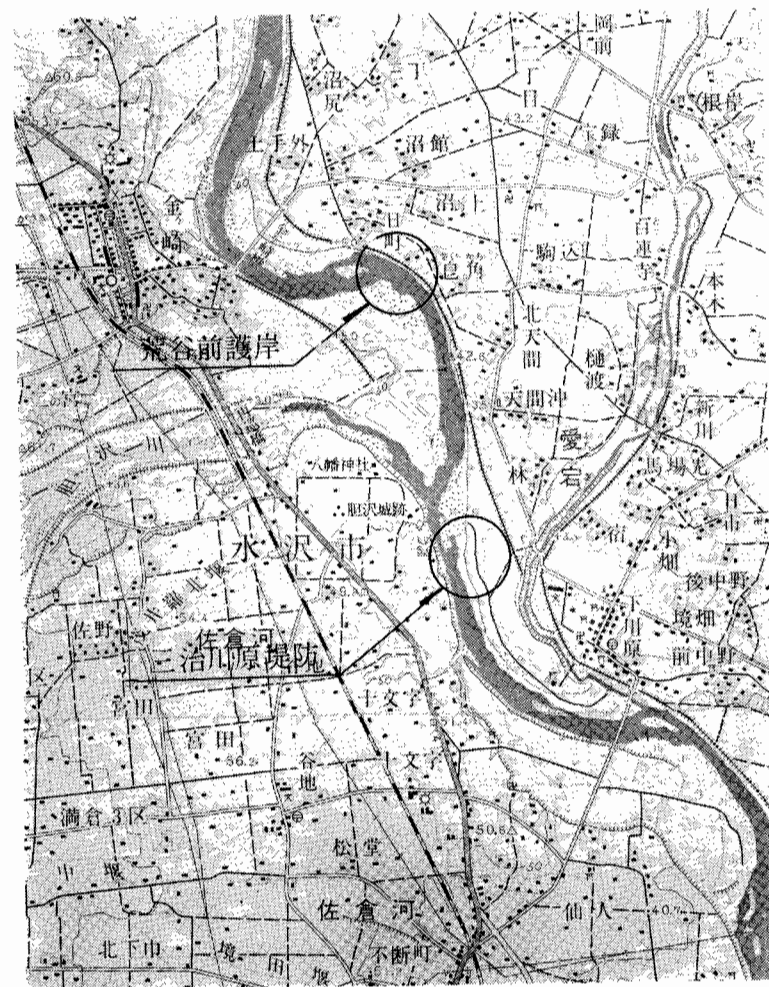
第3図の2 岩 出



第3図 岩出附近図



第4図 胆沢川合流点附近図



り、その派川は、舞草村を従流し同村地内の平野部の殆んどが、河道と変り古来の河道は古河道化と化している。

此処において仙台藩は、河道保持と航路維持の為、寛政三年十一月金三〇〇両を投じ岩石をもって長さ五三間（九五m）の川除き沈床を築造したのである。これが岩出である。

此の岩出の築造によって清水下の河道が次第に埋没し谷起となったと云うのである。

三、三治土手

三治土手、又は、石土手と称される土手は、北上川に胆沢川が合流する所の左岸を護る為に築造された石堤であり、江刺市愛宕字中天間西北方^{さいたが}角排水路落口より字天間沖、林等の西方を経て三治川原小俣北上川堀割口（藩政中期）に至る延長一、四〇〇間（二、五〇〇m）高さ平水面上一〇尺乃至一五尺（三・五m）に達する護岸工事である。

此の工事は、藩政後期において岩谷堂館主岩城氏の臣高橋三治の築造する所としている。しかし、此の附近に岩城氏並に高橋三治等の知行地又は給地がないから高橋三治の自普請とは考えられないのである。

従って、この工事は郡普請として施工されたものであって、三治はその奉行職であった事が考えられるのである。

三治土手によってその下流側には洪水等による土砂の堆積が多く、その附近に造成された谷起は三十町余に及んでいる。

此の谷起を字三治川原と称しているが、字名の起元は高橋三治の功績をたたえ銘名し記念したのであろう。

此の三治川原は明治初期開発され一面の桑園となり、川西、川東、下川原等における近代養蚕業隆盛の基盤をなした所である。

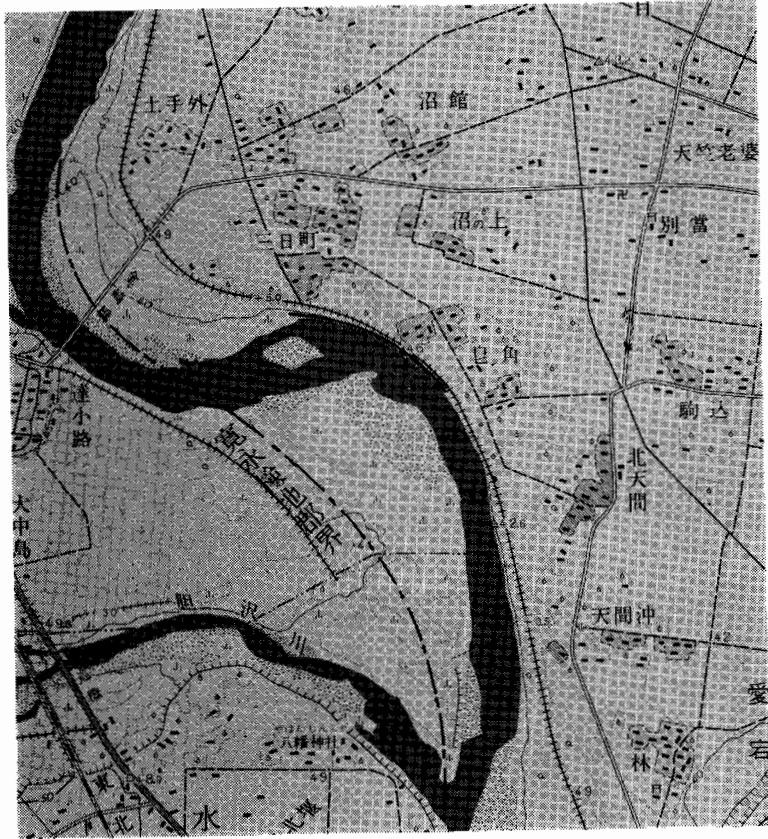
四、荒谷前護岸工事

荒谷前と称するは、江刺市愛宕
字三日町南端より同荒谷を経て
角地先に至る川沿を総称するの
である。

此の地域は胆沢川合流点の対岸
にあり、洪水毎に起る決壊がはな
はだしく、河道の変遷は極めて大
きいものがある。これに対処すべ
く藩政初期以来護岸、水制等の工
事を施工せる事は推定にたくな
い所である。それは洪水等による
河岸の欠損は耕地の損亡となり、
村高の減少は地域住民に直接影響
する所が多かったからである。

化政期における江刺、上伊沢両

第4図の2 荒谷前護岸



郡の長期にわたる争論は、荒谷前普請用石拾いに端を発する処であり⁽¹⁾、更に、藩政末期における金ヶ崎大町氏家臣による刃傷事件等も荒谷前護岸工事用石捨を妨害しての所意に因るものである⁽²⁾。

耕地の荒廢防止の為に沿岸住民は少なからざる犠牲を払い懸命の努力を続けて来たのである。

註 (1) 只野文書

(2) 小沢文書

五、相去沈床

相去沈床は、北上川右岸北上市相去字川前地先があり、流心に対し約四五度の角度で下流に向け突き出している石張沈床である⁽¹⁾。(現在河川台帳に第二六九号甲と表示される構造物である)

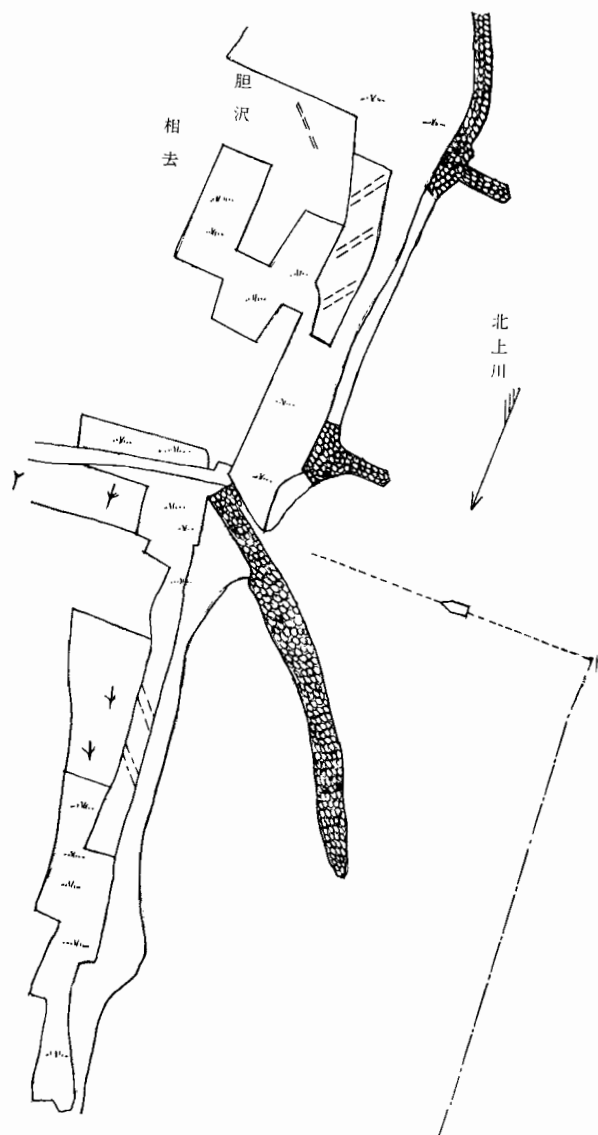
名	称	構	造	長	サ	幅(先端幅)	備	考
水	利	石	出	六一間(一一一m)		四間(七、二五m)		

とある。現在の露出部を実測の結果は

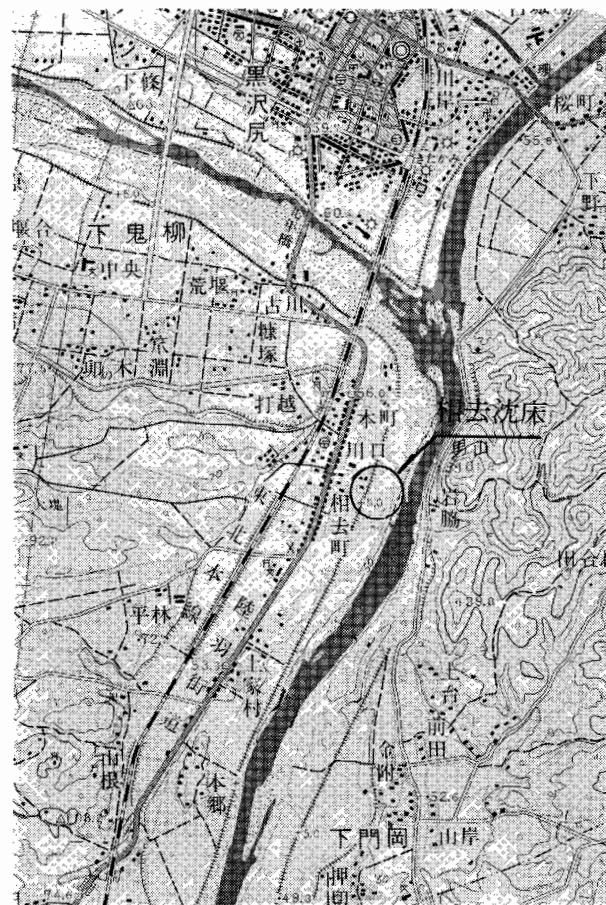
構	造	長	サ	基	部	屈曲部	中	間	先端部	備	考
石	積	八五m		一五m		一一m		一一m	三、四m	先端部破損し幅は明確に計測不可能水面に於けるスケール	

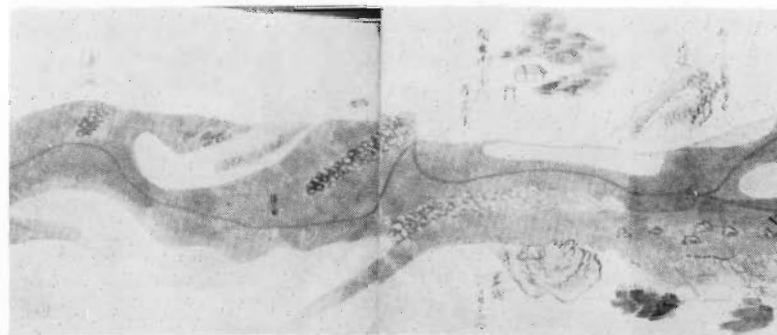
であり、水面上に露出する高さは(S四四、一〇、一六)

第5図の2 相 去 沈 床



第5図 相去沈床附近図





相去 沈床 (北上川航路図) (岩手県立図書館蔵)



相去 沈床の現況 (S44.10)

石積	構造	長さ	高				備考
			基部	屈曲部	中間	先端部	
		八五 m	三、三 m	二、四 m	一、〇 m	〇、五 m	

である。

この地域に、古河道と伝えられる低地が左岸側にあるが、藩政初期における北上川の本流は現在地にあったと考えられるのである。

それは寛永十八年に設定された郡村界が現河道を中心としているからである⁽²⁾。

従って、流路是正の後に構築する沈床ではなく、北上川水運の航路維持並に仙台藩相去番所の附属施設として構築されたのであろう。

この沈床の築造年代は明らかでないが、北上川舟運の開かれた正保年間まで遡るものではないが、構造及技術面等において一関市舞川の岩出と大同小異のものであるから、岩出と同期の施工が考えられるのである。

註 (1) 北上川航路図、弘化年図

(2) 佐嶋文書

第三章 高水工事

第一節 概 況

北上川沿岸地方においては従来低水位以上即ち高水位を「高水」と称されていた。「高水」が田、畑等の耕地を没し、人戸を浸すに至るを「洪水」、又は、「大洪水」と称し住民の等しく脅威としたことは、現時と変る処ではない。これ等の高水位に対応するため、北上川上流部において施工された高水工事は、遠く平安朝末期、奥州藤原氏によって施工された平泉街の圍繞堤をもつて嚆矢とする。

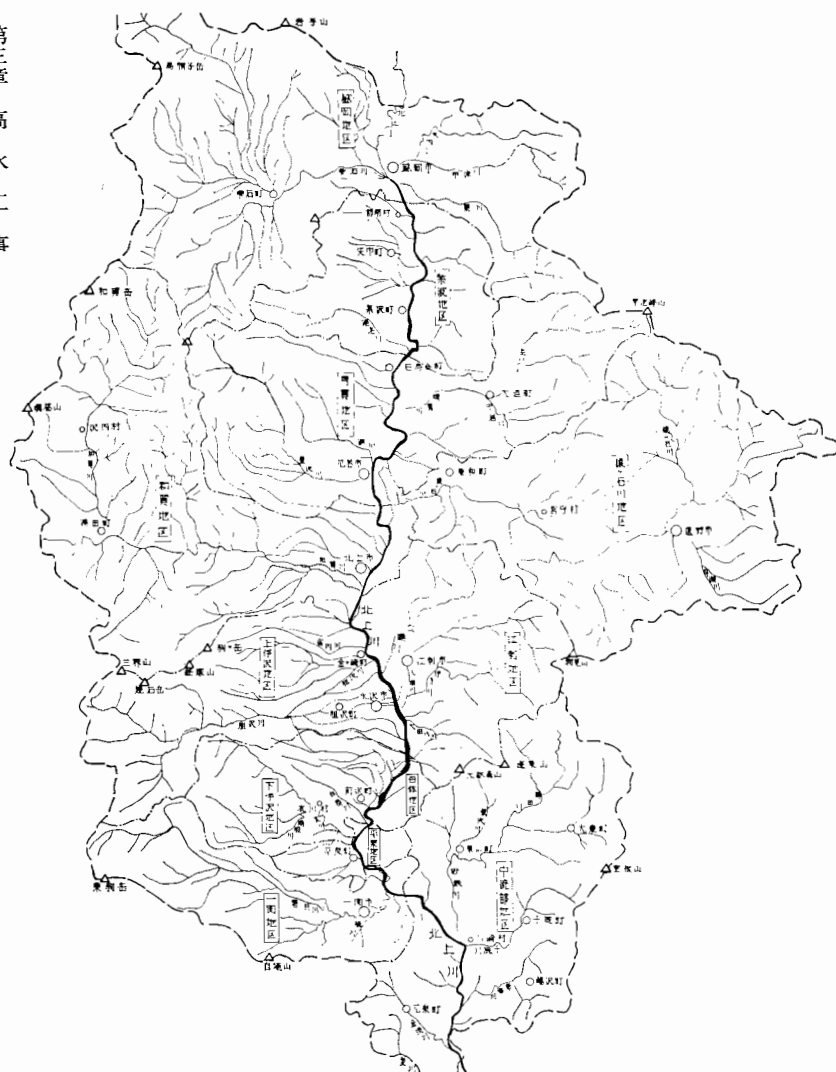
中世末期、水沢市姉体地区等に構築された堤防がこれに次ぐものであり、近世初頭、日形等の地頭木村勘助によって構築された日形堤防は、一貫した計画のもとに構築された長大堤防として特記すべき高水工事である。

此外、仙台藩によつて施工されたものに、河道を新にした支川等がある。

近世中期の施工にかかる北上川上流部花巻、盛岡城下等における河道付替工事に至つては南部藩がその財政をかたむけて施工している所である。更に、徳田附近における築堤は藩内主要米産地の高水対策として施工されたのである。

その他、多くの土手、堤塘等の高水対策施設がある。これ等の中には洪水の被害に苦しむ農民等が自衛手段として近

第6図 地区区分図



隣と共に協力し築造するもの、あるいは、自らの財を投じ堤塘を築き耕地の保全を計ったものなどがある。

これ等の高水施設は規模が小さく、且、断片的であるが本川、支川の至る所にあり、その数は実に数十箇所にも及んでいる。

第二節 本 川

一、日 形 堤 防

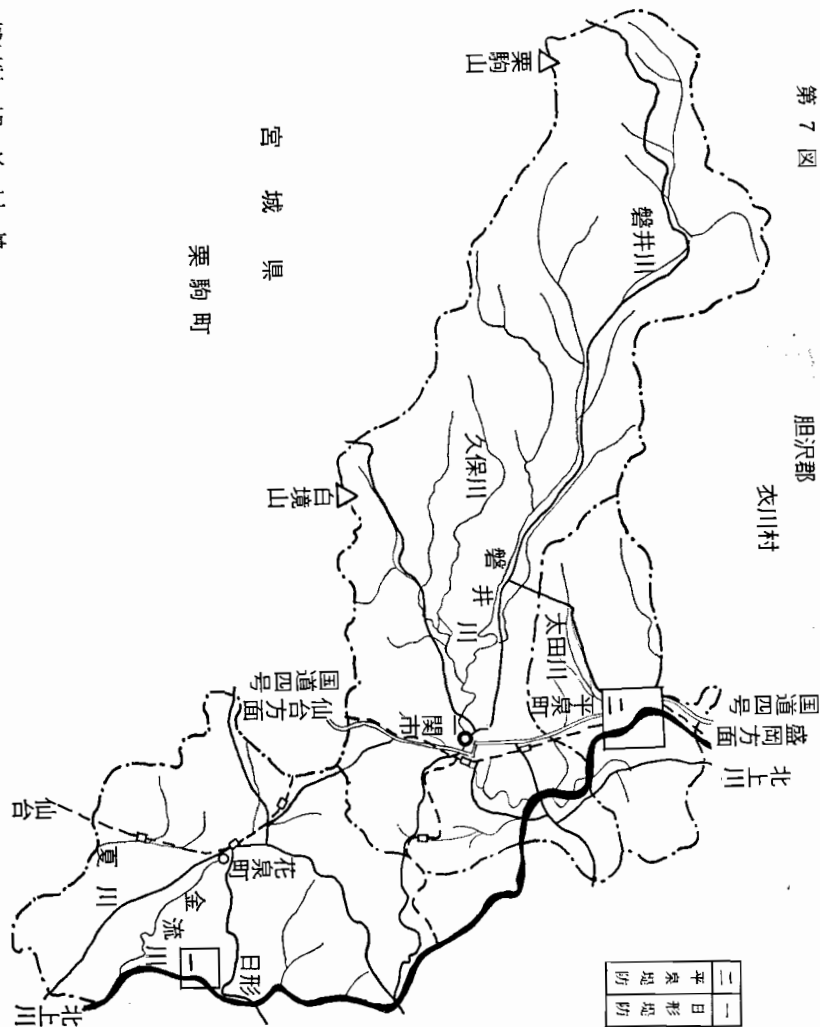
(一) 日 形

日形は、西磐井郡花泉町の東辺北上川右岸の地であり、岩手、宮城両県境の上流二、五kmより一二、五kmにわたる地域で、旧西磐井郡日形村であり、古くは磐井郡流十五郷の一郷である。

日形地区の南より西は同町永井、老松等に斜接し、北は同町金沢、一関市弥栄に流入し、東方の一辺は北上川を隔てて東磐井郡藤沢町黄海（旧黄海村）に相對している。

日形の地勢は、老松境の標高一四〇、一mを最高とする丘陵帯で、永井、老松、弥栄等に接する三面は嶺、溪川を以って境している。

日形の中心をなす日形盆地は東西にやや広く、南に至り漸次せばまり嘴状を形成している、平均高度標高一四mの低平地であり、その中央を大江川は西から東に貫流し日形盆地に灌漑水を供給すると共に四圍の丘陵より出る陸水を集め



て流下する排水路を兼ね、日形盆地の南隅宇半尾で北上川に合流している。

日形盆地の成生は、北上川右岸に湾入する沼沢地の埋没により造成された干潟であり、「ヒガタ」が転訛して「ヒカタ」となり「日形」の文字が当てられるに至ったとしている。

日形盆地の開発は古代農耕民族が稲作適地を求めて青梁山地を越えて来住してよりと称されているから、宮城県北地方に次ぐ古代の開発が考えられる所である。

前九年役初期、黄海地区と共に古戦場として伝えられ、平安末期、平泉藤原氏の頃には高倉荘の内にあり、中世末には、峠城主寺崎刑部頭正次の領地であり、肥沃な盆地は農耕地域に稲作適地であったから殆んど開発が行なわれていた事が考えられる所である。

日形盆地の東端にあり日形の中心地である日形町は、近世初期において日形地方等を知行していた地頭、木村勘助によって開町された所であり、当初は助八郎等百姓二十七軒、足軽彦右衛門外九軒等、合せて三十七軒を配置し居住せしめたことに初まる⁽¹⁾。

一、元和二年丙辰日形町

川前より此町引割表屋敷三拾七軒

助八郎、源左エ門、平内、家門、七左エ門、山守太郎平、清四郎、仁右エ門、久蔵、亦三郎、次郎右エ門、惣次郎、庄三郎、助作、作平、太学、小市郎、佐左エ門、七郎兵衛、甚右エ門、仁平、善右エ門、孫左エ門、興蔵、久左エ門、伊賀ふる坊子、久内、外二小梁川市左エ門殿御足軽、彦左エ門、準人、修理、庄蔵、庄三郎、与右エ門、源右エ門、惣右エ門、藤左エ門、組頭老人、拾人式口合三十七人

(註) 開町―都市計画の施行



大祥寺観音堂（西磐井郡花泉町老松）

木村勘助の祖寺崎石見守常清の勧請する聖観音を安置す。（県指定文化財）

寺崎石見常清は葛西晴信の臣で峠村（花泉町大字峠）刈明本丸館にあって日形地方等を採地としていた。



日形町（元和2年開町）

S 45.12.11

(都市計画の定義)

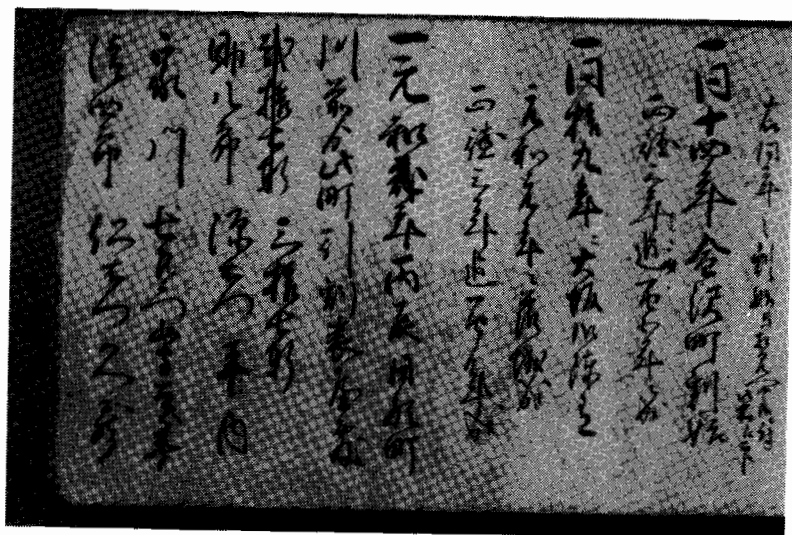
都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため土地利用、都市としての施設の整備及市街地開発事業を施行すること。

とある。

日形町は、元和二年開町と共に北上川沿岸における川港として、又、物資の集散地としてその機能を發揮するところである。

しかるに、日形町及び日形盆地等は北上川の平水(平均低水位)より僅かに七、五m内外の高さにすぎないため、北上川の増水に因る濁流は四季を通じ日形盆地に横流し耕地を没し、日形町等民戸を浸し生命の危険さえ伴う状態である。このため北上川河岸に堤防(高山堤防)を構築したのである。

高山堤防の初築は開町と同一年代であり、その後、繰返し施工した補強工事により強大な堤防に完成されたのである。この堤防によって日形町の水害が除かれ発展したことは云うまでもなく、近世中期における日形町は民戸七十余軒とある⁽²⁾。



元和2年日形町割

(増子文書)

日形村

田代 九三、六〇〇文

(註) 約一七町歩

畑代 四二、四五三

約一〇六町歩

戸数 二四七軒

内訳 一七〇軒

村住居

七七軒

町住居

人数 一、〇二五人

とあり、日形町が近世、近代を通じ北上川舟運の基地として主要な地位にあり、発展の一路を歩んだのも古くは高山堤防と呼ばれた日形堤防の恩恵に外ならないのである。

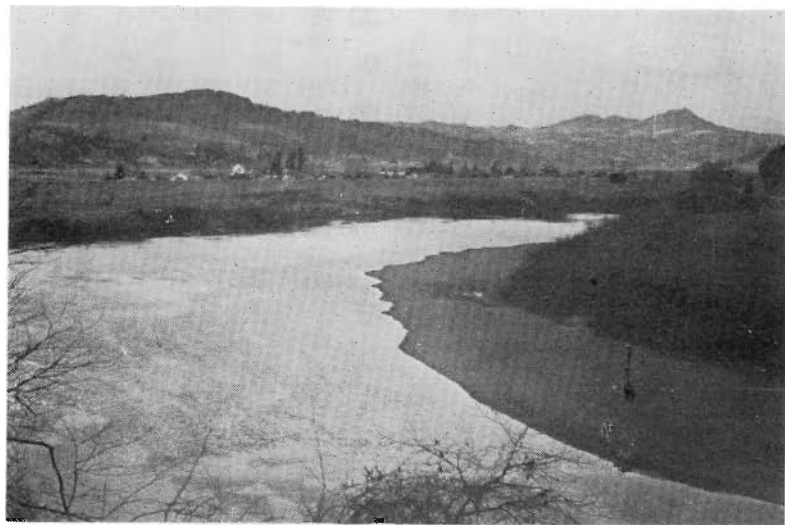
(二) 日形築堤

日形堤防は北上川沿岸堤防中築造年代が古く、且つ、明らかであり、更に、規模が大きく堤防延長に比し受益地帯が広大である等、経済効果も大きく北上川沿岸に類例のない著名な堤防である。

(註) 日形堤防の名は明治以降において用いられたところであり、古くは、高山堤防の名を以って称呼されていたのである。此処では古名に従い高山堤防の名称を以って記述する。

この堤防は三面丘陵によって囲繞された日形盆地の東辺北上川岸にあり、北上川の洪水氾濫を防止するため重要、且つ欠くべからざる堤防であることは前述のとおりであるが、同堤防の堤脚に軒をつらねる日形集落住民にとっては、その生死にかかわる重大な使命を持つ堤防であると共に、日形地域における経済確立に絶対的な施設である。

例えば、明治四十三年(一、九一〇)八月十六日の洪水による決壊はわずかに八尺(二、四m余)にすぎないもので



日形地区及び堤防（花泉町日形）

S 45.12.11



木村勘助墓（西磐井郡花泉町在大洋寺）

高2m 幅0.4m

S 47.3.13

あるが、その被害は住家、非住家の全壊するもの一六棟、半壊一四棟、床上浸水一四二戸の多きに及んでいる⁽²⁾。

(4) 築造

（註）明治四十三年日形村の総戸数は二四二戸である⁽⁴⁾。

高山堤防の築造は近世初期に遡るが、初築年代については二、三の異論もあるが、元和二年（一、六一六）当時二十六歳の地頭木村勘助の企画するところを、住民が^挙てこれに協力し完成した。と云うのが、最も信の置けるところであらう⁽¹⁾。

元和二年北上川際土手勘助殿より御取立、築初め夫々段々付添上置、成大土手、成長千八十間とある。

木村勘助の父、寺崎刑部頭正次は葛西氏の臣であり、中世末には磐井郡流^{ながれ}地方等を領した西館城主である。

寺崎氏は、天正十八年太閤秀吉の奥州仕置^{しおき}により、宗家、葛西氏と共に没落し、勘助は元来寺崎姓なるも故あって木村姓（木村伝内養子）をもって伊達政宗に仕え磐井地方等において知行を得ていた。

日形^{ひがし}氏は旧主寺崎氏の嗣木村勘助を地頭として迎えることを懇望し、勘助を迎えたと言うのである。勘助が迎えられて日形の地頭となったのは慶長十四年のことである。

迎えられて日形の地頭となった勘助は、邑民の熱意に応えるべく、洪水になやむ住民のため北上川沿岸に堤防築造を計画し、邑民は、これに呼応し協力し堤防の築造に従った。これが高山堤防の初築である。しかし、当初の規模構造等は明らかでないが、ささやかなものであったらうと推定されている。

高山堤防の初築当時は、丸江川の流れは日形町の南方にあり、北上川との合流点は開渠であつたらしい、従って、洪

水時には北上川の逆流が堤内に押し入り被害をこうむるため、元和九年には丸江川に水門を設けている⁽³⁾。

元和九年木村勘助殿新規に水門御取立土手御築立丸江川に水門相立申候年々大洪水にて破損いたし申候とある。

この年、新に水門を設け、更に、水門の上にも堤防を築き、高山から小野まで一貫した堤防として一、〇八〇間（約一、九〇〇m）が完成されたのである。

以上の如く高山堤防（日形堤防）は領主（地頭）と住民が恩情のきづなによって固くむすばれ、そして完成された堤防であるが、この如く地域住民福祉のため防災と開発の大工事を施行した例は甚だ少ない。従って、高山堤防は規模の大なることと共に貴重な意義ある堤防である。

現在日形堤防と呼ばれる高山堤防の創始者木村勘助の墓は、花泉町老松の大祥寺住持全蓮和尚によって建立され、今尚、同寺の山内にあり、地方民によってねんごろな供養が営まれている。

木村勘助墓 碑文

奉建王石碑有

花屋春公禪定門

敬

頓悟華情了

為豈有萌日字

白

債ムス

主

菩提果自成

千時正保三季願余月

孝

□木村勘助之為也

大祥寺現住全蓮書也

(三) 維持修繕

高山堤防は築造後も木村氏の庇護のもとに住民によって管理され、毎年襲い来る洪水によってこうむる被害を復旧し更に、付け足し（拡幅）上置（笠揚）等の補強工事を施工し、次第に、洪水の横流を防止する堤防を完成するに至ったのである。

しかし、河川は常に流路の変動を伴うものであり、殊に、洪水時の如きはその変化が著しいのである。

高山堤防は築造後、長年月を経て河岸の状態が次第に変化し堤防の安全は期し難き状況となり、承応元年堤防の根固工として猿桶^{さるか}二十余を設置した⁽⁴⁾。

承応元年（一、六五二）

とうの口より段々下通江猿桶式拾余相立候、其御人足四千五百人余流中より罷出」云々

とある。

(註) とうの口＝地名 字樋の口

流中 Ⅱ地名 西磐井郡流郷（十五ヶ村）の中より

承応年間の日形地方は伊達藩の直領下に置かれていた時代であるからこの工事は伊達藩によって施工されたものであり、黄海川の付替工事と平行して施工されている。

以上の如く代々の領主並に住民等が極力維持に努めた高山堤防が万治二年（一、六五八）の洪水によって釜神附近五十間（九〇m）が決壊し日形盆地一帯に被害を及ぼすに至った⁽⁵⁾。

第三章 高水工事

万治二年五月十一日洪水ニ彦九郎佐左エ門畑境土手長五拾間押切、御普請被成内ニ七度入申ニ付田物作わ一字朽捨り申候同年十月右切戸御ふしん被成置候
御上廻大内甚兵衛殿

とある。

(註) 切戸ニ決壊箇所(後に転訛し木戸となる。)

堤防の決壊は五月上旬であるが、復旧工事は遅延しようやく十月に至り復旧工事が開始されている。

そのため夏、秋の候七回にわたる洪水の横流により、耕地は全面的に冠水し收穫は殆んど皆無であつたとある。

この一時をもつて見ても日形地方における、高山堤防は如何に重要であるかが推定される。

前年秋、復旧工事を施工した釜神附近から上流端御堂山までの二百五拾間(四五〇m)の区間は堤外地(河側)が五間乃至七間(九一二m)程度にすぎず、更に、河岸の欠け込みが考えられたところから地元民は引堤(堤防の位置を堤内に変更すること)を願出ているのである。

しかし、引堤による新堤防が河流に対し斜め、又は、横方向のものとなれば洪水時における水当りが強くなることが考慮されるところから引堤を行なわず、逆に、御堂山で水を撥ね高山附近では淀むよう工夫し築立て、その外(決壊地点より下流部の)八百三十間の所は付添^{つけそえ}壱間一式間、笠揚式間の補強工事を施工し、御堂山より日形町までは駒踏(天巾)式間(三、六m)、町裏通りは壱間壱尺(二、一m)更に、下流水門までは壱間半(二、七m)とする大改修工事が施工されている。

此の工事のため、上、下伊沢(胆沢郡一円)西磐井郡流郷等の四郡より八千百人余を動員し万治三年(一、六五九)

春三月廿日より四月二十四日迄の三十日間と言う短日時を以て完成されている(1)。

切戸より御堂山迄土手長貳百五拾間御座候内土手外川前漸五間七間ツツ有之ニ付、無間も土手ニ押付可申候条内之方江引込御築被下置度願上申候へ者田中忠左エ門殿御惣毛之砌御覽被遊御願之趣尤ニ被思召万治三年春中之御取立ニ罷成候所切戸より小林山崎の梅木沢平江御築付被成積り之御見分被成置候所ニ右様ニ被成候而者横土手ニ罷成洪水之節水当強く罷成、除^{ウツ}兼水増^{ウツ}毎ニ押切可申候御堂山へ築付申候へ者土手外田谷地不足無間も欠込可申と色々御吟味被成候処ニ追而者如何様ニ被成候共当前横土手ニ築候ハハ当分役之申間敷候御了簡相済御堂山江御築被成候併直目不被成候ハハ水あらそい土手痛可申と高山前たゆませ御築被成候高水節御堂山よりはね水ニ而高山前淀龍成候者水当兼可申と御吟味被成候新土手貳百五拾間通所柄前本土手内ノ方江拾間、拾五間、式拾間迄引込申ニ付古土手約拾間欠残五間取合三拾五間被相残御築被成候其外古土手八百三拾間ニ付添式間壹間ツツ高並式間之積、駒ふみハ町頭より御堂山迄式間宛町裏通壹間壹尺ツツ町尻より水門迄壱間半也、其時御人足上、下伊沢、西磐、流四郡より出ル、七千五百人前之年水門押破土手之内押入申所埋立御人足六百八人日形より出ル右取合八千八百人三月より四月廿五日迄三十日ニ御普請出来仕候其年ハ穀物高直ニ付御人足費用ハ壹切ニ九人宛ふり手間ハ壹人ニ付百文と米三盃ツツかき申候御普請概敷有之ニ付出入并肝入、めしたき貝吹、御役人衆へ御卯時等割当壱人ニ付九合杯ニ当ル

御郡奉行

田中	仲左エ門殿
橋本	六左エ門殿
米谷	喜兵衛殿
御代官	
御上廻	大内甚兵衛殿
御横目	金子七右エ門殿
御上廻加勢	青木次右エ門殿
御小奉行	只木六之助殿
	小原権之丞殿
	富田孫三郎殿

御人足肝入	上伊沢上麻生村	弥五郎
	下伊沢中畑村	平七
西磐井赤萩村	与七郎	
流 日形村	源市郎	
	久次郎	
同 貝吹	松本坊	
同 間竿杯	庄兵衛	

とある。

寛永末期、地頭木村氏の転退後における日形等流地方は、対岸黄海村等と同様仙台藩の御蔵入地であったから、この工事に西磐井二十五ヶ村、上伊沢二十二ヶ村下伊沢十五ヶ村、流十五ヶ村等合計七十七ヶ村へ賦役することが可能であるばかりか、新土手延長二百五拾間（四五〇m）、古土手へ高さ二間（三、六m）の笠揚延長百三十間（二三〇m余）合計三百八十間（六八〇m）余にわたる大工事を、わずか三十日間の短日時を以って竣功せしめ得たのは仙台藩による御郡普請として施工されたからである。

この工事によって高山堤防は駒踏三m余の大堤防に完成され、その内側に住む数百の住民は悲惨な洪水の災禍より長く救われるところとなったのである。

しかし、仙台藩が八千余の労役を投じて修築した高山堤防は、ひとり日形二百余戸の農家救済のためのみでなく、日形盆地及日形川岸が北上川中流部における政治経済の拠点として仙台藩の重視する所であったからであろう。

その後、寛文十年六月三日の大洪水により高山前が決壊し日形盆地一帯に大被害を及ぼしている。この災害復旧はた

だちに施工されたのであろうがその詳細は明らかでない。

これ等の洪水其の他により、流心の変動、河岸の崩落等の被害は少なからず発生したことは推測されるが、寛文年中における伊達騒動、これに伴う地頭伊達兵部の失脚があり、内患にいそがしく記録に残されるような防水工事が行なわれたことは考えられない。従って、長く放置された河道、河岸等は荒廃甚しく、堤脚（土手足）の安全は期しがたくなり延宝九年（二、六八一）舟渡屋敷より樋ノ口まで出涌の施工を願っている。

この工事は伊達藩の上廻役新妻伊兵衛によって、延長百間の石桓、出涌式拾間の築立及人夫九千余人の賦役が計画されたのである。しかるに同年は他の工事等に小役、御雇等の人夫をつかいつくし、賦役が出来ず出涌の工事は翌年に延期されるに至った⁽¹⁾。

延宝九年春舟渡屋敷弥傳次下より段々樋ノ口迄欠落申ニ付出涌御普請被成下度由申上候得共御上廻新妻伊兵衛殿御見分被成候段出涌斗相立候而ハ高水ノ節裏切仕役立中間敷と御見届被成弥伝次屋敷より下通長百間石垣三段築出涌式拾間ニ被相出答ニ御人足御見積被成候へ者九千余相入申積ニ御算用被成右之如御被露被成候共布施孫左エ門殿より被仰渡候共当年ハ御村方御人足無之ニ付御費用御人足罷召仕より外無之候間来年秋中取立申様ニと御代官衆御上廻衆へ被仰付候所ニ天和二年御割付罷成ニ付相心由事

とある。

翌天和二年（一、六八二）五月、一ノ関田村藩の創立により日形村等流地方は田村三万石の領地となり、伊達藩時代に計画された舟渡屋敷下における出涌工事は中止されることとなった。

元禄八年六月工事内容は明らかでないが、牛尾の丸江川合流点において土手（堤防）堀り切りに人足千五百人余を流地方から動員し施工している⁽²⁾。

元禄八年六月十二日牛尾丸江川土手堀切申ニ付七月中御普請被成置候御人足ハ流中より出、小役、御雇千五百人余

渡 辺 九郎兵衛殿
平 田 惣右エ門殿
御普請方 七郎兵衛
利 兵 衛
御人足肝入 伝四郎

とある。

洪水期を目前にして工事しているのは、洪水に対応する内水処理のために施工した水門の補修であろう、これに伴い行なわれた堤防の堀り割りと考えられる。

元禄十三年弥伝次下に石梓一ヶ弥惣右衛門畑の下に受梓一ヶ所を設けている、この梓工事は新に発生した河道、河岸等の変化による工事では無く、延宝九年に計画され中止となった護岸工事の一部に相当するものである。

しかるに、日形側の梓工事に前後して、対岸黄海村にても七日町の町頭に石涌を設ける事を申出でているのである。此の頃の日形、黄海の關係は、天和二年以来北上川を境として、右岸日形は田村藩三万石の領地であり、左岸黄海は伊達六十二万石の領地となっている。従って、日形の護岸等は田村藩の利とする所であるが、対岸、黄海にとっては脅威であり伊達藩としては甚だ迷惑とする所である。

しかし、黄海の河岸は殆んど岩石であり欠込むおそれのない所である。それにもかかわらず黄海側に石涌を設置しようとするのである、黄海側の石涌設置は北上川の流心を変え、日形側河岸の崩落を増大するものであり、危険極まる所であったから、日形側では黄海の石涌施工を極力阻止すべく、黄海の伊藤茂太夫へ申出でるところである。

此の事件は茂太夫の幹旋にもかかわらず東山御上廻り桜田四郎八は七日町々屋敷の崩壊を理由に強行しようとした。其の後、東山御郡司伊藤儀右衛門等と協議を重ねた結果、日形側の主張が全面的に認められ、七日町町頭の石涌は取りやめとなり、日形側は高山下に石涌一ヶが設置され兩岸の抗争は終息するに至ったが、此の工事に人足五千人余が動員されている、詳細は明らかでないが、流地方に賦役したのであろう⁽¹⁾。

元禄拾三年夏、弥伝次屋敷下石涌^ツツ惣左エ門畑之下ニ受涌^ツヶ所始而被相立候其節黄海七日町之者共願同所町頭ニ岩組之内片岸川戸生岩之所江石涌相立申度由願上申候段及承申候条左様被成候ハハ、此方指当畑共欠落可申段伊藤茂太夫殿申上候ヘハ御同人様ニ而東山御上廻り桜田四郎八殿ニ為御相談^ス御出被成ニ付肝入手代善三郎、権兵衛、弥伝次七郎兵衛御共仕七日町伊藤殿ニ而四郎八殿御参会之砌御奉行衆多川清助殿、高橋戸右エ門殿御列座之所ニ而茂太夫殿より四郎八殿ニ被仰談候ハ、実之義不存候ヘ共、此方岩組之所ニ石涌被相立候由日形村之者共及承申由ニ而我等方ヘ申出候ハ此所ニ出涌被相立候共日形村欠落没所可仕候条彼所ニ被相立義御免被下置候様御□仰申上段申出候間御吟味被相止可□段御申被成候四郎八殿御挨拶ニ此方町屋敷段々欠落申ニ付此方之者共願、無異義候ヘ共幸明日御郡司伊藤儀右エ門此方ヘ被参候ニ付吟味可申候ヘ共可罷相止様ニ不被存候由御申被成ニ付其節七郎兵衛申上候ハ承応元年小川ノ切新川堀藤巻下ニ落、北上川原堀日形村ニ而猿涌相立申候ヘ共七日町頭岩組ニ而はね水を以日形村ニ指当少々除ニ而不叶ニ而追ニト畑共欠落、土手押付申ニ付万治三年春中土手御引被成成品々申上候

元来此方ハ付岩、日形ハ土割故欠落申所ニ石涌被相立候ハハ日形之^ツ可罷成段申上候依夫、儀右エ門殿被仰上御吟味被成置候哉、岩組之所被相止伊兵衛屋敷裏江出涌三ツ被相立候其已後、大宮八十郎殿右之所御取立被成候由、其砌も御指支申上茂夫殿惣右エ門殿七日町ニ御出被成候ヘ共八十郎殿ハ御用ニ而せんまや江御出被成由ニ而御出会被不成候然所、御役人様御受会ニ而右之通八十郎殿ニ被仰遺答ニ而御帰被成候

同拾参年高山下ニ石涌老ツ右三ツ而御人足五千余相入可申候

伊 藤 義 太 夫 殿
平 田 惣 太 夫 殿

御普請方 長右エ門
七郎兵衛
利兵衛
彦作
御人足肝入
惣兵衛

とある。

日形側の防水工事の強化は黄海の洪水氾濫を増大するものであったから、日形（田村藩）において施工する護岸工事等は黄海側（伊達藩）の反対が強くその意見調整は常に難行する所であり、小藩田村領の役人衆の苦慮されたところであろう。殊に、此の時は大藩の威光を楯に黄海側が必要以外の岩場に石涌工事を強行しようとしている。

しかし、日形側の熱意ある折衝によって、遂に、黄海の石涌工事は実施されるに至らなかったのである。

高山下の石涌につづいて樋の口上下に石涌二ヶが施工されている。只、その日時は明らかではなく宝永年中とのみある(1)。

宝永年中ニ樋ノ口上、下ニ石涌二ツ被立候御人足何程罷成候哉、不存候右ニケ年ニ御普請被成候

御役人 平田惣右エ門殿
秋山権助殿
御普請方 平内
惣兵衛
助七郎

とある。

この時は、石涌二ヶを施工するのに二ケ年の才月を費している。この工事は、先年の如く人足等の不足によるものでなく、対岸黄海側との折衝に日時を要したためであろう。

前にも述べる如く、護岸水制、堤防等の施設は河川の左右岸によって、利害が相反することは、古今東西を問わざるところであり、一方の防水工事が他方の脅威となることは少くない。殊に、黄海川沿岸平野は日形地区と殆んど標高が等しい所であるから、日形側の護岸、築堤等は、防水施設を持たない黄海村にとっては一大脅威であった事は明らかである。

従って、日形側の防水計画に対し黄海側はこれを支持することはあり得ないから両村の意見調整に日時を要し、遂に二ケ年にわたる工事となったのであろう。

更に、正徳二年（一、七一二）における日形の出涌工事に際しても黄海側の異議申立により紛糾し、相方より御役人衆並に肝入等が現地踏査の上、東山御上廻（黄海側役人）大宮八十郎の裁断によって字釜神に出涌壺ヶが施工されている(1)。

正徳二年夏此度出涌被相立候ニ付伊藤義太夫殿、平田惣右エ門殿、東山御上回大宮八十郎殿、田中喜太郎殿御立合此方御普請御見分御黄海村肝入組頭共双方罷出候所ニ少シク指支ケ間敷申候所八十郎殿御見分ニハ此所ヨリ川下ニ段々被相立候而茂黄海方指当申間敷段御見届被成由ニ而御普請被成様ニと被仰合候由ニ而夏中釜神出涌壹ツ被相立候御人足何程相入申候哉員数不存候勿論御双方御立合之御仰付無之ニ付不相出候事

とあるが、これ等の工事を施工するにあたり、黄海側と折衝の任に当り、或は紛争の解決等に奔走した日形側役人は伊達藩差しまわしの黄海側役人とは格段の差があり、常に、不利な条件下に置かれながら事件の解決に努力したこと

あろう。従つて、釜神における一ケの出涌は、実に、貴重な工事と云うべきであらう。

以上の如き悪条件のもとに田村藩が、尚、且つ高山堤防の保全を期さなければならなかったのは何んであったか。

それは、日形町並に日形盆地の洪水氾濫を防ぎ、農業生産等の確保のみならず、流十五郷（西磐井郡南部）の租穀を収納する藩倉（田村藩）と為登米を積み出す日形川岸（河港）の確保があったからである。

しかし、釜神は北上川の流勢によって、河岸の変動が甚しく再び出涌の工事が計画されるに至った。

この工事計画によって流、東山の両郡より各々上廻役、代官等と地元肝入、検断、更に、老名、組頭等まで出て現地調査を行い協議している⁽¹⁾。

享保三年（一、七一八）六月廿七日東山御上廻衆大宮八十郎様ニ此度御代官横尾武右エ門様（伊達藩）御上廻川村只人様清野八右エ門様（田村藩）釜神涌御普請所ニ双方肝入、検断、老（老名）共組頭共御引添御見分被成置出涌式ツ被相立御吟味罷成候

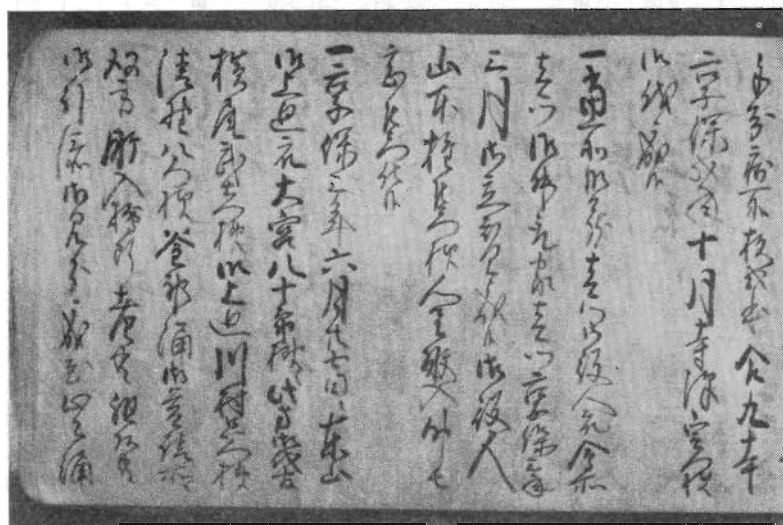
とあり、此の日は遂に結論を見るまでには至らなかったようである。同年十月十五日さきの役人並に地元代表等によって現地の再調査が行なわれている⁽¹⁾。

同十月十五日前記役人衆再び御見分相極り、同十九日より高揚戸右エ門殿御奉行ニ而被成候

とある。

此の時涌二つを施工しているが、人足其の他詳細は明らかでない。

高山堤防は初築以来洪水に因る損傷決壊等はその都度復旧、補強等が施工され日形盆地の洪水防禦に大役を負うて来たのである。



享保3年6月25日川村孫兵衛御見分

(増子文書)



日形堤防

S47.3.13

しかるに、享保八年（一、七二三）八月十一日の北上川大洪水により高山前において延長二十八間にわたる大決壊を生じている⁽¹⁾。

享保八年八月十一日北上川大洪水高山前土手廿八間押切云々とある。

更に、翌九年六月二十九日の洪水によって前年の被害箇所附近が延長五拾間に及ぶ決壊を重ねている⁽²⁾。

享保九年六月二十九日高山前土手去年切戸より五拾間程押被通申候云々

とある。

これ等の災害箇所はその年々に復旧工事が施工されている。それは、享保九年の被害が前年の切戸（決壊ヶ所）より五拾間程押し通されとあるから、一旦、復旧工事を施工せし箇所が再び決壊せる事を明らかにするものである。

（註）カスリン台風洪水により決壊せる北上川筋堤防の例を掲ぐれば、愛宕上流堤防^{ヤイカサ}、日間沖、支川広瀬川筋朝日田、馬場先前等の破損箇所は復旧工事施工以前にアイオン台風洪水の襲来を受けているが、決壊箇所の延長は、わずかに拡大されたのみで倍加することはあり得ない。

更に、享保十三年高山前土手に延長二百間（三六〇m）にわたり高さ三尺（〇、九m）の笠揚工事を施工している⁽³⁾。

享保十三年二月より高山前土手式百間ノ内三尺土置付添御普請罷成申候

とある。この工事は去る八九年両度の洪水災害の復旧工事ではなく、両年の洪水位を基準とする笠揚工事であり、改良工事である。

しかるに、同年六月二十七日の大洪水により高山堤防が四ヶ所押し切られ、流失戸数二十二戸に及ぶ被害をこうむつ

ている⁽⁴⁾。

享保十三年六月二十七日無類の大洪水ニ而日形土手四ヶ所押切、村町ニ而流家式拾式軒云々

とある。此の復旧工事は同年秋冬の頃に施工されたと考えられるが明らかでない。

（四）内水処理

日形地区は前述の如く三面丘陵の圍繞する所であり、陸水の殆んどは、日形盆地の中央を流れる丸江川に集り東流して北上川に合流する。

日形盆地の洪水防禦を目的とした高山堤防は、山付堤として構築された堤防であるため内水処理と云う意外な問題がかかえるに至ったのである。

高山堤防初築当時における日形盆地の内水処理施設については明らかでないが、丸江川は暗渠（不完全なものでも）によって北上川に通じていたのであるが、逆流を止める水門は設けられていない。従って、元和五年（一、六一九）の洪水を始め年々の洪水が逆に流入し、日形盆地に被害をもたらしていたのであろう。

丸江川の逆流を阻止するための工事は、元和九年地頭木村勘助によって水門が設けられたのが初めである⁽⁵⁾。

（再掲）元和九年（一、六二三）木村勘助殿新規に水門御取立北上川水際土手御築立、丸江川ニ水門相立申候年々大洪水ニ而破損いたし申候

とある。

この時は水門の工事と共に堤防の増強工事を施工している。

その後、洪水による水門の破損が続き、日形盆地は毎年のように水災をこうむるため、尚、完全な水門に改良する必

要を生じたのである。

伊達藩は、北上川下流部における河道切替と言う難工事を施工した大土木家川村孫兵衛を、日形に派遣し現地調査を行なわせた。

従来の水門は、堆積土の上にあり、高水圧に耐えがたく、水の浸透にも弱く、水門に適しない所であったから、川村孫兵衛は、水門を山の手に移し岩石を掘り抜きトンネルを造り、更に、文左衛門等の畑地へ新河道を掘削し、丸江川を付け替える計画を樹てたのである。

此の計画にもとづいて慶安四年春、金堀助左衛門に命じ施工した⁽¹⁾。

元和九年右勘介殿御取立ヲ以、北上川除土手御築丸江川ニ水門被相立候所ニ年々之様破損仕ニ付石品々御披露申上候ヘバ、川村古孫兵衛殿御下御見分被成候様ニ右之所土溜ニ而末た逆も水門場難成候条、山之内江引上ヶ岩之内、穴山堀相立申様ニと被仰付今之水門北之方江新規ニ岩堀通し、慶安四年春、中町金堀助左エ門ニ被仰付穴山ニ其節、甲田橋せき、文左エ門、七郎兵衛、七左エ門、畑之通新堀ニ成

御上廻	小野	十兵衛
御小役人	佐藤	津右エ門
御人足肝入	清三郎	

(註) 土溜(ドブ) 〓堆積土等の軟弱地

穴山(アナヤマ) 〓導水用トンネル

金堀(カネホリ) 〓鉦山師、鉦山夫

とある。

慶安年間の日形地方は伊達藩の御蔵入地であつた所であるから、伊達藩の川村孫兵衛による現地調査や多額の工事費

を要するトンネル導水路の計画等を可能にし、更に、東山における金山、製鉄等に関係する鉦山師、坑夫などが広く流地方にも居住していたのである。

以上の如く諸条件が揃うていたから、水門の位置変更、トンネル開削等の画期的工事が施工し得たのであらう。

水門の切替を施工してから、日形盆地は洪水の被害をこうむる事もなく二十余年を経る事が出来たのである。しかるに、寛文十年(一、六七〇)の大洪水に因り堤防の決壊と共に水門が大破し、復旧不能となった。そのため、水門を更に山側に移し、新しくトンネルを掘削することを計画し、旧トンネルを施工した金堀助右衛門に見積らせたところ、最低二百切の工事を要すると言ふのである。入札の結果東磐井郡徳田村(藤沢町徳田)仁右衛門が三分の一以下と言ふ六拾切で落札し、早速、東山より坑夫十三人を引き連れてきて、トンネルの上、下流より掘削したが、中央部十二間の所は硬質の岩石で鶴はし、たがね等では掘削が出来ず、切歯に焚き火を行い焼けた岩石に水を掛け崩す方法で掘削された。

薪は日形村の内、須釜御林(藩有林)より伐採し、一夜に五尺結縄五十丸づつの栗薪が焚かれた。しかし、一日に七尺(二、一m)四方の切歯が、わずかに五寸六分(一五、一八cm)より掘り進む事が出来ず、延長十間(一八m)の所を更に、百二十日を要し、ようやく貫通を見たと言ふ難工事であつた。

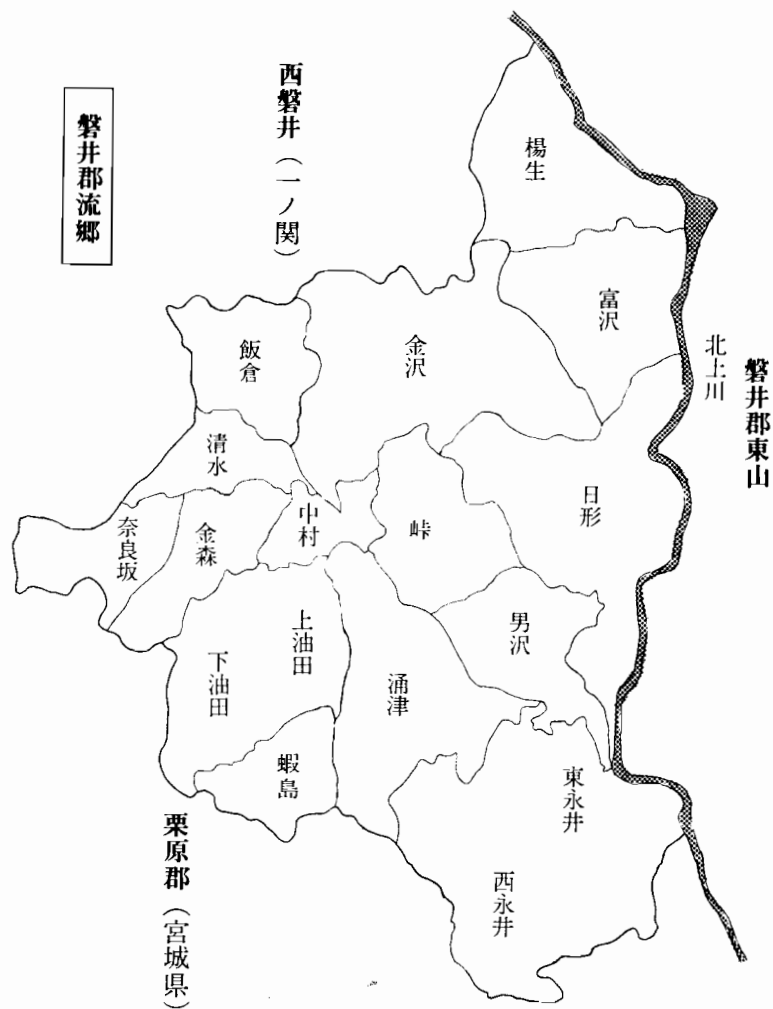
トンネルの前後(山側、川側)には守保杭を建て枰板を差し込んで埋戻し三十九間余の暗渠とし、更に、洪水時ににおける逆流を防止するため川側に水門を設けた⁽¹⁾。

寛文十年六月三日洪水ニ而水門一字押払彦九郎、久左エ門畑、高山屋敷上ト式ヶ所切、町屋敷通土手斗残、其外ハ水取越申候、田畑共八拾貫文余相捨、水先ハ大堤土手迄熊田海道貳尺程相残、田畑、麻、粟、稗、大豆不何寄一字朽申ニ付、毛作捨申分高

第9図 日形御林



第8図 磔井郡流郷



磔井郡東山

北上川

楊生

富沢

金沢

西磔井(二ノ関)

飯倉

清水

奈良坂

金森

中村

峠

日形

男沢

通津

上油田

下油田

蝦島

東永井

西永井

栗原郡(宮城県)

壹ノ文ニ四切宛積四拾八ノ文ニ壹分刺百九拾貳切被借下候ヲ寛文拾貳年夏中御上意へ被召上候、右水門生岩、平地押拂御取立可被成様無之ニ付、右水門場より五間程山之内引込口付、がけ屋敷沢榛木相立申所へ新規御堀被成積ニ、町金堀助右エ門ニ被仰付御入方為積被成様ニ、助右エ門申上候ハ御直御普請御座候ハバ貳百三、四拾切相入可申候条、御受申被受候者有之候ハバ貳百切迄被相渡候而も可然之旨申上候者、東山金堀共被為呼入札被仰付候者、何も入札仕候内、徳田仁右エ門壹間ニ付壹切半宛受、金堀拾式人召連龍越堀申所、上下ハとゆり穴之内ニ黒硯岩之所拾貳間有之露、たかねきき不申ニ付、須金御林より栗薪伐寄壹夜ニ五尺結繩五拾丸宛たけ夜中焼、翌朝火をけし堀り申ニ七尺四方之穴一日に漸五、六寸宛ニ堀申ニ付拾間之所、百武拾日ニ堀ぬき申、費用、飯米、金道具仕賃之百八拾切余相入申ニ付、受人ニ右エ門たをれ申候付一ノ関江品々願書指上申候へバ最前助右エ門積方證ニ被成受金之外増金可被下置寄大方御吟味相成申所翌年之四月三日兵部大輔様御領ニ被為成ニ付不被下置候、生岩之後先留たナニ罷成ニ付、留木、はり、柱は日形村御林より伐、こば木は無之西磐井ノ内鬼死骸御林ニ而長六尺はば壹尺、厚さ貳、三寸ツツ八百枚ならの木ニ而とらせ御宿繼御伝馬ヲ以上遣シ平御人足六千人余西磐井流より出ル

一ノ関御代官 及川新兵衛殿
御小奉行 阿比小次郎殿
御人足肝入 赤秋木村 正次郎
日形村 新助
彦作

とあり、工事請負人徳田仁左衛門は見込みちがいから思わぬ大損を負うところとなつたが、さきに見積を出した金堀助右衛門の判定は正しかつたのである。大損を負うた仁左衛門には助右衛門の見積額の範囲で損害補償を支払う事が取り計らわれたが、翌十一年四月三日に地頭が変り徳田仁左衛門に対する補償金の支払は行なわれるに至らなかつた。

(註)

黒硯岩ニ水成岩、緑色粘板岩であらう。
生 岩ニ深層岩、風化していない硬岩。
こば木ニ守保杭に差し込み土砂の崩れを防止する板、桤板。

五尺結繩(こしやくゆな)ニ丈量の困難な物(薪、萱、芦、麻穀等)を計測する単位、元末を打ち違い、両元口間を五尺とし周五尺に束ねたもの。

同十一年の洪水によつて水門の内へ旧暗渠より横穴があき通り洪水が逆流し、水門が用をなさなかつたのである。同年の秋トンネルより川側を取り除く工事を開始した⁽¹⁾。

寛文十一年御蔵入罷成夏中之水増ニ水門戸平前古堀横後より穴之内江水相入水門役立申不ニ付、同年秋御ふしんニ山上より割落生岩所斗用申積被成出候所ニ割落兼ね御普請被相止候、御人足千九百人流より出ル

仙台御役人 布沢伝兵衛殿
御人足肝入 下町 三左エ門

とある。この工事に流地方より一、九〇〇人を動員しているが、遂に、完成することなく放置された。

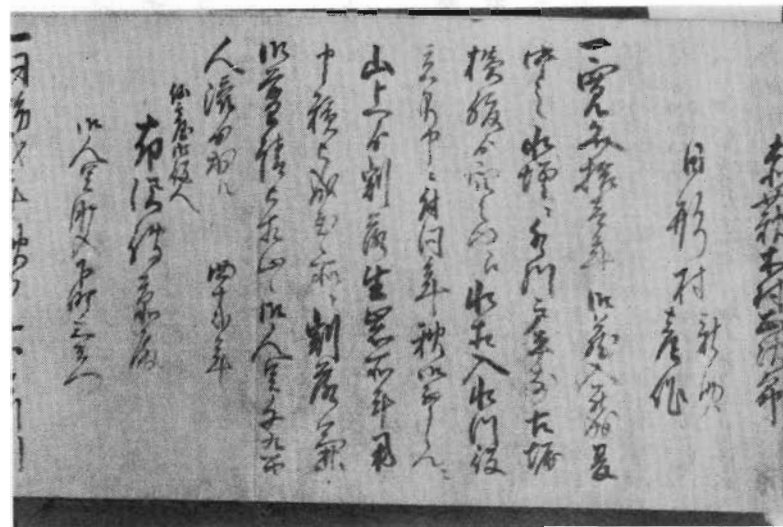
(註) 水門戸平ニ水門扉

翌十二年の小洪水にも水門が不完全なため、日形盆地は洪水の逆流によつて田畑の作物が少なからず被害をこうむるに至つたのである。

ここにおいて、前年の計画を完成すべくトンネルの下流側を削り取り岩石部分のみ二十二間を残し新水門を設けた⁽¹⁾。

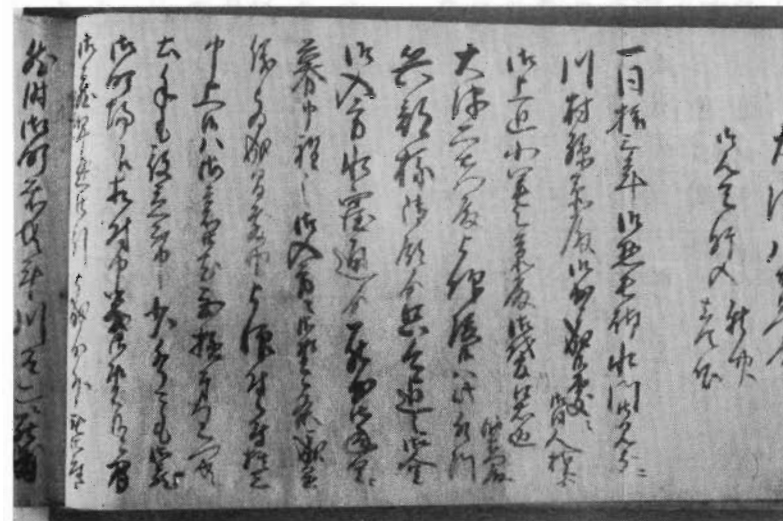
寛文拾貳年秋中、右水門引通水ニ而田畑作毛相捨申ニ付新水門下之方相捨岩所斗貳拾貳間残水門相立申所ニ、是亦十三年夏押破申候、其人足貳千四、五百人流中より出ル

御上廻 小関与兵衛殿
御小請奉行 大沢八左エ門殿
御人足肝入 新助



寛文11年水門扉修理

(増子文書)



文寛13年川村孫兵衛水門御見分

(増子文書)

とあり、同年も亦、人夫を流地方に賦役し、二千四百五百人を動員し計画どおり完成した。

しかるに、翌十二年夏の洪水で水門は三度破損し、復旧の見込が立たぬ程の被害をこうむっている(四)。

彦作

寛文拾参年御惣毛御水門御見分ニ川村孫兵衛殿御出被成候処ニ、御同人様より御上廻小関与兵衛殿、御代官江右近助右エ門殿大沢二右エ門殿より渡候ハ、此水門兵部様御領分只今迄之御人足御人方水窪通より罷出御年毎ニ募申程之御人方ニ御座候条被成置儀被為成間敷由被仰付候付、拙者申上候ハ御意御尤至極奉存候へ共、土手も役立被申少水ニモ御蔵御町場江相付申義御座候之間、御蔵早速御引被成より外無御座候、然時、御町前共斗川そこニ罷成、御百性相可申様無之候、右水門之義御親父様御見立ヲ以相立年久成就仕候所寛文拾年之大洪水ニ一字押崩、夫より御取立被成候而も健立不仕候、何被成様者成就可仕義茂可有御座候、条御功者被成御役人ニ被仰付御取立被下置候ハバ御百性難有可奉存候由申上候へ者、左候ハバ此度斗取立可申破損仕候共御普請不被成下候段御代官衆拙者、組頭ニも被仰渡候者御役人之内功者被成仁ハ下黒沢御普請場ニ居罷申候高平勘右エ門より外無之候、下黒沢御普請大方も相成候へは、此方へ引取申由小関与兵衛殿江被仰付候ニ付、御飛脚被相立勘右エ門殿御出被成水門樋之内横四尺五寸高四尺之箱樋御ふせ被候へは拾三、四年こたい申候御人足流中より式千五、六百人被召仕候、大工男沢伊右エ門、日形次郎左エ門

とある。

(註) 御惣毛ニ作物の豊凶調査。

御親父様ニ初代川村孫兵衛を指している。

御功者(ここうしゃ)ニ練達する者(技術、芸術等)。

御ふせニ布設すること。

御上廻 小関与兵衛殿
御小奉行 高平勘右エ門殿
御人足肝入 新助

こたいり持続、耐久。

同年洪水後の作況調査に二代目川村孫兵衛が仙台藩より派遣され日形に來り、丸江川の水門も、現地調査を行い、水門、堤防工事等に要する人夫の賦役に関し云々されているが、肝入等の説明により了解されている。水門復旧については先代川村孫兵衛の設計によって設けられた水門であるが、寛文十年の大洪水によって破損してより完全な復旧工事が施工されぬまま今年の洪水をうけ、更に、大破し復旧工事の施工が至難となり、藩倉を高所へ移転し、水門はそのまま放置される危機に至ったのである。しかし、水門の放棄は日形盆地の放棄に等しいものがあり地元より、練達の技術者によって復旧工事の施工が強く要望されるところであり、その熱意により仙台藩は今回かぎりを条件に、御郡普請を以って復旧することとし、担当技術者として西磐井郡下黒沢で工事に当たっている御普請役人で、当時、著名な土木家高平勘右衛門を下黒沢より日形に迎え水門工事を主管せしめている。

勘右衛門は、トンネルの内外に幅四尺五寸（一、五m）高さ四尺（一、三m）の箱樋を布設し導水路として完成している。この工事に人夫二千五、六百人を従来の如く流地方に賦役している。

その後、天和二年（一、六八二）水門屋敷の「やらい」修繕と云う工事が施工されている。しかし、工事の内容は明らかでない。後考のため掲出する⁽¹⁾。

天和式年水門屋敷、屋らい破損仕候ニ付、繕普請被成候御人足四百人小役、御雇御村分出ル

新妻 次右エ門 殿
御人足肝入 新 助

とあるが、この工事は小規模であつたらしく、人足は四百人で日形村一ヶ村より出役せしめたのみである。

日形村等流地方は、前にも述べる如く同年（天和二年）より田村藩の支配地となつた所であるから、此の工事は、田村藩によって施工された最初の工事である。

丸江川水門の箱樋（暗渠）は、さきに高平勘右衛門によって設置されたところであるが、既に、十有余年を経て箱板の腐朽から樋内に土砂が流入し、水通しが悪くなり、天和三年樋内の土砂取払が施工されている。

この工事に従事していた、井戸屋敷の清十郎が土砂搬出中にもつこと共に暗渠に引き込まれ、身の自由を失つた所へ、更に四囲の土砂が急に崩落し下半身が土砂に埋没すると言う突発的事故が発生し、現場に居合わせた者共による救出が出来ず、急遽、村中に通報し救援を求めている。これに応じた村民四、五百人によって雨戸、扉等で土砂の崩壊を防ぎ止め、漸く、救出し事無きを得ている⁽¹⁾。

天年三年水門請込口ッ留朽穴出申候間、土埋り水通不申ニ付取拂水通申様上より段々取除き申候処ニ町者共四、五人相入土かき流申所江井戸沢屋敷清十郎もつこせいひきこまれ申所ニあたりの山割リ落押埋申ニ付腰より下ハ土の内ニおしこめられ、もつこハかり引懸り腰より上斗見へ被有申ニ付、俄ニ御村中觸出四、五百人程被出候而清十郎腰纏付山つき置候而牛尾より戸平四、五枚取寄山留置大替^{マヅ}〇候共上より土取拂尤穴之内も相入土流、漸、相助申候加様普請有之事不知候間心付可申事、其時御人足六百余人余御村より出小役、御雇也戸平も御はき取り被成候

佐 藤 作 内 殿
御人足肝入 平 内

とある。

（註） もつこり畚。

この工事は、暗渠内の土砂取りのぞき作業であるから小人数による簡単な計画であつたらしいが、清十郎の事故で以

外に人夫を要する所となつたのであろう、小役、御雇等凡六百人が日形村より出役している。

しかし、同年は暗渠内に堆積した土砂の取り除きを施工したのみである。

翌貞享元年（一、六八四）春水門の留板、箱樋等の一切を取替る工事に日形村より小役、御雇等の人夫八百人余りが出て施工している⁽¹⁾。

貞享元年春水門上下口ッ留板朽箱樋繕板共ニ一字御取替被成候此御人足八百人余御村より出る、小役御雇也

入間川 助 七 殿

御人足肝入 新 助

とある。

更に、同年秋、水門の土台、留板等を厚くし、口ツの上に盛土を加える等の補強工事を施工している⁽²⁾。

貞享元年秋御普請ニ付拂方屋らい土置不申ニ穴之内江風入岩々いたみ勿論口ッ上かふり薄有之ニ付口ッより年々破申候ニ而口ッ留之外ニ土台、口ッ留厚仕候御人足千百人余御村分小役御雇也

富 樫 源兵衛 殿

新 助

とある。

（証） かふりニ被覆土。

この水門は十数年前硬岩をくりぬきトンネル排水坑としたのであるが、坑内の岩石が風化（いたみ）したと言っている。これは通常トンネル水路坑の場合、常に起る現象であり、やむを得ない所であつて、トンネル水路坑維持上のなやみである。

それはトンネル内の水面より上部の空間を吹き抜ける風は外部気温より常に低冷である。殊に、冬期における冷風は坑内天井に附着する水滴を凍結せしめ岩石の風化を早め次第に崩落に至らしめるからである。これを防止することは殆んど不可能であり、この対策を講じ兼ねたのであろう。同年秋に施工された工事は暗渠の上に覆土を追加し補強している。

これに要した人夫は日形村の小役、御雇等千余人を以って施工しているが、日形の水門工事に要する労役は殆んど地元で賦役されている。毎年賦役される地元住民の負担は決して少ないものではなかった。例えば、同年日形村民に賦役されたところは一戸平均八人強に達するから所定の小役御雇（此の制度は別編に記述す）をはるかに超過するものである。

其の後、十年を経た元禄六年夏の洪水で水門が破損し、秋末に至り復旧工事が開始されている。工事は、硬質岩トンネルの吐口に水門を設け扉を建て込む構造が計画され、伊達領江刺郡岩谷堂館主岩城氏の御抱石工を借り（田村藩において）自分領上黒沢、日形等の石工三人をもって岩場の仕上を行なわせ、涌津、富沢、峠等より大工を招き日形の大工と共に水門、扉等を製作せしめ約二ヶ月の日時を以って十二月二十三日これを完成している⁽³⁾。

元禄六年夏洪水ニ水門破損仕ニ付穴之内生岩之所戸平を相立候ハバ末世破損仕間敷ト御吟味相済江刺御抱石切壹人御借寄、上黒沢石切壹人御手分石切養助右三人ニ而岩切申所ニ穴之内ニ而自由不被成段々切上り被石取捨不被成候ヘ共有増被成戸平式枚被相立中柱もたせ申積ニ十月始より極月廿三日出来仕候、大工ハ涌津村白濱金右エ門棟梁日形之長三郎富沢村伝四郎峠村長十郎日形村次郎左エ門也御人足三千八百拾八人流中より小役御雇出石切大工木挽御同用被下置候

御 上 廻 佐々木 与兵衛 殿
御 小 奉 行 渡 邊 九郎兵衛 殿

とある。

この工事には、三千八百余人と言う多量の労力を要するため、人夫を流地方一門に賦役し施工している。

翌（元禄）七年五月の洪水によって、前年建て込んだ水門の扉、中柱等が破壊するに至り、これ等の復旧工事と共に箱樋の修理を施工している。箱樋は従来より幅を拡げ施工した⁽¹⁾。

元禄七年五月洪水ニ穴之内戸平式枚共ニ打割中柱相建小館前ニ押出申田畑作毛一字枵申ニ付同年十月より極月迄流方箱樋御ふせ被成候其節毎度御蔵人之御被成候より横立廣罷成候大工金右王門、伝四郎、権次共勘之助、長十郎、佐左エ門六人也御日用ハ上より被下置候御人足貳千九拾人相入候流中より小役御雇也

御普請方	七郎兵衛
御人足肝入	長左エ門
	平内
御普請方	渡邊 九郎兵衛殿
御人足肝入	長左エ門
	七郎兵衛
	平内

とある。

この工事は前年同様扉、中柱等の工事であつたから、前年の建て込みに経験のある涌津村の金右衛門を始め伝四郎、長十郎等の六人によって製作されている。木材、釘等の材料費は田村藩より支給され、人夫は流地方より小役、御雇等の人夫二千九拾人がかり出されている。工事は農作業の終わった十月よりはじめ十二月に及ぶ冬期間に施工されている。

更に、翌八年五月流地方より千五百人の人夫を動員し、牛尾で高山堤防を掘り割る工事を施工している。工事内容は

明らかでないが、前項にも述べる如く洪水対策として施工された暗渠の補修と考えられる⁽¹⁾。

元禄八年六月十二日牛尾九江川土手堀切申ニ付七月中御普請被成置候御人足ハ流中より出、小役、御雇千五百人余

渡邊 九郎兵衛殿
平田 惣右エ門殿
御普請方 七郎兵衛
利兵衛
御人足肝入 伝四郎

とある。

其の後、正徳十年六月三日の洪水によって高山堤防は決壊し、更に、水門も押し流される被害をこうむっている⁽¹⁾。

正徳拾年六月三日洪水ニ而水門一字押拂高山前共式ヶ所田畑共八拾ノ余枵捨申候土手中取越町通斗残申候、水上ハ荒谷大堤迄付

とあるが、復旧工事の状況は明らかでない。しかし、同年秋冬の候に施工されたことは十分考えられる。それ



日形地区内水処理施設

S45.12.11

は、同箇所より横流する洪水、濁水等による被害が翌年以降に生じていないからである。

(五) むすび

高山堤防は、旧領主の恩義を徳とする邑民^み民によって迎えられた、新領主木村勘助の築造する所であるが、丸江川水門と共に日形盆地に及ぼす洪水氾濫を防ぎ、同地域の興亡を握る施設として重視されるところである。

木村氏転退の後、仙台藩の御蔵入地、或は、同藩士の給地等と支配者の交代によって堤防水門等の維持管理に一貫性を欠くものがあつたが、維持、修築等は依然として施工し続けている。

天和二年流地方は仙台藩から田村藩へと所領は変っている。しかし、既に詳述する

第10図 日形堤防



如く、対岸仙台領黄海よりの抗議を受けながら堤防、水門等の修築を施工しつつ享保末期に及んでいる。

しかるに、その後の河道、堤防等の維持、修築に関する記録、資料等は既にうしなわれ、これを明らかにすることはできないが、五、六年を週期とする洪水(比較的大きい)によって発生した被害は当然考えられるのである。

それは、夏川堤防の決壊した延享二年の洪水、薄衣の細越を越流した天明五年の洪水、更に、白髭洪水以来と言われる享和元年、平水より十三m高い文化元年の洪水等があり、平水より七m高水の享和二年七月には牛尾が、又、文久元年には享和二年より洪水位が三〇cm程低いにもかかわらず高山前で各々決壊しているからである。

文久元年(一、八六一)十一月三日の洪水には高山前土手四十間(七二m)が決壊し、町屋敷六十九軒、村方四十三軒が床上浸水する被害をうけている。高山前土手の復旧工事には人夫一万七千八百九十九人を見積り、十一月十六日より約一ヶ月の工期で完成している⁽²⁾。

以上の如く、日形盆地の住民を始めとする流地方住民によって復旧と増強工事が繰返されながら明治維新に及んでいる。

高山堤防(日形堤防)は、その始め、他に類例のない領土と邑民の和によって築かれ、利害相反する対岸との抗争も常に円満解決し、三百有余年の歴史をもつ堤防であり、更に、規模の大なることも北上川上流唯一最大のものである。

註 (1) 増子文書

(2) 安永風土記

(3) 山谷文書

(4) 岩手県統計

二、平泉堤防

平泉堤防は、平安朝の末奥州藤原氏の家臣団が住居した平泉市街を圍繞して造築された堤防である。

この堤防は、左岸平泉町長島の西麓を南流する北上川に沿うて築いた北上川筋の堤防と、高館の東麓に開削された衣川運河に沿う堤防とである。

この二堤は共に北上川、太田川の合流点に始まり、一は北上川の右岸を遡上し平泉町小島字本町、里等を経て前沢町字鶴木に至り前沢トンネル附近の丘陵に接続するものであり、他の一は北上川筋堤防の起点より太田川左岸を遡り、更に、衣川運河に添うて遡上し、その支流徳沢川の農道附近に達する堤防が推定される。

その総延長は凡七kmにも及ぶのである。此の堤防の構築に関する記録等は、ほとんど失なわれて見るべきものはない。更に、同堤防は其の後における洪水、河道変遷等により壊滅し今はその片影だに止めぬ幻の堤防である。

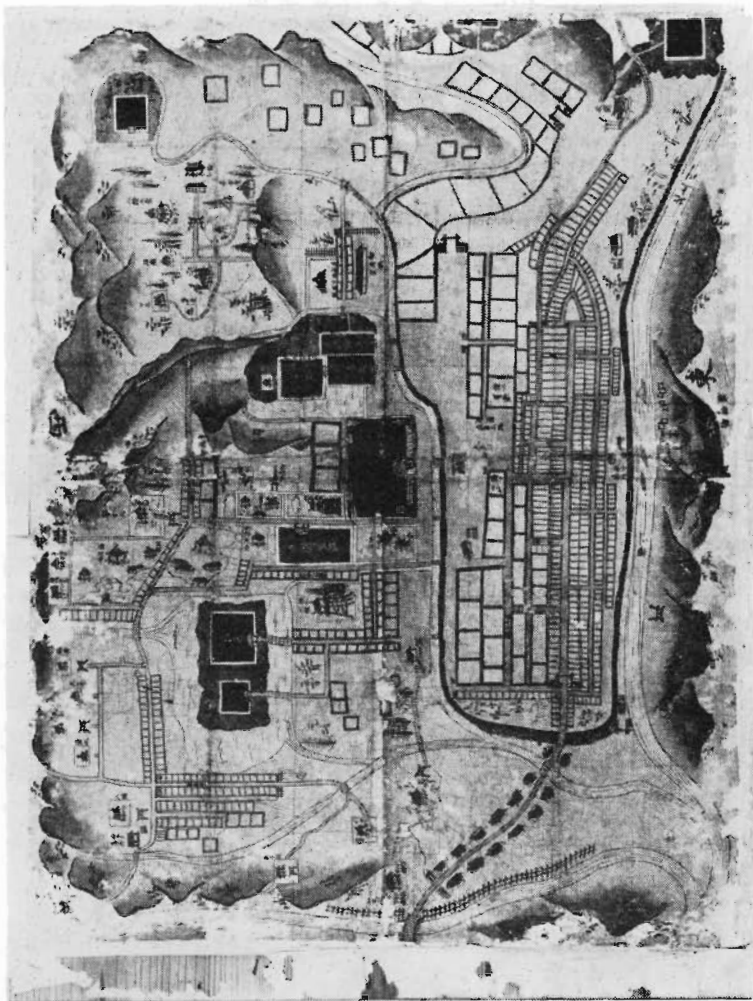
しかし、その概況は平泉古図(1)に明記するところであるから藤原氏の全盛時代には実在した堤防に誤りはない。

平泉古図は後代の作図である故を以って築堤が疑問視されていた所であるが、最近の調査によって、毛越寺の土居が中央の古郡、奈良、京都等に比すべきもなき堂々たるものであり、その高さは十五尺余(約5m)の大土居を巡らしていたと報ぜられているから、平泉市街の洪水対策として北上川、衣川等の沿岸に五・七mの堤防構築は技術的にも財政的にも可能であったと考えられるところであり、この堤防なくして、平泉市街の開闢も発展もあり得なかった事は明らかである。

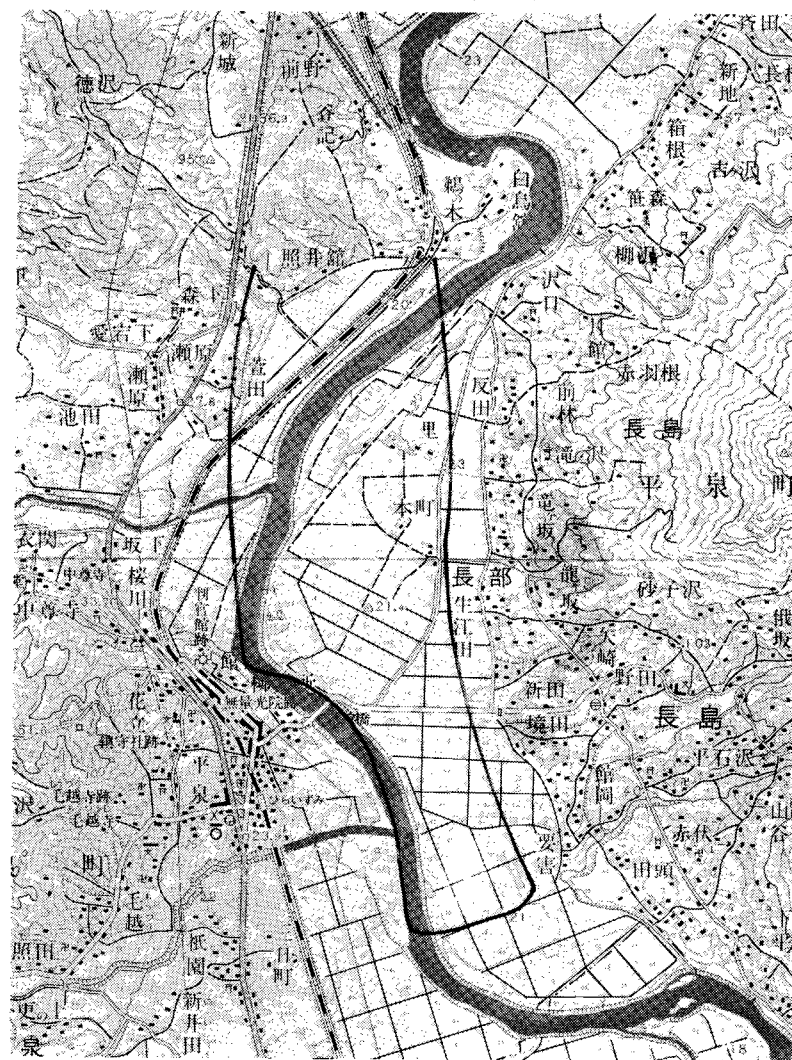
註 (1) 中尊寺文書

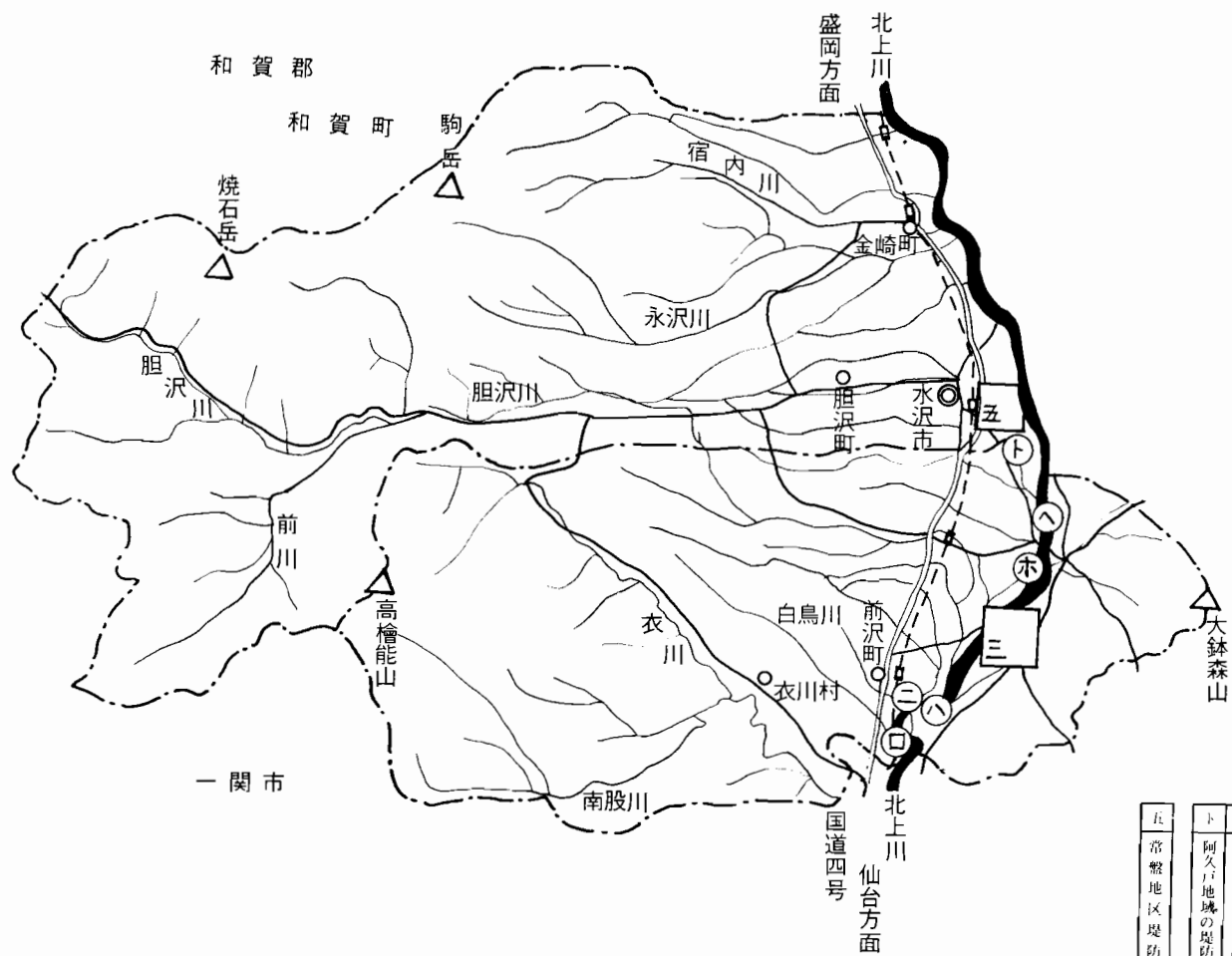
平泉古図

(中尊寺藏)



第11図 平泉堤防復原図





五	ト	ハ	ホ	ニ	ハ	ロ	下	三
常盤地区堤防	阿久戸地域の堤防	殿野起堤防	細法堤防	宮内防水工事	向谷起開溜	鶴木堤防	下伊沢地区堤防	母体地区堤防

三、母体地区堤防

ここで言う母体地区は北上川左岸前沢町母体（元母体村）を指すのであるが、同地区堤防は北上川沿岸沖積平野の洪水対策として築造された堤防である。

（イ）古堤防

母体地区に堤防の初めて築造されたのは遠く上代に遡るのであるが、記録は既に散逸し見るべきものはなく、その詳細は明らかでない。

しかし、文治八年（建久三年西紀一、二〇三）七月十三日の洪水により延長百拾間（一九〇m）余が破堤し二百余町歩の耕地が冠水、又は、浸水し、多大の被害をこうむっている⁽¹⁾。この堤防の初築年代は明らかでない。しかし、此の破堤は、平泉没落後三年目の事であるからそれ以前既に築造されていた事は明らかである。従って、平泉藤原氏時代の構築と推定されるのである。

さらに、延長百拾間の復旧工事費四百五十両を要しているから馬の背の如き小堤防ではなかったであろう。さらに考えられることは復旧に要した工事費は地方住民の負担によってまかなわれたものではなからうかということである。

それは改元すら正確に伝って居ない、みちのくの一村落のために鎌倉幕府が巨費を投ずる事はある得ないし、平泉没落後といえども地方住民の財政は枯渇しつくしてはいなかったと推定されるからである。

この堤防は、後世における奴谷起堤防の初期堤と考えられるが、その名称についても明らかでない。ただ考えられることは旧称するところの天王土手なる名称が本来のものではなからうか。

註 (1) 河川調査書

(口) 大曲地区堤防

大曲地区堤防は北上川左岸にあり、下伊沢郡上麻村(前沢町稲置)中島より磐井郡東山母体村(前沢町母体)佐藤谷起並ニ上麻生村西谷起を経て菖蒲田川原において母体村奴子谷起土手に接続する延長約二km程の堤防である。

此の土手は上麻生村字西、中、東谷起、菖蒲田川原及び母体村佐藤谷起等の耕地に及ぼす洪水氾濫の防止を目的として築造された土手である。

この土手は奴谷起土手築造後の天保三年秋(一、八三二)上麻生村、母体村入会土手として新規築造されたものである。

初築当初の延長は五一〇間(約一km)高五尺(約一、六m)駒踏二、五間(三、二m)等のさやかな土手にすぎない⁽¹⁾。

天保三年秋下伊沢郡上麻生村中嶋谷記東山母体村人合北上川除土手新規築立御普請被成下間数積ヲ以左ニ願申上候御事

一、川除土手	壹ヶ処	長五百拾間程
	高サ	五尺
	根置	四間半
	駒踏	貳間半
右之内	長	四拾五間
一、押堀	壹ヶ処	高サ壹丈五六尺程

一、川原	根置	四間半
一、野形	駒踏	二間半
	七拾間程	
	三百九拾五間	

但右間数之通出水毎北上川東西中嶋両村田畑御損亡不軽相出申候間新規土増ヲ以土手江築立筒突堅メ水前裏表共ニ耳増相付前出間数之内四拾間之処根通違猿竝箱圃乱杭足本幾通も堅メ其上御築立水先相除候様被成下置谷川原一面共ニ根置違さるニ而足本相堅メ其上御築立御普請被成下度奉存候

右之通新規御築立御普請被成下置奉存候上麻生村之分ハ川前通りニ而水差之場所ニ在之□□出水毎御損亡相出不輕義ニ御座候間前出之通り御普請被成下置度奉存候右場処御普請之義ハ東山母体村より三ヶ壹入合ニ付両村連名ヲ以如斯申上候以上

天保三年

六月	同郡同村肝入	兵	吉
	東山母体村組頭	忠	平
	同郡同村肝入	東	七
	幸	治	

下伊沢大肝入
佐藤吉郎右エ門殿
東山大肝入
今野 一郎太夫殿

と中島谷記における堤防の新規築立を願ひ出ている。

しかし、以上の如く治水対策として施行される工事費の地区住民に対する賦課^{ふか}されるところは決して少ないものではない。

なかったのである。

同荒浜川口の川様直し（河道整理）御普請が施工されているが、この時草高（固定資産税評定額）一貫文に付六五文三九五八六宛が賦課されている。母体村一ヶ村の草高が六六貫二一〇文であるから賦課総額が金六五両余の巨額である。

この年は洪水等による被害の記録が見られないから無災害年の工事である。しかし、荒浜川口は累年の洪水による異状を改修する所であろう。従って、自普請（一村限りの工事）であった事が考えられる。

同六年には七月十七日の洪水による災害復旧費として金三八〇両が支出されている。この場合は官普請で施工されている。

天保十年（一、八三九）秋の洪水は川除土手並に河岸決壊等の被害をこうむり、これが復旧工事に使用せる諸材料を肝入民蔵の手控によれば次の如くである⁽²⁾。

天保十年秋東山母体村下伊沢上麻生村入合北上川水除土手急破御普請所御用立諸式諸柴金代受拂左ニ申上候	
一、代三貫六百元	松丸太貳本 長五間 廻り貳尺
一、六貫貳百五拾文	貳拾五本 長四間半 廻り壹尺八寸
一、四貫文	貳拾本 長三間 廻り壹尺八寸
一、老貫貳拾文	六本 長式間半 廻り壹尺五寸
一、老貫四百七拾文	廿老本 長式間 廻り壹尺五寸
一、老貫五拾文	雜丸太四拾貳本 長老間半 廻り壹尺
一、四貫百六拾文	松丸太百拾四本 長八尺 廻り壹尺
一、九百拾貳文	雜丸太貳百廿八本 長四尺 廻り七寸

一、老貫百四拾文	雜丸太貳百廿八本 長八尺 廻り五寸
一、老貫貳百文	三百本 長五尺五寸 廻り五寸
一、七百貳拾文	拾八本 廻り九寸
一、老貫貳拾文	三拾四本 廻り六寸
一、老貫九百四拾文	九百八拾八本 長四尺五寸 廻り八寸
一、貳貫四百四拾文	杉割木 百貳拾貳本 長老丈
一、五貫七百六拾文	九百六拾老本 長五尺五寸

とある。以上は主資材の支払いであるが副資材の（雑費的）支出が次の如くである。

一、金貳切七分五厘也	御小屋懸方諸材木材
一、代貳貫貳百文	手拭拾老本 本人共江被下置候分
一、老貫五百文	料紙五十帖
一、四百四拾文	漉返紙貳拾貳帖
一、百八文	筆 六本
一、八拾文	墨 老丁
一、老貫貳百文	蠟燭 六十丁
一、百九拾五文	松脂燭拾五本
一、三貫貳百文	
八月中より十月十五日まで水神祭に付七ヶ度御酒被下置候分	
一、老貫五百文	御普請中肴被下置候分

等とある。工事中に七ヶ度水神祭を行っている。水神祭は九の日であるから、この工事は八月九日以前に着工されているのである。しかし、八月中とあるから中旬に近い八日又は九日頃の着手と考えられる。従って、工事施工日数は六

第三章 高水工事

七日（二箇月と七日）程度で竣功したことになるのである。ただ資料が散逸し工事箇所延長其の他が明らかでない。嘉永七年（一、八五四）には奴谷起土手五百五拾間（九九〇m）の区間において、高二尺五寸（〇、七m）の嵩あげ工事を施工している⁽³⁾。

東山母体村北上川水除土手、下伊沢下麻生村より入合土手来春上置御普請被下度左ニ奉願御事
一、奴谷起土手 壱 筋 長八百間
根置四間より五間
駒踏 壱間半
高 四尺より六尺

一、式百五拾間程

但天保九年より出水之度毎急破罷成御普請丈夫ニ被成下上置不仕間敷分
残五百五拾間程
但壱尺五、六寸より式尺五寸位迄上置被成下度奉願候云々

とある。

此処で特に注意すべき事は、土手の名称が「奴谷起土手」と出ていることである。

従来奴谷起と称する土手の総延長は五百数十間にすぎないのであるが、この願書には延長八百間とあり、さらに、上麻生村との入合土手として願ひ出ていることである。

以上により考察されることは、近世末期においては、旧来の奴谷起土手と上麻生村との入合土手とを一体として奴谷起土手と呼称したことである。

しかし藩政時代における防水施設のすべては甚だ虚弱なものばかりであり、その後の洪水により奴谷起堤防三箇所が

破堤している。これが復旧工事を施工するため同月願書を提出している。

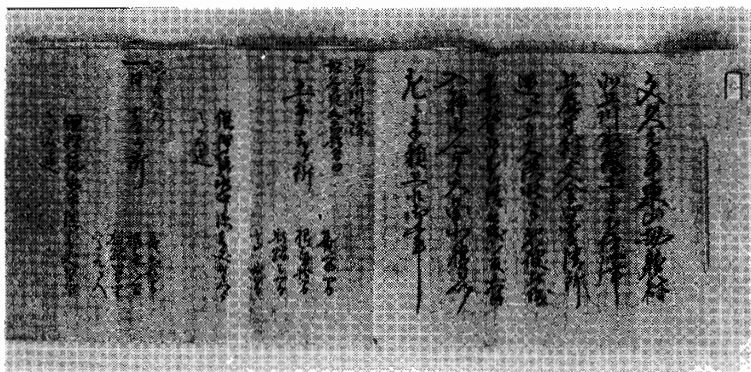
同願書によれば延長三〇〇mの所に人夫一三、六三三人九分、木材（大小取りまぜ）四、二三二本、雑柴（五尺丸）一、五七九丸、中縄五、〇〇〇尋等が見込まれている⁽⁴⁾。

文久元年東山母体村北上川水除土手下伊沢上麻生村より入合御普請所過ル二日大洪水ニ而急破罷成来春御普請被成下度右御人足大岡小積ヲ以左ニ奉願上候御事

北上川水除
奴谷起九百拾間内
一、土手 壱ヶ所 長 百間
根置 拾間
駒踏 三間
高 式間

但押堀水中深老丈式尺より八尺迄
品々右同断
一、同 壱ヶ所 長 五拾間
根置 八間
駒踏 式間半
高 九尺

但押堀水中深老丈式尺より六尺迄
品々右同断
一、同 壱ヶ所 長 式拾間
根置 五間半
駒踏 式間半



文久元年母体村北上川水除堤防普請（母体文書）

高 九尺

但押堀水中深六尺より四尺迄
合 三ヶ所

但右間敷之通欠崩レ押堀ニ罷成北上川常水流通畑地老面ニ押流レ御田地損亡相成候間、両方土手根通り猿湧^{マヤ}式間ニ三挺宛相据布木式通り結、乱杭老間ニ四本、遠越五本ツツ打、柳架等ヲ以柵相攪水上、新規土ヲ以土手御築立、筒突堅メ、両方耳増相附、洪水之節水除ニ相成候様御普請被成置候所

此御入料

一、五百四拾丁

長八尺

廻り老尺式寸猿湧^{マヤ}峯木ニ入

此代貳拾七貫文

但老丁ニ付代五拾文宛

長八尺

廻り八、九寸 同足木ニ入

一、五百四拾本

此代 拾三貫五百文

但老本ニ付代貳拾五文宛

一、貳千八百八拾貳本 雜丸太 長四尺五寸

此代 貳拾三貫五拾六文

但老本ニ付代八文宛

一、貳百七拾本

雜丸太 長三間

廻り老尺式寸 布木ニ入

此代 拾六貫貳百文

但老本ニ付代六拾文宛

一、千五百七拾貳丸

雜 柴 五尺丸

此代 七拾八貫六百文

但老丸ニ付五拾文宛

一、出人五拾人

此御雇代 拾貳貫五百文

但老人ニ付貳百五拾文宛

一、〃 四百人

此御雇代 九拾貳貫文

但老人ニ付貳百三拾文宛

七口合代 貳百六拾貳貫八百五拾六文

一、出人老万三千六百三拾三人九分

一、老万貳千五百六拾九人四分

一、貳百七拾四人五分

一、六百人

一、百五拾人

一、四拾人

同村もの

一、中 繩

五千尋

右之通大図小積を以如此ニ奉願上候以上

文久元年

十一月

本人主立

並本人

直出

土 持

増 切

筒突堅メ

本人手伝諸働キ共ニ

御小屋掛方並御取撥シ共ニ

右村組頭 又右衛門

〃 弥 助

〃 助 十 郎

〃 吉郎衛門

本人主立 丈右衛門

右村肝入 民 藏

大肝入 中津山直三郎殿

とある。

文久元年願出の工事が従来の如き嵩あげ拡幅等のみならず堤防の根固工事も平行して施工しようとするのである。しかるに、同年十二月母体村肝入民蔵が大肝入中津山直三郎宛の訴状によれば対岸上麻生村肝入よりこの工事に関する人足賦役を断つて来た事明らかになっている⁽⁴⁾。

東山母体村北上川水除土手去月六日大洪水ニ而処々急破罷成御田地不少損亡砂散等ニ罷成候儀ハ段々申上置候通ニ届候処右土手御普請之義下伊沢上麻生村畑又込両郡水除土手ニ在之先年より両郡入合御普請所ニ付上麻生村肝入鈴木市右衛門方より来春御普請願申上度結打合申候処村方不腹と而此度ハ加へ御人足等相出兼候事ニ申聞候処右土手御普請之義ハ御普請本之村方江三ヶ老御人足御入料共ニ前々より加へ御普請罷成居候場処ニ而其時宜次第勝手ニ加へ御普請相止可申様無御座筋ニ奉存候間先年之通り上麻生村より三ヶ老加へ御普請罷成様御吟味被成下度奉願候仍而小積願ハ先以拙者共連名ヲ以申上候間宜敷御吟味被成下度別紙指副此段如此申上候以上

文久元年十二月六日

中津山直三郎殿

母体村肝入

民 蔵 岡

とある。

以上の如く化政期における土手が近世末期に至り、旧形に数倍す大規模の土手に完成され、近代的堤防へと移行している。

又、上麻生村入合土手普請が次第に左岸側地域単独御郡普請へと移ろうとしていることが次第に表面化し出しているのである。

註 母体文書

東山母体村肝入千葉家文書

- (1) 天保三年関係
- (2) 同 十年関係
- (3) 嘉永七年関係
- (4) 文久元年関係

(ハ) 奴谷起堤防

奴谷起は北上川左岸にあり、前沢町母体及び水沢市黒石町の一部を含む延長6km、幅一五kmの紡鐘形の平野である。此の地域は北上川の堆積土砂によって造成された低平な地域である。従って、北上川の影響を受ける事が多く大小の洪水による被害は年々その数を知る所ではない。

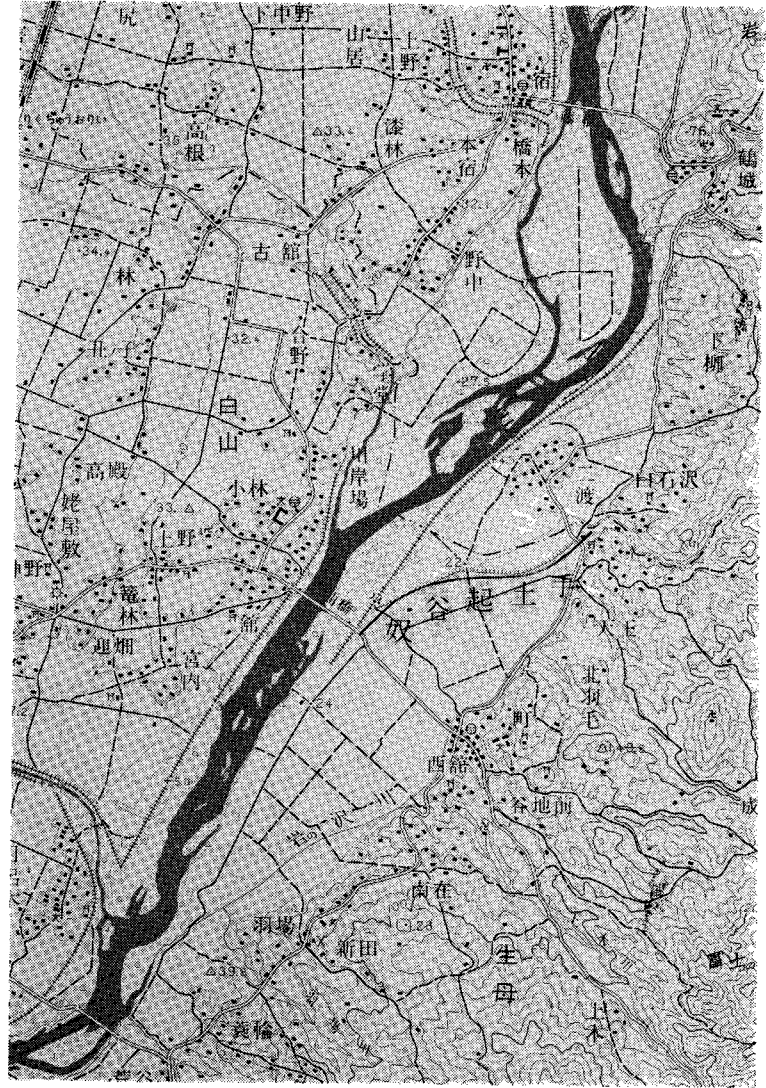
この地域における古代の洪水対策は既に述べる所であるが、中世並びに近世初期の治水対策は如何に施工されたか明らかでない。

しかし、近世後期における土手の築立は近代高水対策の先驅をなすものである。

奴谷起堤防は文化九年には延長三百五拾間程が完成されている。同年夏の洪水で所々決壊し田畑が少なからざる被害をこうむっている。この被害は地域住民に及ぼす所が多く同年九月延長二百二十二間（尺は誤り）（四一〇m）の区間において高さ五寸の嵩揚工事と上流部へ延長式百五拾間（四五〇m）の堤防を、更に、築造する事を地域住民の要請により住民を代表する組頭、肝入等が願ひ出ている⁽⁴⁾。

東山母体村御蔵入御給所入合田畑北上川水除土手三百五拾間程先年御普請御築立被成置候場所当夏より□候共□□両度之大洪水ニ而、土手所々押切可申様罷被成其儘差置候而ハ母体町裏通より谷地前通廣々之田畑損亡荒所ニも被成可申義ニ御座候間前年通土手押切候而危被候所ニ御座候全体ニ而土手幅狭候条不足仕候為出水之度毎危被成次第第二御座候内右間敷之通付添被成

第13図 奴谷起土手



下土手下幅廣被成下度候

勿論不合無之出水ニ而も水取越田畑共損亡も相出候次第ニ御座候間、右間之所二百廿式尺江五寸通ニも上置御普請被成下度候且右土手通より川上之方ニ而長式百五拾間程土手別規御普請御築立足、都合六百間程一体土手ニ不被成候得、前年通廣々之田畑共損亡荒所ニも可有成、川様ニ可成□□無挽品々御村方申出候間御見分御吟味来春御普請被成下度如此申上候 以上

文化九年

九月

大肝入

同町組頭	利 藏
〃	幸太夫
〃	岡之助
同村組頭	忠 藏
〃	伊三郎
同町検断	幸之助
右村肝入	幸 藏

と文書を以って願ひ出ている。

この工事は藩の役人土浦半之助(代官?)の現地調査によって施工が決定されているが、その工事が多い事と、更に、強固な堤防の構築のため藩の直轄工事として施工される様、母体村肝入幸藏が大肝入鳥畑丈太夫を通じ十月九日付を以って上申している。

これに対し、大肝入は副申を添へ同月十一日土浦半之助へ申達している(1)。

母体村御普請次第之義ニ付御別紙之通土浦半之助様より被仰渡、承知仕吟味仕候処、当村御普請之義者北上川除之義ニ而御直御普請被成下度品々御村方申出候義尤右様不被成候得、大御普請之義ニ御座候間御受ニ被成下候而ハ丈夫ニ可相成様も無之成旨奉存候条来春御直御普請ニ被成下度御座候右之段御同人様江直々も申上候様成者□□処何方ニ御□渡被成置候や相知り兼候

第三章 高水工事

間右様候如此申上候条、右之通□□御同人様江被仰上御□□被成下度如此申上候、勿論荒川圓治様北上川通川様御見分之節御案内之者共御同人様江直々も申上候ニ付御同人様御見分も被成置候次第御座候間為御吟味之、此段其如此申上候以上

十月九日(文化九年)

右村肝入 幸 藏

大肝入 鳥畑丈太夫様

右之通申出候処右御普請之義者北上川除御直御普請之事御座候間御取合□□末被成下度如此申上候

十月十一日

大肝入 鳥畑丈太夫

半之助様

とある。

同月十二日北上川通り川除土手の工事施工につき、荒川圓治が更に現地調査を行っている。その結果報告等は明らかでないが申出の通り工事を施工する様大肝入に申し渡されている。

翌十三日付を以って大肝入より母体村肝入幸藏に次の如く通達されている⁽¹⁾。

右之通被申聞候旨申上候処御付付之通被仰渡候条其心得可在之候以上

十月十三日

肝入 幸藏殿

大肝入 鳥畑丈太夫

とあり、工事の施工を待つ所となつたのである。

しかるに、同年十二月六日北上川右岸(対岸)上麻生村肝入作十郎より、先年母体村(右岸)ヤッコ谷起に川除堤防が築造されて以来上麻生村字宮内地内の川添が決壊を生じたが防禦工事が施工されていない。更に、ヤッコ谷起土手の増強工事の施工は上麻生村字宮内等川添の地域に及ぼす影響が大きく同地域の脅威となり、上麻生村の不利となる事であるから工事を取りやめるよう強く申し入れている⁽²⁾。

其村ヤッコ野記江先年水除土手御築立罷成候付洪水度毎当村北上川宮内下江押当り川欠罷成去年中別段に御普請も被成下候処段々承候得者右土手江御築出付添可成候段相聞得申候処、弥以、右御普請可成御事ニ而ハ宮内下又又川欠ニ罷成候条ハ□□渡

申候間右御普請ハ被相除被下度組頭其申出候間御吟味被成下度奉願候右之段ハ面々相連候上如斯御届候以上

文政九年十二月六日

上麻生村肝入 作十郎 印

母体村肝入 幸藏様

と異議を申立ている。

しかし、母体村としては川沿平野の洪水対策として絶対必要な堤防であるから決壊箇所の復旧、並びに、残存堤防の高揚工事を対岸上麻生村肝入作十郎の異議申立を押し切つて翌十年春施工すべく大肝入へ書送っている⁽³⁾。

東山母体村北上川前通先年水除土手御普請御築立被成置候場所当夏洪水ニ而右土手通所々押切候様ニ罷成候ニ付、付添、上置普請被成下度段願申上置御面々様御身分も被成置候所下伊沢上麻生村より右土手御普請罷成候而ハ宮内下土手御普請罷成候場所川欠ニ相成候間母体村御普請被成下候様被成下度川向村肝入作十郎申出品々被仰渡承知仕候右土手之義者母体村畑通水除之儀ニ御座候得者、上麻生村より如何様申出候而も相控可申様無々勿論新規願上申候訳ニも無御座候間何連御見分之上来春御普請被成下度御村方申出候間如此申上候以上

文化九年十二月

右村肝入 幸藏

大肝入 鳥畑丈太夫様

と、自村民の福利増進のため、これ又、一步もゆづらぬ態度でヤッコ土手の復旧と取り組んでいる。こうして、ヤッコ土手工事の準備が進められ、翌年三月工事設計書ともいべき人夫、諸式割が大肝入小山平八郎より母体村肝入に交付されている⁽²⁾。

母体村川除土手御普請方

一、出人 千式百五拾人

第三章 高水工事

第三章 高水工事

一、四人 右御免
 一、四人 当御免
 一、百七拾七人 御藏人小役 其村
 一、廿三人 御手伝小役 其村
 一、六拾三人 給人小役
 残 九百七拾九人
 一、三百廿六人 入高三ヶ壹被加下分 御藏入小役

内
 一、貳百廿七人 其村
 一、五拾貳人 田河津村
 一、四拾七人 佛坂村
 一、三百廿七人 御格割合

一、貳百廿人 御藏入被御加 分御藏入小役
 一、百九拾八人 佛坂村
 一、貳拾貳人 相川村
 一、廿九人 御手伝高残人足御手伝小役 其村
 一、七拾八人 給人前出人足
 一、三百廿六人 同百姓前遣捨

右之通当春御普請所江御指紙被仰渡候間兼而通首尾可在之候尤早速御普請江取附出来相極候様共ニ被仰渡候間其□□□可被
 申此段共ニ申渡候以上

三月廿三日(文化十年)

大肝入 小山 平八郎

幸藏殿

とある。

以上の如く此の工事に要する人夫総数は一、二五〇人である。

この工事は、前年十月母体村肝入幸藏より願出の通り御郡御普請(藩営工事)として施工される所であるから母体村はその二三パーセント強に当る五二〇人余が賦役され残る七三〇人は田河津、仏坂、相川村等北上川沿岸よりはるかに離れた山手の村々に賦役する計画が樹てられている。

御郡御普請のため工事を担当する役人衆は現地に出張宿泊する。これ等役人衆の宿泊施設としての小屋懸が四月十六日村肝入に指示されている⁽²⁾。

母体村川除土手御普請方早速取□候様可存候、我等事も御郡司衆も追村ニ被在候付而者逢取□□□候間先以時節□ニ相成候取付候様可在之候條土手下中程之所小屋懸ケ致置候様可有之候以上

四月十六日(文化十年)

高源兵衛

肝入 幸藏殿

この場合文面では「小屋」の文字が使用されているが「小屋懸」と云うのは事務所設置の事であり、特に仮設建物を新築することなく付近の民家を貸り上げる場合が多いのである。

以上の如く工事着手の準備が着々進められている時、対岸上麻生村肝入が母体村肝入幸藏に対し、再び堤防工事の着工を一兩日延期する様異議の申立を行っている⁽²⁾。

其御村北上川水除土手先年御築立之所江此度、又以上置相成候事に相聞得上所右土手ニ付而ハ段々申遣候通之義ニ而洪水毎西向江水先相向為夫ヶ当村宮内下通分之川欠相出人家等迄欠崩候間御別段之御普請迄被成下候義ハ御存之通之義ニ而相今確ト欠

第三章 高水工事

第三章 高水工事

目相留不申罷在申候処右上置付添罷成事ニ而ハ此上何様御普請被成下候逆相除申見詰無之候□而ハ一応相伺候上ニ仕度候間御取付之義先以壹兩日御扣被下置被仰渡候其段早速可申上候以上

四月廿一日

肝入 作十郎

肝入 幸藏様

とある。

しかし、母体村側としては夏の洪水前に堤防を完成する必要がある、更に、梅雨前の農閑期に人夫を招集する事は容易であり且有利であったため着工を急がざるを得ない状態にあったのである。

以上の如き事由のため母体村肝入は作十郎の異議申立に対し、上麻生村の事情はさることながら、母体村は堤防の復旧がないかぎり田畑の損亡が甚しく工事を中止出来ない旨を書き送っている⁽²⁾。

当村北上川水除土手先年御築立之所付置上置、可成候共、為夫ニ西向宮内側ニ水先差当申義ニ候間□□付度依而御普請御取付壹兩日御控候様ニ御座候所右御普請ケ所之義ハ委細御見分の通去年夏兩度之洪水ニ而数々所押切罷成爲夫当町浦通迄廣々之田畑不作残無損亡ニ仕所ニも可成義ニ而云々

と、四月廿三日付で送り、早急に着工の予定であつたらしいが対岸との意見調整に意外な日時を要したためである。着工は同年夏七月十八日である⁽²⁾。

母体村北上川除土手御普請七月十八日御取附き我等其村々来る十七日取移申候間其心得首尾可仕候以上

七月十一日

高源兵衛

大肝入

小山 平八郎 殿

とある。

以上の如く奴谷起土手の復旧工事が施工されている。しかし、その完成は明らかでない。更に、考えられる事は此の堤防の初築年代である。作十郎の書面より推測するに文化九年を遠く遡るものではないということである。

同十一年(一、八一四)同村川除土手高四尺(一、三m)駒踏(天場)三尺(〇、九m)根敷(敷幅)二間(三、六m)の所へ高二尺五寸(〇、七五m)の上置(嵩あげ)を延長三五〇間にわたって施工している。これに用いた人足一、二五〇人、諸経費一、二五〇文を要している⁽³⁾。

東山母体村川除土手来春御普請被成置御人足願

一、川除土手壹ヶ所 長 三百五拾間

高 四尺

駒踏 三尺

根置 貳間

但右間敷之通出水度毎ニ北上川より田畑一面ニ水押揚御田代損亡罷成候間越水ニ不相成候様増相付以簡突堅メ御築立被成下外古土手三百五拾間之所高貳尺五寸ヅツ上置簡突堅メ御築立御普請被成置可候

此入料

一、出人 千貳百五拾人

内

一、八百三拾八人

土持築立方

一、貳百貳人

増伐運搬取方

一、貳百拾人

簡突堅メ方

右之通御普請被成下度奉願候以上

文化十一年十二月

肝入 幸藏

大肝入 小山 平八郎 殿

第三章 高水工事

第三章 高水工事

とある。

此の工事については着工、竣功等の詳細は明らかでないが、施工は同十二年（一、八一五）夏の事であろう。この工事に際し仏坂村へ小役人足貳百四拾五人が賦役されている⁽⁴⁾。

一、出人足 貳百四拾五人

此日用代 拾三貫貳百五拾文

金ニ直し六切 二朱三粉ト 丸代 五百五拾文

此惣場老貫八百文を以如斯

但當村御蔵入小役人足其御村北上川御普請所ニ御割合罷事分

右之通相送候共諸口御請取御首尾被下度候以上

文化十貳年八月三日

仏坂村肝入 孫六郎 印

母体村肝入 幸藏殿

と云う小役人足の送状が残されているから、七月中に工事は完了しているのであろう。

註 仏坂村（東磐井郡千厩町）人頭（世帯數）五十、人口三百八人内、男一五九人、女二四九人

又、文政元年（一、八一八）北上川除土手の全延長が五八七間（一、〇六〇m）とある。これは文化十二年の築堤延長工事が施工された結果による土手の長である。

しかるに、同年夏の洪水で一六間が決壊し、堤内地における田畑草高六六〇一〇九文（凡八二ヘクタール）の所が被害を受けている。此の復旧工事は同年十一月に施工されたがこれに要した人夫は一、〇六五人の多きにのぼっている。

東山母体村北上川除土手当夏中洪水之節

急破罷成ニ付来春御普請被成度御人足積

一、川除土手 壹ヶ所

五百八拾七間之内 長百拾六間

根置 三間 駒踏 壹間

高 壹間半

為高 六拾六〇百九文

一、出人 千六拾五人

右之通大圓御人足積付申候間来春御普請被成下度如此申上候以上

文政元年十一月

右村組頭 秀作

〃 周吉

〃 東七

〃 伊三郎

右村肝入 幸藏

大肝入 小山 平八郎 殿

とあるが、翌春此の工事施工に当り母体村は遣捨り人足五百八拾七人を賦役している。

文政二年春奴谷記川除土手所々押切之所

新規突立并所付添御普請方遣捨り御人足組割左の通

一、出人 三百五拾五人

但急破三ヶ壹遣捨り御割付分

一、同 貳百三拾二人

〆 五百八拾七人

とある。

第三章 高水工事

更に、文政十年（一、八二七）奴子谷起川除土手四三〇間（七七〇m）の所を嵩あげ、拡幅等の工事を施工し母体村飯肝入幸治より同年八月竣功報告が提出されている⁽⁶⁾。

母 躰 村

奴子谷起

長 四百三拾間

一、川除土手

老ヶ所

上置式尺より三尺通まで
付添壹間半より壹間通迄

在来土手

根置壹間半通より壹間通迄

高四尺通より三尺通迄 駒踏 三尺

但右間敷之通北上川出水每一躰越水ニ而田畑ハ損亡相出候ニ付水前腹付高七尺より六尺通迄巾壹間通迄付添上置三尺より式尺通迄壹字足土筒突堅メ一躰耳増相附仕内打御普請被成置候所

此御入料

一、代 三拾ノ五百文

内

一、式拾ノ文

増式百枚御買代 壹枚壹文割

一、拾ノ五百文

本人百四拾人分 十日出来見詰壹日七人ツツ

一、出人 式百六拾六人

一、九百人

土坪六百三拾坪程
壹人ニ付七合持

一、百八拾人

足土百貳拾六坪
壹人ニ付七合持

一、百八拾人

簡突方壹丁ニ付六人持
一日三十ツツ拾日出来見結

一、六人

小屋懸木材諸式共運方懸方
取拵方共ニ

内

一、八百八拾人

当村貳拾人之内御付残と罷成居候分

指引 三百八拾六人

此御雇代五拾七ノ九百文

壹人ニ付百五拾文ツツ

貳口合代 八拾七ノ四百文

本人并増所御買上共ニ

右之通御座候以上

文政拾年八月

右村飯肝入 幸 治

大肝入

金 野 一郎太夫 殿

右之通申出候間如此申上候以上

同年八月

東山北方大肝入

金 野 一郎太夫 印

正 作 様 印

幸 作 様 印

とある。

註 足土（たしつち）笠あげ及拡幅等に要した上の量

この工事に人夫一、二六六人、並に、入料三〇ノ五〇〇文を要している。法面仕上用「増」は地元母体村より切り出しているが、増三、四〇〇枚を切り出した長四郎組には、その代価として三ノ五〇〇文を支払われている。その外、御雇人足一五人を出役し二ノ二〇〇文の支払を受けている者もあり、無災害年の改良工事は農家経済に少なからざる好影響を及ぼしているのである。

以上の如く、初築以来数次に及ぶ災害による復旧工事と、更に、増強工事の施工によって奴谷起はその目的である洪水対策に十分な効果を揚げたのである。しかし、其の後における洪水に因る被害の発生は考えられるが、文政後の諸問題は大曲堤防と共に処理されている。これを此処で分離し、記述することは出来ない。従って近世末における母体地区の洪水対策施設は大曲堤防の項に合せて記述してある。

註 母体文書

- (1) 文化九年関係
- (2) " 十年 "
- (3) " 十一年 "
- (4) " 十二年 "
- (5) 文政元年 "
- (6) " 十年 "

四、下伊沢地区防水工事

イ、概 況

ここである下伊沢地区とは藩政時代における下伊沢郡で旧胆沢郡の内姉体村（水沢市姉体町）以南を総称するのである。

この地域は胆沢扇状地の末端にあり北上川等の洪水によって造成された沖積層の平野であり、その開発は先史時代にも遡るところである。土師器に穀の圧痕が残されていることから千数百年前既に水稻栽培が行なわれていたことを物語

っている。

従って、これ等の地域は北上川等の洪水氾濫による浸水、冠水面積は広範にわたりその被害は決して少ないものではなかったのである。

これが対策として構築された土手、堤塘等はまた少なくない。

ロ、鵜木堤防

鵜木堤防は、前沢町白鳥字浪先より同地内白鳥館に至る一km余の堤防である。この堤防によって擁護されるところは同町字鵜木一円の小地域にすぎないが、この地域は、北上川右岸に突出する所にあるため堤防なくては耕地並びに住家等の安全は期せられない所である。

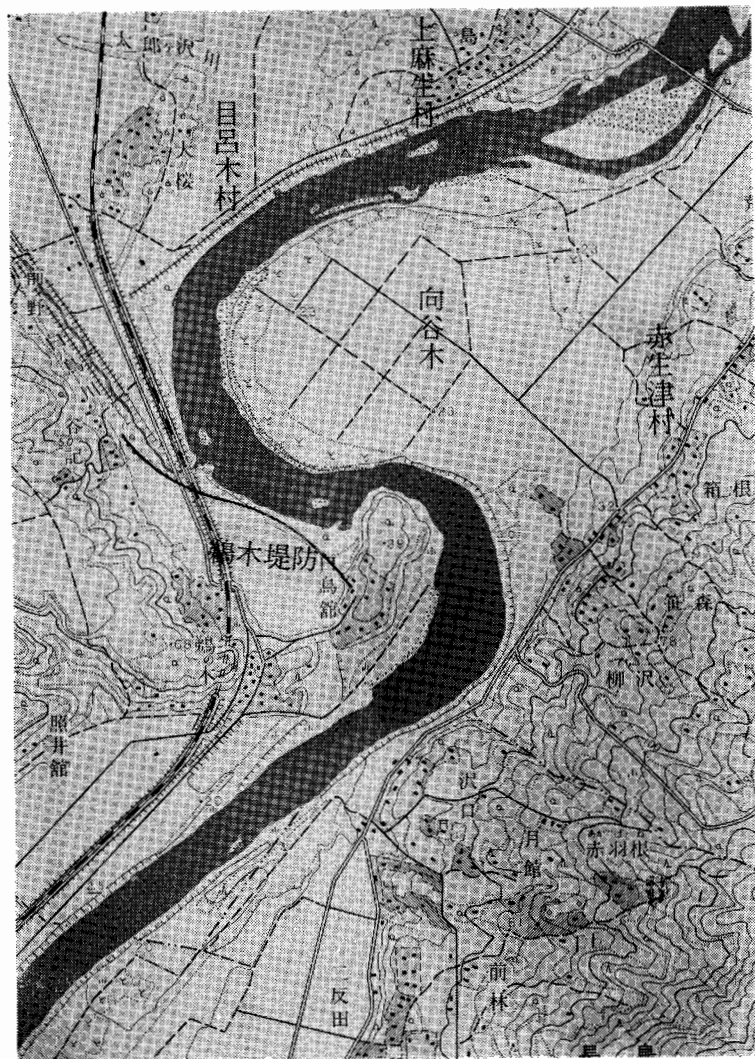
鵜木堤防の初築年代は明らかでないが、河道の変化により字大榎南部が北上川の本流となった以後であるから藩政中期と比較的後期の築造であろう。

ハ、向谷木開削

北上川右岸目呂木村、上麻生村（前沢町）等において耕地が甚しく欠け込み御蔵入、御給所共に年貢が減納するに至り、これが対策として同地域の欠け込みを防止するため対岸赤生津村（前沢町赤生津）と協議の上、赤生津村、前沢村両村境に新川を開削し、河道を切り替え本川を締切る工事が天保十一年より十五箇年にわたり施工されている⁽¹⁾。

天保十一年御向御役々様方御見分の上格別の御吟味を以て両村境遍真中として百間余の新川御堀方罷成候得共川様相直り不申方より又々本川御へ切罷成専新川御堀方の御普請被成下昨年迄凡十五ヶ年程引続大御人足被召仕候義御座候云々とある。

第14図 鵜木堤防



以上の如く工事の詳細は明らかでないが、川幅一八〇m余の新川を開削し、流路を転換することによって上麻生、目呂木等の欠け込みが止んだばかりでなく、北上川を上、下する船等の航行にも便であったという。しかるに、其の後施工された赤生津村の新川根留（護岸工事）及び長出（水制）等による河水の流下が阻害を受け、更に、嘉永六年春の融雪洪水等によって北上川の締切が破損し、河道が再び旧川通（前沢町目呂木地内）に戻り、小六谷起を迂廻し通称蛇の鼻に水勢が突き当り、停滞するため上麻生、白山村等の洪水氾濫が甚しくなった。

註 (1) 三宅氏資料（小野寺運作手記）

二、宮内防水工事

上麻生村（前沢町）宮内等の地域は北上川沿岸沖積平野であり、その開発は古く、ほとんどは農耕地である。しかるにこの地域は洪水氾濫の常襲地帯であり、この地域における防水工事は古くより施工された如く伝承されるが、宮内堤防等は藩政末期文化九年以後の初築であらう。

文化九年十二月母体村肝入幸蔵が東山北方大肝入鳥畑文太夫に宛てた文書の中に右岸上麻生村字宮内下の土手築立て予定地が川欠けとなるので母体村の土手修築を中止する様にと上麻生村肝入作十郎より異議申立のあることを申し送っている⁽¹⁾。（抜）

普請被成下度段願申上置御面々様御見分も被成置候所下伊沢上麻生村より右土手御普請罷成候而へ宮内下土手御普請罷成候場所川欠ニ相成候間母体村御普請被除下候様被成下度川向村肝入作十郎申出品々

とある通り文化九年には築堤の計画はあったとしても未だ構築されるには至っていない。しかし、同地域の洪水対策としての防水工事が施工された事は推定出来るが、其の後における河道の西遷によってそのほとんどは流失しその痕跡

第15図 宮内地区



を止めていない。

註 (1) 母体文書

ホ、細法堤防

細法堤防は下姉体村（水沢市姉体町）字鞘戸下より同地内字細法に至る延長二、七km余の堤防である。

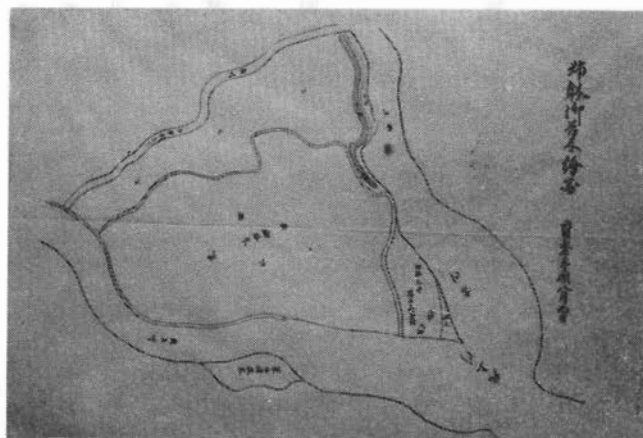
細法堤防の初築並に修築等については資料が散逸しその詳細を明らかにする事は出来ない。

ヘ、殿野起堤防

殿野起堤防は、下姉体村（水沢市姉体町）内屋敷より中島を経て殿野起に至る堤防であるが、その詳細は明らかでない。もっともこの地域は河道の変遷甚だ多く現河通は上、下姉体村の東辺を縦断し対岸にその一部を残す実状にある。従って、殿野起堤防の線は北上川の流心附近に当るという現況であるから、その遺構は片影すらも止めずまったくの幻の堤防である。

ト、阿久戸地域の堤防

阿久戸地域（水沢市真城姉体町）における防水工事は古代に遡ることが推測されるが確証はない。同地域等の伝承を集録する地方史によれば



姉体御谷木絵図（宝永7年8月9日）（留守文書）

弘治年間（一、五五五、五五七）阿久戸等の地域に堤防が構築されたと伝えられている。

中世末の北上川は古河道に従い、杉ノ堂下より阿久戸台地の東崖下を南流し石名坂方面に流れている。

この河道の東岸（左岸）にある安久戸野起、草井沼等の地域に氾濫する洪水を防止するため、上、中、阿久戸野起等に堤防（土手）が構築されている⁽¹⁾。

阿久戸地域堤防の詳細を知る資料はなく、延長等は明らかでないが、後代北上川の河道が東遷し、田茂山村草井沼が分離してからは逆に右岸堤防となり阿久戸、石名坂等の洪水防禦の堤防として利用され、修築が施されている。

藩政末期におけるこの堤防は「来神堤防」と称され下中野起より阿久戸野起に至る延長三三〇間余（一、八六〇m）に及ぶものである。

註 (1) 留守文書

チ、むすび

下伊沢地区における堤防は、以上の如く部分的なものが多く、更に、地域の広範な割合に防水工事の施工は少ない。これは胆沢扇状地という特殊条件をもつ地域に原因するものであらう。

五、常盤地区堤防

常盤地区は北上川右岸、上伊沢郡常盤村（水沢市常盤）であり、下伊沢郡真城村（水沢市真城）の北に隣接する地域である。

常盤地区の防水工事は、その南端部字杉ノ堂地内に下流来神堤防に接続する延長数百mの小谷木堤防がある。

小谷木堤防

小谷木堤防の築造は近世初期田茂山村（水沢市羽田）字草井沼が北上川河道変遷によって右岸姉体村と接続するに至った後の事である⁽¹⁾。したがって、その初築は近世中、末期に属するものであるが、その詳細は明らかでない。常盤村字杉ノ堂地内における堤防の初見は化政期における常盤村絵図である⁽²⁾。

註 (1) 佐嶋文書

(2) 留守文書

三宅氏資料

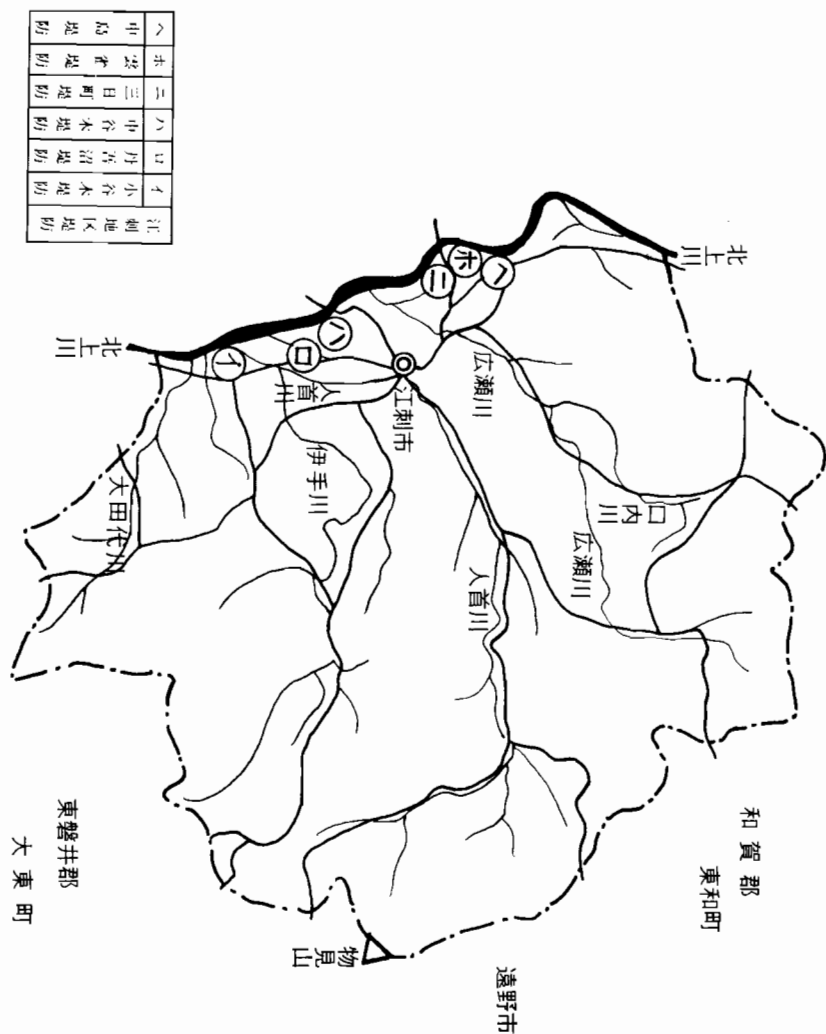
六、江刺地区堤防

ここである江刺地区は北上川左支大田代川より上流田谷川に至る、江刺市稲瀬、愛宕及水沢市羽田等にわたる地域で従来江刺平野の名をもって称されたる所であり、北上川とその支流の沿岸にあつて灌漑、排水、洪水等の影響を大きく受ける地域である。

江刺平野は古い時代における北上川の河跡であり、河道の変遷後洪水氾濫等によって造成された沖積平野である。したがって、地勢平坦であり、且つ土地肥沃で農耕に最も適するところから開発は早くより行なわれたことは定説であるが、その時期は弥生式土器時代を遡るものではないが、開発は急速に進められ全域が耕作されるに至ったのもまた古代に遡るものであらう。

この地域における洪水対策は古くより施工された事は考えられるが、その遺構も伝承も既に消失し知る由もない。

第16図 江刺地区改修位置図



しかし中世・近世初期以来と伝承される堤防は次の如くである。

- イ、小谷木土手（新田堤防）
 - ロ、丹吾沼土手
 - ハ、中谷木堤防
 - ニ、三日町堤防
 - ホ、雲雀堤防
 - ヘ、中島堤防

川島より大畑まで
川島より櫻木まで
きいから
皂角より土手外
土手外より照沢
照沢地内

等であり、その受益範囲は江刺平野の全域にわたる所であり、地域産業の開発には欠く事の出来ないものである。しかし、これ等堤防の施工に関する記録等はほとんど散逸し見るべきものはなく、その多くは口碑伝説に止る程度にすぎない。

しかし、口碑、伝承等は全面的に信頼する事の不可は充分知るところであるが、これを虚構として一概に排除する事もまた危ういものがあり、ここに併述し後考の資とする。

イ、小谷木土手

小谷木土手は北上川左岸にあり、江刺郡田茂山村羽黒堂村（水沢市羽田町）等の耕地に対する洪水対策として下小谷木より小谷木を経て栗瀬に至り荒川筋の堤防に接続する堤防である⁽¹⁾。

田茂山、羽黒堂村等は奈良朝末期における蝦夷征伐にも関係ある所であるが、その開発は中世であろう。しかし、最初に施工された防水工事は田茂山に鑄造工業が発達してから後であろう。当時の堤防と推定されるものが字新田より田茂山の西側を経て栗瀬に至る延長1 km余の堤防がある⁽¹⁾。

後年河道の変遷と字新田、下谷木等の開発に順応するために構築されたのが前者であろう。しかし、堤防の位置形態が変っても名称は古名を用いたのであろう。小谷木土手を新田土手とも呼称されることは一考を要するところである。

註 (1) 佐嶋文書

口、丹吾沼土手

丹吾沼というのは丹吾沼土手の破堤によって生じた池沼の名称である。しかし丹吾は池沼と堤防の呼称には用いられるが、他に一切使用されることがないから地名ではない。さりとて古人の人名とする伝承もなくその語源は明らかでない。

丹吾沼土手は、北上川左岸江刺郡二子町村（江刺市愛宕二子町）地内字土花に発し杉屋敷を経て字西丸に至る延長一km余の堤防であるが、その受益地帯は二子町村の全域に及ぶものであるが、その築造年代等に関する記録は既に失なわれて何等見るべきものはなく明らかでない。

しかし、二子町村の開拓は元和年間であるから、丹吾沼土手の初築年代は藩政初期に遡るものであろう⁽¹⁾。

長門事及川藤左衛門

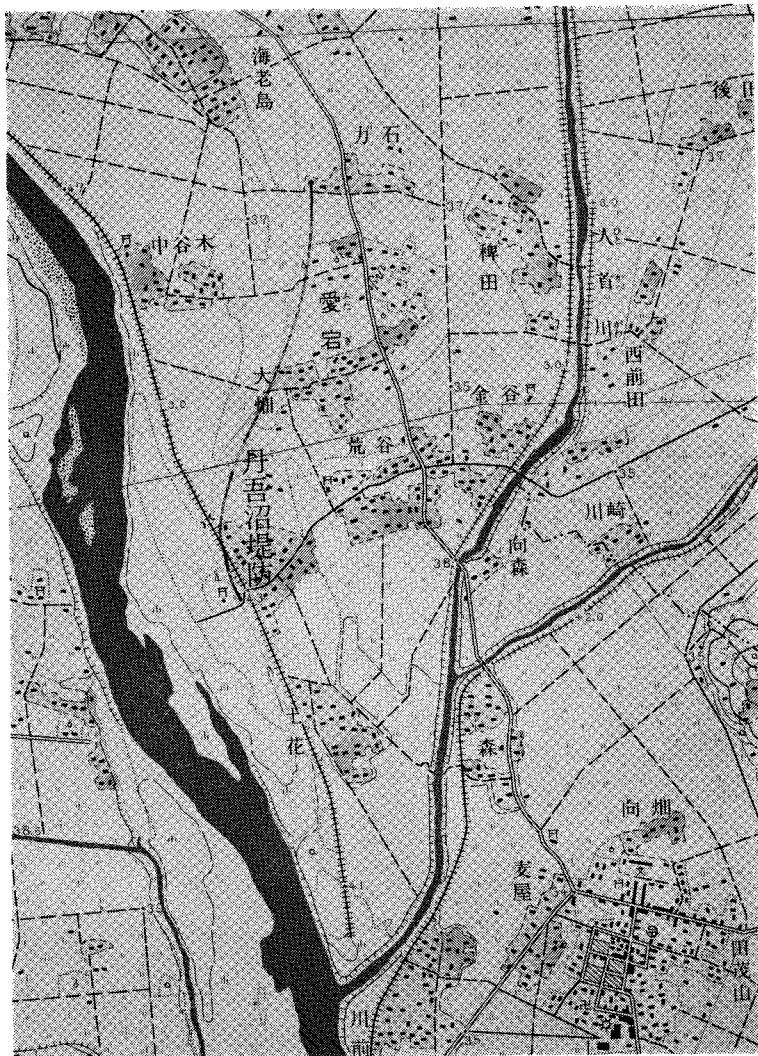
元和元年同郡（江刺郡）字町村（二子町村の略）荒谷、四丑、嶋野谷地

其身入料を以田畑代五拾貫文之所起方仕指上申候御墨印之御判御書付所持仕罷有申候

とある。

以上の如く近世初期において及川長門の開発するところが五拾貫文とある。これは水田五十六拾町歩（畑換算二〇町余）に相当するところであるから、荒谷、四丑、嶋を始めた二子町村全域に及ぶところである⁽¹⁾。

第17図 丹吾沼堤防



しかるに、丹吾沼土手による受益地域は、長門の開発する所と符合することから考察すれば、丹吾沼土手は及川長門によって開発された地域の洪水対策として築造されたものであろう。

しかし、長門の開発と築堤が同時施工では無い。それは長門が二子町に住居していないこと並びに開発当初において築堤に要する人員を動員する事は不可能であったと推測されるからである。更に、二子町村七軒時代の古図(写本)にも丹吾沼土手は記載されていない、従って、その後における築造であることは明らかである²⁰。

ただし、江刺平野における堤防中、古堤に属することには誤りない。それは、此の堤防が北上川の防水堤防でありながら河岸より遠く位置する事も前代的堤防であることを裏書するからである。

註 (1) 菊地(久)文書

ハ、中谷木堤防

中谷木堤防は北上川左岸、江刺郡二子町村、田谷村(江刺市愛宕、二子町、田谷)の二村にまたがる堤防であり、二子町村西地蔵島より田谷村中谷木を経て桜木に至る延長1km余の堤防で西地蔵島上流では丹吾沼土手と霞堤を構成するものである。

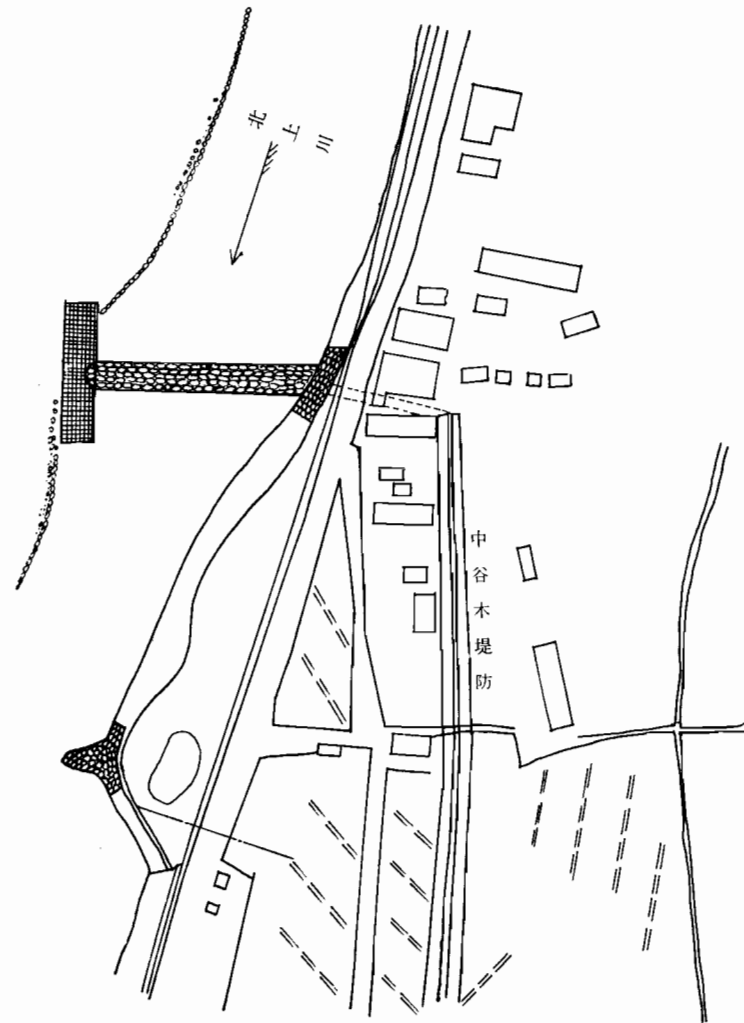
この堤防の築造年代等に関する資料は散逸し知ることにはできないが、その初築は近世中期を降るものではない。しかし、元禄年代を更に遡るものではない。

それは、この堤防の上流端における民家の宅地が堤防の取付部によって二分されるものがあり、又、町家が堤外にあり地続きの畑地が堤内にあり、更に、上流部の東下川原地内の町家は、その宅地先(川側)に高さ1m程度の土塁を各自築造し洪水の浸入に備えているからである。

第18図 中谷木堤防



第18図の2 中谷木堤防終点



下川原の町割は元禄年中の施行であり⁽¹⁾、字桜木地内の宅地割は下川原町の一部として同時に施行されているのである。従って、中谷木堤防の築堤後における町割とすれば下川原町は堤内に開かれている筈である。堤防と同一線上に下川原町のある事は開町後において築堤された事を明らかにするものである。

この堤防は初築以来洪水による破堤は数しれず、その復旧工事は修築のみならず洪水に起因する河道変遷により引堤をもよぎなくされている。従って、初築当時の線形ではない。

註 (1) 只野文書

二、三日町堤防

三日町堤防は江刺郡高寺村（江刺市愛宕）字三日町地内に古くより在る堤防である。

この堤防の築造に関する詳細は明らかでないが在地伝承によれば⁽¹⁾、この地域に古くより居住する豪農高橋某が、その耕地と耕作民を洪水の災禍より擁護する為、寛永年中において自己資本を以って築造するところといわれているのである。そして、その名称を寛永土手と称している。

この堤防は弘化年間書上の高寺村絵図に記載されているが⁽²⁾、その名称は知られないが、初築以来幾度となく修築が加えられ藩政末期に及んだのである。その延長は一六五間（二九六m）とあるが、更に、上流は雲雀堤防に接続するものである。

註 (1) 伝承者 鈴木清一郎氏（江刺土地改良区副長）

(2) 高橋金男氏（元三日町部落会長）

小沢文書

ホ、雲雀堤防

雲雀堤防は北上川左岸江刺郡三照村（江刺市稲瀬）地内にあり三日町堤防、中島堤防と一連をなす堤防である⁽¹⁾。
この堤防も初葉年代等は明らかでないが三日町、中島堤防等の築造より後期と考えられる。

それは、この地域は三日町、中島等より地勢が少々高く、北上川の流形がカーブする内側にあり流勢が弱い事等によるものである。しかし、藩政前期を降らないのであろう。

雲雀堤防の構造は部分的な小堤ではなく中島堤防と同じく大規模のものである。これは、江刺平野の洪水対策上欠く事の出来ない堤防であり、その増強工事は近世末期に至るまで継続されている⁽¹⁾。

天保七年春江刺郡三照村川除土手江上置被成下御人料御人足積り雲雀

一、川除土手上置

壱ヶ所

長 貳百間
横 貳間半並
高 貳尺より三尺迄

但石場所之儀ハ北上川川除土手ニ面出水度毎土手より惣越右か為夫か去年中は式ヶ所押切候ニ付下通り御田地不少ニ押痛申候間前書間敷の通り両耳増量ニ而上置並簡突堅め上置御前ニ仰被下置候此御人料



中島雲雀堤防（文政4年）（畑中文書）

一、六十人

本人

此代九貫文

但覺人ニ付百五拾文ツツ

一、出人

七百八人

内

一、百三拾七人

増切方

一、四百拾六人

土持人足

一、八十人

簡突方

一、四十人

増付手伝

一、三十五人

刈拂方並一式
自諸働き

右之通御人料並御人足共大図積申上候間御普請被成下如斯申上候以上

天保七年四月

大肝人

菊池悦藏殿

三照村組頭

利惣右エ門 印

右村肝人

義惣右エ門 印

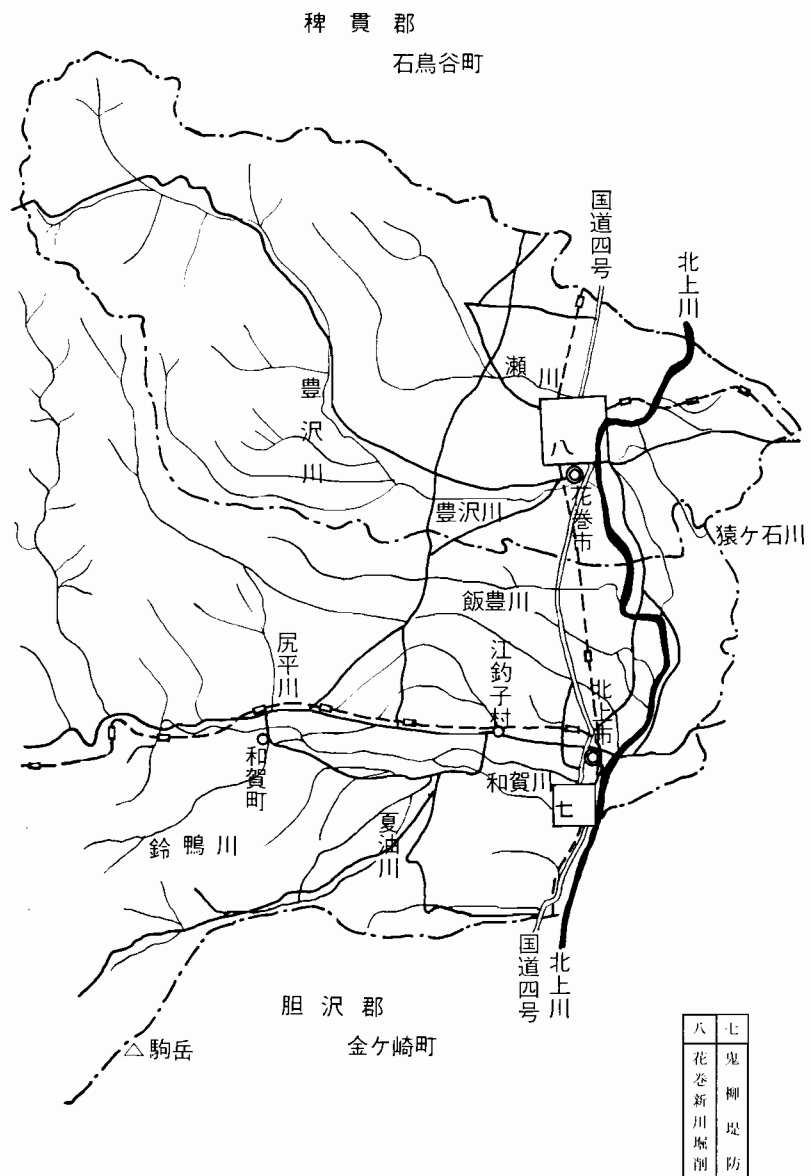
とある。又、別項掲出の天保九年三照村雲雀土手御普請所江御人足割等によれば、鍬、もっこ等の道具持参で三照村百九拾五軒より人足五百人が動員されている⁽¹⁾。

註 (1) 畑中文書

ヘ、中島堤防

中島堤防は北上川左岸江刺郡三照村（江刺市稲瀬）地内にあり、雲雀堤防上流端より田谷川合流点に至るものである。

第20図 和賀神貫地区改修位置図



第19図 中島堤防



この築堤年代は明らかでないが、同堤防の破堤によって広瀬川堤防の一部である馬場先、朝日壇堤防等の決壊によって下流地域に砂丘と深堀を生じたのは元禄年間の事と伝えられているのであるから、当時既に中島堤防の存在が確認されるのである。中島堤防は下流地域の堤防に廻^{まがけ}て築造された事は明らかである。

この堤防は化政期における三照村絵図⁽¹⁾にも見られる処であるが名称は記載されていない。一書には土手根堤防等とあるが下流域においては「マツカ土手」と称するものである。

中島堤防は江刺平野の最上流部に位置するもので、これが破堤等による被害は江刺平野の全域二二〇km²に達するものである。その為江刺地区においては最も重要視される堤防である。

註 (1) 畑中文書

七、鬼柳地区

北上市鬼柳地区において、最も洪水の影響を受け被害をこうむる所は下鬼柳地域である。

天保十一年六月の洪水によって下鬼柳地内都鳥（和賀川九年橋上流二・三〇〇m附近）において堤防が決壊し、又、同地内鷹鳥羽の石堤も被害を受け破損している。従って、これ等の構造物は天保年間には既に構築されていた事は明らかである。

しかし、文政五年十月の「御出馬御遠見書上図面」（仙台側書出）には、これ等の堤防は記載されていない。従って化政期における築堤は確認出来ない。又、化政期以前の洪水による被害をうけた記録も得られない。以上より推考するに文政後期、天保初期における築造と考えられるのである。

しかし、これ等の堤防はその後における河道の変遷によって失われたものか、あるいは規模の点に於て収録される程の構造でなかったのか、その理由は明らかでないが明治初期に於ける地誌等には見られない処である。

資料 一、司東氏資料

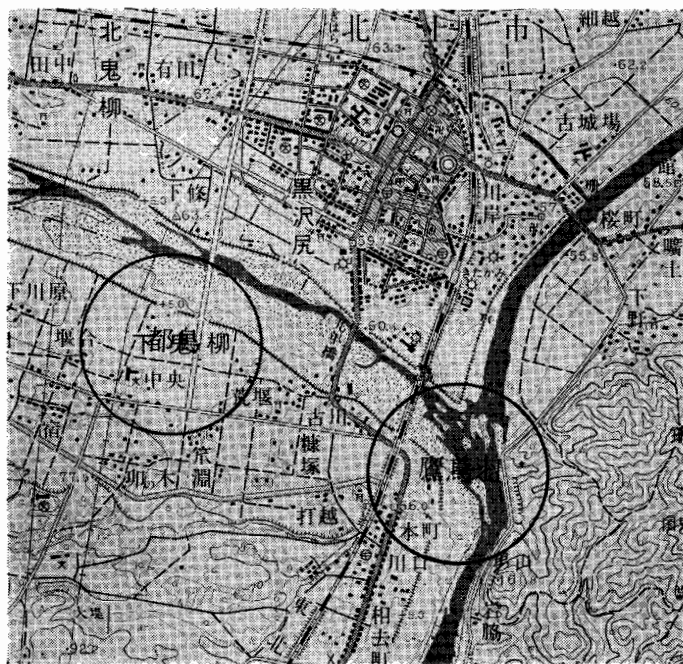
八、花巻新川掘削

(一) 古河道

石鳥谷町地内で稗貫川を合し、沖積層の谷底平野を南流する北上川は同町八重畑字荒屋に至り、対岸、花巻市字上山、東野等を形成する金沢夾炭層の河岸に流路をさえぎられ東流し、田屋、宿等を経て、同町五大堂に至り、此の附近を構成する真滝夾炭層の段丘によって、再び流路を転換され彎流^{わんりゅう}して花巻市矢沢胡四王山北麓に至る。

花巻市周辺における北上川の古河道は、胡四王

第21図 鬼柳地区



第22図 花巻城北の古河道



山を構成する安山岩系岩石の北上谷に長く蟠^{ばん}互^ごする岩塊群^{がんかいぐん}によって、三度流路を転じ同市字萩生、上似内元館等の南側を宇愛宕方面に向って西流していたのである。明治前期の調査によれば次の如くである(1)。

「稗貫郡花巻町辺に於ては往昔北上川の流路は現時猿ヶ石川合流の北部より西に折れ市街の背部にある丘陵愛宕山下、瑞興寺の傍云々」

とある。また

「猿ヶ石川合流の北部点より西に折れ字小舟渡八幡社裏に沿い、字元館に直流し、元館に聯洛せる町後の丘陵愛宕、八幡寺云々」

とあり、いずれも花巻市宮野目字似内地域を西流していたことを明に伝えているのである。同市字愛宕において河岸段丘に流路を遮^{さへり}られた北上川は、愛宕下附近で小さい弧を描き、反転して八幡寺、瑞興寺下を経て、さらに十八ヶ崎

城下を東流したのである。そのため愛宕下には深淵を生じ常に渦^{うず}をなし、桜花の候、散花、この渦に入り廻^{かえ}遊^うするさまより花巻の佳名を生むところであるという(2)。

花巻村

東北上川限西方万丁目、鍋倉村、南川口村、北宮野目村、下以内村、当地所³以名³三花巻³。其昔北上川自³瀬川本館辺³西折流廻十八ヶ崎城下、愛宕下、瑞興寺寺場北岸、廻³城下³而南下、然愛宕下深淵而廻流為³渦、暮春頃林木桜花散乱浮³水上³。河水廻游不³流、人呼曰³三花巻淵³。河水漸々東倚。其処竟成³陸地³。故名³三花巻³云々。

とあり、瑞興寺下をまわった水勢は十八ヶ崎城本丸北側をつきくずし、さらに、城下町花巻の地は再々洪水の被害をこうむるところであった。

(二) 近世の北上川

南部氏によって十八ヶ崎の地が花巻城と改められた近世初期以後も北上川は、花巻の外郭をめぐる南流している(3)。

むかし北上川は小舟渡八幡の北裏北上川にて、今の枇杷沢愛宕の下八幡寺、雄山寺、瑞興寺の辺川筋とぞ、夫より段々下りて四日町、一日市裏通は北上川也。依って御本丸の外郭欠崩れ、御本丸に近寄けるに依って、云々。

とある。

北上川は緩慢ながら次第に東に移動し、瑞興寺附近において渦巻く流勢は十八ヶ崎台地の北側を削り、南部氏が南方の固めとする花巻城の外郭は洪水等によって崩壊し、逐次本丸にも及ばんとすることは、代々の城代にとって頭痛の種であり、その対策に苦慮されたところと言う。

此处において正保年中北上川の河道切替工事が計画され、施工三度目にしようやくその目的を達成し得た所である。

第22図の2 花巻城北の旧河道



花巻城西、旧北上川河道



花巻地区北上川古、旧河道

花巻城（鳥谷ヶ崎城）
南部の支城としての花巻城は南部氏にとっては南方の備えとして重要な拠点であった。花巻城の保全の為北上川の河道付替の難工事が施工されたのである。



花巻城下をめぐる北上川の流路（盛岡市公民館蔵）

南部藩は新川堀削を企画し、正保年中織笠某堀削の工を起し中途にして廃す。後、延宝中四戸某再び工を起せしも成らず、其の後、野々村某苦心画策漸く流水を得、之れ現流身即ち之れなり。

とある。

これによって花巻城外郭の崩壊と城下町一日市、八日町等の住民は洪水等の水禍より救われ、花巻町の繁栄を見ることが出来たのである。

(三) 新川開削工事

(イ) 織笠斎宮の工事

十八ヶ崎台地は南部領における要害の地であり、この地を以って城塞とする花巻城は南部藩唯一の支城として、寛永四年以来城代を置き⁽⁶⁾守備する所である。

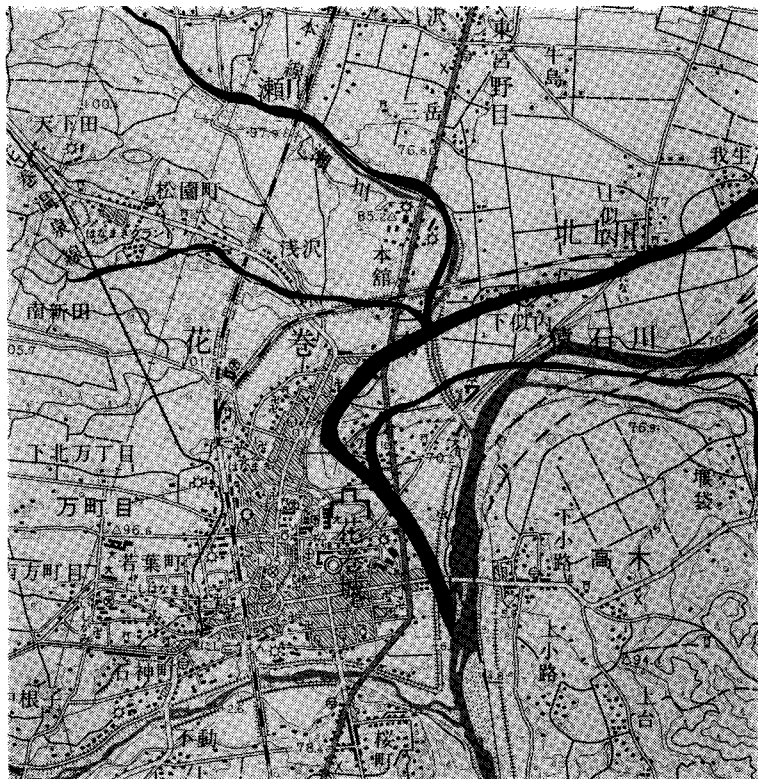
しかるに、正保二年（一、六四五）北上川の洪水により城内の風呂場附近が崩壊し、時鐘が鐘堂と共に崩れ落ち北上川の濁流に押し流れると言う重大事が発生している⁽⁷⁾。

正保二年九月一日北上川大洪水御成御風呂屋ノ方五間斗り崩落時、鐘堂共三川エ落ル。
とある。

ここにおいて南部藩は城下町花巻の水災と花巻城崩壊の禍根を断つため、北上川の河道切替が計画されるところとなつたのである⁽²⁾。

昔当処與三高木村二一村而比屋為隣當時北上川偏倚于西一歴四日町、一日市町裏依流廻于城下一年々本丸崩歟焉正保年中時郡代織笠斎宮八幡社二町余東為導北上川一自北至南令堀三百間余然地高不二水至一處焉

第23図 織笠斎宮の工事



とある。織笠斎宮は郡代でなく城代である。そして斎宮は寛永四年（一、六二七）岩間將監と共に初代城代を仰せ付けられた織笠庄助保員の子である。庄助は正保二年（一、六四五）まで十九年間城代の職にあり斎宮は父庄助の後役を仰せ付けられ、正保二年城代となり慶安四年（一六五四）まで七ケ年間その職にある。

新川開削の工事は正保二年以降同四年までの三ケ年の間において施行されたと考えられる。その年代は三年とも称されることが確実ではない。

織笠斎宮の工事は、高木地内小舟渡八幡宮の東方凡二〇〇m附近を南北に一八〇m程を掘削し新河道を開いた如である。しかるに北より南が高く、水を流す

このようにして織笠斎宮の工事は失敗に歸し北上川は依然として花巻城下を流れ本丸を崩し続ける状態にあった(2)。

とある如く、洪水は度重り被害は増大するのみであつたといふのである。

その後城代となった四戸金右衛門によって再び開削が計画されたのである。⁽²⁾

とあり、織笠齋宮の工事以来二十数年にして再び工事を起すところとなつたのである。

四戸金右衛門による新川開削は寛文十三年（一、六七二）である⁽⁴⁾。

此度北上川を向八幡之後へ新川為堀御普請被仰付奉行石渡久米治郎、伊藤武左エ門来る八日より被付惣御代官御蔵高式白石老
人積り人夫相出候様被仰付

城代四戸金右衛門の時の工事は寛文十三年七月八日⁽⁵⁾より開始とあるが地方文書等には同月十八日とある⁽⁵⁾⁽⁶⁾。御盆

この工事について
(4)

とある。これによれば寛文十三年には正保年

女したのであろう。(4)。

とある。

137

四倍に増加して賦役^{ふやく}している。

以上の様に工事中以来四箇年にも及び、更に出役を強化して居ることは、小舟渡八幡の東を掘り、更に変更して八幡宮の後方を掘削したためと考えられるのである。

それは後者のみの工事にしては長期にわたりすぎるからである。

新河道は北飯豊東方に新川口を開き下似内を南流せしめ向八幡宮（向八幡は高木通小船渡八幡宮である。高木通は花巻城の対岸であるから、小船渡八幡宮を向八幡宮と呼んだ）の西北方で猿ヶ石川と合流せしめた。

この工事は完成と共に通水し一応成功し、これを新川と称した。

此の河道跡は、現在の灌漑用水路「新川」であり、これに架する橋が新川橋である。

当時の猿ヶ石川は関袋を経て胡四王山南麓大字槻ノ木台地に突き当り、方向を転じ高木北縁に従って西流し小船渡西端をめぐる南流し花巻城の東麓で北上川に流入するもので古来



新川橋

花巻城北麓下にある、旧猿ヶ石川の河道を流る新川に架している。新川の称は四戸金右衛門の開削する「新川」によるものである。

と変る所ではなかったが、北上川の合流によって水量を増大する結果となり、河幅を増し蛇行曲線は大きくなり、その河道は現在の新川橋附近に及んでいる⁴⁴。

寛文十三年七月六日

御城之下へ直流、右新川堀り候へ北上川瀬川と落合候故少し洪水にも花巻へ突当り殊にも御城へ水強く当り申候云々とある。

此の時の瀬川は、旧北上川河道によって四日町一日市町等の町裏を流れていたのであるから洪水時の逆水は依然として同地域を浸害していたのである。

(ハ) 野々村宇右衛門の工事

二回目の河道代替工事の施工後、更に十年を経て、三度北上川の河道代替工事が計画され⁴⁵、貞享年中郡代野々村宇右衛門苦心画策し貞享年中漸く竣工するを得た所である。

工事施工者野々村宇右衛門は、延宝六年（一、六七八）花巻城代を仰せ付けられているのであるが、野々村宇右衛門は寛文十三年盛岡城下における北上川新川掘削工事において大奉行として新川代替の難工事を達成せしめた人であり、河川工事の大家である。

花巻城代野々村宇右衛門の相役は、延宝二年より第二回目の北上川開削工事を施工した城代四戸金右衛門である。四戸金右衛門は同八年（一、六八〇）まで在任しているのである。

野々村宇右衛門は先の河道開削工事を施工した経験者四戸金右衛門と共に少なくとも二ヶ年間は同じ花巻城内に在ったのであるから、第三回目工事の計画はこの間において樹てられたものではあるまいか。

この工事は貞享元年（一、六八四）秋開始されている。従って、野々村右衛門が花巻城代を仰付られてから七年目のこととなる。

此秋高木村工北上川附流候様御普請ナリ是迄八幅之役ヨリ花巻町裏玉流御城ノ下々直ニ流行とある。

この時の奉行は伊藤武左衛門、高橋半六の二人であるが、伊藤武左衛門は四戸金石衛門のもとにおいて第二回目の河道掘削工事に奉行を勤めた人であるから工事の経験者であるのみならず、花巻附近における北上川の状況については精通している人であろう。

以上の如く貞享三年（一、六八六）の工事には土木工事の人材を揃えて着工しているが、工事は予想外の難工事である。夫は出役を厭い仮病をつかい出ず、そのため人夫の駆り立てに苦勞したとか、殊にも蛇子塚の掘削は至難を極め、遂に病人が続出し工事は遅々として進まなかった等在地伝承は賦役（ふせき）に苦しむ住民の悲話哀話（かなしみ）が語り伝えられている。これ等の伝承を裏つける如く、工事は延々三ヶ年間に及び、貞享三年秋ようやく完成している。

貞享三年（一、六八六）西暦此秋高木村工北上川附流候様御普請之有也。

この工事における御作事所（現場事務所）は高木村（花巻市高木）新川の万右衛門宅が当てられている。御人足頭は高木、田力両村より出ている。高木村は御作事所方右衛門が勤めている。

工事は、胡四王山西麓高松村字槻木（花巻市矢沢字槻木）において北上川を猿ヶ石川の河道に入れ、更に、小舟渡八幡社東方（第一回目開削地点）蛇子塚附近を南に向って掘削し、里川口村において、従来の北上川河道に入れている。

この時の掘削河床は平水面下まで掘削するのではなく、高木を利用して河床を得る方法に依ったことは旧事に同じ



猿ヶ石川合流点

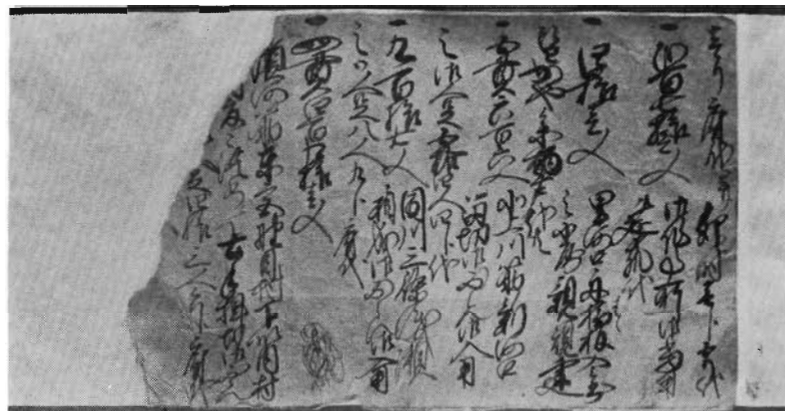
猿ヶ石川の旧河道は現在の河道を横ぎり画面の左へ流れていた。藩政初期に於ける北上川は遂に北方を西流していた。正面に見える胡四王山西麓が新田北上川の切り替え地点である。



北上川三条附近（北上川切替地点）

貞享3年河道を開削し、新河道へ導水するため締切工事を施工せる三条（画面中央）附近の遠望。

（註）三条と俗称する所は下似内第14地割附近である。



北上川留切普請帳残翰

(新川文書)

であろう。

三条留切工事に要するところは

高木村 万石五門 日

人足 八百人

俵 六千俵

等で翌日の出人夫六百人と云う。

しかし、河道開削、締切工事等の難工事を達成し、漸く、水流を得ると雖も、大河川北上川が一朝にしてその全流量を流し得たのではなく切替当時の細流が年月と共に河道が開られ、漸時にして北上川の総てが新河道に切り替わったのである。

貞享頃野々村字右門郡代時復令堀之三面漸至三水流、然新流微漸々歴二歳月一之後河流終而歸三千東一而後旧流地成、跡今悉為田圃、初八幡社隔河在二城東一今小舟渡與高木村隔川似屬西依二面例一屬高木村とある。その間における新川口、締切地点等は、年々補足的工事が施工している。

- 一、貳百七拾壹文
- 一、五貫六百六文

- 一、九百拾七文

御作事御当用遊燕代
北上川筋新川口留切御ふしん御人用
之御人足五拾兩八匁分代
同川三條淺瀬二相成御ふしん御人用
之御人足、八八九分厘代

等とある。

御人足頭万右衛門は工事完成後その功により笛字帶刀を許されている。

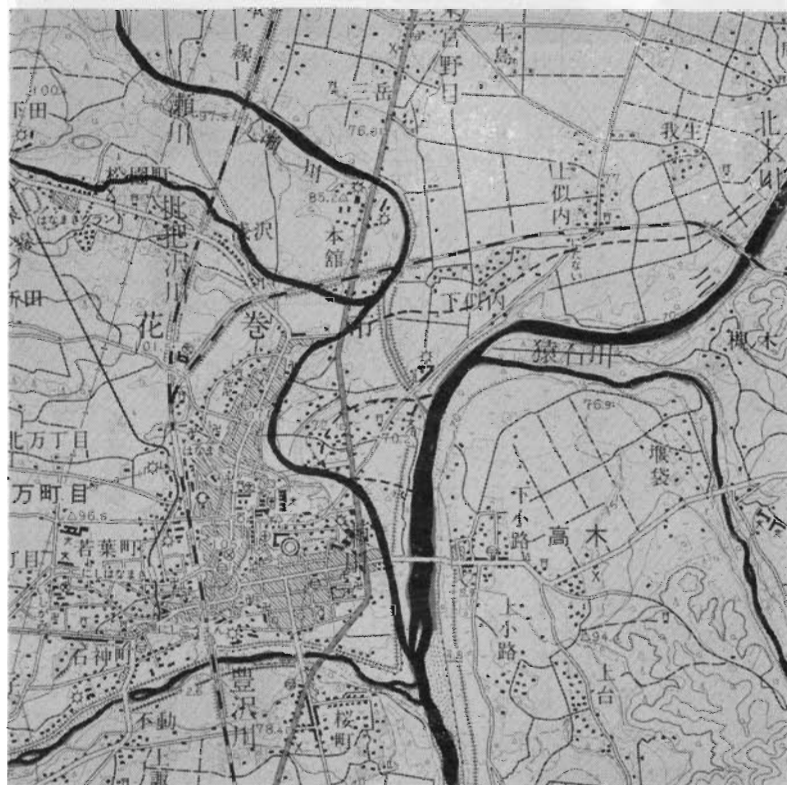
(四) むすび

太閤検地による和賀稗貫地方の郡村界は山嶺、峡谷、河流等を以て境としている。

花巻周辺における旧似内(上、下)花巻里川口村等は用水堰等を以て境としている。しかし、これ等の村邑はいずれも北上川の右岸にあり万丁目通に属するところである。

対岸高木村は藩政初期においては、猿ヶ石川及び北上川の左岸にあり高木通である。しかるに、藩政後期においては高木村の一部が北上川右岸にあって、その村域は北上川の両岸に及んで

第25図 北上川新川





旧上北川河道に架する一日市橋

いる。この如きは前述する郡村界設定の基準からすれば不自然である。

これは他に類例を見ない特殊形態である。

村邑界設定後において、北上川の位置が変更された事を明らかにするものであり、貞享三年野々村宇右衛門の開削する北上川新川が高木村地内を貫流したため、高木村は鎮守八幡神社とその周辺に在住する数十世帯の同族、知己等の居住する小舟渡地区を北上川右岸に飛地とするに至ったのである。これが現在の花巻市高木字小舟渡である。

又、花巻市一日市町裏を流るる枇杷沢川の河道は昭和二十五年以前における瀬川の跡であって旧河道であると共に近世初期における北上川の河道であり、その東方に架する新川橋は旧猿ヶ石川及び四戸金右衛門の開削する新川跡に架するものである。

註

- (1) 河川調査書
- (2) 邦内郷村志
- (3) 二郡見聞記

- (4) 花印
(5) 新川文書
(6) 花巻年契
(7) 花巻古事記

九、紫波地区

ここで紫波地区と便宜上総称しようとするのは、地域環境を同じくする南岩手、紫波等の北上川上流部の平坦地を一括し呼ぶが、此の地域は北上川の河道と耕地の比高が少く洪水の影響に因り河道の変転多く、流路の蛇行もまた多い。この地域における洪水対策は少なからず施工されたことが考えられると共に、その遺構も決して少なしとせざるも、その記録等は既に散逸して見るべきものは少ない。

徳田地内における堤防の初築は鹿妻堰完成後の藩政後期であろう。

紫波郡徳田村（矢巾町）ハ北上川沿岸流勢衝突ノ地ナルヲ以テ宝暦及大明年（一、八九〇）中以降堤防ヲ築キ今現ニ本堤延長一、九二〇間（三、四六〇m）控堤延長七二八間（一、三二〇m）ヲ存シ水害ヲ防禦セリ古来ヨリ幾多ノ水害ヲ蒙リタリ、今村民ノ記憶ニ依リ其ノ著名ナルモノヲ挙クレハ安政元年六月一九日ノ洪水ニヨリ欠壊ヲ来セシ本堤延長一、三六五間（二、四〇〇m）控堤、延長七〇〇間（一、二五〇m）河岸予防延長一、四四〇間（二、五八〇m）人夫二七一、七五七人ヲ用ヒ川除工事ヲ施行シ防禦ノ用ニ供セリ。又、文久三年ニハ平水ヨリ高キコト二〇尺（六、六m）本堤延長二〇〇間（三六〇m）控堤延長一六二間（二九〇m）川岸予防（護岸）延長七二〇間（一、二九〇m）人夫二〇一、六八〇人ヲ用ヒ川除工事ヲ行ヒ洪水防禦ノ備ヲナセリ(1)。

第三章 高水工事

とある如く、3km余に及ぶ堤防が築かれていたことは明らかである。しかし、その詳細は明らかでない。更に、この地区において施行された河川改修に次の如き工事がある。

年 号	西 紀	工 種	数	量	工費又ハ役務	負 担 区 分	備 考
安政三年	一、八五六	組三木	一八〇間	(三二六m)	入夫八、四〇〇人	四ヶ在普請 木材ハ藩費	
文久二年	一、八六二	丸倉杭	一五ヶ所	一、九〇〇本	五、六〇〇	右同 右同	
元治元年	一、八六四	新川開削	一〇〇間	(二八〇m)	七〇〇	右同 諸費ハ藩費	
慶応元年	一、八六五	乱杭	二、〇〇〇本	五二〇	右同 其ノ他ハ藩費		

(註) 四ヶ在普請 日詰通、長岡通、徳田通、伝法寺通を四ヶ在を言い、此の地域より入夫を使役する工事を四ヶ在普請という。等がある。

後者は洪水年に当たっていないから改良工事として施工した工事である。

註 (1) 河川調査書

一〇、盛岡地区

此処でいう盛岡地区とは更宜上の区分で、立地条件を盛岡と同じくする都南村等をも含むものである。それは同一経済圏にあり生活環境等が同一水準にあるからである。

しかし、藩政時代における御城下御普請は別述するところであるから、ここでは「通普請」として施行された工事に

ついでのみ記述する。

享和元年の洪水により見前附近の堤防が七百間余(一、二七km)にわたり破損しているからそれより以前にこれ等の堤防が構築された事は確実である。しかし、その年代、規模等については明らかでない。

その後も再三の洪水による被害が記録されているのであるから此の地域の防水工事は古くより広範囲に及んでいたことが考えられる。

藩政末期同地域内において施行せられた河川工事は数次にわたるところである。その中でも改修工事と考えられるものは次の如くである。

年 号	紀 元	工 種	種 類	労 役	備 考
嘉永五年	一八五二	堤防 乱杭	五十三間(九十五m) 三、五〇〇本	一五、〇〇人	金五百文及入夫五代官及四ヶ在九通負担 木材 藩費
文久三年	一八六三	堤防 川除	七百拾貳間(一、二八〇mm) 七、二九六m	一〇一、六八〇人	五代官及四ヶ在普請入夫は九通負担 木材 藩費

等がある。

これ等の工事においても災害復旧と併せて施工された事が考えられるから必ずしも改良工事とのみはいえないが、右年は洪水被災年以外であるから、一応、改良工事としてしかるべきであろう。

一一、盛岡城下における河道切替

(一) 概要

慶長二年南部利直が不来方に築城し、城下街の造成に着手したのであるが、当時の北上川は今の新築地より東南に流れ不来方城下御田屋清水附近に至り、一間堰に従って西流し、更に、流路を南に転じ大清水坂ノ下、新穀町、新山館下を経て南岩手郡中野村（盛岡市東中野）大字門字真立において現在の北上川河道に入り更に南流していた。

従って、市内大沢川原小路の地は北上川右岸厨川村（盛岡市下厨川）に属していた所であり、下ノ橋附近は北上川の河心に当たっていたのであるから、盛岡城の西南隅は北上川の水勢が激突する所であつたが、土壁、石垣等は毎年、如く欠落、崩壊等があり、南部氏は、一時、郡山（紫波町日詰）の仮城に移り、盛岡城の修築を行い、更に、新築地より中津川合流点へ新たに河道を開削し、北上川の流身を変え堤防を築き河流の激突と洪水の氾濫を防ぎ、盛岡城とその城下町の安泰を計つたのである。

しかし、これに要した工費並びに工法等の文献、記録等ほとんど散逸して見るべきものはない。ただ、藩の総力をつくし、ようやく完成せしところと口碑に伝う処を見れば想像以上の巨費を要したことが推定される。

この工事によって旧来の河身は古川と称されていたが、今は盛岡市の中心街と化している。

(二) 北上川の概況

(イ) 中世の北上川

中世における北上川本流は、北岩手地方を領有した工藤氏の居館厨川館の東崖下を南流し仁王郷（盛岡市中央通）西

境においてほぼ直角に左岸へ折れ、同地域の南縁を東流し、御田屋清水附近に至り隆起花崗岩台地によって流路を遮られ、右に転じ西崖に従って南流し、花崗岩台地の末端（同市内丸、大沢川原境）において、北上山中岩神山より発し西流する中津川を合せ、更に南流している。

北上川に中津川の合流する地点を形成する嘴状地は、隆起花崗岩による丘陵であり、三面河流を以って界する台地は古くより要害の地として重視され、工藤氏の衰退後、南部氏の支配に属し、その支族と思われる不来方五郎政長が中世後期不来方城として拠つた所である。

(ロ) 近世の北上川

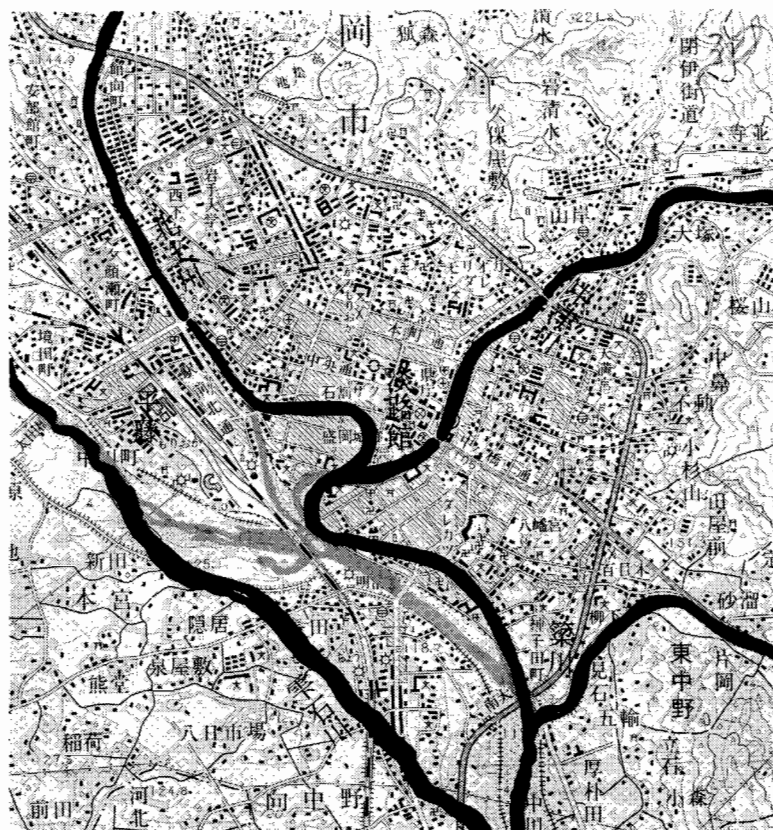
近世初頭の北上川本流の河道は木伏（盛岡駅前北通）材木町の間を南流し、新築地（大通三丁目）北端において左折し仁王郷の南縁（大通三丁目、二丁目、一丁目）を経て御田屋清水（古中野）に至り、右折し花崗岩台地の西麓に添うて大沢川原一丁目を経て菜園一丁目南端で中津川を合流していたのであるから中世の河道とほとんど変るところではない。

近世初頭における岩手、紫波地方等は南部氏の支配に属するところ

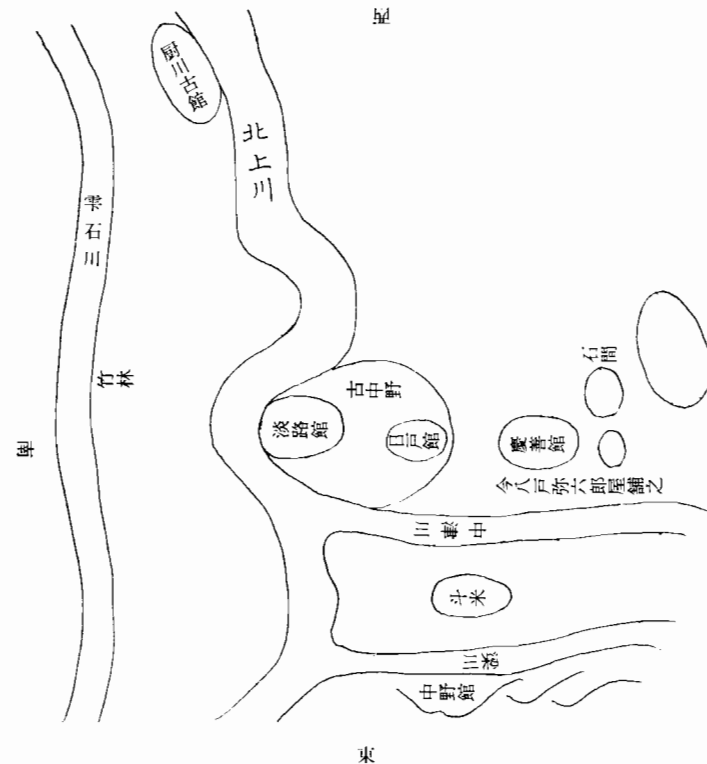


御田屋清水

第27図の2 盛岡旧図より河道復原図



第27図 盛岡旧図



となり、北上川、中津川合流点附近の花崗岩台地の要害地には、南部氏の家臣不來方彦治郎、福士慶善等が配置され、淡路館、慶善館、並びに日戸氏の拠る日ノ戸館等の城塞が置かれていた。

(第二七図ノ二参照)

(三) 新川掘削

(イ) 盛岡築城

南部氏は、源頼朝の臣として平泉藤原氏討伐に加わりその功により糠部の地を賜わり地頭職となり、陸奥に下向以来三戸にあり二六代信直の時豊臣秀吉の小田原征伐に参陣し、秀吉に謁し、南部七郡の本領安堵を得たのである。

天正十九年(一、五九一)たまたまその一族九戸政実の乱があり、これが鎮定に下降せる浅野長政がその帰途不來方の

地に立ち寄り北上川、中津川の合流する要害の地に新城築造を信直に勧めるところである。文禄元年朝鮮征伐のあり、信直肥前名護屋において秀吉に謁し、不來方築城の許可を得、初めて城地と定めたところである。

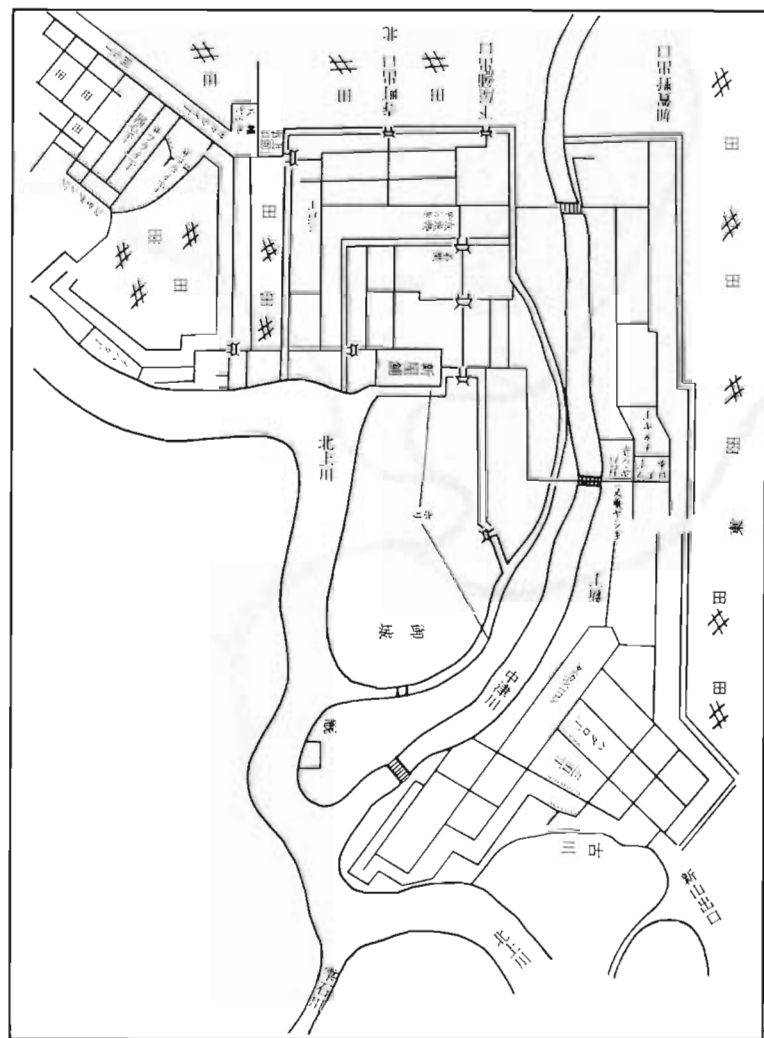
不來方築城にいたる経緯は文禄二年三月の設計等と諸説はあるが、ここではこれを省略する。慶長二年（一、五九七）三月六日鎌初が行なわれ同時に「森ヶ岡と御改められた」ところとしている不來方を森岡と改めた事について

「御鑑之始之晩は御祝儀御酒盛新築御本丸にて有之此時不來方之字心悪敷候二而森ヶ岡と御改今森岡と類く唱申候盛の字この森杯は書き不申候其心右之趣に御座候」

とある。

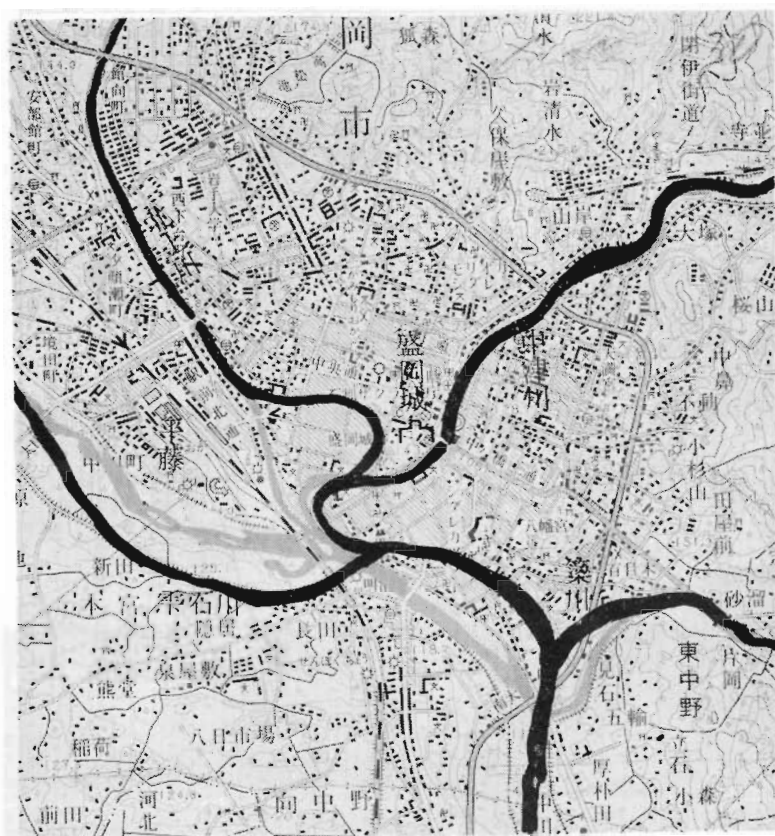
北上川、中津川の合流点における築城は地形、地質共に悪く、殊に、毛無森、更沢等の陸水は人馬の往来を阻害し物資の補給を欠き、更に、北上川、中津川、栗石川等の洪水はひんびんとして氾濫し工事は甚しく遅延し、数年を経て一応完成し盛岡城と名づけ、南部氏は福岡城より移り本城とした。

第28図 寛永盛岡図



盛岡城（一、二の丸）

第28図の2 寛永盛岡図による河道復原図



北上川、中津川の旧合流点附近

しかるに、その後しばしば北上川が氾濫し、堤防（城壁^{ろく}）をやぶり城域の被害が甚しかったのであろう、南部氏は福岡、三戸城等に移り、暫く、居城が定まらなかったという、この一事によっても盛岡城下の洪水の激しさが推定されるのである。

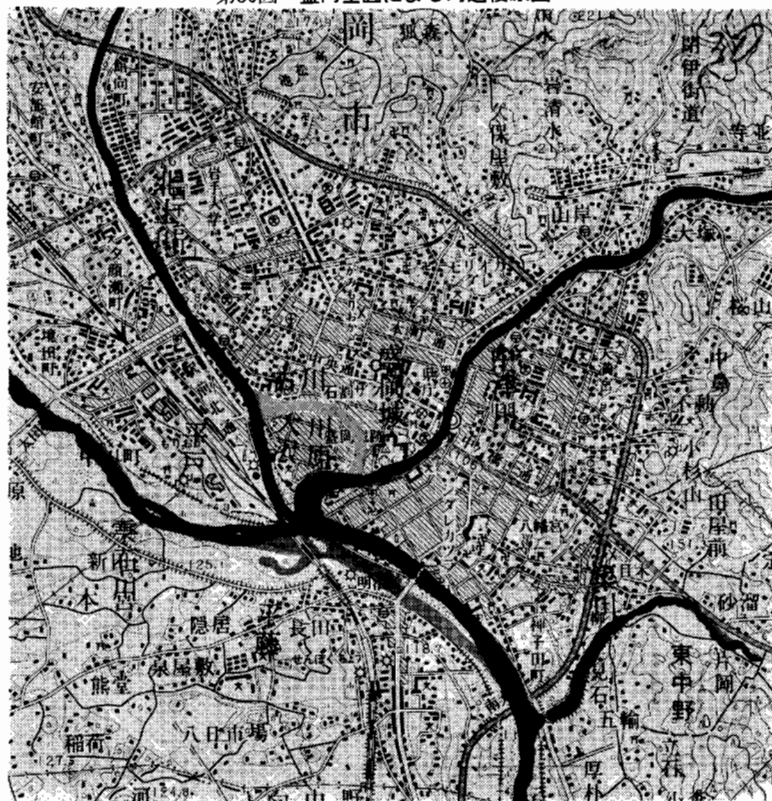
これは雫石川の合流点が下流にあるため、洪水時における北上川洪水の流下が阻害され、その氾濫によって甚大なる被害をもたらしたことは明らかである。（第二八図ノ二参照）

しかし、元和五年（一、六一九）には三戸の旧城下の町民を盛岡に移し住居せしめるまでにいたったのであるが、数年後の寛永三年には、再び、居城を郡山（紫波郡紫波町日詰）に移し、十箇年の歳月を以って盛岡城の大修理を行っている。

工事の内容を明らかにするものではないが、築城以来の洪水等による損傷箇所等の復旧工事を兼ねた工事であろう。

以上の如く、盛岡城築城以来、多大の被害を及ぼした北上川、中津川の河道は中世期の旧状と変るところではないが、雫石川は旧来の仙北町西裏の流路から仙北町宇大切北側を流るる寄溝^{よりみち}の線に移動し、そのため洪水時における氾濫、並びに、その被害は旧態をはるかに上まわるに至ったことが推定されるのである。

第30図 盛岡全図による河道復原図



以上の如く盛岡築城以来七十余年、尚盛岡城とその城下町が依然として北上川等の氾濫による脅威にさらされるところであった。

(回) 北上川新川開削

北上川、中津川の合流するところに、本城を築いた南部氏は、その居城と城下町を北上川の洪水氾濫から守り、盛岡の

盛岡城三丸居住之所新規建冠木門両脇土留石垣築工事絵図之通及高閣候之處普請可仕之旨致仰出候次本丸石垣宅ヶ所処架候而築直事二丸石垣式ヶ所崩候付而築直事同宅ヶ所架候付而築直事は亦得其意候如元可有候補恐々謹言

寛文七未六月六日

さらに、三十余年後の寛文七年（一、六六七）本丸等の石垣築直し工事等もまた北上川の洪水被害がその原因とされている(2)。

第29図 盛岡全図



発展を期するため、下厨川地内に河道を開削し北上川の流路を替える大工事を起したのである。

当時の北上川は旧状と変らないが、雫石川の合流点は、さらに、遡上し本宮村平藤の北境を東流し、中津川と相對し合流するにいたっている。

南部藩の新川付替工事の要は、厨川村字平戸（駅前通）北境地先より同地内大沢川原を南に向け一直線に開削し、大沢川原南端において北上川の河道に入れるものである。

この工事の施工に当り普請奉行兼平弥五兵衛外十六名が任命されている⁽³⁾。

寛文十二年（一、六七二）七月二日

盛岡御城回川除御普請奉行ニ兼平弥五兵衛、達曾部七兵衛、駒木嘉兵衛、鈴木弥左エ門、渡部平右エ門、青木甚内、舟越五兵衛、枯森弥兵衛、片岸用之助、津軽石金兵衛、長午四右エ門、栗谷川藤兵衛、横沢善右エ門、木館甚左エ門、同甚右エ門、泉山清太郎、戸来長三郎申付之

とある。

したがって、北上川新川開削工事はこの時に開始されたことは明らかである。幕府の許可は翌年に出されている⁽²⁾。

盛岡本丸三重矢倉一ヶ処焼失ニ付如元普請北上川の古川新規之水溜土手築新川堀候事同処西之方船入之石垣崩候処繪図之通上聞及候所連々普請可仕由被仰出候可得其意候恐々謹言

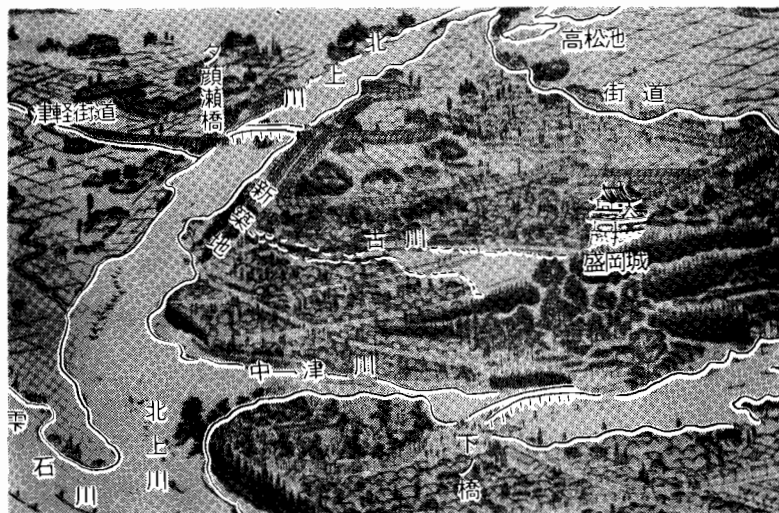
五月二十一日（延宝元年）

南部大膳大夫殿

久世大和守正則
土屋但馬守数直
稲葉美濃守広之

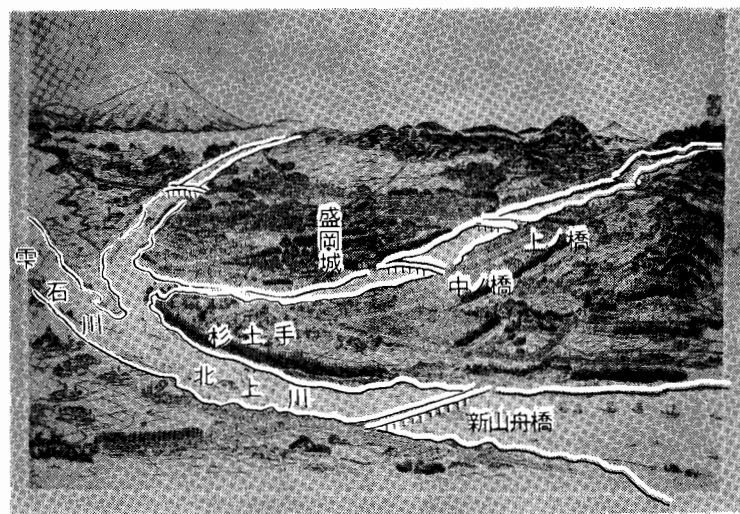
花押

〃 〃



新築地及古河、盛岡古図

（盛岡市公民館蔵）



杉土手

（盛岡市公民館蔵）

第31図 杉土手



(註) (延宝元年)とあるが改元は九月二十一日であるから此の文書は寛文十三年である。

とある。

南部氏は幕府の許可を待たず北上川新河道開削工事を施工し、新川通水を目前にしてようやく許可された如く解されているが、この解釈は誤りであろう。

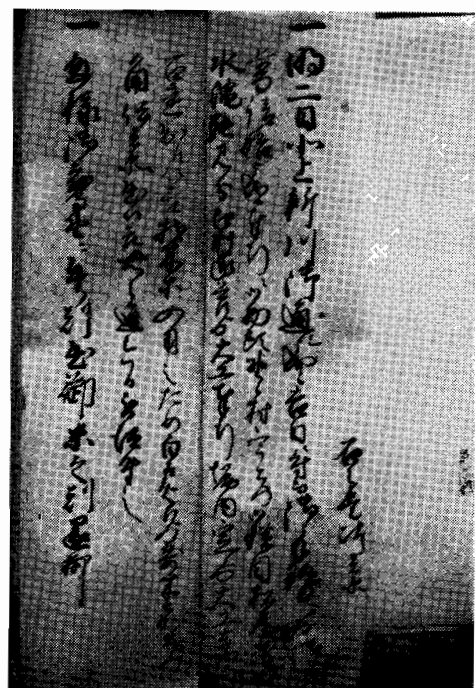
とに角翌六月には新川の掘削は完成し通水を待つばかりである。七月一日御物頭野々村宇右衛門等諸奉行が任命されている⁽³⁾。

七月一日

明二日北上川新川御通被成候吉日ニ付而御手勢ニ而御普請始被成奉行ニ御物頭野々村宇右衛門御横目松尾安右衛門、水繩張見分江刺家兵右衛門、大工奉行堀内定右衛門大工老召連出候筈材木等入用之ため白戸与左衛門、寄木嘉右衛門、角伊兵衛出筈右之通今日被仰付之

とあり。(写真一五)

翌二日北上川新川の通水に当り、藩主南部重信公は家老等を従え北上川の普請場に御出ましになっている⁽³⁾。



南部藩家老席日誌 (盛岡市公民館蔵)

寛文12年7月1日北上川新川通水における諸役仰出

七月二日

殿様辰ノ刻北上川御普請場へ御出被遊老中御供午ノ下刻御帰城とある。

以上の如く、藩主重信公が午前八時に御城を出られ、午後一時頃御城に帰られている。従って、新川通水の時刻は午前十一時頃であろう。

南部藩が、財政の総てと全智能を傾注した世紀の大事業は幼稚な土木技術と、不完全な土工器具を以って苛酷なまでの大自然を克服し北上川の流を悠久に転換させる難工事を、遂に、完成したのである。

この工事は南部藩の運命を懸ける大事業であっただけに、完成の喜びは特に大きかったのであろう。普請奉行野々村宇右衛門等関係者十二名は城中において夕餐を賜り、さらに、数々の褒賞が与えられている⁽³⁾。

十月七日

北上川御普請大奉行野々村宇右エ門、松尾安右エ門、同小奉行下田善兵衛、永井万左エ門、○源十郎、廣瀬庄太夫、本館甚右エ門、御前行戸来清左エ門、高橋甚五右エ門、朽内庄亟、蛇口甚平、吉田吉右エ門、右面々ニ今晚於本丸御料理被下候御上下各具、御小袖巻ツ綿共ニ宇右エ門、安右エ門、金武両宛小奉行五人、金巻両宛御前行五人ニ被下之

等とある。

新川通水と共に施工した旧河道の切は、仮工事であつたらしく、翌二年(一、六七四)には七月以来の長雨による出水で締切が押し切られるの危機にいたり、和井内三郎等を奉行に任じ補強せしめている⁽³⁾。延宝二年八月朔日

新川御普請場為御留切被成候○雨折統隠申ニ付段押切被成て衣思召増人足家中御給人方より切米ハ式拾五駄以上知行ハ五拾石以上其身共之思入次第御借り被成下奉行和井内三郎、矢口庄右エ門、田頭金七申付之

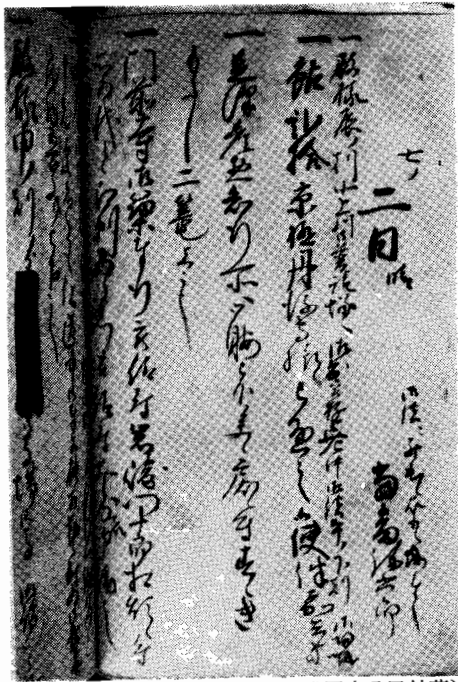
とある。

同年九月には北上川河道切替に伴う諸工事が総て終了し、小奉行渡辺平右衛門等は中津川の工事場へ配置換となり、同月十五日大奉行野々村宇右衛門より工事の完成が報告されている⁽³⁾。

九月十五日

新川御普請相済之由野々村宇右エ門、松尾安右エ門披露之新川御普請相済ニ付小奉行渡部平右エ門、工藤半之丞、内城金五郎津軽石儀左エ門中津川御普請奉行ニ被仰付

とあり。新川開削後の旧北上川は盛岡城の内堀、御舟入等に当てられている。



南部藩家老席日誌 (盛岡市公民館蔵)

寛文12年7月2日北上川新川御普請場へ殿様御出まし、初通水す。

イ 新土手工事

北上川新川切替は、前項に述べるところであるが、旧河道を締切る新土手の築造は延宝三年(一、六七五)八月二十一日の完成といふ⁽⁴⁾。

延宝三年北上川新土手御築也

とあるから、新土手の起工は北上川新川通水に引き続いての着工であらう。

新川切替、旧河ノ切等一連の工事は藩の総力を結集して、はじめてこれを完成し得たと

ころと伝えられるが、これに用する資材の如きも知行高に応じ、これを割当て負担させている⁽⁵⁾。

新築地

俗称 新土手

新築地裏小路六丁計、元は新土手と云ひしが文化年中唱を改め給ふ延宝三年八月二十一日築之、是要害の御普請故に高知千石ニ付

人夫 八人

モッコ 五ツ

天秤 五丁

シャクシ 五丁宛

シャクシ今俗に云ふ大カッサビと云ふ是也

(註)「附」土工器具の項参照のこと。

普請奉行

野々村宇右エ門

松尾吉右エ門

添奉行

廣瀬庄太夫

本館甚右エ門

杖突御徒

八人

此御徒御普請後為「御賞」組付御免也

土手高五間(九m)長サ二十一丁按するに古川の留切の事にて二十一間の誤りにや

とあり、更に

此時〇〇を以て人柱に立てしと云ふ

此土手下のミノ鯉風味美也

等とある。

新土手高き五間は締切地点における河床よりの総高であるが、延長貳拾一丁については、古来、異説のあるところで

ある。しかし、閉塞工事であるから同書にしたがって二十一間(三十八m)とするのが正しいのであろう。

(註) 距離標一三七km附近における現河川幅が四十mであり、締切り工事施工地点の二十一間と大差がないからである⁽⁶⁾。

新土手築立に際しての人柱については⁽⁷⁾

牛を生きながら埋め、土神と成て万世此土手を守るべしと誓ひ玉へて土手を築し後は、いかなる洪水にても夫より崩れず、今に不易に普請なしとある。南部藩としては未だかつて経験した事のない大工事であり、当時としては、画期的な事業であったから、一種の信仰的観念にたよるざるを得なかったのであろう。そこには未だ前代的思想の低流が残っていたことも考えられる。

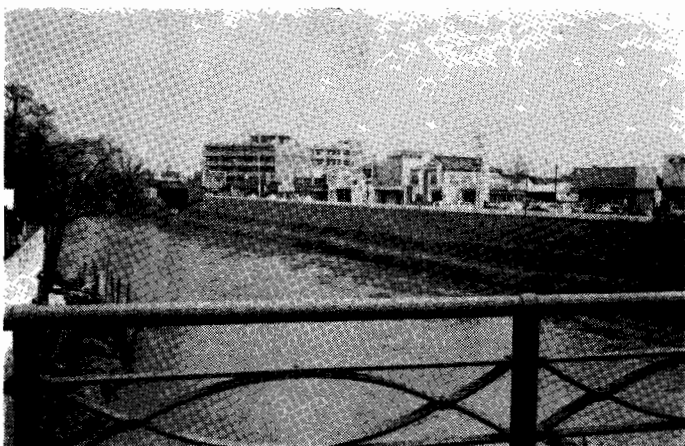
北上川新川開削及び新土手築立という二大工事の完成によって、旧北上川の河道は一間堰等の細流を入れるのみで一切の流れを停止し古川と変り、従来、北上川の西岸に在り下厨川村に属していたところの大沢川原の地は、新川の東岸となり盛岡城の一部に編入され、後に仁王通大沢川原と称された所である⁽⁴⁾。

御菜園場

御城西大沢川原東

此地昔は北上川の下厨川村に属す。重信公延宝三年北上川新川通りより御城に附属す。

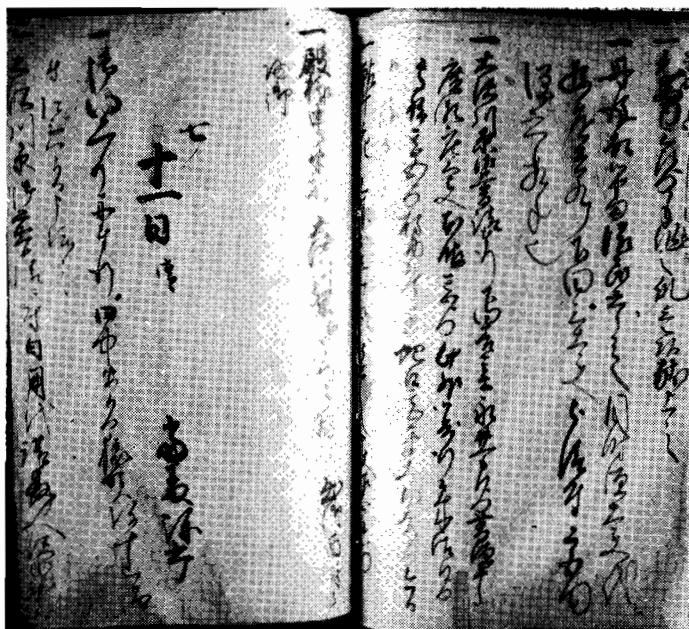
第三章 高水工事



新築地締切堤防

とある。

又、これより盛岡城下に洪水の氾濫が止みたりと伝えられる。



南部藩家老席日誌（盛岡市公民館蔵）
寛文13年7月10日大沢川原普請奉行仰付

(二) 大沢川原築堤

大沢川原堤防の構築は北上川の新川開削による防水上絶対の工事である。

南部藩は新川通水後の寛文十三年（一、六七三）下田善兵衛等を奉行に任じ大沢川原に工事を起している⁽³⁾。

七月十日

大沢川原御普請奉行下田善兵衛、永井万左衛門、葛源十郎、廣瀬庄太夫、本館甚右衛門此外御前行戸来清左衛門、高橋甚五右衛門、朽内庄頭、蛇口甚平、太田吉右衛門、今日申渡被之

とある。更に、翌十一日庶務、会計等を担当する者を任命している⁽³⁾。

大沢川原御普請ニ付日用代請取人沢田一、四戸清内兩人被仰付松岡八右衛門申渡之

以上の如く新川開削終了直後に奉行以下の諸役

を任命していることは、新川開削とは別に大沢川原に大工事の起工されたことを明らかにするものである。

この工事に際して工事関係者、並びに、人夫等と地域住民との係争を恐れ嚴重にこれをいましめている。

同書八月十一日の条に

大沢川原普請場之外田畠路申間敷候尤田畠之植
物一切取申間敷候事

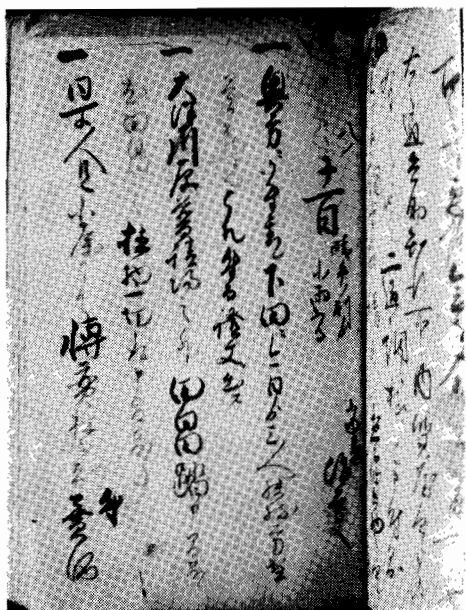
とある。

以上の如く、大沢川原関係事項は此の時期に集中しているから、大沢川原堤防は此の時の起工と見て誤りなからう。それは、これ以外に大沢川原に關係する工事は見られない。更に、大沢川原除き土手の完成について次の如く伝えている⁽⁸⁾。

延宝八年ノ比ニヤ大沢川原除ノ新土手出来

とある。

大沢川原は暫く御鷹野道として一般人の通行が許されなかった所というが、元禄年中、新田開発が行なわれ、さらに平山伝右衛門によって新屋敷の丁割が施行されているのであるから延宝年代の築堤は確かなところである。



南部藩家老席日誌（盛岡市公民館蔵）
大沢川原普請（寛文13年8月11日仰出）

(附) 中津川改修

盛岡城の南を西流する中津川の改修は、北上川開削に引き続き大沢川原普請と平行して施工されている⁽³⁾。
延宝二年(一、六七四)七月二十一日

中津川御普請奉行渡辺平右エ門被仰付奥津茂右エ門代り

とある。新奉行渡辺平右衛門は北上川新川開削工事に際し寛文十二年より完成まで小奉行として現場にあった人であるから、中津川改修工事の本格化に伴う施工陣容の強化であろう。

中津川の工事は上ノ橋を境として工区を分割している。奉行渡辺平右衛門の担当するところは北上川合流点などの下流部であり、上流部は長谷川又左衛門等を奉行として施工に当らせている。⁽³⁾

八月二日

中津川上之橋より上に御普請奉行長谷川又左エ門、横田又右エ門被仰付下奉行ニハ御前行之者申付

とあり。

長谷川又左衛門等二人の奉行は新に任命された者であるが、下奉行には、中津川下流部の工事に経験のある奥津茂右衛門が任命されている。更に、大沢川原の場合と同様に庶務、会計を担当する奉行として中村千兵衛等が任命されている⁽³⁾。

八月八日

中津川河除御普請日用錢奉行中村千兵衛、山井左助之仰付也

とある。これが中津川上流部における最初の工事と見られるものである。

北上川新川開削終了後の九月には新川における小奉行渡部平右衛門を含む四名が中津川の工事に配置転換され益々陣容を強化している⁽³⁾。

新川御普請相済ニ付小奉行渡部平右エ門、工藤半之丞、内城金五郎、津軽石儀左エ門、中津川御普請奉行ニ被仰付(再出)

とある。

同年十月十五日中津川工事について報告されるところがある。これは下流部の竣功であろう。

中津川御普請相済人足上々由山田源左エ門、村瀬源右エ門披露之

とある。

上ノ橋より上流の工事は此の後の完成であろう。その竣功年は明らかでない。

(ハ) 杉土手築造

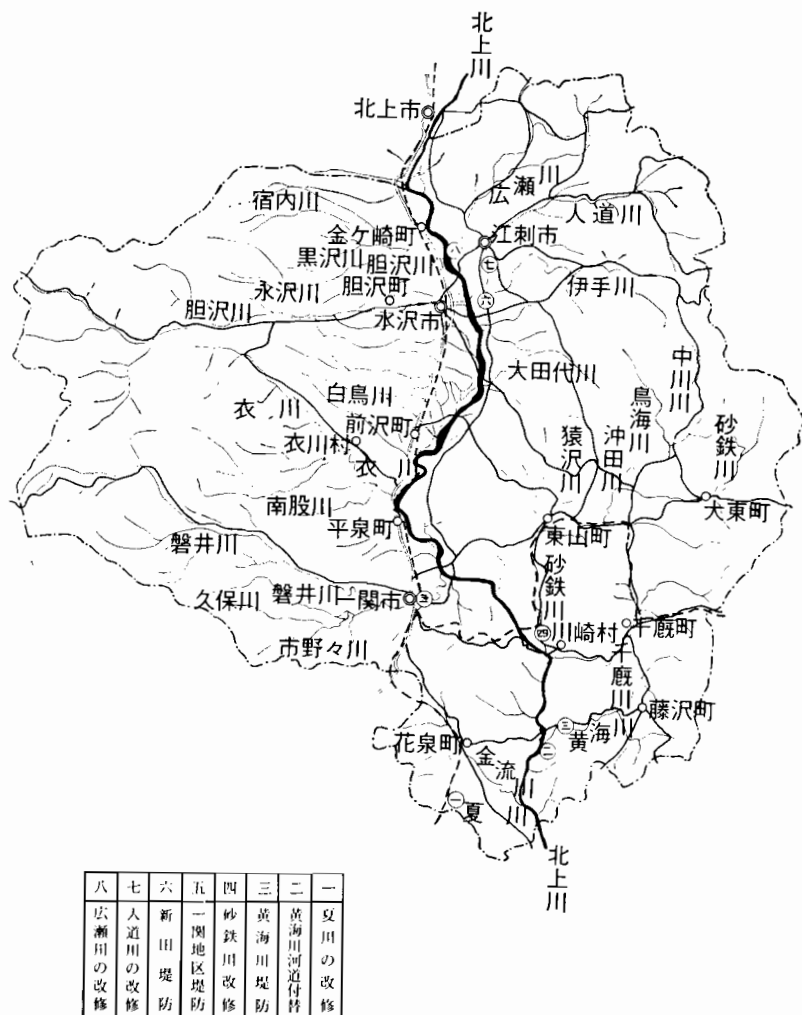
中津川合流点附近北上川左岸の杉土手に関する資料はほとんど失われ正鵠を期する事は至難である。従来論考されるところも推考の域を出るものはない。

この堤防構築を大沢川原及中津川と同時に施工とする説もあるが、これは、当時の河川状況と土木技術の面で可能性は少ない⁽⁹⁾。

元和五年三月杉土手を築造せしも猶洪水毎に堤防を破壊して屢々市街に害を及ぼせしを以て其の後毎年冬期至るや多々良山(鐘山)より櫓にて大石二〇〇個つつを運び河中に投じ土堤の基礎を固めつつありしが深洶なるを以って一ヶ年僅かに五、六間つつ築造し得るに過ぎず漸く元禄十五年竣工を告ぐるに至り爾後欠潰せざるに至れり。

とあるから、「元和年間における築堤を以って現在云う所の杉土手これなり」と称するは誤りであろう。

第32図 支川改修位置図



元和年間における北上川は前述の如く盛岡城下を西より南に迂回して流れ、下の橋（当時はここに橋がなく、無論、下の橋の称もない。毘沙門淵等といえる如し）附近で中津川を合流していた⁽⁴⁾。

北上川は清水坂下突懸て追手御門（新穀町惣門の事なるべし⁽⁵⁾）流れていた。

とあるから、馬場小路（馬場町）多賀（清水町の一部）川原町、神子田（南大通三丁目）等は北上川の河道である。

元和年中の築堤云々は、清水坂下より追手御門を結ぶ線に築造された土手であって、杉土手以前の土手、又は、その前身ではなからうか。

清水町、馬場町等を圍繞する堤防の構築は北上川新川開削、並に、中津川改修工事の終了後において築造するところであって、盛岡城下における最後の工事と考えられるのである。南部氏の家臣中村武左衛門系譜によれば。

延宝八年大清水北上川土手築御普請奉行にて川原町迄之を築く
とある。

延宝八年は杉土手を構築するため多々良山より大石を運び中津川に投入開始した時期であろう。冬期間に限定された工事であるから十数年を要した事は当然であろう。従って、その竣功は元禄十五年に至ったのであろう。

この外藩政末期において神子田附近の旧河道跡を開発し耕作する水田地帯の洪水氾濫を防ぐため、杉土手より下流築川合流点に及ぶ堤防等が築造されている。

しかし、その記録は失なわれこれを明らかにすることは出来ない。

（附記）多々良山より運搬し、中津川に投入せるところの大岩石は昭和四十年以降において施工する中津川改修工事に際し、その河床深く多量の大岩石が現存する事によって確認されている。

註

- (1) 祐清私記
- (2) 南部家文書
- (3) 南部藩家老席日誌
- (4) 盛岡砂子
- (5) 国統大年譜
- (6) 北上川平面図(S 38)
- (7) 内史略
- (8) 奥南盛風記
- (9) 盛岡市水害史(明治四十二年)

第二節 支 川

一、夏川の改修

夏川は北上川右岸支流であるが、この水源は宮城県栗原郡金成町の北西部字杓木沢に発し、同町地内を東南流し金成町の郊外で同町岩ヶ崎字大沢田より発する支流を合し、更に、東流し花泉町蝦島字猪岡にて岩手、宮城の両県境に入る。同字中田に至り左岸支流磯田川を合し尚も東流を続け、同町永井字鞍掛にて宮城県の管内に入り登米郡佐沼北方に於て迫川と合流するまで延長二十六km余の中河川である。

夏川は前述の如く杓木沢を以って古来の水源とする所であるが、後、堀割堰によって迫川より導水せる為、その水量

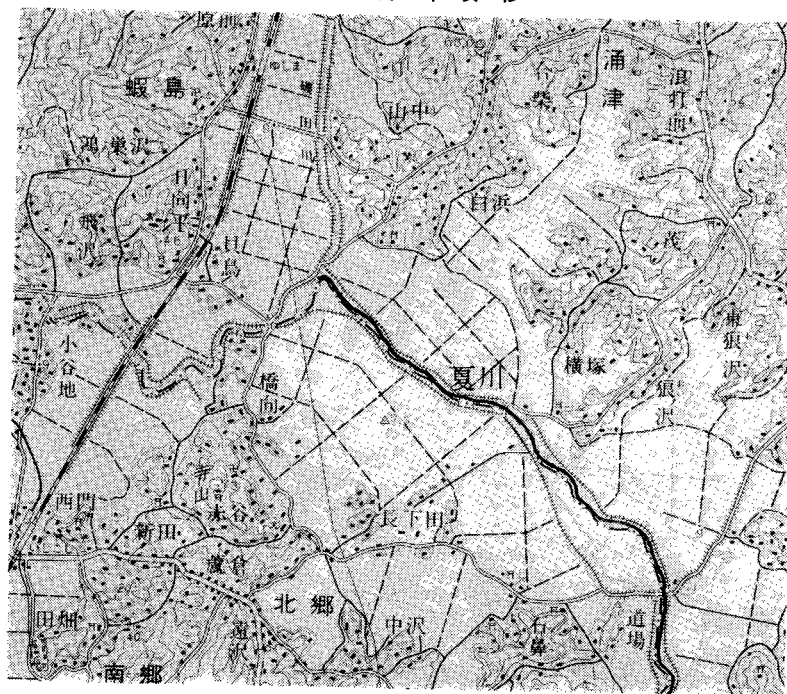
の殆んどは迫川の水であり、大沢田川を経て流入しているものである。

夏川を合した迫川は宮城県において北上川に合流する河川である為、北上川上流の改修には直接関係するものではない。

しかし、中流部の左岸は岩手県に属する所であり岩手県に於て改修等を施行する所の河川である。

夏川の流域は宮城県金成広土等にひとしく低平な沖積平野であり、地味肥沃にして農耕に適する為、早くより開発され殆んどは水田である。その為、夏川の出水に際しては、しばしば冠水し、更に、滞水期間が長くその被害の地方経済に及ぼす影響は甚大である。この為夏川の改修は古く藩政初期に初まり、寛永十九年(一六四二)「石越村に於ては村境に沿い柳林より蝦島前まで小川を開削し、五月に落成したので

第33図 夏川改修



夏川と名付けた」云々と称されている。此の工事は、留守政景が郡代として一ノ関に在城せる時期の事であるから伊達氏による工事と考えられるのである。

これに次いで、貞享二年（一、六八五）より宝永六年（一、七〇九）までの二十五ヶ年の才月を以って築堤が施工されている。これは田村氏の治下において施工された所であるから、田村氏による領内開発の一端として施工された工事であろう。この工事は夏川左岸一帯に及ぶ堤防であり、夏川に於ける一貫した堤防の初築と考えられるのである。

以上は夏川における洪水対策として施行された所であるが、これと相前後して宮城県栗駒町鳥谷沢地内において馬場堰の開削が行なわれ迫川の水を分水し大沢田川上流部に入れる工事が施工されている。これは、宮城県側における岩ヶ崎、金成等の水田一、〇〇〇余町歩に灌漑するものであるが、更に、夏川の水不足をも解消せしめたのである。

その下流域、岩手県側（流地方一帯）においてもこの影響を受け大いに開発が進められ水田化したのである。後代まで八〇〇余町歩の水田に灌漑用水の不足なき供給の行なわれたのも、この馬場堰の影響に外ならないのである。安永風土記によれば次の如くその水源が誤り伝えられるに至ったのも馬場堰に依存する所が大きかったからであろう⁽¹⁾。

磐井郡下油田村（抜）

一、夏川

一、水上ハ栗原郡三迫駒ヶ岳より出当村境谷地ト申所江流来申候事

とある。

天明二年（一、七八二）夏川沿岸の三田取、有賀、武鎗、福岡、大森、若柳、石越、石森（以上宮城県）、下油田、蝦島、涌津、西永井（以上岩手県）等十二ヶ村より人夫一万六千人を動員し夏川の川払を施工している。これは河道整

理によって出水、洪水等の流下を計りその被害を防除する目的のもとに施工されたのであろう。それは、明和六年（一、七六九）より引き続き十二ヶ年間に及ぶ出水、洪水等に苦しみ抜いた兩岸住民によって施工された処であるからである。

天保四年二月二十日より三月二十八日に及ぶ三十九日間を以って夏川新川を掘ると云うが、その位置は明らかでない。関係邑村十二ヶ村は天明二年工事に於ける村々であらうが、その数も明らかでない。しかし、その日数より推考する時自ずから工事量も推定されるものである。

弘化元年涌津地内に於て夏川全城を改造すとあるが、これは夏川堤防の修築であらう。此の時の係役人は次の如くある⁽²⁾。

村肝入	荒井 弥兵エ
人足肝入	荒井 卯藏
役人	高橋 亘理
代官	氏家 数右エ門
	岡山 戸平

等であり、此の工事には人夫四千人が動員され、工事は涌津地内において施工されている。しかし、その詳細については明らかでない。

白浜新土手は嘉永三年代官石崎鉄之助、山口左衛門等によって築造されている。

文政八年白浜一部の者が、悪水を防製しようとしたとき、時の肝入永井村と協力してこれを破壊したというので紛擾を起し金成会所に召換され、遂に、将来上置などしないという書面を徴されたが、その後も猶止まないので、嘉永二年永井村肝入久兵衛、金成会所に訴え、涌津肝入及川儀兵衛が出頭して、弁を奮って修築すべきことの理を陳し、修築してよいことに決

定され云々。

とある。

これは田村領涌津村白浜側に於ける防水が、仙台領、永井村の肝入によって妨害された事によって生じた紛争であり、白浜側においては剰余の策として採られた行為と考えられる処であるが、白浜側の者（田村領）が仙台藩金成会所（代官所）に召喚された上、その裁定は大藩仙台側の一方的に行なわれ、堤防の上置、笠上等の禁止を田村領側に押し付け、その浸水を無視して仙台領の保全を意図した事が考えられるのである。

しかし、白浜側における防水工作はやまず、これが為永井村肝入の訴訟となり問題はいよいよ表面化するに至ったのである。これに対し涌津村肝入の弁明が通り修築する運びとなったが、小藩田村領側農民はこの為約半世期の長きにわたり苦汁をなめさせられたのである^④。しかるに、永井村においても白浜土手に続く土手を同年又修築する処である。

文政中白浜新土手築造につき屢々異議を申込み出水毎に村民屯集して留方を防止せり嘉永二年遂に築造に決せしを以て本村



夏 川 堤 防

に於ても境界堤防を築造す。

とある。

このほか、夏川は流域各村に賦役し^{しやんつ}毎年浚渫を施工するのが通例としていた。近世末には花欠前の河底に定規杭を設け、これを基準として浚渫し河床の埋没、並に、低下を防止している。

- 註 (1) 安永風土記
(2) 磐井郡元流郷村史

二、黄海川河道付替

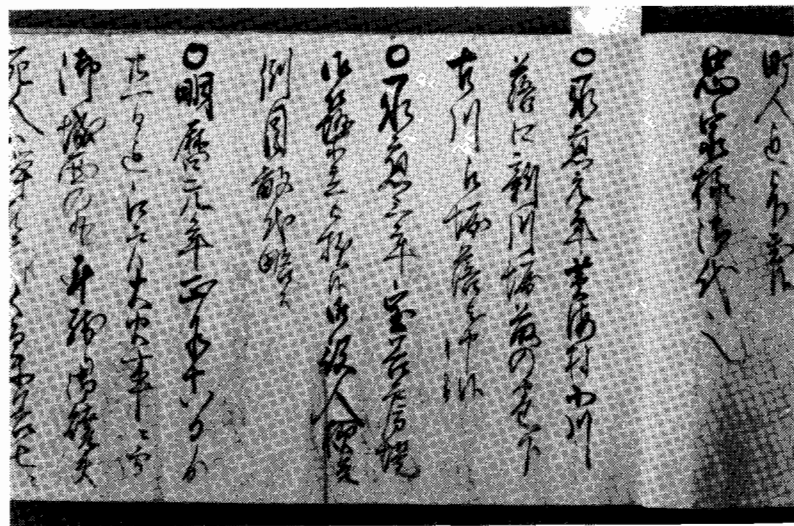
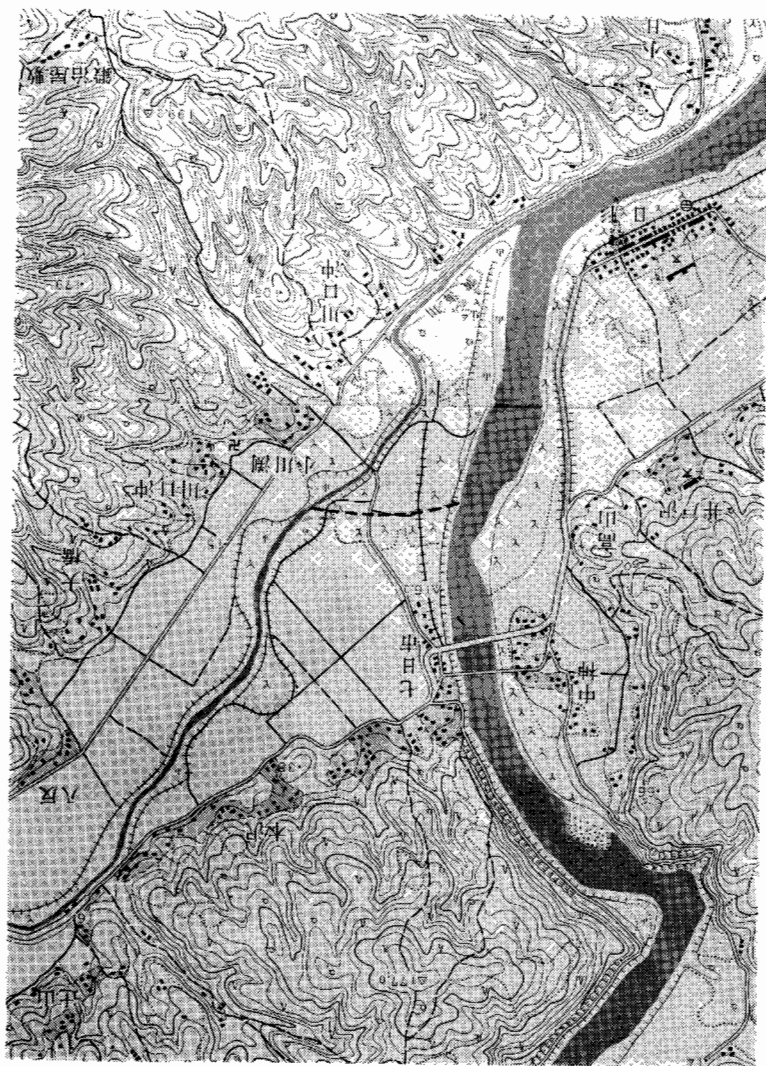
黄海川は東磐井郡藤沢町にあり、古くは二日町の上流玉崎角より二日町、寺崎、関田下、沼崎を経て、辻山を廻る右岸山麓に沿うて流れ、七日町西館の南麓を洗い、同所下流鬚^{すけ}盛石にて北上川に合流していた。

この為、黄海川の洪水は直接対岸の日形地内高山、釜神等に突き当り耕地が欠落する等の被害が多く、又、北上川の洪水は黄海川を遡上し、内水と合し氾濫する事甚しく、更に、濁水の滞留が長期にわたりその被害は少からざるものがある。

ここにおいて、黄海川の吐口を下流に移し併せて日形釜神の欠込を防止する為梓を入れる事が日形側より申出でられている。

しかるに、黄海は伊達領であり、日形は一ノ関三万石の田村領であって、各々の奉行の格式等にも格差があったのであるから、その折衝には多くの困難が潜在していたのであろう。西磐井郡流（花泉地区）御郡奉行馬淵隼人、東磐井郡東山御

第34図 黄 海 川 付 替



承応元年黄海川新川掘

(増子文書)

奉行山崎平左衛門等による現地調査並びに協議によって黄海川をノ切り七日町下流の川原まぶ岸付き(川原境の岸沿)に新川を掘り藤ノ巻下の古川へ落す事に合意を見たのである。これにより承応元年工事に着手したのである。その計画する所は、

新川 幅員 二〇間(約三六m)
延長 四〇〇間(七二〇m)

であり、人夫は日形を初め流方農民を動員した。流地方御郡方御役人衆は朝夕、舟で現場へ往復し工事の監督に当って三百余間(約五四〇m)を開削する時、雨期に入り増水と洪水により一時中止のやむなきに至ったのである¹⁾。

一、先年藤沢より黄海村小川落口水、当時高山前え指当畑共大分に欠落御地損相立申に付、右小川ノ切藤ノ巻屋敷下之古川え落申度由願上申候へば、流御郡奉行馬淵準人殿より東山御郡奉行山崎平左衛門殿へ被仰談御吟味之上御役人出合御見分之上御双方無異議御見届被成候ニ付、承応元年夏中御普請被成、小川ノ切藤ノ巻屋敷下の古川え、七ヶ町之下川原まぶ岸付新川掘割候大川直目流申候へば押散に罷成、日形方え水当弱く淀に成候はゞ、欠おとり可申哉と、とうの口より段々下通え猿桶式拾余被相立候、其御人足四千五百人余。流中より罷出御役人衆高山屋敷彦九郎御宿にて朝晩舟にて御通被成候

川原新川に堀申義藤沢川落口より横二十間に口付長三百間余御堀被成候内、洪水被罷出、御普請相止申候、其年は夏中より秋暮迄雨しげく増水川原見え不申に付、漸百間余堀かけ置候所より追々と砂置元之如く罷成候始め候堀形にと相見得罷有候

この年は夏秋の候にわたる度々の洪水のため四千五百余の人夫を動員し、開削する所が砂押となり埋没し遂に完成には至らなかった。

この新川は後年再び工を起し万治元年（一、六五八）ようやく完成を遂げたのである。これによって日形地区の欠込は止どまり黄海地区の洪水被害を減ずるところとなり、更に同地区の干拓に功を奏し黄海側の耕地開発を催進するところとなったのである。

註 (1) 増子文書

三、黄海川堤防

黄海川沿岸平野の開発は上代に遡ることは既に定説とされる所であるから、中世代の開発は黄海川沿岸平野のほとんど全域に及んでいたことが推定される。したがって、黄海川沿岸における洪水対策としての堤防は少なくとも中世末期には築造されたのであろう。

しかるに、黄海川における堤防の初見は寛政三年（一、七九一）「お菊の洪水」による二日町附近の堤防決壊である⁽¹⁾。

寛政三年頃八月十六日国々津々浦々の風雨の大変ある中に前代稀なる仙台領東山黄海邑二日町大洪水の起りの源を委しく尋ぬるに（中略）藤沢、徳田を流れつつ尚も長トロ西口数個処落重り二日町の東なる川土手己に百間余り暫時が間に押切れて云々

とある。

これによれば寛政三年には黄海川沿岸に堤防が構築されていたことは明らかである。お菊の洪水により決壊せる堤防は黄海川左岸一本杉附近より下流に及んだ災害である。

藩政時代の築造に係る堤防は次の如くである。

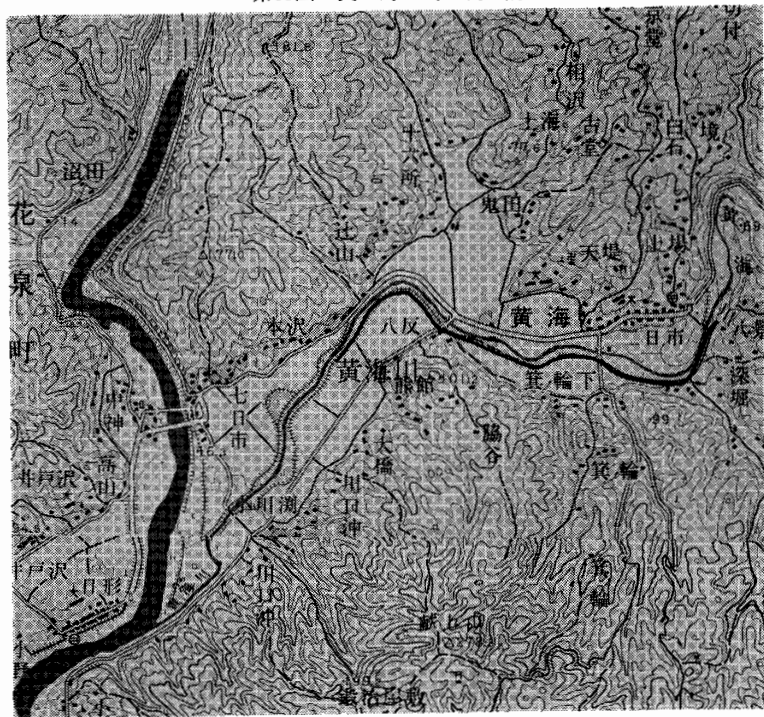
協谷堤防	箕の輪より榎橋まで
延長二八町	高サ八尺 駒踏二間
根敷五間	
中田堤防	町裏より河吉まで
延長二五町	高サ九尺 駒踏二間
根敷六間	

等である。

此の外黄海川における改修工事は護岸並に七日町附近における河道切替等がある。

註 (1) 千葉繁樹氏資料

第35図 黄 海 川 堤 防



四、砂鉄川改修

砂鉄川は、東磐井郡松川地内の川口稲荷山及び鬼ヶ沢右岸尾根等によって形成された狭窄部を流下し、更に、北上川の洪水によって造成された沖積層平野を蛇行しながら南流し、同郡川崎村字落合に於て北上川に合流している。

砂鉄川の下流部兩岸に展開する沖積平野は殆んど開発され水田化されている。これ等水田地帯のこうむる洪水被害は前述する如く北上川の逆流によるものが殆んどであり、砂鉄川による被害は少ない。

然し、これ等洪水に対処すべく古くより施行された、砂鉄川の改修及び防水工事は少くない。

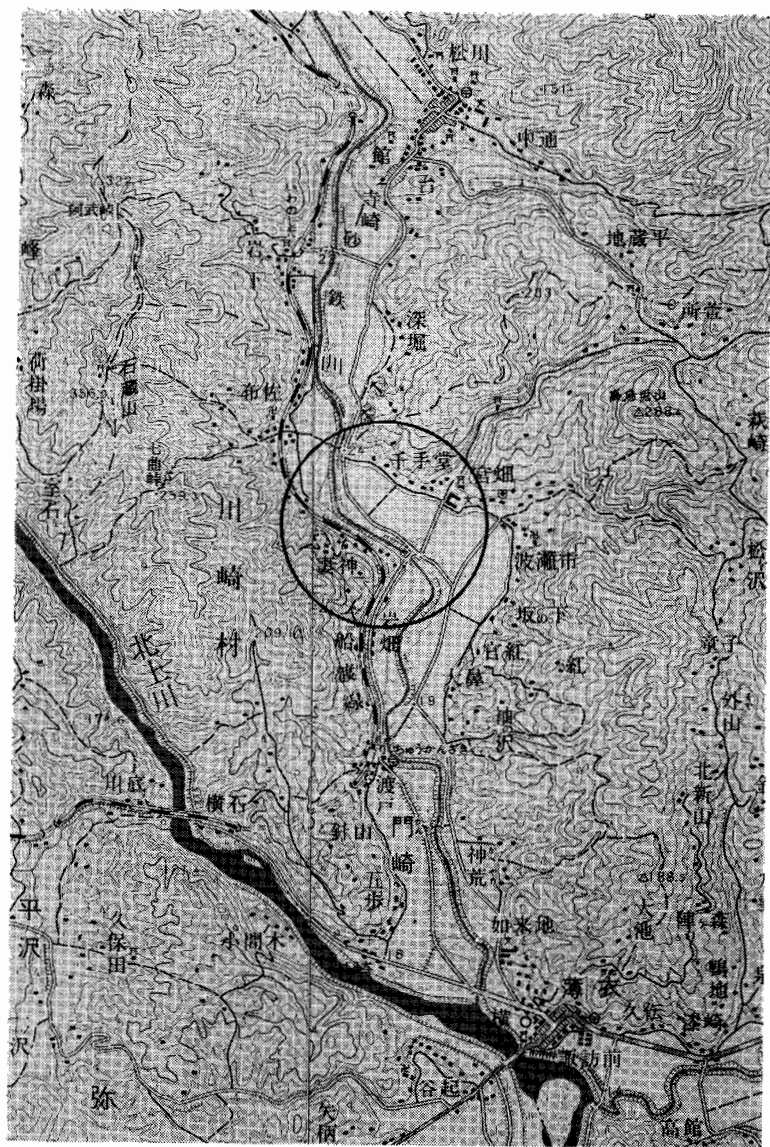
寛永十三年東山町松川地内字深堀より川崎村門崎字妻ノ神を経て同村字針山までの所に新川を開削し河道を整え、更に、同村字千手堂の下布佐橋より下流門崎橋附近に至る千手堂大土手等を築造している⁽¹⁾。

一、新川堀切之事先松川邑深堀分島畑前分大沢妻之神分大沢前坊之前日本ヶ島北沖通油田安代根通川原梁笠磐分築立鬼木の根通針山五分一沖板上場通候を清水屋敷肝入久兵衛相勤候砌寛永十三年之頃新川真直に堀切申由に御座候千手堂前大土手も其砌今之土手も布佐村分候築申由に御座候芳折田分今之千手堂之処御村境海道府六ツか敷迎松川村と出入至松川村江遺勝に罷成候迎喜ひ申由に御座候先御村絵図間敷付経ヶ森より大川人館枯木迄千三百間在之事今千手堂候相廻り申而者大違に御座候事

とあるとおり、藩政初期に於ける仙北平野の開発と共に北上川中流の狭窄部内の砂鉄川沿岸等に於いても河道切替、堤防構築等を施行している。

これ等の工事に使用される木材は主として藩有林（御林）より取得している。
元禄二年には東山門崎村妻神山御林より御用木を伐採している。

第36図 砂鉄川改修



その内、河川工事に係るものは次の如くである。

東山門崎村妻野神山御林より御用木相出御帳(抜)

一、百八十八本 松丸太 長さ木有 まわり八寸、九寸枝共
右の通りその村川除御普請入り御用に為伐申重ねて御印判首尾可
申上候以上

元禄十四年十二月四

右の御印判帳合

己四月十八日

武田 半十郎

一、四十八本 松丸太 長さ木有まわり八寸より一尺まで枝共
右の通り確に為伐申候但その村川除乱杭入御用見届候重て御印判

首尾可申候以上

元禄十五年十一月八日

右の御印判書に帳合

四月十一日

阿部 長太郎

一、八十四本 松丸太 長さ木有 まわり一尺より一尺三寸まで枝共
一、二百五本 同丸太 長さ木有 まわり七八寸枝共

右二口の通りたしかに為伐申候但その村用水並に川除御普請に入
御用重て御印判調相渡可申候以上

元禄十六年十二月十八日

右の御印判書へ帳合

四月十一日

阿部 長太郎

とある。



砂鉄川堤防(妻神)

以上の如く、使用された木材の量は、
中小河川の割合に多数にのぼっているの
ある。従って、施工されたところは広範
囲に及ぶのであろう。しかし、記録等は
既に散逸して、これを明らかにする事は
出来ない。

註 (1) 滝口氏資料

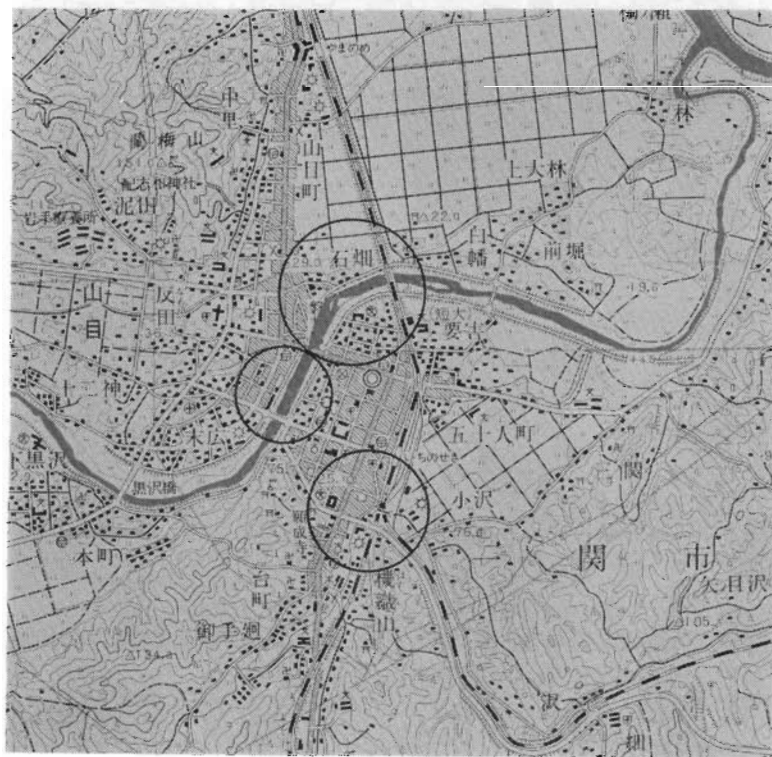
五、一関地区堤防

一関地区における堤防は磐井川筋の川
小路堤防と同心町土手があり、更に、吸
川筋には半町堤防、大安寺堤防等があ
る。

川小路堤防は磐井川右岸川街にあり、
凡五〇〇mであるが磐井川においては最
大の堤防である。

この堤防の築造は田村藩によるとの伝

第37図 一関地区堤防



第38図 一関町内堤防



承はあるが、その初築年代等については明らかでない。

同心町土手は西花王町にあり、磐井川右岸の地主町北裏より同心町の街路に沿い、その街の北東端に及んでいる。その延長は二町半（二、八km）で、根敷は二間半（約四、六m）の堤防である。此の堤防の初築年代についても川小路堤防同様明らかでないが、その名称により推考する場合藩政時代の構築である事には相違ないのである。

大安寺堤防は吸川右岸新山にある堤防であり、吸川最上流部の堤防であって現在の旭町の防水の為築造された堤防である。

牢町堤防は吸川左岸南新町地内にあり、正覚寺（廃寺）裏吸川の新旧川界を起点とし上流大安寺揚場に至る延長二三〇間余（四二〇m余）敷幅一間余（二、三m）の小堤防である。

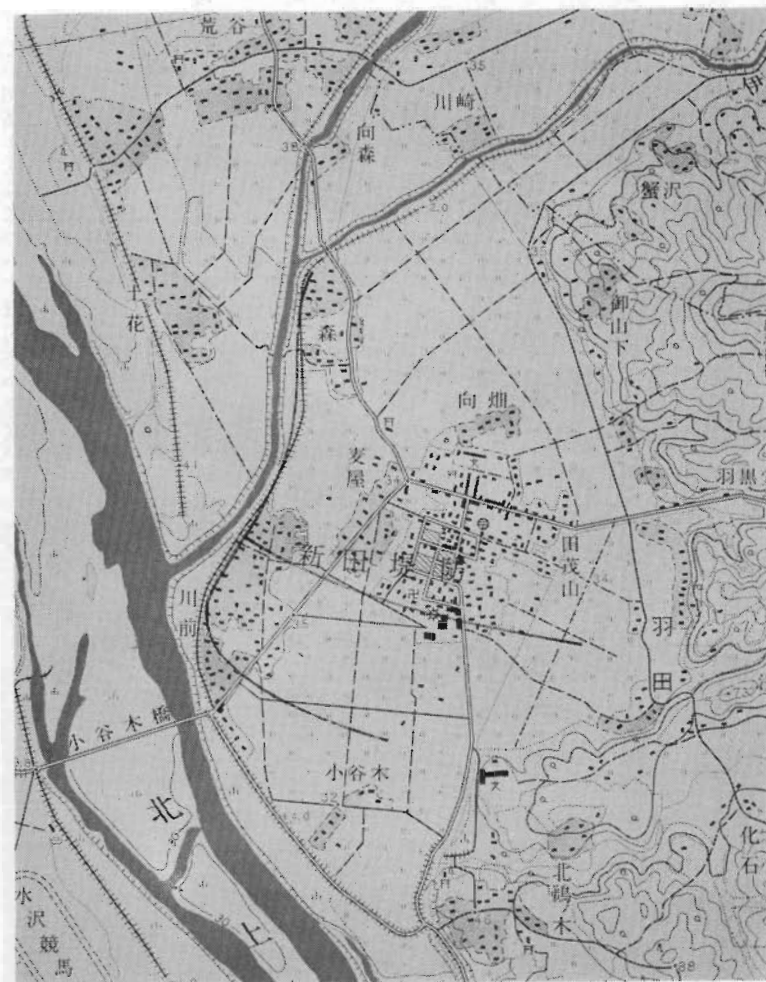
六、新田堤防

新田堤防は、北上川左岸支流荒川、伊手川等の左岸堤防である。此の堤防は江刺郡田茂山村（水沢市羽田田茂山）新田より北方に伸び鑄物師の集落田茂山を経て栗瀬に至り、更に、荒川、伊手川の左岸に沿うて（字）森、御山下を経て江刺郡石山村（江刺市石山）に至る凡三kmの堤防である。

この堤防は、北上川の逆流と人首、伊手両川等の洪水による田茂山地区の災害防止に欠く事の出来ない重要な堤防である。

新田堤防の築造年代等については資料が散逸し明らかでない。この堤防は人首川堤防と関連するところであるから人首川切替後、あるいは同時期において施工されたことが考えられるのである。

第39図 新田堤防



したがって、初築年代は近世中期であろう。文化年間書上絵図⁽¹⁾には新田堤防と、さらに、これに接続する小谷木堤防とが記載されている⁽¹⁾。小谷木堤防より山側に位置する新田堤防の築造年代は、はるかに遡るものであろう。

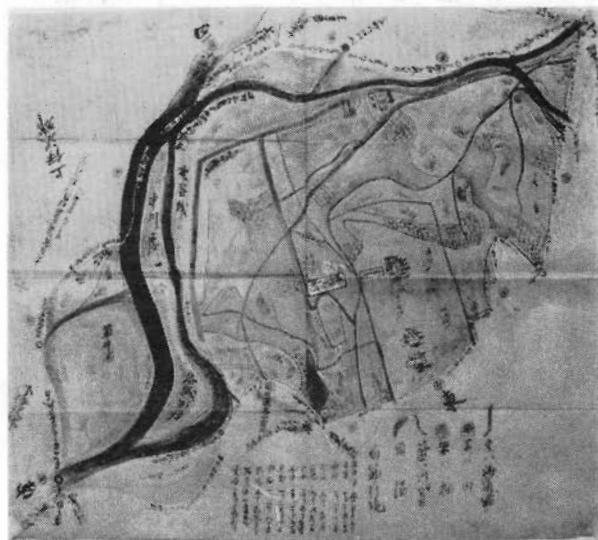
註 (1) 佐嶋文書

七、人首川の改修

人首川の河道付替による江刺郡（江刺市）餅田村、田原村宇土谷等の開発は広瀬川と同じく伊達藩によって施行されたところである⁽¹⁾。

藩祖伊達政宗は深く木村氏の前敗に鑑み葛西氏の遺民緩撫の術を探り腹臣を以って新領の統一を計り、其の城主の人選は最も重視し失敗なからんことを期せり。

といえる如く、新領の統制と興産には特に意を用いている。殊に、江刺郡の場合は南部領和賀郡と領界を接する所であり、さらに、旧岩谷堂城主、江刺兵庫守重恒は、秀吉の奥州仕置に因って、宗家葛西氏と共に領地を没収され、更に、城地を追われ、のがれて南部領和賀郡田瀬にあり、旧領江刺を虎視眈々として狙うところでもあったから、伊達政宗は特にその重臣桑折摂津政長を岩谷堂城主として配したのであろう⁽¹⁾。



新田堤防

(佐嶋蔵)

天正十九年（一、五九一）十二月桑折摂津政長岩谷堂城賜

とあり。

桑折摂津は民政に意を用い灌漑水路を開削する等新田開発に資する処が多い。

桑折堰は同市重染寺において人首川に締切工を構築する事によって上水しているのであり、その灌漑地域は人首川の右岸岩谷堂、愛宕（一部）等に及んでいる。

人首川は、江刺市米里地内物見山の東、姥石峠に発する古歌葉川が北西に流れ、山本川、中沢川、荒谷川等の小支川を合し、同市人首に出て人首川となり、大和田等の峡谷を経て同市玉里字角掛、次丸、岩谷堂字増沢等の狭長なる山麓台地の間を西流し、岩谷堂字重染寺の狭窄部に入る。

重染寺の狭窄部をすぎた人首川は方向を南々東に転じ字南町、中堰等を経て字豊田にて旧北上川の河道に入り、更に南流して字橋本、土谷等を横断し字川崎北方において旧広瀬川の河道に入り南流し、同市愛宕字東地蔵島附近で北上川に合流した。

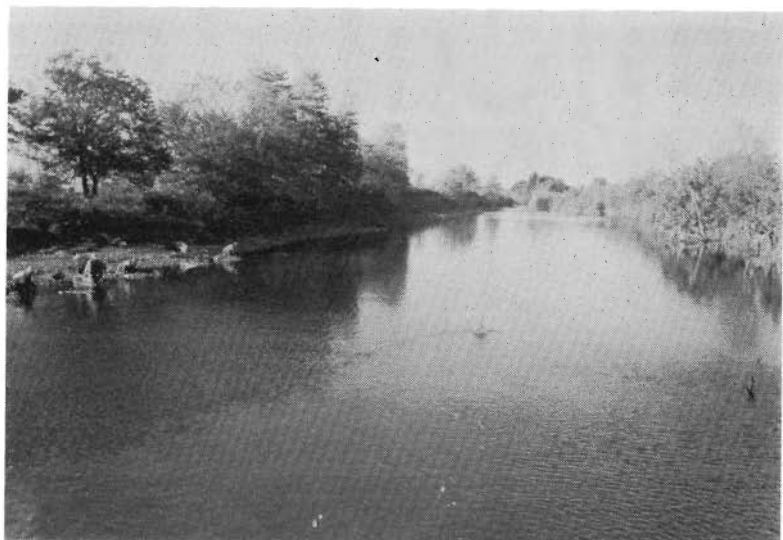
人首川の新河道は重染寺狭窄部末端より、ほとんど直線に字落合、力石、稗田等の地内を経て字川崎、金谷の境にて従来の河道に入れるもので、延長五kmを新に開削せるものである。

人首川新川開削の主要目的は北上川の旧河道及其の氾濫域の肥沃な平原の水田開発にあったのであろう。そして、この工事の施工された時期は明らかでないが、寛永十八年検地による邑村界の線に従わず、新河道が開削されている。これは邑村界設定以後における工事であることを立証するものである。

例えば、旧二子町村字力石の東縁は人首川の東側に細長の地形を残している。さらに、字稗田の内小字荒屋敷の数戸

第40図 人首川改修





(江刺市愛宕)

も東岸にあって、旧人首川の河床と推定される湿田を境して同市田原石山字小高橋と相對しているのである。

人首川開削に関する記録は散逸して見るべきものはないが、同市字寺田等においては、現在尚「新川」の名称を以って呼んでいるのである⁽²⁾。片岡村の条に。

一、新川 但し水上増沢村末水餅田村江流入
とあり、又土谷村の条にも

一、新川 但し水上餅田村末流二子町流入

等とあり、人首川とは呼んでいないのであるから古来の河道でないことは確実である。

この新川の兩岸にあり、洪水氾濫を防止する堤防は田茂山村(水沢市羽田)二子町村(江刺市愛宕)餅田、片岡村(同市岩谷堂)等の数ヶ村に跨る堤防であるが、その地域によって呼称を異にし、羽田では新川土手、愛宕地内では二子町土手、岩谷堂地内では新川土手、又は人首川土手等と呼んでいる。

この堤防は、人首川の新川開削に伴い江刺市岩谷堂愛宕、田原、水沢市羽田等における数千の住民と、さらに、五婦に及ぶ

農耕地の洪水氾濫による被害を防止するため構築されたものである。

しかし、堤防の築造年代等については既に記録を逸して明らかに出来ない。ただ、人首川開削と共に築造されたところと伝承されている。

註 (1) 佐嶋文書
(2) 安永風土記

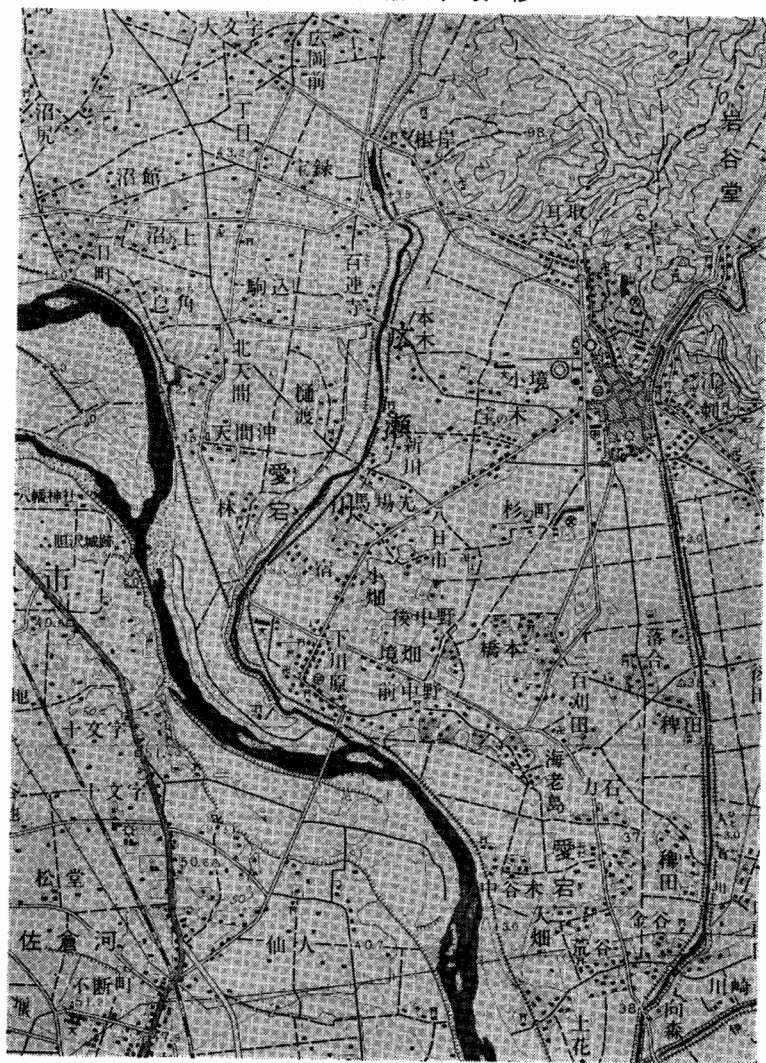
八、広瀬川の改修

江刺平野における北上川の河道変遷は甚しいところであるが、北上川本流については項を改め詳述するが、北上川左岸支流広瀬川は江刺市梁川金成山に発し、野手崎川と呼ばれ同市広瀬に入り広瀬川となり⁽¹⁾、西流して岩谷堂岩根に至り江刺平野に出る。ここでは関根川と呼ばれ、旧北上川河道に入り、方向を転じ南流していたため、岩谷堂、愛宕等の江刺平野南半分は広瀬川の派流と氾濫する洪水によって開発は甚しく阻害された所である。

近世初期桑折摂津守によって開削された水路は、この地域における用水路と共に大排水路の開削であり、桑折堰の名を以って後世に伝えられているところである。

しかし、広瀬川の治水なくして江刺平野の開発はなかったのである。近世前期伊達藩は御蔵入地等に氾濫する広瀬川の付替工事を計画し、岩谷堂地内関根(堰根)において旧河道を締切り、倉沢村(稲瀬)片岡村(岩谷堂)両村境に沿って西方に掘削し、さらに、元江刺郡総社白山神社の社殿を東方に移転し、二本木、百蓮寺(岩谷堂)両集落を分断し掘り、高寺村(愛宕)地内において旧胆沢川河道に入れ、樋渡、林、新川、馬場先等の間を西流せしめ、西下川原地先

第41図 広瀬川改修



で北上川に合流せしめるものである。

新川開削によって岩谷堂地内では字二本木、百蓮寺が各々二分され広瀬川の左右両岸に分けられ、高寺村(愛宕)南部が分断されて川西、川東の称を生むに至ったのである。

広瀬川新川開削と平行して、同川左岸に岩根より二本木に至る関根土手、新川(愛宕)より馬場先を経て字宿に至る馬場先土手、宿より西下川原西方を迂回する朝日田土手等が築造されている。

これ等の土手は断片的ではあるが、広瀬川岩根より下流凡5kmにわたる左岸一帯に及ぶのである。

広瀬川の切替により旧河道は開発され水田となり、広瀬川左岸堤防(土手と称していた)は江刺平野南半分の洪水対策に大きい功績を残している。

しかし、広瀬川の開削、築堤等に関する記録はほとんど散逸して見るべきもなく、これを明らかにする事は出来な
いが、さきに述べる如く、村邑界そんやうに關係のない流路によって流るる広瀬川の河道は寛永検地後の開削であり、在地伝承によれば、字朝日田、小畑、境畑、谷地、前、後中野等の広範な地域にわたって一線上に散在する池沼、砂礫川原、谷地。原野等は元禄年間の洪水に因る朝日田土手の決壊による痕跡と伝えているから、元禄年間には既に堤防があり寛文十二年の河道開削、築堤とする②のが誤りない所である。

註 (1) 安永風土記

(2) 斎藤傳藏資料

附

録

一、河川工事の一般

(一) 近世における河川改修等の施行順序

イ 概 況

北上川流域における河川工事は、既に別述する如く、古くより施工されているが、中世以前において、これ等の工事を施工するに当り採られた施工順序、工程等は、その大要すら知ることは出来ない。

更に、近世における施工順序も、関係書類は既に散逸し、残された文書は少く、僅かにその一部を断片的に知り得るだけである。

従って、これを明確にすることは不可能である、ここに、増子・母体文書等より收拾・抜粋し施工順序の大略を記述したが、あくまで集録によっているため工事内容・施工年月等は順を追う事は困難であり、一貫性を欠くものそしりを受けることを覚悟の上で、工程の順に従って記述するものである。しかし、両文書共、仙台領における工事であり、統一された藩制のもとにおいて施工されているから、その順序においては異なるところではない。

近世における河川の改修工事等は、流路矯正のために施工されたものもあるが、殆どは、沿岸の開発、又は、沿岸住民保護のために施工されたものである。

西磐井郡花泉町日形堤防も、日形地区開発と沿岸住民保護のため築造された堤防である。日形集落は元和二年（一六一六）知行主（地頭）木村勘助によって町割が定められ、開町されたところで、当時、表屋敷三十七軒が置かれていたが、その後、凡そ、一五〇年を経て町屋敷七十七軒と発展し、更に、その周辺における耕地は水田一二〇町歩、畑地

一〇〇町歩の多きに達している。

日形町割と共に、築造された日形堤防は、これ等の地域開発に大いなる影響をもたらしたことは明らかである。更に、東磐井郡母体村における奴谷起堤防は、北上平野の中流における産米地帯保護のために、施工された築堤である。従つて、日形・母体の両堤防は、同じく沿岸平野開発のために施工された堤防である。

これ等の堤防における築造・補修等の工事において執られた施行順序は、当時の制度の上に立つて施行されたことは明らかであるから、これを逆に追及することによって、当時の制度を明らかにすることが可能と考えるのである。

ロ 工事施行区分

近世における築堤、其の他の工事は、御取立普請、あるいは、申立普請（請願工事）のいずれかによって施工されている。

御取立普請の典形とも言われるものは、流地方（花泉町）の地頭木村勘助によって築造された日形堤防であろう。

元和二年北上川際土手勘助殿より御取立築初め夫々段々付添上置成大土手成長千八十間⁽¹⁾（再出）

以上の如く、統治者等によって企画されること、それ自体が御取立であり、この企画にもとづく工事を行うことが、御取立普請である。申立普請は地域住民の申立（請願）によって施工される工事である⁽²⁾。

東山母体村御蔵入御給所入合田畑北上川水除土手三百五拾間程先年御普請御築立被成置候場所当夏より〇候共□□兩度之大洪水ニ而土手所々押切可申模様罷被成其儘差置候而ハ母体町裏通より谷地前通廣々之田畑損亡荒所ニも被成可申義ニ御座候間前年通土手押切候而危被成候所ニ御座候（中略）右土手通より川上三方ニ而長式百五拾間程土手別規御普請御築立足都合六百間程一体土手ニ不被成候得バ前年通廣々之田畑共損亡荒所ニも可有成川様ニ可成□□無抛品々御芳方申出候間御見分御吟味来春御普請被成下度如此申上候以上

文化九年（一、八二二）

九月

同町組頭	利 蔵
〃	幸 太 夫
〃	〃
同村	忠 蔵
〃	伊 三 郎
〃	幸 之 助
同町検断	幸 蔵
右村肝入	幸 蔵

大 肝 入

（抜）

と、村方役人が、住民の代表として大肝入を通じ、代官へ申請している。

此の文書は、藩政後期に属するが、藩制に依つて提出されたものであるから、初期以来の制度に従つたものと考え差しつかえない。

近世初期以来、北上川において施行された河川改修工事には、水はね土手（堤防）、出涌（水制）等種々あるが、これ等の工事は以上述べる如く御取立・申立等によって工事が起こされている。

ハ 被害報告

北上川沿岸において施工された御取立・申立等の普請は前述する如く、沿岸平野の洪水対策として構築する所の堤防・水制等の新築・補修・災害復旧等の工事であるが、その殆どは受益地帯の村肝入より提出された被害報告等によるものである⁽¹⁾。

元和九年（一、六二三）木村勘助殿新規に水門御取立北上川ニ水門相立申候年々大洪水ニ而被損いたし申候（再出）

と、さきに築造された日形堤防に設けられた水門の被損が報ぜられている。

更に、洪水により日形堤防が決壊し、同地域における水稲が全滅するに至った事を報じ、復旧工事の施工を要望する旨願出している⁽¹⁾。

万治二年（一、六五八）五月十一日洪水ニ彦九郎佐左エ門畑境土手長五拾間押切御普請被成内ニ七度入申ニ付田物作わ一字朽捨り申候同年十月右切戸御普請被成置候

御上廻大内甚兵衛殿

（再出）

工事はすべて受益地帯の住民によって施工されているが、工事を要する場所はすべて御見分（査定）が行なわれ、それによって工事の可否、並びに、工事計画等が樹てられている。

ニ 御 見 分

北上川沿岸における新設・修補・災害復旧等の工事は、殆ど、御郡普請として施工されるのが通例であったから、工事を必要とする箇所は藩の役人（特に派遣された役人、又は、代官所々在の役人）等によって御見分が行なわれている⁽¹⁾。

元和九年（一、六二三）右勘助殿御取立ヲ以北上川除土手御築丸江川ニ水門被相立候所ニ年々之様破損仕ニ付右品々御披露申上候へバ川村古孫兵衛殿御下御見分被成候様ニ右之所土測ニ而□□□も水門場難成候条云々（抜）

と、近世初期洪水により破損した日形水門は、仙台藩最高の土木技術者、川村孫兵衛によって御見分が行なわれ、復旧工事が施工されたが、後年、同水門が再び洪水に因って大破した折には、二代目川村孫兵衛による御見分が行なわれている⁽¹⁾。

寛文拾参年（一、六七二）御惣毛砌水門御見分ニ川村孫兵衛殿御出被成候処ニ御同人様より（中略）右水門の義御親父様御見立ヲ以相立年久成就仕候所寛文拾年之大洪水ニ一字押崩夫より御取立被成候而も建立不仕候何被成様者成就可仕義茂可有御座

候条御功者被成御役人ニ被仰付御取立被下置候へバ御百性難有可奉存候由申上候へ者左候へバ此度斗取立可申破損仕候共御普請不被成下候段御代官衆拙者組頭ニも被仰渡候云々（抜）

等とある。更に、中小の工事においては、当該村方役人等の立会のもとに、代官上廻役等が、御見分を行なっている⁽¹⁾。

享保三年（一、七一八）六月二十七日東山御上廻衆大宮八十郎様ニ此度御代官横尾武右エ門様（伊達藩）御上廻川村只人様清野八右エ門様（田村藩）釜神涌御普請所ニ双方肝入検断老（老名）共組頭共御引添御見分被成置出涌式ッ被相立御吟味罷成候とあり。御見分によって工事の施工、あるいは廃止等が決定され、施工分については、更に、施工申請が提出される。

ホ 工事施工申請

以上の如く、藩の役人等による御見分で施工が認められた箇所の工事は、地域住民によって施工申請が出されている⁽²⁾。

天保三年（一、八三二）秋下伊沢郡上麻生村中嶋谷記東山母林村入合北上川除土手新規築立御普請被成下間数積ヲ以左ニ願申上候御事

一、川除土手

壹ヶ処

長 五百拾間程

高サ 五尺

根置 四間半

駒踏 貳間半

右之内

一、押堀

壹ヶ処

長 四拾五間

附 録

高サ 老丈五六尺程

根置 四間半

駒踏 二間半

七拾間程

三百九拾五間

一、川 原

一、野 形

但右間敷之通出水毎北上川東西中嶋兩村田畑御損亡不輕相出申候間新規土増ヲ以土手江築立簡突堅メ水前裏表共ニ耳増相付前出間敷之内四拾間之処根通違猿竝箱柵乱杭足本幾通も堅メ其上御築立水先相除候様被成下置谷川原一面共ニ根置違さるニ而足

本相堅メ其上御築立御普請被成下度奉存候

右之通新規御築立御普請被成下置奉存候上麻生村之分ハ川前通りニ而水差之場所ニ在之□□出水毎御損亡相出不輕義ニ御座候

間前出之通り御普請被成下置度奉存候右場処御普請之義ハ東山母村より三ヶ老入合ニ付兩村連名ヲ以如斯申上候以上

天保三年

六月

下伊沢郡上麻生村組頭

兵 吉

同郡同村肝入

忠 平

東山母村組頭

東 七

同郡同村肝入

幸 治

下伊沢大肝入

佐藤吉郎右エ門 殿

東山大肝入

今野 一郎太夫 殿

(再出)

とある。

へ 異議・紛争

河川の改修・防水工事等の施工に当っては、必ずと言うも過言でないほど、利害相反する対岸の郡・村等より異議の申立があり、ややもすれば、工事を急ぐ当該の村と紛糾するに至り、その協定に日時を要し着工が遅延し、予定通り工事が進捗せず、工事なかばにして、更に、災害をこうむり、遂に工事を放棄するのやむなきに至ったものも少くない。

文政年中母体村奴谷起土手が洪水で破堤した折の復旧工事に対岸、伊沢郡上麻生村が異議を唱え紛糾となり、同村肝入作十郎は母体村肝入へ次の如く申し入れている⁽²⁾。

其村ヤツ^ヨ野記江先年水除土手御築立罷成候付洪水度毎当村北上川宮内下江押当り川欠罷成去年中別段に御普請も被成下候処段々承候得者右土手江御築立付添可成候段相聞得申候処、弥以、右御普請可成御事ニ而ハ宮内下又又川欠ニ罷成候条ハ□□渡申候間右御普請ハ被相除下度組頭共申出間候御仰渡被成下度奉願候右之段ハ面々相連候上如斯御届候以上

文政九年十二月六日

母体村肝入 幸 藏 様

上麻生村肝入 作 郎 十 郎 印

とある。

しかし、母体村側は上麻生村の異議申立を介せず、翌春(旧正月開であらう)施工の方針を変更する様子もなく、同村肝入は東磐井郡大肝入へ、母体村における北上川筋堤防の状況を報じ、同堤防の補強工事施工を願ひ出している。同文において、対岸上麻生村肝入作十郎の異議申立に言及しているが、「上麻生村より如何様申出候而も相扣可申様無之」云々としている⁽²⁾。

東山母体村北上川川前通先年水除土手御普請御築立被成置候場所当夏洪水ニ而右土手通所々押切候様ニ付、付添、上置普請

被成下度段願申上置御面々様御身分も被成置候所下伊沢上麻生村より右土手御普請罷成候而ハ宮内下土手御普請罷成候場所川欠ニ相成候間母体村御普請被除下候様被成下度川向村肝入作十郎申出品々被仰渡承知仕候右土手之義者母体村畑通水除之儀ニ御座候得者上麻生村より如何様申出候而も相扣可申様無之勿論新規願申上候訳にも無御座候間何連御見分之上来春御普請被成下度御村方申出候間如此申上候以上

文化九年十二月

右村肝入

幸 藏

大肝入 島畑文太夫様

とあるが、

母体村は、対岸上麻生村の異議申立を無視しても予定通り翌春の施工を強行しようとしたのであろう。このため上麻生村肝入作十郎は、再び、母体村肝入幸藏に書面を送っている⁽²⁾。

其御村北上川水除土手先年御築立之所江此度又以上置相成候事に相聞得上所右土手ニ付而ハ段々申遣候通之義ニ而洪水毎西向江水先相向為夫ヶ当村宮内下通分之川欠相出人家等迄欠崩候間御別段之御普請迄被成下候成下候義ハ御存之通之義ニ而相今確ト欠目相留ふじ罷在申候処右上置付添罷成事ニ而ハ此上何様御普請被成下候連相除可申見結無之候而ハ一旦相伺候上ニ仕度候間御取付之義先以老両日御扣被下置被仰渡候其段早速可申上候以上

四月廿一日

肝入 作十郎

幸 藏 様 (再出)

と、上麻生側の状況を説明すると共に話し合いのためであらう一兩日の間、着工を延期する様に急ぎ申し入れている。⁽²⁾

しかし、母体村肝入は昨夏の洪水による破堤復旧工事を理由に、猶余は出来ない旨を回答している⁽²⁾。

母体北上川水除土手先年御築立之所付置、上置可成候共為夫ニ西向宮内外ニ水先差当申義ニ候間□□付度依而御普請御取付老

両日御控候様ニ御座候所右御普請ヶ所之義ハ委細御見分之通去年夏両度の洪水ニ而数々所押切罷成為夫当町浦通迄廣々之田畑損亡ニ仕所ニも可成義ニ而」云々 (再出)

以上の如く、河川工事において左右両岸が対立紛糾する例は他にも少くない、最も長期にわたって紛糾したのは日形対黄海の対立によるものであろう。

両村の対立は慶安(一、六〇八・五一)頃に初まるものであり、承応元年には、流地方(西磐井郡南部地区)の賦役によって、対岸黄海村地内に新川が掘削させられている。以来両岸の対立が甚だしく、元禄十三年日形側において石涌等の立て込みに当り、伊達、田村両藩御郡役人以下村方役人等が幾度か出て協議を重ね、ようやく石涌等三基を設置したにすぎない。

元禄拾三年(一、七〇〇)夏弥傳次屋敷下石涌老ツ弥惣右エ門畑之下ニ受涌老ヶ所始而被相立候其節黄海七日町之者共願同所同頭ニ岩組之内片岸川戸生岩之所江石涌相立申度由願上申候段及承申候条左様被成候ハハ、此方指当畑共欠落可申段伊藤義太夫殿申上候ヘハ御同人様ニ而東山御上廻桜田四郎八殿ニ為御相談ス御出被成ニ付肝入手代善三郎、権兵衛、弥傳次、七郎兵衛御共仕七日町伊藤殿ニ而四郎八殿御参会之砌、御奉行衆多川清助殿、高橋戸右エ門殿御列座之所ニ而義太夫殿より四郎八殿ニ被仰談候ハ実之義不存候ヘ共此方岩組之所ニ右涌被相立候由日形村之者共及承申由ニ而我等方ヘ申出候ハ此所ニ出涌被相立候共日形村欠落没所可仕候条彼所ニ被相立義御免被下置候様御□仰申上段申出候間御吟味被止可□段御申被成候四郎八殿御挨拶ニ此方町屋敷段々欠落申ニ付此方者共願無異義候ヘ共幸明日御郡司伊藤義右エ門此方ヘ被参候ニ付吟味可申候ヘ共可罷相止様ニ不被存候由御申被成ニ付(中略)同拾参年高山下ニ石涌老ツ右三ツ而御人足五千余相入可申候 (抜)

とあるが、同地域における紛糾は長期にわたり、藩政末期に至るもついに終息をつけず、禍根は後世に残される所である。彼我、利・不利相反する河川構造物等の修補においてすら両岸の意見一致は至難であったのである。ましてや、新設等においては尚、一層の困難を伴ったことは改めて言うまでもないことであらう。斯の如き困難を克服しつつ洪水

の氾濫に対処することを強いられた藩の役人並びに、関係地域住民の苦悩は、おして知るべきである。

ト 目 論 見

近世における目論見は、工事全般の計画であり、目論見書はその設計書である。従って、目論見書には工事施工の位置・工事名を初めとし、工事量・構造並びに、資材・雑材料及び、労役別の人夫量等の詳細が書き出されている。

文久元年東山母村北上川水除土手伊沢上麻生村より入合御普請所過ル二日大洪水ニ而急破罷成来春御普請被成下度右御入料御人足大圖小積ヲ以左ニ奉願上候御事

北上川水除

奴谷起九百拾間内

一、土 手 壱ヶ所

長 百間
根置 拾間
駒踏 三間
高 貳間

但押堀水中深壱丈貳尺より八尺迄

品々右同断

一、同 壱ヶ所

長 五拾間
根置 八間
駒踏 貳間半
高 九尺

但押堀水中深壱丈貳尺より六尺迄

品々右同断

一、同 壱ヶ所

長 貳拾間
根置 五間半
駒踏 貳間半
高 九尺

但押堀水中深六尺より四尺迄

合 三ヶ所

但右間敷之通欠崩レ押堀ニ罷成北上川常水流通畑地壱面ニ押流し御田地損亡相成候間両方土手根通り猿湧^{マヤ}式間ニ三挺宛相据布木式通り結乱杭老間ニ四本違越五本ツツ打柳柴等ヲ以柵相攪水上新規土ヲ以土手御築立箇突堅メ両方耳増相附洪水之節水除ニ相成候様御普請被成置候所

此御入料

一、五百四拾丁

長 八尺 廻り壱尺貳寸猿湧^{マヤ}峯木ニ入

此代貳拾七貫文

但壱丁ニ付代五拾文宛

一、五百四拾本

長 八尺 廻り八九寸 同足木ニ入

此代拾三貫五百文

但壱本ニ付代貳拾五文宛

一、貳千八百八拾貳本

長 四尺五寸 廻り壱尺 乱杭木ニ入

此代貳拾三貫五拾六文

但壱本ニ付代八文宛

一、貳百七拾本

長 三間 廻り壱尺貳寸 布木ニ入

此代拾六貫貳百文

但壱本ニ付代六拾文宛

一、千五百七拾貳丸

五尺丸

此代七拾八貫六百文

但壱丸ニ付五拾文宛

一、出人五拾人

本人主立

此御雇代拾貳貫五百文

附 録

但老入ニ付貳百五拾文宛
一、出人四百人

並本人

此御雇代九拾貳貫文

但老入ニ付貳百三拾文宛

七口合代貳百六拾貳貫八百五拾本文
一、出人老万三千六百三拾三人九分

直出

一、老万貳千五百六拾九人四分

土持

一、貳百七拾四人五分

増切

一、六百人

簡突堅メ

一、百五拾人

本人手伝諸

一、四拾人

御小屋掛方并御取撥 共ニ

一、同村もの 五千尋
中繩

右之通大図小積を以如此ニ奉願上候以上

文久元年

十一月

右村組頭

又左衛門

〃

弥 助

〃

助 十郎

〃

吉郎衛門

本人 立

丈右衛門

右村肝入

民 藏

(再出)

大肝入 中津山直三郎 殿

手 施 工 願

工事の実施は、すべて目論見書に準拠して行なわれたが、実施の方法は、入札による請負普請と、地域住民に賦役する村方普請(直普請)の、二方法によって施行された。入札による請負普請は、特殊な工事で、一時に多量の労役を投入することの適さない工事において行なわれたところの特別な処置である。日形堤防に設けられた丸江川の排水トンネル工事が、入札によって、東山の金山師が施工している⁽¹⁾。

右水門生岩平地押弘御取立可被成様無之ニ付右水門場より五間程山之内引込口付がけ屋敷沢様木相立申所へ新規御堀被成積ニ町金堀助右衛門ニ被仰付御入方為積被成様ニ助右衛門申立候ハ御直御普請御座候ハバ貳百三、四拾切相入可申候条御受申被受候者有之候ハバ貳百切迄被相渡候而も可然之旨申上候者東山金堀共被為呼入札被仰付候者何も入札仕候内徳田仁右衛門老問ニ付老切半宛申受金堀拾貳人召連罷越堀申所上下ハとゆり穴之内ニ黒硯岩之所拾貳間有之露たかねき不申ニ付(抜)

とある。しかし、地質調査の方法もない時代に、現地の状況を知らぬ他所者が無理な入札によって施工し、遂に大損をまねいた例である。その他、堤防の補強、災害復旧、その他、水はね(水制)等の工事は殆ど、村方普請によって施工されている。

それは、直接利害の及ぶ地域住民によって工事を行なわれる場合は、地域住民の、最も恐れる手技等の不正工事が防止され、更に、洪水災害等の復旧工事においては、被災民の救済にも大いに奏効するところがあり、地域住民はこれが多いに希望するところでもあったのである。

母体村奴谷起堤防工事においても、村方普請を希望し、村肝入は、御直普請(御郡普請)として施工されるようお願いしている。大肝入は、これに副申を添え、代官であろう上司に申達している⁽²⁾。

母体村御普請次第之義ニ付御別紙之通土浦半之助様より被仰渡候承仕吟味仕候処当村御普請之義者北上川除之義ニ而御直御普請被成下度品々御村次第申出候義尤右様不被成候得バ大御普請之義ニ御座候間御村受ニ被成下候而ハ丈夫ニ可相成様も無之

成旨奉存候条来春御直御普請ニ被成下度御座候右之段御同人様江直々も申上候様成者□□処何方ニ御□渡被成置候や相知り兼候間右様候如此申上候条右之通□□御同人様へ被仰上御□□被成下度如此申上候勿論荒川圓治様北上川通川様御見分之節御案内之者共御同人様江直々も申上候ニ付御同人様御見分も被成置候次第ニ御座候間為御吟味之此段其如此申上候以上
十月九日(文化九年) 右村肝入 幸 藏

大肝入 鳥畑丈太夫様

右之通申出候処右御普請之義者北上川除御直御普請之事御座候間御取合□□未被成下度如此申上候

十月十一日

大肝入 鳥畑 丈太夫

半之助様

(再出)

とあるが、二日後の十月十三日、大肝入より村肝入に宛て、願の通り承認された旨が通知されている⁽²⁾。

右之通被申聞候旨申上候処御付出之通被仰渡候条其心得可在之候以上

十月十三日

肝入 幸 藏 殿

(再出)

とあり、工事の施工は確定し、着工を待つのみとなっている。

リ 工事用施設

工事施工に当り、その中枢となる事務所を設置し、役人衆の詰所としたことは、いづれの工事でも同じである。事務所設置を小屋懸と称している。特に仮設物(小屋)を建てて詰所(会所)とするのが原則であったようであるが、便宜上、工事場附近の民家を借上げ、役人衆の宿泊所を兼ねる場合が多かった⁽²⁾。

母体村川除土手御普請方早速取付候様可存し候我等事も御郡司衆も泊村ニ被在候付而者逢取□□候間先以時節□□相成候間取付候様可在之候条土手下江中程之所小屋懸ケ致置候様可有之候以上

四月十六日(文化十年)

高 源 兵 衛

肝入 幸 藏 殿

(再出)

と、小屋懸を命じられている。(仮設物を建てたか否か不明)

又 工事施工

母体村奴谷起堤防は、前出の如く、文化九年十月十三日附で、御郡普請として村方で施工することが承認されている。従って、同年秋の施工が可能となっているが、対岸上麻生村との紛争解決に、意外の日時を費やし、翌十年春の着工が大幅に遅れ、同十年の御盆すぎ、ようやく着工している⁽²⁾。

母体村北上川除土手御普請七月十八日 御取附き我等其村ら来る十七日取移申候間其心得首尾可仕候以上
七月十一日 高 源 兵 衛

大肝入

小 山 平八郎 殿

(再出)

と、工事担当の役人から大肝入へ、報告されている。

これ等、御郡普請として施工した工事の現場組織は、工事の大小によって一定していないが、日形堤防の災害復旧工事における組織は、藩庁より派遣された役人を首席とし、代官以下御郡方役人、並びに、村方役人等によって組織されている。

万治三年(一、六五九)

御郡奉行

田 中 仲左衛門 殿	御代官
橋 本 六左衛門 殿	御上廻
米 谷 喜兵衛 殿	
大 内 甚兵衛 殿	

御横目 金子 七右衛門 殿
御上廻加勢 青木 次右衛門 殿
御小奉行 只木 六之助 殿
小原 権之丞 殿
富田 孫三郎 殿

御人足肝入

上伊沢上麻生村 弥五郎
下伊沢中畑村 平七
西岩井赤萩村 与七郎
流日形村 源市郎
久次郎
松本坊
同 貝吹
同 間竿拵

同 間竿拵 庄兵衛 (抜)

とあるが、この工事組織に流、西磐井、上、下伊沢等、四ヶ郡より各々、人足肝入の名があげられている。これは、地元の流一ヶ郡内の村々に賦役する総ての人夫だけでは、達成困難な大工事のため、隣接の代官所々管区内へ、人夫の加勢を、あおいでいるからである。

万治三年、日形堤防の災害復旧工事にも、出人夫八、一〇〇人の内、流(西磐井南部)、西磐井(同郡北部)、上、下伊沢(胆沢郡)等より、七、五〇〇人が加勢し、工事を施工している⁽¹⁾。

其時御人足上、下伊沢、西磐、流四郡より出ル、七千五百人前之年水門押破土手之内押入申所埋立御人足六百日形より出ル右取合八千人三月より四月廿四日迄三十日ニ御普請出来仕候 (抜)

以上の如く、人夫を加勢する場合は、必ず人足肝入が出されている。加勢のため各郡より繰り出す人夫においても、藩制による小役・御雇人足等の範囲で賦役し、就勞せしめたのである⁽¹⁾。

天和式年水門屋敷屋らい破損仕候ニ付繕普請被成候御人足四百人小役御雇御村分出ル

新妻次右衛門殿

御人足肝入 新 助 (再出)

(註) (仙台藩制による小役・御雇人足の定めは、藩政時代を通じ変更が行なわれていない。)

とある如く、勞役が少なく、一時に大人数を投入することの不適当な普請においては、当該の村かぎりの賦役によって、施工しているが、更に、多くの勞役を要する普請においては、大肝入が管下の村々に賦役し、就勞せしめてい

る。
母体村における堤防工事に用いた人夫は、およそ、一、二〇〇人であるが、その内、約二六%の三二〇人は、隣接の村々へ、小役・御雇人足として賦役し、遣捨・手伝等の人夫三〇〇人余は、当該の村に課役している⁽²⁾。

母体村川除土手御普請方

一、出人千貳百五拾人

一、四人

一、四人

一、百七拾七人

一、廿三人

一、六拾三人

残、九百七拾九人

右御免

当御免

御藏人小役 其村

御手伝小役 其村

給人小役

一、三百廿六人 入高三ヶ壺被加下分 御蔵入小役
 内
 一、貳百廿七人 其村
 一、五拾貳人 田河津村
 一、四拾七人 佛坂村
 一、三百廿七人 御格割合

一、貳百廿人 御蔵入 被御加分 御蔵入小役
 一、百九拾八人 佛坂村
 一、貳拾貳人 相川村
 一、廿九人 御手伝高 残人足御手伝小役 其村
 一、七拾八人 給人前 出人足
 一、三百廿六人 同百姓前遣捨

右之通当奉御普請所江御指紙被仰渡候間兼而通首尾可在之候尤早速御普請江取附出来相□候様共ニ被仰渡候間其□□可被申此段共ニ申渡候以上

三月廿三日(文化十年)

大肝入 小山 平八郎

幸 藏 殿

(註) 遣捨人夫ニ義務人夫で無報酬の人夫である。

とある。普請人夫の割当を受けた村々では、草高に応じ村民に賦役し、人数を、五人組制度の組合毎にとりまとめ各組頭に通知している⁽³⁾。

天保九年(一、八三八)三照村雲雀土手御普請所江御人足割

一、出人五百人	但持道具 鍬・もっこ	高老貫文ニ付 五人五分六リ宛
一、出人七拾老人	庄治	一、出人七拾六人 弥助
一、〃 六拾貳人	庄吉	一、〃 四拾人 利三郎
一、〃 五拾四人	覚蔵	一、〃 六拾八人 万五郎
一、〃 六拾八人	覚右衛門	一、〃 三拾三人 治四郎
一、〃 貳拾貳人	嘉右衛門	一、〃 〃 喜蔵
一、〃 〃 〃	伝蔵	一、〃 〃 永吉
一、〃 〃 〃	駒蔵	一、〃 〃 寅吉
一、〃 〃 〃	宇右衛門	
五百人		

右之通八月廿八日より一日ニ五拾人宛同月十日之間ニ相出可申候

とある。

以上の如く賦役する人夫は、普通一般の土工等であり、特殊な技術・練達する技能を必要とする工事には、代官の所轄管外、あるいは、仙台・田村等の領域を越えて招き、それぞれの工事を担当させている。

寛文年間における、日形(磐井郡流大肝入管内)水門の復旧工事は、非常に難工事が予想されるところから、この工事を担任し得る技術者は、同郡西磐井大肝入管内下黒沢村(一関市黒沢)において、同地の工事を担任する、高平勘右衛門より外にはなく、勘右衛門のもとへ人を遣わし、招いて水門工事の指揮監督を行なわせている。又、元禄年間における同所の工事においても、岩城氏御抱の石工を、仙台領江刺郡から特に招いている。その外、同水門の工事に従事す

る大工棟梁も、他村、あるいは、他管下等より招いて工事している事は、一再ならず行なわれている。
ル 事故処理

河川工事に限らず、多くの人數によって施行される事業には、応々にして事故が附随することがあり、時には多額の
出費、日時の浪費、更に、人命にかかわる損害を蒙らないとも限らない。日形地区の陸水を集めて流れる丸江川が、日
形堤防を横断する所に設けられた水門が腐朽し、穴から樋の内へ土が入り、堆積して、水の通りが悪いため、堆積土を
取り払い、水を通すべく、上流側より順々に土を取り除いているとき、日形町の者共が四、五人樋の中に入り下流から
土を掻き流したため、井戸沢屋敷の清十郎が、もっこを背負うたまま、流れに引き込まれ、身うごきの出来ずにいる処
に、四囲の土が崩れ落ち樋の内が埋り、清十郎は上半身を残し腰から下が土に埋没し、自力で脱出が不可能なばかり
か、救出も出来ず、この儘では清十郎の一命にかかわる一大事にもなり兼ねないため、俄に、村中に通報せしが、急を聞
いて四、五〇〇人の村民がかけつけ、牛尾の民家より扉四、五枚を持ち来り、山際に建てて山崩れを止め、清十郎の腰
にまわりつく土を取り払い、一方では、穴の中に入り土を押し流し、ようやく助け出した。この時、救出、並びに、
水門の土取り除き等の復旧工事に六百余人の工夫が動員されている。此の時、御人足肝入を勤めた平内は、「加様普請
有之事不知候」と云っている。

天和三年（一、六八三）水門請込口ッ留朽穴出申候間土埋り水通不申ニ付取払水通申様上より段々取除き申候処ニ町者共四、五
人相入土かき流申所江井戸沢屋敷清十郎もっこせをいひきこまれ申所ニあたりの山割り落押埋申ニ付腰より下ハ土の内ニおしこ
められ、もっこハかり引懸り腰より上斗見へ被有申ニ付俄ニ御村中触出四、五百人程被出候而清十郎腰□付山つき置候而牛尾よ
り戸平四、五枚取寄山留置大替□候共上より土取払尤穴之内も相入土流漸相助申候加様普請有之事不知候間心付可申事其時御
人足六百余人御村より出小役御雇也戸平も御はき取り被成候

佐藤 作 内 殿

御人足肝入 平 内

とある。

ヲ 工事費精算

以上の如く、工事に従事した人夫等の報酬は日払ではなく、精算払の方法で、工事終了後に支払われている。文化十
二年、母体村奴谷起土手工事に、仏坂村より出役した二四五人分の賃金一三貫二五〇文を、同村肝入は工事終了後の八
月三日、母体村肝入へ次の如く請求している(1)。

出人足 貳百四拾五人

此日用代拾三貫貳百五拾文

金ニ直し六切二朱三粉

丸代五百五拾文

此惣場老賃八百文を以如斯

但当初御蔵入小役人足其御村北上川御普請所ニ御割合罷事分

右之通相送候共諸□御請取御首尾被下度候以上

文化十貳年八月三日

母体村肝入 幸 藏 殿

佛坂村肝入

孫

六 郎

印

(再出)

とある。

但し、小役人足の賃金等は、その年の物価と工事の難易によって異なり、一定していない。例えば、万治年間におけ
る日形堤防の普請において支払われた賃金は

小役人足 九人に付老切

附 録

(老切を六〇〇文と計算して、人足一人当一八八文余である。)

ふり手間一人ニ付一〇〇文と米三盃(七合五勺)

肝入(人足肝入)

めしたき(炊事人)等へは御卯時として米九合

貝吹(時報係)

御役人衆

等が支給されている。

(註) 御卯時ニごほうじ

「ホウチハ今卯時ト書ス人足ヲ云フ」(義山公治家記録)とあり、小使又は手伝人足のこと等とあるが、卯の刻(午前六時)より勤務に服する者(人足に限らない)を言い、御卯時米九合は、肝入、御役人衆に対しては、早出超過勤務手当であり、めしたき、貝吹に対しては、賃金に相当するものである。

(2)ふり手間ニふりてま

ふり手間は、賦役に関係なく出て、普通の労務に従事するもので、特定の雇用契約のないもので、給与は日給制で日払とされている。

この工事は、田植前に施工された急普請のため、特殊な賃金体制によって施工されたのであるから、標準とはいえないが近世における賃金体制の一例として、見のがすことの出来ないものであろう。

以上の如く、近世の賃金体制は、幅広いものであり、御普請奉行(工事担当最高責任者)の裁量により、臨期応変の処置が採られた事は明らかである。しかし、総ての御普請奉行が、必ずしも適正な処置を構じたとは言いがたいのではなからうか。

それは、天保年間奴谷起堤防工事における奉行の処置が、当を欠くところがあり、これを怒った東山(田河津、猿沢

方面)の住民が、暗夜ひそかに、母体村肝入宅を襲い、焼き打ちをかけ、同家をことごとく焼き払うと云う、不祥事件を起している例もあるからである。

一ヶ所の工事を達成するにも、多くの困難な問題を解決して、初めて完成されるのであるが、工事完成と共に、諸材料等の受払書を作製し、代官へ提出している⁽²⁾。

天保十年秋東山母体村下伊沢上麻生村入合北上川水除土手急破御普請所御用立諸式諸柴金代受払左ニ申上候

一、代三貫六百元	松丸太拾貳本	長五間	廻り貳尺
一、六貫貳百五拾文	貳拾五本	長四間半	廻り壹尺八寸
一、四貫文	貳拾本	長三間	廻り壹尺八寸
一、貳貫貳拾文	六本	長貳間半	廻り壹尺五寸
一、貳貫四百七拾文	廿壹本	長貳間	廻り壹尺五寸
一、貳貫五拾文	雜丸四拾貳本	長壹間半	廻り壹尺
一、四貫百六拾文	松丸太百拾四本	長八尺	廻り壹尺
一、九百拾貳文	雜丸太貳百廿八本	長四尺	廻り七寸
一、貳貫百四拾文	貳百廿八本	長八尺	廻り五寸
一、貳貫貳百文	三百本	長五尺五寸	廻り五寸
一、七百貳拾文	拾八本		廻り九寸
一、老貫貳拾文	三拾四本		廻り六寸
一、老貫九百四拾文	九百八十八本	長四尺五寸	廻り八寸
一、貳貫四百四拾文	杉割木百貳拾貳本	長壹丈	
一、五貫七百六拾文	九百六拾壹本	長五尺五寸	
一、金貳切七分五厘也	御小屋懸方諸材木材		

- 一、代貳貫貳百文 手拭拾壹本 本人共江被下置候分
- 一、〃壹貫五百文 料紙五十帖
- 一、〃四百四拾文 澆返紙貳拾貳帖
- 一、〃百八文 筆 六本
- 一、〃八拾文 墨 壹丁
- 一、〃壹貫貳百文 蠟燭六十丁
- 一、〃百九拾五文 松脂燭拾五本
- 一、〃三貫貳百文 八月中より十月十五日まで水神祭に付七ケ度御酒被下置候分
- 一、〃壹貫五百文

と、工事中に執行した水神楽の御神酒代、肴代等まで記載する詳細なものとなっている。更に、村肝入は、工種・工
事量及工種別の人夫・入料等の詳細を、書面をもって、大肝入へ報告している⁽²⁾。

母鉢村

奴子谷起

一、川除土手

壹ヶ所

在来土手

長四百三拾間

上置貳尺より三尺通まで

付添壹間半より壹間通迄

根置壹間半通より壹間通迄

高四尺通より三尺通迄 駒踏三尺

但右間敷之通北上川出水每一鉢越水ニ而田畑ハ損亡相出候ニ付水前腹付高七尺より六尺通迄巾壹間半より壹間通迄付添上
置三尺より貳尺通迄壹宇足土筒架堅メ一鉢耳増相附仕内打御普請被成置候
此御入料

一、代三拾〆五百文

内

一、貳拾〆文

一、拾〆五百文

一、出人千貳百六拾六人

一、九百人

一、百八拾人

一、百八拾人

一、六人

内

一、八百八拾人

指引三百八拾六人

此御雇代五拾七〆九百文

貳口合代八拾八〆四百文

右之通御座候以上

文政拾年

八月

大肝入

金野一郎太夫 殿

右之通申出候間如此申上候以上

同年八月

附 録

右村飯肝入

幸 治

東山北方大肝入

正 作 様 ㊦
幸 作 様 ㊦

(再出)

同報告書は、大肝入より、更に、藩庁の出先機関であるところの代官所へ、提出されている。

その後、竣功検査はどのようにして施行されたか、明らかでないが、伝承によれば、御郡普請の竣功検査が、代官所々在の役人によって施行され、厳重を極め、村方役人等が大いに迷惑を被った等、言い伝えられている。

ワ 終 り に

近世において施工する工事には、当該の村落民に施工させた自普請と、大肝入の管轄する地域、又は、代官所々管地域毎に施工するところの、御郡普請とがあり、工事量が多く、当該大肝入管内の小役・御雇人足等をもって施工するには困難な工事にあつては、隣接の大肝入管下、又は、近接代官所に加勢を依頼し小役・御雇人足等の応援を得て、施工したことは、既に述べる所であるが、これ等、人夫の賦役・就労、更に、受入等には少なからざる困難が伴い、村方役人等は容易ならぬ苦勞を強いられている。

例えば、日形堤防の工事に賦役した上伊沢郡西根村・三ヶ尻村(金ヶ崎町)等の人夫は、就労のためには片道一六里(約四〇km)余の行程を徒歩で往復することとなる。これに要する日時が三日間にも達するため就労は不可能であり、一方、受入れる側の日形村には、これ等の人夫を収容する施設がなく受入等は困難な状態であつたから、遠隔地に賦役された分は、その村、あるいはその郡を代表して現地に駐在した人足肝入によって、調達された振替人足によって課役を果している。

更に、江刺郡高寺村(江刺市)下川原川岸の工事における主資材は土砂・石材・木材等であり、副資材としては、柴・竹・わら・縄・明俵等が使用されている。これ等の内、木材・柴・竹等は、官給が通則であるが、わら・縄・明俵等は、地域住民に賦課している⁽³⁾。

天保九年下川原川根直し方江

御用立明俵巻組割

一、明俵貳百拾壹俵 御割分高

結繩相添

但巻バ文ニ付

貳俵七分五厘宛

一、明俵貳拾九俵也

結繩相添

入作共

一、〃 三拾五俵

庄治

一、〃 貳拾八俵

弥助

一、〃 拾七俵

利三郎

一、〃 貳拾四俵

覚蔵

一、〃 三拾壹俵

万五郎

一、〃 三拾壹俵

覚右衛門

一、〃 拾三俵

治四郎

一、〃 八俵

嘉右衛門

〆 貳百六俵也

右之通五月廿八日割分申渡し候

六月三日受取済

受取

以上の如く、数多くの人々による努力と、膨大な労役をついやし施行する処の堤防・水制等も、幼稚な技術と、不備な工具によって施工された処であり、規模が小さく、構造も弱く決壊・流失等の災害の続く中で、復旧・増強等を計り

大小数十の施設を守り、存続した先人の努力を多とし、大いに敬意を表するところである。

註 (1) 増子文書

(2) 母体文書

(3) 昆野文書

(二) 材料・工具・外

イ 概 況

北上川における河川改修、並びに、災害復旧工事として施工された工事は低水工事と高水工事到大別される。

維新前における低水工事は根止、根固、乱杭等であり、高水対策として施工された工事には水はね、土手（堤防）等がある。

此外、所々において河道付替工事が施工されているが、その多くは高水対策であると共に、開拓のために施工した低水対策の工事もある。

これ等の工事は木材、岩石、土砂等をもって構築された所であるから工事の規模は小さく、工作物の持久性がとぼしい。

しかし、その時点における最高の技術をつくして施工したものであることには変りがないのであるが。明治維新後、洋式土木技術の導入により、旧時の技法はすたれ、従って、その名称等も忘却され、今、その工法・工具等のすべてを明らかにすることは困難であるが、ここにその一端を記し後考の資とする。

ロ 材 料

一、穂付丸太

材質 杉、檜、あすなろ

規格 伐木枝払の儘とし、長さを以って規格とするが、目通り一尺廻り内外を以って標準とする。

一、丸太

材質 杉、松、栗

規格 長さ六〇一二尺（一、八〇三、六m）外、末口径寸法を以って規格とする。

一、杭

材質 杉、松、栗、雑木

規格 長さ一二尺（三、六m）末口径寸法を以って規格とする。

備考 一端を尖し、打込で使用す。短きものを「ツクシ」とも云う。

一、粗

材質 雑木、柳

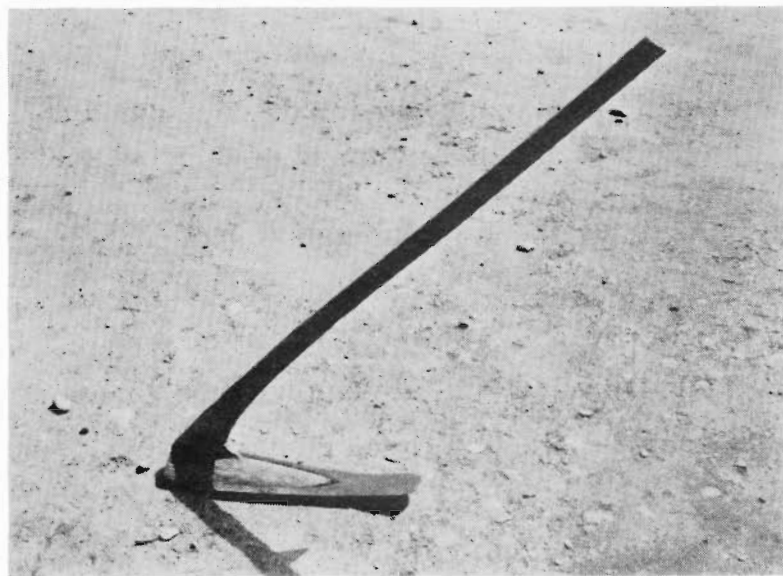
規格 長さ一二尺（三、六m）四尺打違い五尺繩締を以て一束。

一、増（芝）

規格 長さ一尺五寸、幅七寸、厚さ二寸（四五cm×二二cm×六cm）

ハ 工 具

一、鋏



農 耕 用 鋤 (土工にも使用された) (盛岡市公民館所蔵)



穴掘に使用された鋤 (盛岡市公民館所蔵)

土工用器具としての鋤は農耕用の鋤を転用し、主として掘削及び穴掘等に使用されている。

初期の鋤は、樹木の幹の一部に約1mの枝を附したるものに、鋤の先金を付けているが近世中期以降は板状の台木に柄を柄指しとせる鋤台にやや大形の鋤先を付したものである。

鋤を以って柱穴等を掘る場合は柄を半分程切断して使用した。

一、唐鋤

唐鋤の我国への伝来は明らかでないが中世末期における築城には使用されている。形状は現在使用される物と大差ないが用途により掘込唐鋤と法切唐鋤の別がある。

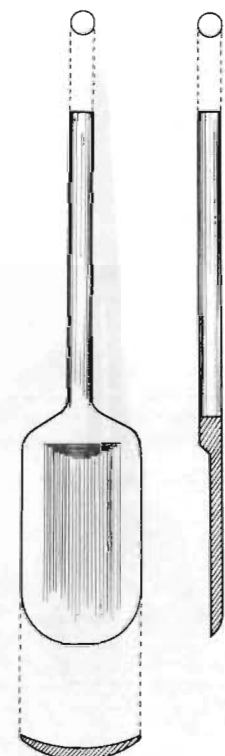
一、シャクシ

南部氏が城下盛岡に於いて新川を開削し、新築地に堤防を構築せる折、家臣等に援助せしめた土工器具の中にシャクシなるものがある。これは現時におけるシャベル(スコップ、円匙)に相当するものである。



土工用シャクシ (サツケア) (盛岡市公民館所蔵)

材質は杉、栗等で形状は土等を掬う部分が角形の薄い板状であり、柄部は一握り内外の太さの丸棒状に作られる。長さ三〜五尺（一〜一、五m）のものである。



第1図

此の外、土砂を掻く器具としてカッチャ、ジョウレン等があり、運搬用具としてモッコ（畚）、テンピン棒（天秤棒）等がある。杭打ちには、カケヤ（掛矢）、モンキ等が使用され、更に搗き固め用として手ダコ、胴突等が用いられた。

大工事に於ける大岩石の運搬には石吊舟（いしりやうぶね）が使用され、大河川、湖沼等に於ける杭打には杭打舟が使用されているが、北上川においては用いられていない。

ニ 工 法

一、 根 杭（らん杭）

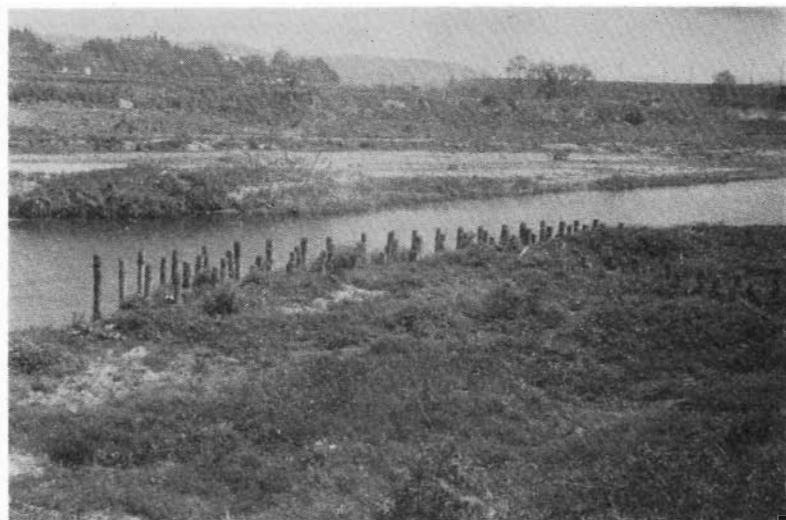
材 料 （杭木） 松、杉

規 格 末口三寸（九cm）、長さ六〜一〇尺（一、八〜三m）

施 工 杭根入四尺（一、二m）、人夫一人二付二〇本打

一、 柵（すがら）

材 料 （杭木） 雑木、柳



しがるみ
柵

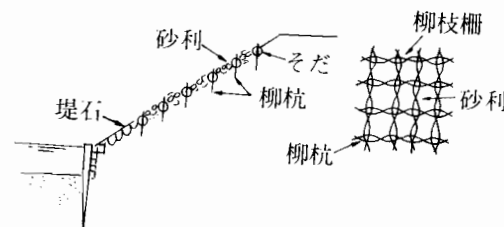
一、竹
 施工 人夫一人ニ付、高さ一、五尺、平坪五坪
 材料 柵(簾)
 (杭木) 竹、雜木
 (搔材) 竹(扮竹、篠竹)
 右に同じ。
 磐井地方等に於て施工された。

一、柳
 施工 備考 磐井地方等に於て施工された。
 材料 (杭木) 柳
 (搔材) 柳

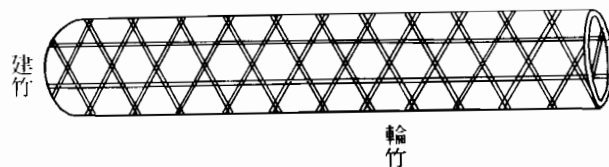
施工 法面上に柳そだを並べ、柳杭で止め、杭の間に柳枝の柵を縦横にかいて玉石、砂利等をつめる。
 備考 緩流河川の水ぎわ、堤防の法足等に用いた。

一、蛇籠
 材料 唐竹(まだけ) 四、五寸(一五cm)

第2図



第3図



規格 廻り四つ割り、扮幅八分一寸(三cm)
 長さ五間(九m)、径一尺七寸(五二cm) 標準
 製作 人夫一人一個

一、蛇籠工

材料 蛇籠

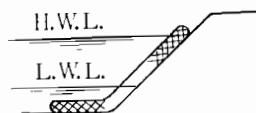
施工 蛇籠を法の傾斜の方向に立て並べて、先端を数m河床に延ばして、法覆い工とともに根固め、法留を兼ねるものである。

一、蛇籠工

材料 蛇籠

施工 蛇籠を河床及法面に流水方向に並べ、更に、法面は傾斜の方向に立て並べ、根固、法覆を堅固にするものである。
 沈柵と組合せ施工する場合等あり、蛇籠の利用は広いが腐朽し易く、持久性にとぼしいのが欠点である。

第4図



一、土台

材料 松丸太

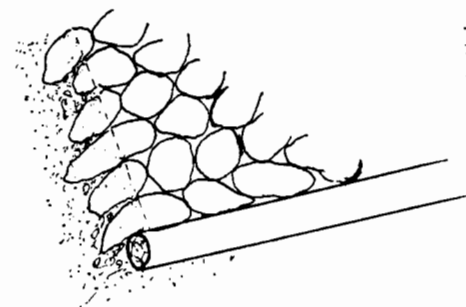
施工 法覆工の基礎として使用されるもので、一本土台、止杭一本土台、片梯子土台、梯子土台、木床土台等があり、土質並びに法覆い工の軽重に応じ使用する。

第5図

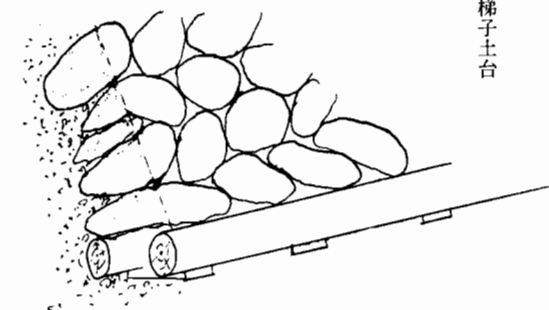
一、詰め杭工

材料
施工

松杭、松丸太
柵の代わりに杭を詰めて打つもので、杭の前面に松丸太の水平布木を付け、これを親杭で押え、ま



一本土台



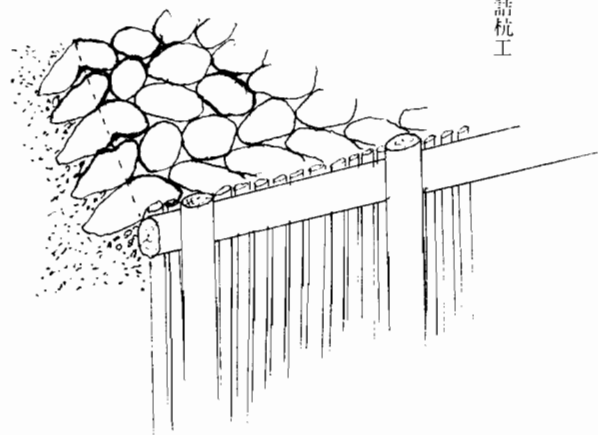
片梯子土台

一、梓工

たは後方の控え杭に支持させるものである。

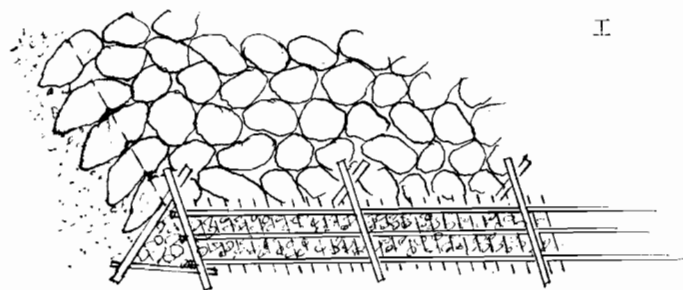
第6図

詰め杭工



第7図

梓工



材 料 松、杉丸太

施工 法留め工として用いられるものは合掌杵、沈杵などである。杭打ちの困難な玉石河床などに使われる。合掌杵は丸太三本で組んだ三角フレームを並べて水平材で連結し、沈石を詰めたものである。

(註) 日形等にて使用する杵は沈み杵と考えられる。

杵組は切欠合せ栓留とす。

一、杵 類

杵類は、丸太で組立てた方形又は長方形の平面を持つ杵に玉石を填充したものである。

杵材の杵柱、長貫、横貫等には主として生松が使用され、敷成木、立成木には松、雑木等が使用されている。

杵組は柄指しとす、立成木は粉竹、藤蔓、二子縄にて貫に掻き付ける。(結束する)

一、沈 杵

杵柱四本に上下二段の貫木をとおり、方形または矩形に組立て、根太木を掘付けて敷成木を並べ、立成木を立て詰石する。

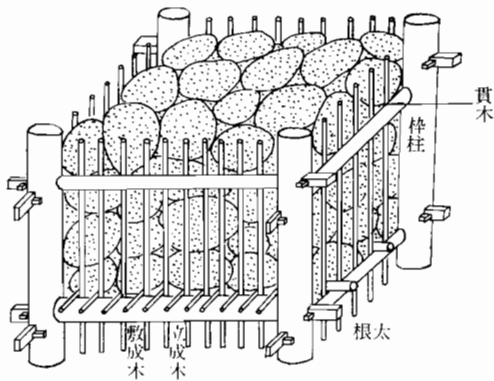
石、砂利川における堤防の決壊箇所築留め、或は籠出、水中地形縁杵、或は流心突当り箇所の根固め等に用いる。

(註) 日形堤防等に於ける水除出杵は此の類である。

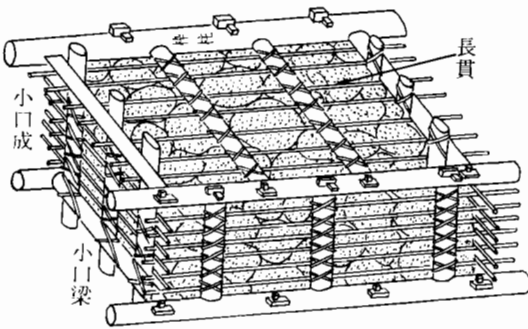
一、楯 杵

沈杵に上成木をもって蓋をしたものである。成木はすべて横に用いる。

第8図



第9図



用途は、欠け止め水刳等に用いられるものである。

(註) 日形等に於て沈杵と云えるは楯杵を云えるか？

一、弁 慶 杵

沈杵の四側面に勾配をつけた截頭角錐形のものであって、上中下三段に貫木を入れ立成木を結束し、根太木の上に敷

成木を並べ詰石する。安定した構造である。

用途は、欠け止め、水刳等に用いられるものであり、耐久性に富んでいる。

一、続 棒

沈棒を続けたもので、柱ごとに中仕切りを作り、敷成木、立成木を並べ詰石をし、数棒を連続して設置する。

使用する場所は、堤防の欠壊箇所、岸囲、欠け止め等の外、水勢強き所の水刳に用いられる。

一、片 棒

棒柱を前後二列に立て、二段の貫木を

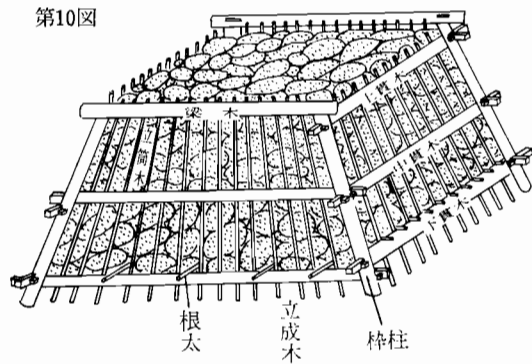
付し敷成木を置き、前面、両小口、及び中仕切に立成木を施し、詰石を行う。

片側は河床または堤防に接して施工する。

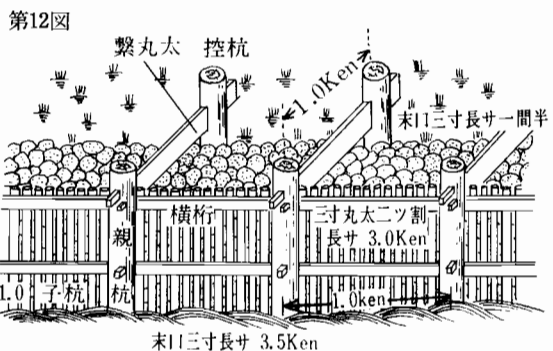
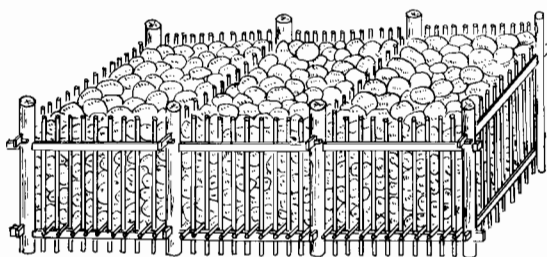
棒柱を河床に杭打とするものを杭打片棒と呼ぶ。

使用箇所は、堤防の根足、河岸等の欠け止めとして施工される。

第10図



第11図



水制工

一、杭 出

材料及規格

杭木、杉、松

末口二寸五分(七、五cm)

長サ九尺(二、七m)

根入 四尺

一、杭 出 (布木付)

材料等は前掲と同じ、更に、効果を揚げるため杭数を多くし布木を付け構造の強化を計ったものである。

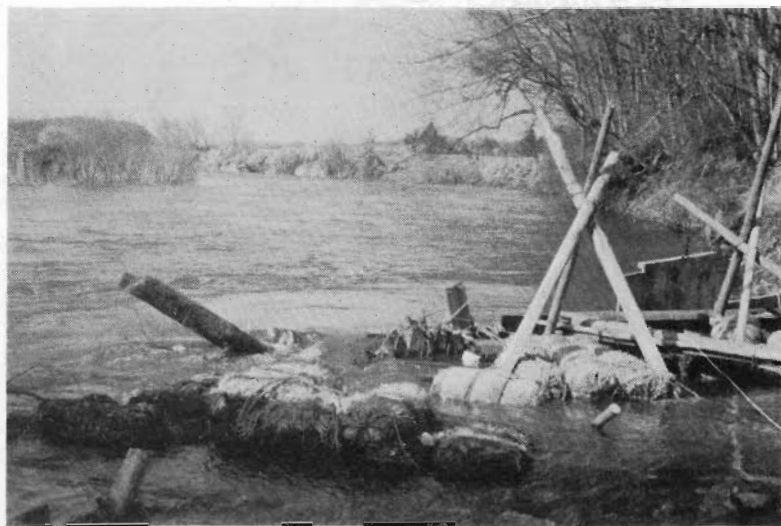
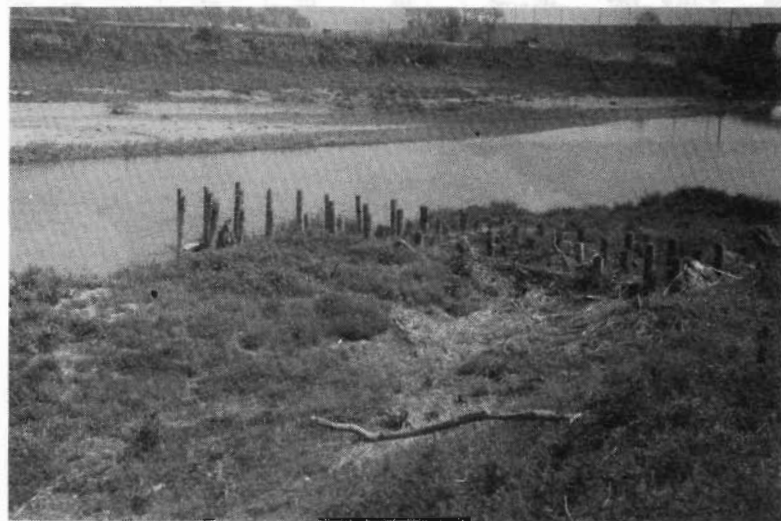
「出」しの類は一般に緩流河川に適する工法であり、各杭が一樣に水衡作用を受持つように工夫され、工法は簡単であるが、土砂の沈澱が多い。

河川工法中最も古くより施工された工法で、古代に於いて既に施工する如く、古事記に於いて「堰敷」と記述すると

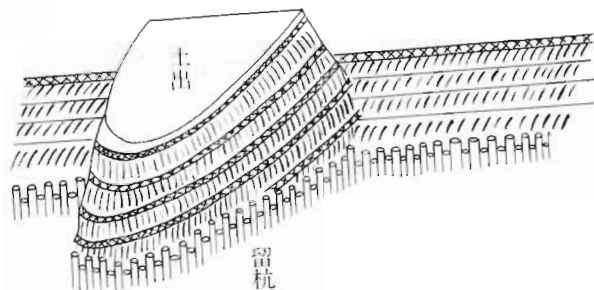
ころはこの方法である。

一、土 出 (萱羽口)

緩流河川に於いて水刳のために施工するところである。



第13図



云う。

合掌樁の片側の立成木を省いたものを片合掌樁という。

附 録

特殊な例ではあるが高水工事として堤塘に土出しを施工するものは北上川左岸

中谷木堤防に三ヶ所その遺構がある。

一、石 出(岩出)

水刳として施工するものである。

北上川に於ける近世施工の相去沈床、舞川の岩出はその代表的なものであり、他にも多くの石出しが施工されている。

一、三角樁

合掌木と根太木で三角を組み、根太木の上に敷成木を布列し、土俵を積み、又は、立成木を立て詰石を行う。

更に、棟木、貫木で連結し、矢来木を結束し、土俵、詰石等をつめ板ノ切等に用いられる。

一、合 掌 樁

三角樁と同様に連結し、根太木の上に敷成木を布列し、更に、立成木を並べ詰石をしたものである。

合掌樁の透過性を増すために立成木を合掌木より短くしたものを合掌両法樁と

合掌両法杵の片側の立成木を省いたものを合掌片法杵と云う。
これ等合掌杵は根固締切水刳土砂留等のため築造される。

合掌木は切欠け合せ栓留、又は、柄指しとす、横貫は柄指し、立成木、敷木成は粉竹、藤蔓、藁縄等をもって結束する。

牛 類

杭状の木材を三本乃至四本を藤蔓等を以て結束し、梁木を栓留、柄差、藤蔓等を用いて組み立て、蛇籠、玉石、石俵等を梁木に布列する敷成木上に積み重ね沈圧する。

牛類の使用は古く奈良朝初期（七一〇年）以来用水堰等に使用されたことが推定されている。

牛類は主として急流河川の砂礫地に適応する構造である。

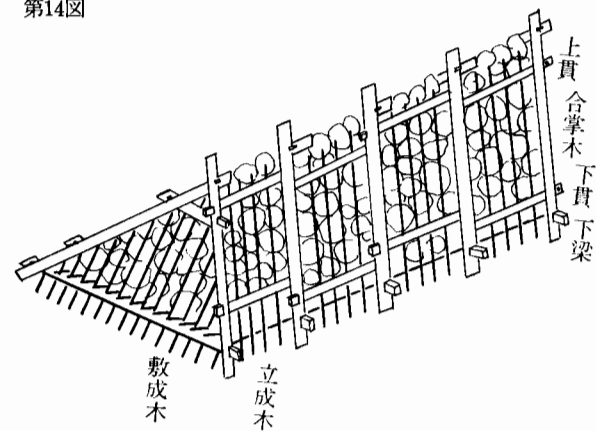
一、牛 杵

最初は単に同大の三本の木材を三叉に組んだ等辺形三角錐であるが、後には合掌木の後一本に長大なものを用い不等辺三角錐形とし前、後に蛇籠、石俵等を積み沈設する。

一、笈 牛

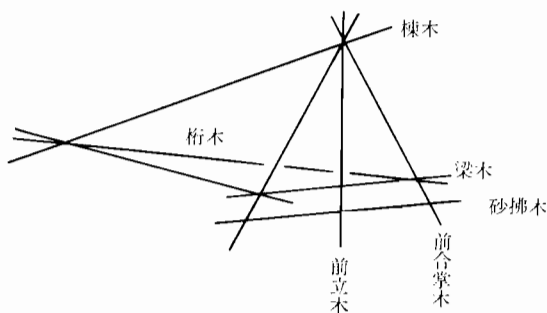
牛杵に前立木を付けたものである。

第14図

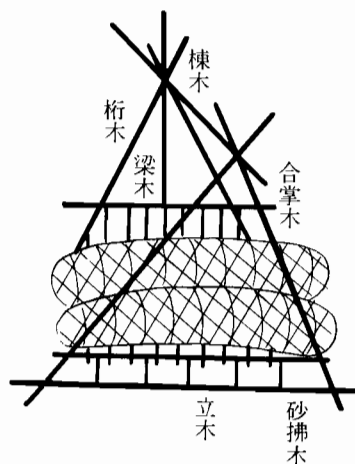


牛 杵

第15図



第16図



享保、寛政年間に著述せられた「堤防溝洫誌」「地方凡例録」等に記載されているものであり、初めは牛杵と同様等辺三角錐であるが、後には不等辺三角錐として発達した。

一、川 倉

古くより各地において施工されたもので、その形状は牛杵に似ているが、更に、一組の合掌木を備えるもので、馬の

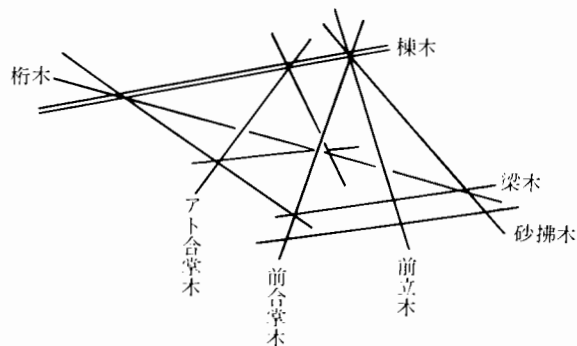
背の如き形態あり「川鞍」と呼ばれたものが「川倉」と転訛したのである。

一、聖牛

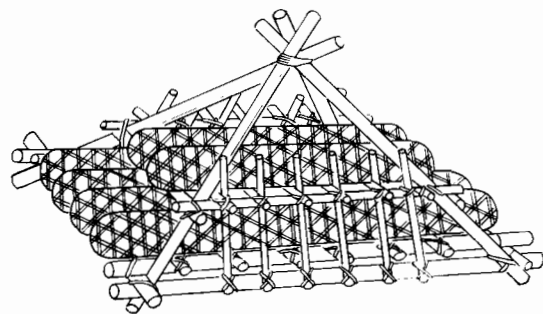
牛枠の棟木が長大で、更に、前合掌、中合掌、後合掌と合掌木が三組そなわるものである。武田信玄の創始と云うから中世期において既に使用されている。主として急流河川に使用されるところである。

聖牛

第17図



第18図



一、菱牛

四本の合掌木を頭部一ヶ所で結束し方錐形とし、桁木、梁木及び敷成木を結束し石俵、玉石等を積み沈設する。

結束は藤蔓等が用いられる。

一、棚牛

二本の合掌木を立て梁木を結束した三角形の合掌枠数組を、棟木、桁木、砂払木等をもって連結し、梁木上に敷成木を布列し合掌枠の間に二本づつの重籠をのせたものである。

砂深く石礫、砂利の多いところに水刳として用いられる。享保年間以降各地に於いて使用された。

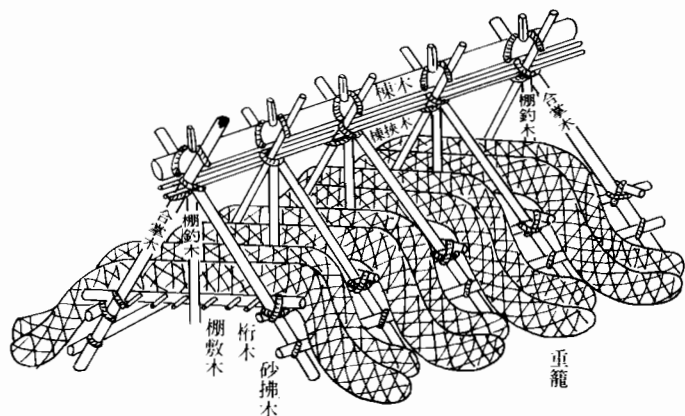
ホ 施 工

一、溜（たむの転化音）、堰

流水を停溜せしめるため河流の一部に蛇籠、三角枠等を沈設し築造せる構造物である。

北上川に於いて蛇籠を主とする溜の施工例は、灌漑用水取水のため北上川左岸北上市（旧仙台領江刺郡下門岡村）稲瀬地内に施工せる倉沢、高寺用水（江刺土地改良区立花頭首工の前身）平溜水門があり、三角枠を沈設する例は、黒沢尻川岸の水深を維持するため、北上川左

第19図



第20図



岸北上市立花地内に於ける溜等で、三角棒を連立し布木を結び玉石を詰め沈設している。これにより黒沢尻川岸に宇溜ノ上、溜ノ下の称の生ずるところである。

一、草どめ、草溜

流水を停溜せしめるため構築された所であり、三角棒を建て並べ玉石を詰め沈設するものに布木を結び粗朶を掻き、石俵を積んで流水をせきとめた工作物であるが、用水路等において施工した例は、倉沢、高寺用水取水のため近世後期より明治中期に及び施工せられた所がある。しかし、恒久性にとぼしい欠点がある。

一、^{しき}切（締切）

河流の変更、又は、灌漑用水の上下等の場合に於いて施工されたのである。

切工事には堤防の築造によるもの、三角棒、続棒等を布設するもの、或は、続棒、柳枝工等による溢流堤とするもの等がある。

堤防による切の最も著名なものは盛岡における北上川河道切替により施工せる新築地である。

三角を布木で連続し玉石等を詰め沈設するものを指倉、倉等と称し中小の支川に多く施工されている。文化十四年南部藩が領内大湯川に施工する切工事は二重倉を施工し切っている。

川幅四十間（七二m）の大湯川を切る為七尺五寸（約二、三m）の倉柱を用い、指倉四十基をつを二列に並べ沈設している。

花巻城日誌七月三日の条に

一、指倉 八十組 元木 二尺廻り百六十本

附 録

- 一、柵立 八、九寸廻り九百六十本
 - 一、敷木 同 五百六十本
 - 一、貫木 三百本
- 右之通腰廻村、関上村御立林之内、難悪木頂戴仕度旨願出申候尤貫木、敷木、柵立等之義ハ倉柱剪取候末木相用不足之分直志も内中畑等之御山、頂戴仕度旨願出申候、此段相伺申候以上
- 丑七月三日

守田 兵左衛門
山口 庄之丞

谷地 治様
若成田寛右衛門様

とある。このノ切工事は、以上の如き所要材料と附属する絵図等により三角柵の連続である事は明らかである。

貞享三年花巻に於ける北上川の河道切替工事に際し、旧河道閉塞用として数千枚の空俵が準備されているのであるから三角柵等を主とし、石俵を積み重ねてノ切ったことが推定される。

続柵、柳枝工等による溢流堤を以ってノ切るものは中小河川に於ける灌漑用取水所等に多く設けられている。その工事において下流側に厚く、長く粗朶を出しているのが特長である。

一、水除土手、堤塘

水除土手、堤塘等とあるのは、いづれも洪水防禦のため築造せる堤防であり、形状、構造等の相違による呼称の変化

ではなく、時代的推移による呼称の変化によるものである。

南部、仙台藩を通じ土手の名を以って知られるものである。

土手築立の算定方法及土量等の算出は「仙台藩御普請方御本当割」によれば、次の如くである。

土手坪割之事

- 一、長 一〇〇間
- 一、高 一間
- 一、根置 四間
- 一、上幅 一間
- 此坪 二五〇坪
- 此出人 五〇〇人
- 五合持

右坪見様は根置え上幅を加へ二ツ割、高さを懸、何合何勺と知、是え長を懸、出る也。

一、根置は高さへ三を懸け、上幅を加へて根置何間と知るべし。

一、根置、高さ尺の時は六尺にて割

一、土手築立等は二坪に付式合位欠坪見込三可申事、足土無之候へば出来不仕候事。

土手はへ(勾配)の事

一、土手高え三を懸、上幅を加へ根置と定、上幅置次第此割は六寸四分位のはへになる。三はへ連土手はへの大体也。

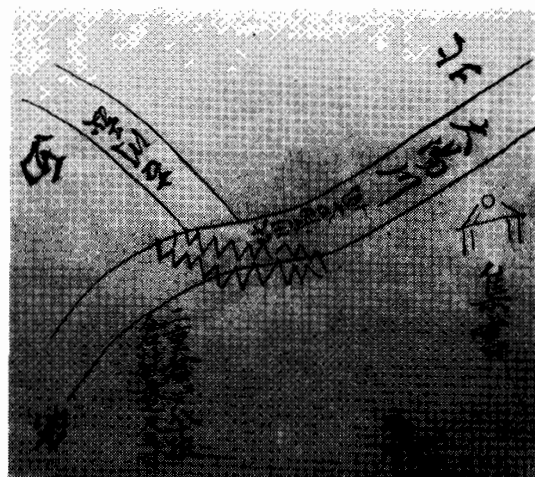
一、金はへ 高ええ二を懸け根置に見る、上幅を加へ根置定、高さ何間ニ而も丈尺ニ直割也、根置も一見る。

一、九寸はへ 高ええ二二を懸

一、八寸はへ 高ええ二五を懸

一、七寸はへ 高ええ二八を懸

一、六寸はへ 高ええ三三を懸



(花巻図書館蔵)

一、五寸はへ 高さえ三九を懸 土手はへを知る。

新土手築立之事

一、高二間、駒踏二間、土手はへ三はへに築立根置何程云々

先ッ 高二間とはへの三を懸け、是へ駒踏二間を加へ根置を知る也

一、根置十五間 高三間の土手、三はへに築立候時駒踏何程云々

先ッ 高にはへ三を懸、九間になる、根置十五間より九間引、

一、根置十五間 駒踏六間の土手三はへにして築時高さ何程云々

先ッ 根置十五間より駒踏六間引、残九間をはへの三にて割

は高さ三間と知る也

とある。

文字用語等は異なるも計算方法は現代の方法と差異するものではない。

一、附添、腹附

共に拡幅工事の意である。

一、附添之義は一半を懸

此坪、附添土手見様は、根置四間え駒踏二間を加へ二ッ割、

三間と成、夫え高式間をかけ六坪と成。

夫々別、古土手根置三間と駒踏一間を足合四坪と成を二ッ割

二間。

此の四坪を初め六坪から指引候得ば、附添分式坪は切口の坪知る、長何間にて掛、坪数を知るべし。

とある。

一、嵩あげ(上)わ置

従来の土手、堤防等へ附け加えて高さ及び幅を増大し強化する工事であり、拡幅等に該当する工事である。

此坪、附添、上置見様は駒踏二間と根置四間と足合六間と成二ッ割並三間え高二間半をかけ七坪半と成。

別而、古土手根置二間え駒踏一間を足合三間と成を二ッ割一間半と出、高二間で、附添上置四坪半と切之坪数土に、何間二而も長さをかけ惣坪出る。

とある。

同書によれば増の坪数は六尺立方を基準としている。

一、増 壹坪は五百四拾枚

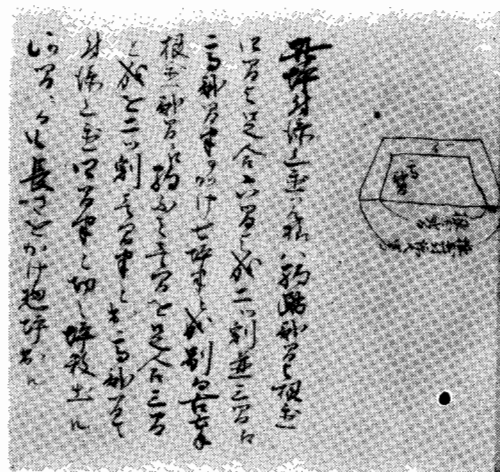
幅一尺 長二尺 厚二寸

とある。

法 留 工

法留は、おそらく河川工事として最初に試みられたものと思われる。先ず、詰杭を打ち、次に柵を掻き、籠を捨て石を捨てて河岸の欠けるのを防いだことが想像される。

これが進化して枠類が考えられ牛類が考えられたのであろう。



嵩あげ工事仕様 (佐嶋蔵)
(仙台藩御普請方御本当割)



附添、腹附工事仕様 (佐嶋蔵)
(仙台藩御普請方御本当割)

[illegible]

右岸	西磐井	富沢		揚生	田河津	田村		弥栄	田河津	一関市	
				長坂		"		長坂	"	"	
				松川		"		松川	"	東山町	
				館	沖田、鳥海、中川、築	"		興田	"	"	
				猿沢		"		猿沢	"	"	
				渋民、曾慶		"		渋民	"	"	
				摺沢		"		摺沢	"	大東町	
				大上奥玉		仙台		"		"	
				玉	上奥玉、中奥玉、下奥玉	"		奥玉	"	"	
				寺沢		田村		"		"	
				濁沼、仏坂		"		磐清水	"	"	
				千厩		"		千厩	"	"	
				金田		"		"		"	
				田倉	南小梨、清水馬場、熊	"		小梨	"	千厩町	
		門崎				"		門崎	"	"	
左岸	東磐井	薄衣				仙台		薄衣村		東磐井郡川崎村	

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

左岸			下小山田、上小山田	南部	安俵通	小山田村	東和町	
			南笹間、中笹間、北笹間、栃内	"	二子通	笹間村	花巻市	
			轟木、横志田、尻手川	"	"	"	"	
			太田	"	"	太田村	"	
右岸	稗貫	西十二丁目	下根子	"	万丁目	根子村	"	元里川口村
	里川口		南万丁目	"	"	花巻町	"	元花巻村
		花巻	北万丁目	"	"	"	"	
	東十二丁目		幸田、高松	"	安俵通	矢沢村	"	
	高木			"	"	"	"	
	矢沢			"	"	"	"	
	下似内	上似内	西宮野目	"	八幡通	宮野目村	"	
	庫埋	北飯豊		"	"	"	"	
	田力	東宮野目		"	"	"	"	
	葛			"	"	"	"	
			上根子、西晴山、円万寺、膝立	"	万丁目通	湯口村	"	
			鍋倉、湯口、下沢、鉛	"	"	"	"	
			棚ノ目、猿沢、小瀬川、金矢、湯本	"	"	湯本村	"	

[illegible]

左岸				達嘗部	南部	大迫通	達嘗部村	上閉伊郡宮守村	
				鯨沢	"	遠野通	鯨沢村	"	
				綾織、新里、鵜峠、釜石	"	"	綾織村	遠野市	
				小友	"	"	小友村	"	
				横田、羽根通	"	"	遠野町	"	
				畑中、光興寺、松崎、駒木、小平	"	"	松崎村	"	
				青笹、糠前、中沢	"	"	青笹村	"	
				板沢、平倉、切掛、平野原	"	"	上郷村	"	
				細越、来内	"	"	"	"	
				五日市、本宿、土洩、柏崎	"	"	土洩村	"	
				須崎、久手、山口、栃内	"	"	"	"	
				飯豊、高室、宮沢	"	"	"	"	
				安居台、片岸、東禪寺、大寺	"	"	附馬牛村	"	
				附馬牛	"	"	"	"	
右岸	紫波	片寄	土館、稲藤、上平沢	八戸	志和村	紫波郡紫波町			
	犬洩		北日詰、平沢	南部	日詰町	"		元赤石村	
	南日詰		"	"	"	"			

右岸			二枚橋、大畑、北湯口、糠塚、台	南部	万丁目通	湯本科	花巻市
	江曾	中寺林	小森林、南寺林	"	八幡通	八幡村	稗貫郡石鳥谷町
	黒沼			"	"	"	"
	西中島			"	"	"	"
	八幡			"	"	"	"
左岸	八重畑	猪鼻	東中島	"	"	八重畑村	"
	関口	滝田		"	"	"	"
	五大堂			"	"	"	"
	戸塚			"	"	新堀村	"
	新堀			"	"	"	"
右岸	好地		北寺林、大興寺、富沢、大瀬川	"	"	好地村	"
			松林寺、長谷堂	"	"	"	"
左岸			下亀ヶ森、上亀ヶ森	"	"	亀ヶ森村	"
			大迫	"	大迫通	大迫村	" 大迫町
			外川目	"	"	外川目村	"
			内川目	"	"	内川目村	"
			下宮守、上宮守	"	遠野通	宮守村	上閉伊郡宮守村

右岸	櫻町		南部	日詰通	日詰町	紫波郡紫波町	
	日詰新田		"	"	"	"	元郡山村
左岸	彦部		"	長岡通	彦部村	"	
	大巻		"	"	"	"	
	星山		"	"	"	"	
	大吠森		"	"	"	"	
		下佐比内、上佐比内	"	遠野通	佐比内村	"	
		遠山、北田、赤沢、山	"	長岡通	赤沢村	"	
		船久保、紫野	"	"	"	"	
右岸	二日町新田	中島、陣ヶ岡	"	日詰通	古館村	"	
	高水寺		"	"	"	"	
		宮手、下松本、南伝法寺	"	伝法寺通	水分村	"	
		吉水、升沢、小屋敷、上松本	"	"	"	"	
左岸	上大吠森	草刈、東長岡、北沢	"	長岡	長岡村	"	
	西長岡		"	"	"	"	
	栃内		"	"	"	"	
	江柄		"	"	"	"	

右岸	土橋	間々野、北郡山	南部	徳田通	徳田村	紫波郡矢巾町
	東徳田		"	"	"	"
	西徳田		"	"	"	"
	藤沢		"	"	"	"
	高田	太田、白沢、室岡、北伝法寺	"	伝法寺村	不動村	"
		岩清水、和味	"	"	"	"
		南矢巾、又兵衛新田、北矢巾、下矢巾	"	見前通	煙山村	"
		赤林、上矢巾、煙山、広宮沢	"	"	"	"
	東見前	西見前	"	"	見前村	" 都南村
	三本柳		"	"	"	"
	津志田	下永井、上永井、下飯岡、飯岡	"	飯岡通	飯岡村	"
		新田、羽場、上飯岡、湯沢	"	"	"	"
左岸	乙部	大ヶ生	"	上田通	乙部村	"
	黒川		"	"	"	"
	手代森		"	"	"	"
		川目、籾川、根茂田、砂子沢	"	"	籾川村	"

右岸	土洩	南部	栗谷川通	厨川村	盛岡市
	雫石	〃	滴石通	雫石村	岩手郡雫石町
	繫	鶯宿、南畑	〃	御所村	〃
	西安庭	〃	〃	〃	〃
	長山、西根	〃	〃	西山村	〃
	上野、御明神、橋場	〃	〃	御明神村	〃
	大釜、篠木、大沢、鶉飼、滝沢	〃	栗谷川通	滝沢村	〃
左岸	川又	日戸、玉山	沼宮内通	玉山村	〃
	門前寺	松内	〃	渡民村	〃
	渡民	〃	〃	〃	〃
	芋田	〃	〃	〃	〃
	下田	〃	〃	〃	〃
	川崎	〃	〃	〃	〃
	好摩	卷林	〃	卷堀村	〃
	馬場	〃	〃	〃	〃
	寺林	〃	〃	〃	〃
	永井	〃	〃	〃	〃

[illegible]

[illegible]

三、北上川改修年表（第一輯）

世代	年 号	西 紀	重 要 事 録	北 上 川 関 係 事 項	備 考
古代	景行天皇二七年	九七	武内宿弥を北陸、東方諸国に派し地形、民情を巡察せしむ。		
	景行天皇四〇〇	一一〇	此の頃、日本武尊西南の熊襲、東海東国の蝦夷を征服す。		
		六四五	大化の改新		
	大宝 元〃	七〇一	大宝律令成る。		
上代	天平正宝元〃	七四九	奥州初めて黄金を献ず。		
	天平感応 〃	七五二	東大寺盧舎那仏開眼供養行なわる。		
	天平宝字元〃	七五七	養老律令施行せらる。		
	〃 四〃	七六〇		北上川左岸口桃生城成る。(宮城県桃生郡)	
	〃 六〃	七六二	多賀城碑建つ。		
	神護景雲元〃	七六七	秋田弘田柵成る。		
	〃 三〃	七六九	外正六位上大部嶋足安部柴田臣あり。		
	宝龜 十一〃	七八〇	陸奥に覚城巖を造る。	陸奥の賊を船路によって討たんとす 河水凍り船を通しえず(北上川) 紀古佐美の征東軍、北上河岸単伏 (岩手県水沢市四丑)に敗る。	
	〃 〃	〃			
	延暦 七〃 八〃	七八八 七八九	紀古佐美征東大使となる。		

上代	延暦 十一年	七九二		池田真牧日上乃湊に溺を扶ける功により敗戦の罪を免ぜられる。
	" 十六 "	七九七		恒武天皇に書を奉るところに日河とある。
	" "	"	坂上田村麻呂征夷大將軍に任ず。	
	" 二十一 "	八〇二	胆沢城を築く。	
	" 二十二 "	八〇三	志和城を築く。	
	弘仁 二 "	八一	志和城を築るにつぎ、他に移転を上奏し裁可せらる。	
	" 四 "	八一三	徳丹城成る。	
	永承 六 "	一、〇五一	陸奥の安倍頼良叛く。	
	天喜 四 "	一、〇五六	源頼義をして、安倍頼時（頼良）を討たしむ。	
	" 五 "	一、〇五七		義家弓消をもつて岸を穿ち、湧泉を得るという。（北上川の源流とす）
	康平 五 "	一、〇六二	安倍氏、厨川柵に亡ぶ。	
	寛治 元 "	一、〇八九	藤原清衡陸奥押領使に任ぜらる。	
	長治 二 "	一、一〇五	江刺豊田の館に住す。	
	天治 元 "	一、一二四	藤原清衡平泉に最勝院を建立す。	
	文治 五 "	一、一八九	中尊寺金色堂成る。	
中世	建久 三 "	一、二〇五		平泉藤原氏亡ぶ。
	嘉禄 二 "	一、二二六	平泉丹隆寺焼亡す。	母体堤防破損耕地冠水

中世	貞和 四年	一、三四八	無底良詔正法寺を開く。	
	弘治 "	一、五五五		水沢市安久戸谷起堤防を築く。
	天正 三 "	一、五七五	綾織越前尾入堰を掘る。	
	" 十 "	一、五八二	本能寺の変	
	" 十八年	一、五九〇	秀吉日本全国統一	豊臣秀吉の奥州仕置
近世	" 十九 "	一、五九一		伊達政宗の臣桑折撰津政長岩谷堂城に入る。桑折堰を掘り開発す。
	慶長 二 "	一、五九七		南部氏不來方に築城を初む。
	" 三 "	一、五九八	豊臣秀吉没す。	
	" 五年	一、六〇〇	和賀忠親の兵乱	
	" 十一 "		後藤寿庵胆沢郡に封ぜらる。	
	" 十七 "	一、六十二	ヤノ教を厳禁す。	
	元和 二 "	一、六一六		日形町割、日形堤防初築
	" 五 "	一、六一九		及川長門、江刺荒谷等の地を開発す。
	" "	"		盛岡城下大清水に堤防を築く。
	" "	"	後藤寿庵胆沢川より取水し、用水路を掘る。	
	" "	"		三戸の旧城下より町民を盛岡に移し居住せしむ。
	" 九 "	一、六二三		日形丸江川に初めて水門を設ける。

近世	寛永 十三年	一、六三六	寛永通宝を鑄る。	砂鉄川新川堀切る。
"	十八	一、六四一		仙台領検地
"	十九	一、六四二		岩手・宮城両県境夏川開削成る。此の頃、江刺市愛宕三日町堤防を築く。
正保	二	一、六四五	澤庵和尚死す。	花巻城の一角崩れ、時鐘堂共に川へ落ちる。
"	(三?)	"		花巻城下高木地内に北上川新川を掘る。通水ならず。
承応	元	一、六五二		日形高山堤防根固工猿桶二十余を布設す。
"	"	"		黄海川下流藤の巻下へ付替工事を起す。
万治	元	一、六五八		黄海川下流付替工事成る。
"	二	一、六五九		日形堤防五十間決壊
寛文	七	一、六六七		北上川洪水の被害により損傷の盛岡城の石垣を修す。
"	八	一、六六八	和賀川より取水する松岡堰成る。	
"	十	一、六七〇	日形高山前の堤防決壊	
"	十二	一、六七二	広瀬川新川開削	
"	"	"		盛岡城下において北上川、新川を掘り始む。
"	十三	一、六七三		盛岡城下北上川新川成る。
"	"	"		花巻城下北上川新川、正保年間掘りあとを掘る通水ならず。
延宝	二	一、六七四		盛岡城下中津川の改修工事を始む。

近世	延宝 三年	一、六七五		盛岡城下北上川新築地土手完成す。
"	四	一、六七六		花巻城下向八幡の後方へ北上川新川を掘り猿ヶ石川と合流せしむ。水勢荒く、被害出る。
"	八	一、六八〇		盛岡城下大清水北上川土手川原町まで完成。
"	"	"		盛岡城下大沢川原新土手完成。
天和	二	一、六八二		田村氏一の関に入る。
貞享	元	一、六八四		日形水門留め板替
"	三	一、六八六		花巻城下北上川新川通水（現在の河道）
"	四	一、六八七	キリシタン禁宗者と、その一族親類の検査を命ず。	
元禄	六年	一、六九三		日形水門洪水により破損
"	八	一、六九四		日形堤防牛尾にて決壊
"	十四	一、七〇一	全国絵図成る。	砂鉄川、川除き工事を行なう。三ヶ年間、継続施工す。
宝永	"	一、七〇四	四年仙台領風土記書上	七年姉妹奴谷起絵図（留守文書）
正徳	二	一、七一二		日形側出涌工事、黄海側より異議申立あり。
延享	二	一、七四五		洪水日形堤防破る
天明	四	一、七八四		「流（西警井郡南部）神社寺院見聞記」成る。
"	五	一、七八五	奥羽飢饉に襲わる。	洪水日形堤防破る。
寛政	三	一、七九一		お菊の洪水で黄海川堤防決壊す。

近世	〃	七年五月	一、七九五	ロシア人蝦夷地に來り日本船の貨物を奪取する。	
享和	元年	一、八〇一	洪水被害、日形堤防		
〃	二〃	一、八〇二	洪水被害、日形堤防	伊能忠敬に陸奥、出羽、越後を測量せしむ。	
文化	九年	一、八一二	母体奴谷起土手始めて築く。		
文政	六年七月	一、八二三	夏川筋白浜土手補強工事につき紛争起る。	ドイツ人シーボルト(蘭医)出島に來る。	
〃	八年	一、八二五	母体奴谷起土手拡幅工事を施行す。	幕府異国船打払令を出す。	
〃	十〃	一、八二七	大曲堤防始めて築く。		
天保	三〃	一、八三二	夏川筋白浜新土手完成す。		
嘉永	三〃	一、八五〇	見附附近北上川に五代官四ヶ在九通普請で堤防九五m 亂杭三五、〇〇〇本を打つ。	蘭学者高野長英自殺す。	
〃	五〃	一、八五二	母体奴谷起土手山嵩あげ工事を施行す。	ペリー浦賀に來る。	
〃	六月	一、八五三	紫波地内北上川に四ヶ在普請をもつて組三本三二六組を施行す。		
〃	七年	一、八五四	紫波地内北上川に四ヶ在普請をもつて、丸倉粹一五ヶ所を建て、亂杭一、九〇〇本を打つ。		
安政	三〃	一、八五六	高山前土手決壊	生麦事件起る。	
文久	二〃	一、八六二	見附附近北上川に五代官四ヶ在九通普請で堤防一、二八〇m 川除き一、二九六m を築く。		
〃	元〃	一、八六一	紫波地内北上川一八〇m を開削す。		
〃	三〃	一、八六三		蛤御門の変	
元治	元〃	一、八六四			

慶応	元〃	一、八六五	紫波地内北上川に四ヶ在普請をもつて亂杭二〇〇本を打つ。		
〃	十二月	一、八六六		孝明天皇薨す。	
〃	三年十月	一、八六七		徳川慶喜大政奉還す。	

四、北上川（第一輯）図面目録

番号	名 称	頁	番号	名 称	頁
一	北上川水系図	四	一三	奴谷起堤防	九六
二	低水工事位置図	三〇	一四	鶴木堤防	一一〇
三	岩出附近図	三二	一五	宮内地区	一一二
ノ二	岩 出	三三	一六	江刺地区改修位置図	一一六
四	胆沢川合流点附近図	三四	一七	丹吾沼堤防	一一九
ノ三	荒谷前護岸	三六	一八	中谷木堤防	一二一
五	相去沈床附近図	三八	ノ二	中谷木堤防終点	一二二
ノ二	相去沈床	三九	一九	中島堤防	一二六
六	地区区分図	四三	二〇	和賀稗貫地区改修位置図	一二七
七	磐井、一関地区改修位置図	四五	二一	鬼柳地区	一二九
八	磐井郡流郷	六八	二二	花巻城北の古河道	一三〇
九	日形御林	六九	ノ二	花巻城北の旧河道	一三三
一〇	日形堤防	八〇	二三	織笠齊宮の工事	一三五
一一	平泉堤防復原図	八四	二四	四戸金右衛門の工事	一三七
一二	胆沢地方改修位置図	八五	二五	北上川新川	一四三

二六	紫波盛岡地区改修位置図		三三	夏川堤防	一七三
二七	盛岡旧図	一五〇	三四	黄海川切替	一七八
ノ二	盛岡旧図による河道復原図	一五一	三五	黄海川堤防	一八一
二八	寛永盛岡図	一五三	三六	砂鉄川改修	一八三
ノ二	寛永盛岡図による河道復原図	一五四	三七	一関地区	一八五
二九	盛岡全図	一五六	三八	一関堤防	一八六
三〇	盛岡全図による河道復原図	一五七	三九	新田堤防	一八八
三一	杉土手	一六〇	四〇	人首川改修	一九一
三二	支川改修位置図	一七〇	四一	広瀬川改修	一九四

五、写真目録

名 称	頁	名 称	頁
舞川岩出	三一	増子文書	四八
相去沈床	四〇	日形地区及日形堤防	五〇
同 現 況	四〇	木村勘助墓	五〇
大祥寺観音堂	四七	増子文書	六三
日形町	四七	日形堤防	六三

増子文書	七二	御田屋清水	一四九
増子文書	七二	盛岡城（一、二丸）	一五二
日形地区内水排水門	七九	北上川、中津川合流点附近	一五五
平泉古図	八三	新築地及古河	一五九
母体文書	九一	杉土手	一五九
姉体御谷木絵図	一一三	南部藩日誌	一六一
中島、雲雀堤防	一二四	南部藩日誌	一六三
花巻北上川古河道跡	一三二	新築地縮切堤防	一六五
花巻城下をめぐる北上川の流路	一三二	南部藩日誌	一六六
花巻城西旧北上川河道	一三三	南部藩日誌	一六七
新川橋	一三八	夏川堤防	一七六
猿ヶ石川合流点	一四一	増子文書	一七九
三条（北上川代替地点）	一四一	砂鉄川	一八四
新川文書	一四二	新川堤防	一八九
一日市橋	一四四	人首川	一九二

編集後記

東北地方最大の長江北上川は、生成以来幾多の変遷と共に、沿岸地帯に及ぼした影響は計り知れないものがある。しかし、有史以来の沿革等、身近な問題すらも殆んど知られていない。あえて、これを知ろうとしても断片的な一村一邑をかざる程度で一貫したものを見ない。

岩手工事事務所は、さきに改修史の編纂を計画すと言うも遂に成らざりしと、その後、岩手工事事務所木谷所長はその計画の一部を変更し、沿革誌として具体化を計り資料の蒐集を開始したのであるが、資料の殆んどは散逸し見るべきもの少く、そのため、いたずらに歳月を空費し、尚且、完璧を期し得なかつたのである、只、幸にも日形、平泉、母体、花巻、盛岡等は資料愛蔵家の特別な御配慮により、可成正鵠を期し得たものと自負するが、他の地域において遺構に記録の伴わない所がある。此の所に限り後証を待つべく口碑、俗説等を収録してある。

本書の編集に当り、御愛蔵の資料を提示いだたき、更に、御指導を戴いた森嘉兵衛、田中喜多美、一倉則文、司東真雄、長田勝郎の諸氏、並びに旧家等の方々に深甚なる謝意を表します。

尚、資料の出所、略解を巻末に補記とし、更に、本輯の不備は追而後補したい。

昭和四十八年三月

担当員

一、小沢文書

慶応年間高寺村肝入となり、更に、明治初期江刺郡西方郡長を勤めた小沢孫左衛門の文書。

江刺市愛宕 小沢家蔵

一、菊地文書

天保、弘化の頃江刺郡西方大肝入を勤めた菊地悦蔵の文書。

江刺市愛宕 菊地家蔵

写本 佐嶋蔵

一、昆野文書

文化、文政頃より明治初期まで口内村肝入を勤めた昆野家代々の文書。

北上市口内 昆野家蔵

写本 佐嶋蔵

一、佐嶋文書

仙台藩下川原御本穀所御蔵守を嘉永年間まで勤めた同家の文書。

江刺市愛宕 佐嶋家蔵

一、新川文書

貞享年間花巻市高木地内に北上川新川開削工事施工の折、人足頭を勤めた佐藤万右衛門の文書。

伝、同家は普請会所（工事事務所）であり、屋号を新川と称している。

花巻市高木 佐藤家蔵

一、只野文書

化政期において江刺郡西方大肝入を勤めた只野市兵衛の文書。

但し、只野家所蔵の原本は昭和十八年の大火により焼失す。

（只野家 江刺市愛宕）

写本 佐嶋蔵

一、中尊寺文書

中尊寺一山によって伝承された文書。

西磐井郡平泉町 中尊寺蔵

一、畑中文書

化政期より藩政末期まで三照村肝入を勤めた畑中屋敷義惣右衛門の文書。

江刺市稲瀬 高橋家蔵

写本 佐嶋蔵

一、増子文書

田村藩主一ノ関入府以来の重臣増子氏によって伝承された文書。

西磐井郡花泉町日形 増子家蔵

一、母体文書

化政期より明治初期まで母体村肝入を勤めた千葉家代々の文書。

胆沢郡前沢町母体 千葉家蔵

一、司東氏資料

郷土史家、岩手、宮城県史編纂委員、北上市史編纂者司東真雄氏の蒐集資料。

北上市稲瀬

一、千葉氏資料

郷土史家、黄海村史編纂主務千葉繁樹氏の蒐集資料。

東磐井郡藤沢町二日町

一、三宅氏資料

郷土史家、元教員 故三宅健治氏の蒐集資料。

水沢市神明町

一、斎藤氏資料

郷土史家、元校長 故斎藤伝蔵氏の資料。

江刺市 江刺市立愛宕図書館蔵

一、留守文書

水沢臥牛館主留守氏重代の文書。

水沢市 水沢市立図書館蔵

一、南部家系図

一、南部家文書

盛岡藩主南部家重代の文書。

盛岡市 盛岡市公民館蔵

一、南部藩家老席日誌

盛岡城内における公式の日誌であり、表題「雑書」とあるもの。

盛岡市 盛岡市公民館蔵

一、安永風土記

安永年間仙台藩が領内村々に命じて、書き出させた、地誌である。

仙台市 宮城県立図書館

江刺市愛宕 小沢文書

同(写本) 佐嶋蔵

北上市稲瀬(同) 司東氏資料

一、祐清私記

南部藩調用係伊藤祐清の著である、祐清は寛延二年六十七才で卒す。

一、二郡見聞記

南部藩士和田甚五兵衛氏武の筆録するものである。その成立は天保初期か？

岩手県立図書館蔵

一、盛岡砂子

天保四年の初稿以来増補を重ね明治七年改訂されたものであり、著者星川正甫は盛岡の人であり、岩手県地理課に勤務し明治十三年卒す。

岩手県立図書館蔵

一、邦内郷村志

南部藩の代官大卷秀詮の著である秀詮は享保元年六十二才で歿す。

岩手県立図書館蔵

一、花 印

花巻城及花巻に関し玉山秀典が記録したもの。

岩手県立図書館蔵

岩手県立図書館蔵

一、花巻年契（「天保五年」云々とあるもの）

一、花巻古事記

一、花巻町志（稿）

花巻市立図書館蔵

一、北上川航路図

弘化年図

岩手県立図書館蔵

一、河川調査書

明治二十七年 編成 岩手県の稿本

一、北上川河川台帳及附属地形図

明治三十七年 編成

岩手県立図書館蔵

北上川 第一輯

昭和四十八年三月 発行

昭和四十八年三月 発行

編集 東北地方建設局岩手工事事務所

盛岡市上田四丁目二

発行所 岩手工事事務所

仙台市伊在白山 印刷団地

印行 針生印刷製本所

北上川 第一輯 正誤表

頁	行	本文資料	正	誤
六	八	表	(計) 8,446.18	8,446.16
二五	八	本	これ等の支配者	これ等支配者
二七	六	本	夕顔瀬橋	明治橋
三七	一〇	表	水利	水利
四一	七	本	流路は正の爲。	流路は正の後
五〇	写真	説明	日形地区及び日形堤防	日形地区及堤防
五九	一七	資	茂太夫殿	茂夫殿
七〇	七	資	受人二右エ門	受人二右工門
七六	一一	資	御村分小役御雇也	御村分小後御雇也
七八	五	本	多数の勞力	多量の勞力
八一	一二	本	領主と邑民	領土と邑民
八二	一〇	本	平泉古図に明記	平泉古図(1)に明記
八八	九	本	諸材料は、	諸材料を
九四	七	資	申上度超	申上度?
九四	一五	本	旧形に数倍する。	旧形に数倍す
九七	二	資	二百廿式尺	二百廿式尺
九九	三	資	組頭共申出候	組頭共申出候
九九	一〇	資	御面々様御見分も	御面々様御身分も
九九	一二	資	相控可申様無之	相控可申様無々
一〇〇	一四	資	被御加分 御藏入	被御加 分御藏入
一三七	一四	資	御普請人足式百石	御普請人足達百石
一四四	写真	説明	旧北上川河道に	旧上北川河道に
一四四	図面	説明	第26図紫波、盛岡地区改修位置	(全父欠)
一六一	一五	本	() 書を削除	(写真一五)
一八二	一一	資	布佐村分候	布佐村分候
二〇〇	三	本	米産地帯保護	産米地帯保護
二〇五	一〇	資	組頭共申出候間	組頭共申出候間
二〇六	一	資	御面々様御見分	御面々様御身分
二〇六	一一	資	御普請迄被成下候義ハ	御普請迄被成下候成下候義ハ
二一二	三	本	此段共如此申上候	此段共如此申上候
二一三	一〇	本	大肝入へ、通告	大肝入へ、報告
二一六	一八	註	遺捨	遺捨人夫

頁	行	本文資料別	正	誤
二二二	一一	本	水神祭。	水神楽
二二六	一一	本	工事でもある。	工事もある。
二二一	写真	説明	根杭	(上)(全文欠)
二二三	一	本	廻り、四つ割り、	廻り四つ割り、
二二六	五	本	切欠け合せ、桎留	切欠け合せ桎留
二四〇	写真上	説明	杭出	(欠)
二四二	四	本	三角杵	(欠)
二五四	一〇	本	成木は粉竹	木成は粉竹
二五八	一五	本	舞草	舞川
二五九	一六	本	左岸	左東
二五九	一六	本	鷹巢堂	鷹巢
二五九	一六	本	堂を削除	堂(前行に入る)
二五九	一六	本	尻平川	尻手川
二五九	一二	本	庫理	庫理
二六七	九	本	北上川左岸に桃生城成る	北上川左岸口桃生城成る
二六八	一三	本	覚繋城	覚城繋
二六八	一	本	池田真牧	池田真牧
二七五	一七	本	平泉丹隆寺	平泉丹隆寺
二七五	下二	本	黄海川付替	黄海川切替
二七五	下五	本	一関地区堤防	一関地区
二七五	下六	本	一関町内堤防	一関堤防

挿絵図面正誤

- 一二四 中島雲雀堤防(古絵図)画面の右が上となるのです。
 一三二 花巻地区北上川古、旧河道(航空写真)画面の右が上です。
 一三三 図22—2 花巻城北の旧河道と
 一三七 図24 四戸金右工門の工事との図面を入れかへる。
 一七八 黄海川付替(地形図)画面の上下転倒しました。

校正のミスをお詫びします。